

特別支援学級担任及び 通級による指導担当教員の ためのハンドブック

～一人一人の子供の確かな学びと自立の実現のために～



平成29年3月
熊本県教育委員会

はじめに

特別支援教育が始まり、10年目を迎えました。この間に我が国では障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められるなど、特別支援教育を取り巻く状況は大きな変化の中にあります。

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指す一方で、障がいのある子供の自立と社会参加を見据えて、その能力を十分に伸ばす指導を行うことが大切です。そのため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれは、幼児児童生徒の特別な教育的ニーズに対応する専門性を有することが求められています。

本県では、特別支援学級在籍児童生徒数が、この10年間で約3.3倍（設置学級数：約2.0倍）、通級による指導利用児童生徒数が約2.8倍（設置教室数：約2.2倍）と少子化が進む中であって、いずれも著しく増加しており、このことは、特別支援教育に対する保護者の期待の高まりを示しています。在籍する児童生徒数の増加に伴い、担当教員も増加していますが、特別支援学級及び通級による指導担当教員にあっては、経験3年以下の者が約4割を占めており、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じることができる高い専門性が求められています。

このような状況を踏まえ、このたび専門性の向上を図る一つの方策として「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック」を作成しました。本ハンドブックは、平成22年に本県が作成した「特別支援学級及び通級指導教室担当者のためのハンドブック」の内容を更に充実させるとともに、特別支援学級並びに通級による指導において重要な指導である自立活動の内容を新たに加えました。

本ハンドブックが児童生徒の実態把握、学級運営、授業づくり、諸研修などにおいて活用されることで、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われ、特別支援学級並びに通級による指導において一層の指導支援の充実が図られることを期待しています。

平成29年3月

熊本県教育委員会



©2010 熊本県くまモン

目次



©2010 熊本県くまモン

第1部 指導を始める前に

- 1 特別支援教育とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 指導に当たって大切にしたいことは？・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 各種制度を活用するには？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2部 特別支援学級における指導

第1章 特別支援学級

- 1 特別支援学級とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 特別支援学級への在籍の手続きは？・・・・・・・・・・・・ 1 4

第2章 教育課程の編成

- 1 特別の教育課程の編成は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- 2 知的障がいのない児童生徒の教育課程の編成は？・・・・ 2 6
- 3 知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成は？・・・・ 2 8
- 4 特別支援学級の指導体制は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- 5 教科用図書採択は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 6 各教科の指導は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 7 各教科等を合わせた指導とは？・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
日常生活の指導・生活単元学習・作業学習・遊びの指導
- 8 道徳の指導は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- 9 外国語活動の指導は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
- 10 総合的な学習の時間の指導は？・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

第3章 指導計画の作成

- 1 指導計画の作成は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
- 2 授業時数の取扱いと時間割の作成は？・・・・・・・・・・・・ 5 4
- 3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成は？・・・・ 5 6
- 4 学習指導案の作成は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 0
- 5 学習指導の評価は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2
- 6 引継ぎの準備と方法は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6

第4章 人権教育等の指導

- 1 人権教育の指導は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1
- 2 キャリア教育・進路指導は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2

3	体育・健康に関する指導は？	7 5
4	生徒指導の充実は？	7 6

第5章 学級づくり等の基本

1	年間の主な学級事務等の流れは？	7 9
2	新学期の準備に必要なことは？	8 0
3	入学式・始業式で配慮することは？	8 2
4	教室環境の整備は？	8 3
5	学級経営案の作成は？	8 4
6	学級通信の発行は？	8 5
7	教材・教具の開発や活用は？	8 7
8	保護者・関係機関との連携は？	8 8
9	校内支援体制の整備は？	8 9
10	交流及び共同学習の進め方は？	9 1

第6章 障がいの状態に応じた指導【特別支援学級】

1	視覚障がいのある児童生徒の指導は？	9 5
2	聴覚障がいのある児童生徒の指導は？	10 2
3	肢体不自由のある児童生徒の指導は？	10 7
4	病弱・身体虚弱の児童生徒の指導は？	11 0
5	自閉症のある児童生徒の指導は？	11 4
6	情緒障がいのある児童生徒の指導は？	11 9
7	知的障がいのある児童生徒の指導は？	12 2

第3部 通級による指導

第1章 通級による指導

1	通級による指導とは？	1 2 9
2	通級による指導の教育課程・指導内容は？	1 3 1
3	入級から終了までの流れは？	1 3 3

第2章 通級による指導に当たって

1	通級による指導の指導計画の作成とP D C Aは？	1 4 5
2	学習指導の評価は？	1 4 8
3	在籍学級・在籍学校との連携は？	1 4 9
	解説：高等学校の通級による指導について	1 5 1

第3章 障がいの状態に応じた指導【通級による指導】

- 1 言語障がいのある児童生徒の指導は？ 1 5 5
- 2 聴覚障がいのある児童生徒の指導は？ 1 6 0
- 3 情緒障がいのある児童生徒の指導は？ 1 6 3
- 4 LD・ADHD等のある児童生徒の指導は？ 1 6 5

第4部 自立活動

第1章 自立活動の意義と指導の基本

- 1 自立活動の意義とは？ 1 7 3
- 2 自立活動の指導の基本とは？ 1 7 5

第2章 自立活動の内容及びその解説

- 自立活動の内容とは？ 1 7 9

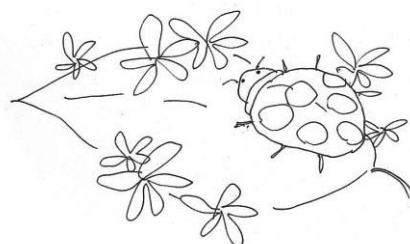
第3章 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱いは？ 1 9 9
- 2 「自立活動目標設定シート」を活用した自立活動の目標及び指導内容の設定方法は？ 2 0 6

第4章 「自立活動目標設定シート」を活用した事例

- 4-1 「自立活動目標設定シート」を活用した事例【視覚障がい】 . . . 2 1 5
- 4-2 「自立活動目標設定シート」を活用した事例【聴覚障がい】 . . . 2 1 8
- 4-3 「自立活動目標設定シート」を活用した事例【肢体不自由】 . . . 2 2 1
- 4-4 「自立活動目標設定シート」を活用した事例【病弱・身体虚弱】 . . 2 2 4
- 4-5 「自立活動目標設定シート」を活用した事例【発達障がい】 . . . 2 2 7

- 巻末資料 2 3 3



※本ハンドブックは…

- * 「障害」の表記については、法令及び文献等より引用したものや施設名等以外は、「障がい」と表記しています。
- * 小学校及び中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）、特別支援学校学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）に基づき、作成しています。
- * アメリカ精神医学会が定めた診断基準「DSM」が平成 25 年に改訂され、「障害」を「症」に改めるなど、大きな変更がされています。教育に関しては、学校教育法施行規則で、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動障がいの名称を使っていることもあり、本ハンドブックではこれに沿った障がい名を用いて説明しています。
- * 「第 2 部 特別支援学級における指導」「第 3 部 通級による指導」では、本県に設置されている特別支援学級（弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がい、知的障がい）及び通級による指導（言語障がい、難聴、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等）についてまとめています。
- * 本ハンドブックで使用されている名前はすべて仮名です。

活用して
ほしいモン！



©2010 熊本県くまモン

◇このハンドブックは、県教育委員会のホームページからもダウンロードできます。

第1部

指導を始める前に

1 特別支援教育とは？

1 特別支援教育とは

障がいのある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、知的な発達に遅れのない学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）・高機能自閉症等（以下「発達障がい」という。）も含めて、教育上特別な支援を必要とする子供が在籍するすべての学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある子供への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

2 特別な教育的ニーズのある子供の教育

（1）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

現在、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」等の趣旨を踏まえ、我が国の教育では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築が求められています。平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）では、その推進についての基本的な考えについて述べています。

「インクルーシブ教育システム」とは、『人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み』です。

また、共に学ぶことについて、『基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである』とするとともに、『それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点』と整理されています。

このように、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することが大切です。

（2）合理的配慮

報告は、インクルーシブ教育システムを構築するため、個人に必要な「合理的配慮の提供」が必要であることを述べています。

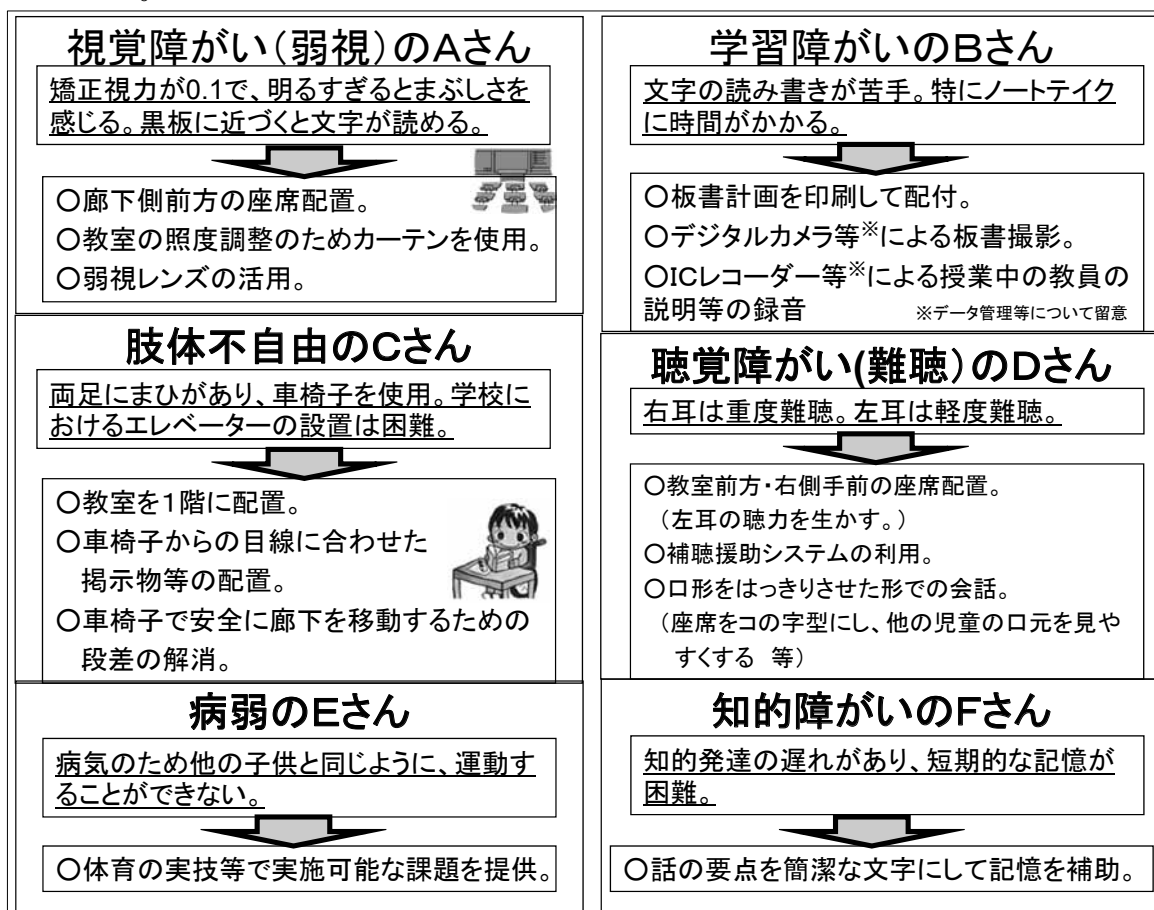
合理的配慮とは、障がいのある子供が他の子供と平等に教育を受けるために、学校やその設置者が必要かつ適当な変更・調整を行うことで、障がいのあ

る子供がその状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。また、学校やその設置者に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されます。設置者・学校と本人・保護者との間で、可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましく、その内容は個別の教育支援計画に明記することが望まれます。

図1は、障がい種に応じて提供される合理的配慮の例を示しています。この他にも、障がいのある子供は、同じ障がいでも状態が多様なことや、障がいを併せ有する場合、成長や時間の経過により必要な支援が変化することなども考慮して、子供一人一人の教育的ニーズに合わせた合理的配慮を決定・提供していくことが大切です。

なお、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮不提供の禁止が規定されました。



[図1 合理的配慮の例]

学校においては、図2のように合理的配慮を提供するために組織的な対応が必要です。その一つは、校内支援体制の充実です。これまで行われてきた特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置づけ、校内委員会の設置に加えて、特別な教育的ニーズのある子供の実態把握や支援の検討などが、職員間の連携のもとに計画的に進められることが求められます。また相談窓口を設置し、保護者に周知しておくことも重要です。

合理的配慮提供のプロセス

合理的配慮を提供する目的は、「十分な教育を受けることができる」ようにすることです。

①意思の表明

学校に「合理的配慮を提供してほしい」ということを相談します。意思の表明がない場合でも、必要な配慮の提供について学校から働きかけることもあります。

②建設的な対話

希望した合理的配慮の内容が、すべて提供できるとは限りません。本人や保護者と学校で優先して提供することが必要な合理的配慮や、希望された合理的配慮を提供できない場合の代替の配慮について建設的に話し合います。

③合理的配慮の提供

提供した合理的配慮により、子供が十分な教育が受けられているか確認します。提供する合理的配慮については、個別の教育支援計画に記して職員間でも共通理解します。



④評価

子供の成長に合わせて、よりよい合理的配慮に改善していきます。

⑤引継ぎ

切れ目のない連続した支援のため、次の移行先に確実に引き継ぎます。

大切なことは、子供が十分な教育を受け、持てる力を伸ばすことです。

[図2 合理的配慮提供のプロセス]

コラム

インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が教育関係者に向けた理解啓発や具体的なインクルーシブ教育システム構築に関する情報を提供することを目的に開設されているサイトです。

キーワード検索

検索

【Ⅰ】対象児童生徒等の障害種 **必須**

○ and ● or

- 視覚障害 [9]
- 聴覚障害 [16]
- 知的障害 [68]
- 肢体不自由 [24]
- 病弱・身体虚弱 [11]
- 言語障害 [13]
- 自閉症 [71]
- 情緒障害 [21]
- LD(学習障害) [23]

【Ⅲ】対象児童生徒等の在籍状況等

- 幼稚園 [13]
- 小学校(通常の学級) [19]
- 小学校(通常の学級・通級による指導) [47]
- 小学校(特別支援学級) [53]
- 中学校(通常の学級) [7]
- 中学校(通常の学級・通級による指導) [6]
- 中学校(特別支援学級) [12]
- 高等学校 [10]
- 中等教育学校 [0]
- 特別支援学校(幼稚園) [0]
- 特別支援学校(小学部) [14]

インクルDB内の「合理的配慮」実践事例データベースには、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」で得られた学校の実践事例が掲載されています。在籍状況・学年・障がい種別・合理的配慮の項目にチェックを入れると該当する実践報告を閲覧することができます。その他基礎的情報やQ&Aなども掲載されています。「インクルDB」で検索可能です。



2 指導に当たって大切にしたいことは？

1 一人一人の教育的ニーズの把握から

必要な教育的ニーズは一人一人異なります。まずは、子供たち一人一人の教育的ニーズの把握から始めましょう。知的障がいや自閉症など、障がい名から得られる情報もありますが、そのみでは子供たちの教育的ニーズを捉えきれません。また、「できない」ことに目が向きがちですが、子供たちとじっくりつきあっていく中で「その子のよさ」や「もう少しでできそうなこと」などが見えてきます。



このように、子供たち一人一人との関わりから分かるものを大切にするとともに、保護者や前担任等からの情報も参考にしながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握しましょう。

2 子供たち一人一人が持てる力を発揮できるように

既成の教材・教具をそのまま使用すると、一人一人の教育的ニーズに合わせた指導には不十分なことがあります。その場合は、子供たちの実態把握に基づいて、教材・教具を自作するなどの工夫も有効です。学習の目的に沿って分かりやすい教材を工夫することで、一人一人が持てる力を発揮し、主体的に学習に取り組めるようになります。

地域の特別支援学校においても、参考となる教材・教具や様々な実践例を見ることができますので、公開授業や運動会など機会あるごとに積極的に参観してみましょう。

3 信頼関係を大切に

子供は、自分の良さや可能性に目を向け、受けとめてくれる人に対して心を開き、信頼を寄せます。子供たちとの信頼関係づくりは教員にとって大変重要です。子供たちが学校で学ぶ楽しさを味わうことができるよう、子供たちの気持ちを大切にするとともに、達成感の得られる経験を積み重ねましょう。さらに、子供たちと過ごす様々な場面で、「すごいね」「できたね」「きれいだね」など、賞賛したり気持ちに共感したりすることや、親身になって話を聞いたりすることで信頼関係を深めましょう。保護者との信頼関係については、88 ページの「保護者・関係機関との連携は？」を参考にしてください。

4 発達年齢と生活年齢を踏まえた指導を

子供によっては、生活年齢は中学生であっても発達年齢が幼児期の段階にある場合もあります。そのような場合に、個別に丁寧に関わろうとするあまり、中学生に「Aちゃん」と呼ぶ等、幼児に接するような関わり方になっていることもあります。関わる際は生活年齢に応じた言葉かけ等を行うことが大切です。中学生であれば「Aさん」と呼ぶなど中学生らしい関わりをすることは生徒の人権を尊重することでもあります。

3 各種制度を活用するには？

1 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級で指導を受けている子供の保護者に対しては、就学のために必要な諸経費のうち、次のような費目について、家庭の経済状況等に応じて、その全部又は一部を支給しています。

- 学校給食費
- 交通費（通学費、職場実習費、交流及び共同学習費）
- 修学旅行費
- 校外活動等参加費
- 学用品購入費
- 新入学児童生徒学用品費・通学用品購入費 等



事務手続きは各小・中学校で、学校の担当者（学校事務職員等）が窓口となって行われます。通級による指導は、通級に伴う交通費のみが対象です。

2 手帳制度

(1) 療育手帳

知的障がいのある人が交付の対象です。手帳により、税の減免の他、各種の福祉サービスが受けられます。

交付される手帳には、障がいの程度により「A1（最重度）」から、「B2（軽度）」の4つの段階があります。

(2) 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が交付の対象となります。手帳により、税の減免の他、身体障がい者に係る各種の福祉サービスが受けられます。障がいの範囲は「視覚障がい」「聴覚障がい」「音声機能、言語機能障がい」「肢体不自由」などに分けられ、障がいの程度は重い方から順に1級から6級に分けられています。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神疾患（てんかん、発達障がいなどを含みます。）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象です。手帳により、税の控除や減免の他、各種の福祉サービスが受けられます。障がいの程度は、重い方から1級から3級に分けられています。

(4) 手帳の交付について

どの手帳も申請と交付は市役所又は町村役場で行っています。また、年齢にかかわらず申請ができます。

3 各種手当

(1) 障害児福祉手当

身体又は知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がい者に対して支給されます（所得による支給制限があります）。問い合わせ先は、各圏域の県福祉事務所、市役所又は町村役場です。

(2) 特別児童扶養手当

20歳未満で、身体又は知的・精神に中度以上の障がいのある子供を養育している父もしくは母、又は父母に代わってその子供を養育している人に対して支給されます（所得による支給制限があります）。問い合わせ先は、各圏域の県福祉事務所、市役所及び町村役場です。

4 その他

補装具の購入（修理）費の支給や日常生活用具給付等事業等の在宅福祉サービスがあります。詳しくは市役所又は町村役場にお問い合わせください。



第2部

特別支援学級に おける指導

第1章 特別支援学級

1 特別支援学級とは？

特別支援学級は、学校教育法第 81 条第 2 項に基づき、障がいがあるため通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に設けられる少人数の学級です。1 学級の定員は 8 人で、障がい種ごとに設置されます。



学校教育法第 81 条〔特別支援学級〕

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

特別支援学級の対象となる障がいの種類と程度は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省：平成 25 年 10 月）により、次のとおり示されています。

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）※と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

また、特別支援学級入級後も、児童生徒の障がいの状態や学習状況等を継続的に把握し、校内委員会等で教育内容や方法を見直したり、より適切な教育の場や進路について検討したりする機会を設けることが必要です。

※ 2 特別支援学校への就学

（2）障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことか

ら、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。



2 特別支援学級への在籍の手続きは？

1 特別支援学級への在籍の手続き

平成 25 年 9 月学校教育法施行令の改正が行われ、これまで学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定される障がいの程度の児童生徒は特別支援学校に原則就学するという仕組みから、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められました。

障がいのある児童生徒等については、適切な指導と必要な支援を行うため、保護者、学校、関係者が協力した就学支援を行っていかねばなりません。就学前においては保護者並びに在籍する認定こども園・幼稚園・保育所等と、小・中学校に在籍している場合は保護者並びに在籍する小・中学校と、市町村教育委員会が検討を進めることになります。

市町村教育委員会は、本人・保護者に対し就学先決定に関する十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者、学校と教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていきます。市町村教育委員会は、教育、医学、福祉、心理学等の専門的知識を有する者から構成される教育支援委員会（就学指導委員会）の意見も聞きながら、最終的に就学先を決定します。

2 就学のための情報収集と情報提供

就学先の決定のため、障がいのある児童生徒等についての情報収集が必要です。その方法は、例えば保護者との面談、児童生徒等のこれまでの育ちに関わる関係機関からの情報収集や、現在在籍している認定こども園・幼稚園・保育所などへの訪問等があります。情報収集は、市町村教育委員会が行ったり、市町村教育委員会と学校が協力して行ったりする場合があります。

一方で、本人・保護者に対し、必要な情報を提供します。その一環として、小・中学校特別支援学級に就学を検討している本人・保護者に、学校見学や体験入学に参加してもらうことが有効です。保護者は、特別支援学級への就学に不安を持っていることもあり、どのような学習内容をどのような方法で指導されるのか、本人の成長・発達の見通し等について、具体的に知りたいと考えています。そのため、保護者には小・中学校特別支援学級（必要に応じて特別支援学校）の学校生活や教育課程について必要な情報を伝え、保護者が安心し、就学までの見通しを持つことができるようにしておくことが大切です。

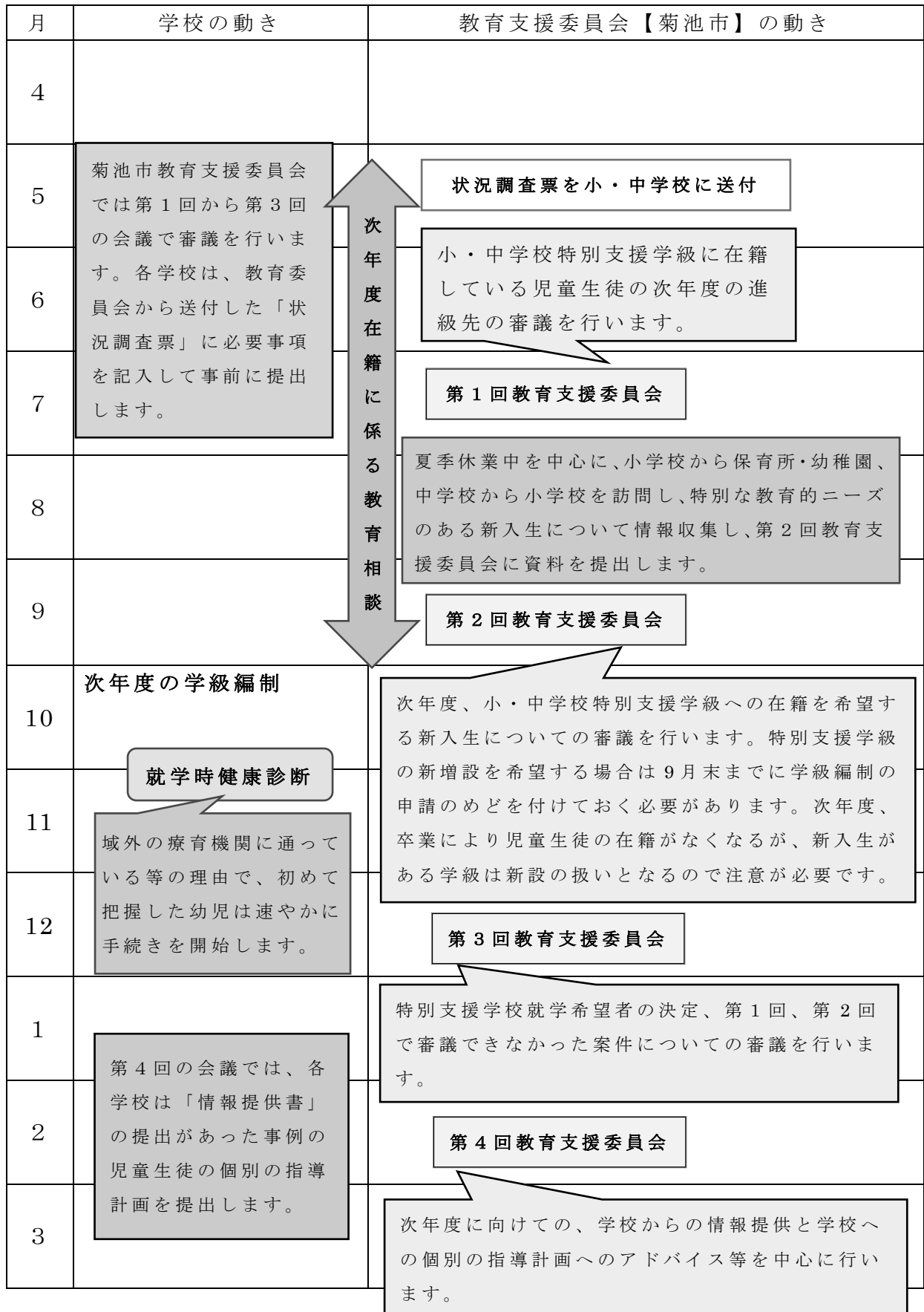
3 学びの場の変更

就学時に決定した学びの場は、固定したものではありません。それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、特別支援学級から通常の学級への転籍や小・中学校から特別支援学校への転学等ができることをすべての関係者で共通理解しておく必要があります。そのために、学校では教育相談や個別の教育支援計画を基にした校内委員会などを定期的に行い、児童生徒にとって、持てる力を最も伸ばすことができる学びの場を検討していくことが必要です。



《参考》

以下に示す図は、菊池市における特別支援学級への在籍に係る、学校と教育支援委員会の1年間の動きです。菊池市では、教育支援委員会が就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、年4回の会議を実施しています。





第2章 教育課程の編成

1 特別の教育課程の編成は？

1 「生きる力」を培う学びの場としての特別支援学級

インクルーシブ教育システムの基本的な方向性としては、障がいのある児童生徒等と障がいのない児童生徒等が、できるだけ同じ場で学ぶことを目指しています。その場合には、それぞれの児童生徒等が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、最も本質的な視点です。このことを踏まえた「多様な学びの場」の一つが「特別支援学級」であり、ここでは「生きる力」を培うための指導の充実を図っていくことが大切です。

2 教育課程とは

学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。

特別支援学級の教育課程は、学校が編成する教育課程の一つであり、各学級においては、児童生徒の障がいの状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮して、教育目標の設定、指導内容の組織、授業時数の配当を行っていきます。

3 特別の教育課程の編成について

特別支援学級は、学校教育法第 81 条の第 2 項の規定による障がいのある児童生徒を対象とする学級であるため、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。そのため、以下の学校教育法施行規則第 138 条の規定により、特別の教育課程を編成することができます。

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条、第 52 条、第 52 条の 3 の規定並びに第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 74 条の 3、第 76 条、第 79 条の 5 及び第 107 条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。(学校教育法施行規則第 138 条)

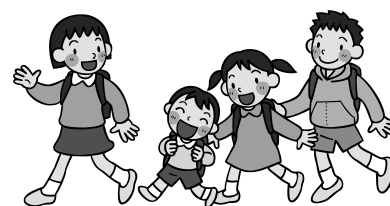
[本規定で参照してある条文の内容]

「第 50 条第 1 項、第 72 条」…小・中学校の各教科及び領域による教育課程編成を規定

「第 51 条、73 条等」…小・中学校等の各教科等の授業時数並びに各学年の総授業時数を規定

「第 52 条、第 74 条」…小・中学校学習指導要領により教育課程を編成することを規定

この規定により、特別支援学級において特別の教育課程を編成して教育を行う場合であっても、特別支援学級は小・中学校に設置された学校であるため、学校教育法に定める小・中学校の目的・目標を達成するものである必要があります。



4 特別の教育課程とは

特別支援学校学習指導要領においては、児童生徒の障がいの状態により特に必要がある場合には、弾力的に教育課程を編成することができることについて、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に述べています。一方で、小・中学校学習指導要領は、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着やその活用を図る学習活動を重視して、指導内容のまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えることを可能としているものの、「指導内容の精選を図る」ことは認められていません。これらのことから、特別支援学校学習指導要領を参考として、児童生徒等の実態に応じて特別の教育課程を編成する必要がある際は、次のような工夫を可能としています。

○自立活動の指導を取り入れる

自立活動は、学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標に設けられた領域です。特別支援学級では、授業時間を設定して行う自立活動における指導を中心としながら、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って指導を行います。詳しくは、「特別支援学校学習指導要領解説（自立活動編）」を参考にしてください。

○各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替える

各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を下学年の教科の目標及び内容の全部又は一部によって替えることができます。

○各教科を知的障がい特別支援学校の各教科に替える

知的障がいのある児童生徒に指導する各教科又はその一部を知的障がい特別支援学校の各教科に替えることができます。

○各教科等を合わせた指導を取り入れる

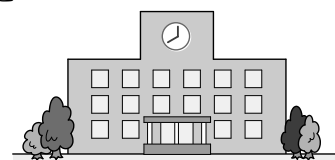
知的障がい特別支援学校の教育課程を取り入れた場合、具体的・実際的な内容の指導を行うために、各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導（各教科等を合わせた指導）を行うことも効果的な場合があります。例えば、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習などです。詳しくは「7 各教科等を合わせた指導とは？」（40 ページ）をご覧ください。

○教育活動を適切に実施するための授業時数を配当する

特別支援学級における各学年の総授業時数は、小・中学校の各学年の総授業時数に準じます。さらに、各教科、自立活動については、児童生徒の実態等を考慮し、それぞれの学習指導要領に示された内容を学ぶために必要な授業時数を配当することになります。詳しくは本章及び第3章指導計画の作成（49 ページ）をご覧ください。

○児童生徒の実態に即した教科用図書を使用する

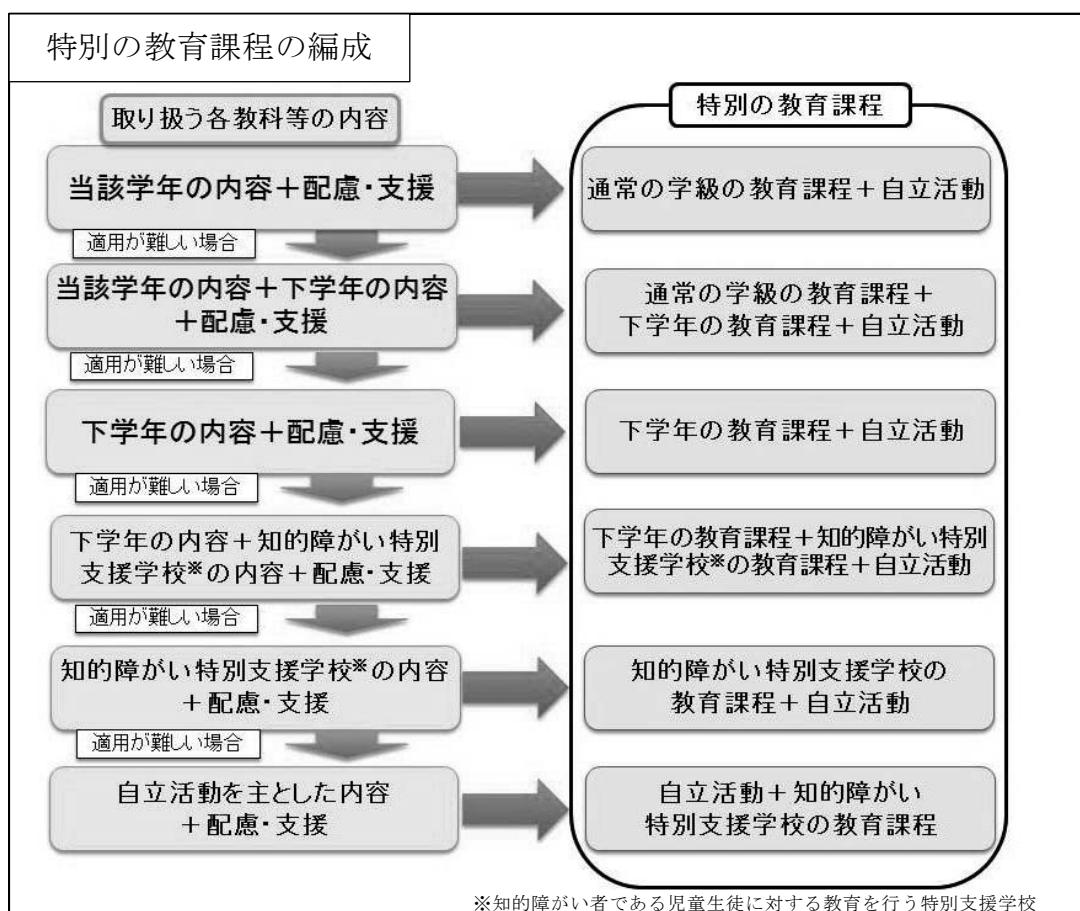
知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れて特別の教育課程を編成し、検定済教科書を使用することが適当でない場合には、当該学校の設置者の定めるところにより、市販の絵本等、他の適切な教科用図書を使用することができます。詳しくは「5 教科用図書の採択は？」（33 ページ）をご覧ください。



このように、実態や年齢も考慮して特別支援学級の教育課程を編成していきませんが、その際は次の2点にも留意します。

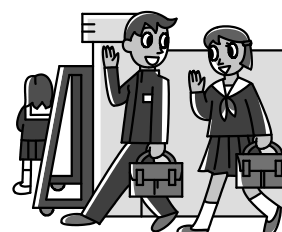
- 児童生徒の障がいの状態や特性等を十分考慮して、各教科の指導内容を基礎的・基本的な内容に重点化して指導します。
- 各教科の目標及び内容を下学年の目標及び内容に替えた場合、学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画の作成が必要です。特に、系統的な学習を主とする場合は、教材の精選や指導の一貫性など、より一層慎重な取扱いが必要です。

下図は、これまでの説明を基に取り扱う各教科等の内容と特別の教育課程の編成の関係をまとめたものです。児童生徒の障がいの状態等に応じ、児童生徒の力を十分伸ばすことのできる教育課程を編成できるよう工夫することが大切です。



5 教育課程編成の基本的な考え方

学校の教育課程は、それぞれの学校において、どのような児童生徒に育てようとするのか、そのためにどのような教育を行おうとするのかなど、各学校の教育活動についての基本的な考え方の下に編成されます。そして、教育課程の編成主体は学校であり、校長の責任の下で、全教職員の共通理解を図り、編成されなければなりません。



また、学校は全体として組織的、計画的に児童生徒の教育に当たるものですが、特に、中学校は、教科担任制を原則とすることから、学校全体としての取組が十分示されるよう留意する必要があります。

これらの原則は、特別支援学級でも同様です。

6 教育課程の編成の手順

(1) 教育課程の編成に対する学校及び特別支援学級の基本方針を明確にする

学校及び特別支援学級として教育課程の意義、教育課程の原則など編成に対する基本的な考え方を明確にし、校長を中心に担任間及び学校内で共通理解を持ちます。

(2) 教育課程編成のための事前の研究や実態把握をする

ア 教育課程について国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解します。

イ 児童生徒の障がいの状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校・学級の実態を把握します。その際、保護者の意向や児童生徒の状況等を把握することに留意します。

ウ 実施中の教育課程を検討・評価して、その改善点を明確にします。その際、児童生徒の学習状況や反応等に留意します。

(3) 特別支援学級の教育目標を設定する

事前の研究や実態把握の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や特別支援学級の課題や目指す児童生徒像を明確にした上で、特別支援学級の教育目標を設定します。

(4) 指導内容を選択する

ア 指導内容について、その基礎的・基本的なものを明確にします。

イ 学校及び特別支援学級の教育目標の達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にします。

ウ 各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、個に応じた指導を推進するよう配慮します。

エ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、体育・健康に関する指導及び自立活動の指導について、適切な指導がなされるよう配慮します。

オ 地域や学校、児童生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮します。

カ 指導内容に取り上げた事項のまとめ方や重点の置き方を検討します。

(5) 指導内容を組織する

ア 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科間の指導内容相互の関連を明確にします。

イ 各教科等の指導内容相互の関連を図ります。

ウ 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織します。特に、小学校において、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成します。

エ 小学校の各学年において、合科的・関連的な指導について配慮します。

(6) 授業時数を配当する

特別支援学級における各学年の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年の

総授業時数に準じます。さらに、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動については、それらの内容等に応じ、それぞれの年間の授業時数を適切に定めます。その際、次の点に留意します。

ア 指導内容との関連において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の年間授業時数を定めます。

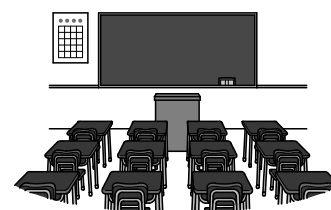
イ 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科の授業時数を定めます。

ウ 各教科等の内容の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めます。

エ 各教科等の授業の1単位時間を、児童生徒の障がいの状態及び発達段階並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めます。

(7) 時間割を作成する

地域や学校、児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成します。詳しくは、「第3章2 授業時数の取扱いと時間割の作成は？」(54ページ)をご覧ください。



〇〇市教育委員会教育長 様

〇〇市立〇〇小学校長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度教育課程の編成について(届)

下記のとおり平成〇〇年度の教育課程を編成しましたので、熊本県〇〇市小中学校管理規則第6条の規定によりお届けします。

記

- 1 児童（生徒）数
- 2 特別支援学級の経営方針
 - (1) 特別支援学級設置の目的
 - (2) 特別支援学級経営の方針
- 3 教育課程の概要
 - (1) 教育課程の概要
 - ア 教育課程の編成の方針
 - イ 使用教科書
 - ウ 教育課程表及び時間割表

(ア) 知的障がい特別支援学級 〈記入例〉

		2年森海	6年笹竹
教科別の指導	国語	210(知) ^{※1}	175(知)
	社会		
	算数	140(知)	175(1年)
	理科		
	生活	70(知)	35(知)
	音楽	70	50(知)
	図画工作	70	50(知)
	家庭		55
	体育	105	90(知)
領域別の指導	道徳	0	35(知)
	特別活動	35	35
	自立活動	35	35
た指導を合わせた各教科等	日常生活の指導	105	70
	生活単元学習	70	70
外国語活動			35
総合的な学習の時間			70
総授業時数		910	980

2年森海

	月	火	水	木	金
1	日生	国語	日生	算数	日生
2	音楽	図工	国語	国語	国語
3	算数	図工	生活	自立	算数
4	国語	体育	算数	生活	学活
5	国語	生単	体育	体育	音楽
6		生単			

6年笹竹

	月	火	水	木	金
1	日生	国語	国語	算数	日生
2	外国語	自立	生活	国語	国語
3	国語	算数	図工	道徳	算数
4	算数	音楽	図/音	家庭	体/家
5	体育	生単	算数	体育	総合
6	※2	生単		学活	総合

※1 (知)は知的障がい特別支援学校の教育課程で編成、学年は記載学年の教育課程で編成（下学年代替）する。

※2 □で囲んだ教科・領域等は交流学級で授業を受ける

※3 2年の道徳は教育活動全体の中で実施する。

(イ) 自閉症・情緒障がい特別支援学級

		3年花草	5年船月
教科別の指導	国語	210	140(2年) ^{※1}
	社会	70	100
	算数	140	175(3年)
	理科	90	105
	生活		
	音楽	60	50
	図画工作	60	50
	家庭		60
	体育	105	90
領域別の指導	道徳	35	35
	特別活動	35	35
	自立活動	70	35
外国語活動			35
総合的な学習の時間		70	70
総授業時数		945	980

〈記入例〉

3年花草

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	算数	算数	道徳
2	学活	体育	国語	国語	国語
3	音楽	社会	音/理	社会	算数
4	自立	算数	体育	理科	体育
5	国語	理科	総合	図工	自立
6			総合	図/音	

5年船月

	月	火	水	木	金
1	自立	国語	算数	社会	算数
2	国語	道徳	体育	算数	理科
3	算数	音楽	理科	国語	外国語
4	体育	算数	国語	家庭	社会
5	理科	図工	社会	体/音	総合
6		図/家		学活	総合

※2

※1 () の学年は、記載学年の教育課程を使用(下学年代替)とする。

※2 □で囲んだ教科等は交流学級で授業を受ける

※記載における留意事項

- 教育課程編成に当たっては、当該児童生徒の障がいの状態及びその負担過重について十分考慮し適切に定めること。
- 使用教科書名は、学級で使用しているすべての教科書を記入し、検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書を分けて記載すること。
- その他、特記すべき事項は、備考欄を設け記載すること。

※使用している名前はすべて仮名です。

2 知的障がいのない児童生徒の教育課程の編成は？

1 教育課程の編成

基本的には小学校及び中学校学習指導要領に基づいて編成を行います。しかしながら、教育課程の編成に当たっては、小学校及び中学校学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障がいの状態や特性等を十分に考慮しなければなりません。

弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいのある児童生徒で、知的障がいがなかったり、知的障がいの状態が比較的軽度であったりする場合は、小・中学校の当該学年の各教科の目標及び内容に準じた教育課程や、当該学年の下学年又は中学校の場合は小学校の各教科の目標・内容を全部または一部を取り入れた教育課程を編成します。

これらの教育課程にはその他、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動が含まれます。「自立活動」の授業時間を設けることが多いのですが、その時は他の教科・領域の時間数を調整する必要があります。

この小・中学校特別支援学級において、小学校及び中学校学習指導要領に準じた編成の教育課程を説明上「準ずる教育課程」といいます。



2 教育課程の編成例

準ずる教育課程

(1) 当該学年の各教科の目標・内容により編成された教育課程【例：中学校】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語科	自立活動
中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 当該学年の下学年又は小学校の各教科の目標・内容を全部又は一部を取り入れた教育課程【例：自閉症・情緒障がい特別支援学級（中学1年生）で、一部の教科で小学校の内容を取り入れている】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語科	自立活動
中学校		1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	○
小学校	6年		一部6年							

注意！

- * (1) (2) の場合、「各教科等を合わせた指導」を行うことは不可。
- * この他に、道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わる。

3 年間授業時数及び時間割の例

<小学校自閉症・情緒障がい学級6年生の場合>

各教科等		授業時数
教科別の指導	*国語	140
	社会	105
	算数	175
	理科	105
	生活	
	音楽	50
	図工	50
	家庭	55
	体育	90
	道徳	35
領域別の指導	特別活動	35
	*自立活動	35
	総合的な学習の時間	70
外国語活動		35
総授業時数		980

校時	月	火	水	木	金
1	国語	国語	算数	国語	算数
2	算数	算数	外国語活動	算数	国語
3	社会	体育	理科	体育	理科
4	総合	総合	音楽	道徳	社会
5	理科	図工	自立	学活	家庭
6		図/体		社会	家/音

*「国語」の標準時数の一部を「自立活動」の指導に当てた例です。児童生徒の障がいの状態に応じて、他教科等においても、自立活動の「人間関係の形成」等の内容を関連付けて指導することが考えられます。

<中学校肢体不自由特別支援学級2年生の場合>

各教科等		授業時数
教科別の指導	国語	140
	社会	105
	数学	105
	理科	140
	音楽	35
	美術	35
	*保健体育	70
	*技術・家庭	35
	外国語	140
	道徳	35
領域別の指導	特別活動	35
	*自立活動	70
	総合的な学習の時間	70
総授業時数		1015

校時	月	火	水	木	金
1	国語	理科	英語	数学	数学
2	数学	道徳	国語	英語	保体
3	社会	音楽	自立	美術	英語
4	自立	保体	技・家	理科	理科
5	理科	社会	学活	国語	総合
6	英語	国語		社会	総合

*「保健体育」と「技術・家庭」の標準時数の一部を「自立活動」の指導に当てた例です。

Q&A

自閉症スペクトラム障がいのある小学6年生(知的障がいがない)で、国語は小学5年生の内容、数学は小学4年生の内容を実施しているが、それでも準ずる教育課程としてよいか？

【回答】よい。

本ハンドブックでは学年にかかわらず、小・中学校学習指導要領の各教科の内容を指導することを準ずる教育課程としている。

3 知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成は？

1 教育課程の編成

基本的には小学校及び中学校学習指導要領に基づいて編成を行いますが、児童生徒の知的障がいの状況によって、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等で編成した教育課程の適用を検討する必要があります。教育課程の編成に当たっては、児童生徒一人一人の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切です。

特別支援学級では、児童生徒の実態に応じて、①「準ずる教育課程」、②知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等で編成した教育課程（以下「知的障がい特別支援学校の教育課程」という。）、③重複障がいがあり障がいの状態により特に必要がある児童生徒の場合は自立活動を主とした教育課程を編成することができます。

2 教育課程編成に当たっての配慮点

- 児童生徒の知的障がいの状態や発達段階を踏まえ、児童生徒が見通しを持って意欲的に学習活動に取り組み、持てる力を十分伸ばすことができるような教育内容により教育課程を編成します。
- 知的障がい特別支援学校の教育課程においては、小学部では外国語活動及び総合的な学習の時間、中学部においては外国語科を設けないことが認められています。しかし、これは特別支援学級において小学校における外国語活動及び総合的な学習の時間、中学校における外国語科をしなくてもよいという規定ではありません。児童生徒の状態等に応じて、体験的な活動を取り入れるなど工夫をしながら適切に設定することが必要です。
- 知的障がい特別支援学級の道徳は、児童生徒の知的障がいの状態や経験に応じて設定し、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなど工夫を行いながら適切に設けるようにします。
- 知的障がい特別支援学級の自立活動は、知的発達の段階から見て言語、運動、情緒、行動などの面で、顕著な遅れや特に配慮を要する様々な状態が知的障がいに随伴して見られることから、教育課程に位置づけ適切に指導内容を設定し、計画的に指導が行われるようにします。

3 教育課程の編成例

(1) 下学年及び知的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容により編成された教育課程【例：小学校】

	国語	社会	生活	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動	自立活動
小学校		3年		一部 2年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	○
知的障がい 特別支援学校	小学部		小学部	小学部							

【例：中学校】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	職・家 (技・家)	外国語科	自立活動
知的障がい 特別支援学校	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○

※△…必要に応じ設けることができる

注意！

* 知的障がい特別支援学校の教育課程を編成している場合、「各教科等を合わせた指導」を行うことが可能である。

* この他に、道徳、特別活動、総合的な学習の時間が加わる。

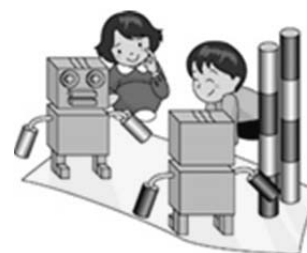
4 年間授業時数及び時間割の例

＜小学校知的障がい特別支援学級1年生の場合の例＞

各教科等		授業時数
教科別の指導	国語	* 136
	社会	
	算数	* 102
	理科	
	生活	* 34
	音楽	68
	図画工作	68
	家庭	
	体育	102
領域別の指導	道徳	34
	特別活動	34
	自立活動	34
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	* 170
	遊びの指導	0
	生活単元学習	* 68
総授業時数		850

校時	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	算数	国語	算数	道徳
3	図工	国語	算数	国語	生活 単元 学習
4	図工	音楽	体育	自立	
5	体育	生活	学活	体育	音楽
6					

* 「国語」、「算数」、「生活」は、知的障がい特別支援学校（小学部）の各教科に替えて編成。それらの時数の一部を「各教科等を合わせた指導」の形態で行う例。



＜中学校知的障がい特別支援学級2年生の場合の例＞

各教科等		授業時数
教科別の指導	国語	* 105
	社会	* 70
	数学	* 70
	理科	* 70
	音楽	* 35
	美術	* 35
	保健体育	* 70
	職業・家庭	* 35
	外国語	35
領域別の指導	道徳	35
	特別活動	35
	自立活動	35
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	* 175
	生活単元学習	* 70
	作業学習	* 70
総合的な学習の時間		70
総授業時数		1015

校時	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	数学	国語	国語	道徳
3	作業学習	社会	数学	理科	生活単元学習
4		音楽	保体	自立	
5	保体	総学	学活	社会	英語
6	美術	総学		職・家	理科

*「各教科」は、知的障がい特別支援学校中学部の各教科に替えて編成。それらの時数の一部を「各教科等を合わせた指導」の形態で行う例。



Q&A

知的障がい特別支援学校の教育課程を参考にした教育課程を編成する場合に、一部の教科で小・中学校学習指導要領の各教科を取り入れることは可能か？

【回答】可能です。

特別支援学級は、小・中学校におかれた学級であるため、小・中学校学習指導要領によって教育課程の編成を行うことが基本です。その上で、児童生徒の障がいの程度等を踏まえ、知的障がい特別支援学校の各教科の内容を取り入れることとなります。その場合、教科ごとに内容を取り入れて差し支えありません。

その際は、各教科の指導目標や指導内容について個別の指導計画を作成し、適切に評価していくことが大切です。

4 特別支援学級の指導体制は？

1 特別支援学級の指導体制

特別支援学級では、障がいの程度、発達段階や学年が異なる児童生徒が一つの学級で学んでいます。特別支援学級は特別の教育課程が編成できるため、一つの特別支援学級においても複数の教育課程が編成されることがあります。各学校においては、学校全体の協力体制づくりを進め、指導・支援について教員同士の連携を図り共通理解をして適切に指導を行うことが必要です。

2 「準ずる教育課程」※¹で指導体制を編成する場合

(1) 教育課程の概要

小・中学校の当該学年の各教科の目標及び内容に準じた指導を行う場合と、当該学年の下学年又は中学校においては小学校の各教科の目標・内容を全部または一部を取り入れた指導を行う場合があります。その他、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動（小学校のみ）、自立活動が行われます。

※¹ 小・中学校の特別支援学級において、小学校及び中学校学習指導要領に準じた編成の教育課程（26ページを参照）

(2) 指導体制

ア 小学校の場合

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導を学級担任が行います。ただし、本人の障がいの状況、学習内容等を考慮の上、適切に交流及び共同学習を実施することも可能です。

イ 中学校の場合

各教科の指導は、教育職員免許法第3条の規定から、各相当の免許状を有する教員が行います。その上で、学校全体の協力体制づくりを進め、指導・支援の共通理解を図るとともに、必要に応じて交流及び共同学習の活用などを行い、効果的に生徒の学力の充実を図ります。その際、特別支援学級担任は、在籍生徒の学習内容を十分把握することが大切です。

3 「知的障がい特別支援学校の教育課程」で指導体制を編成する場合

(1) 教育課程の概要

各教科の指導については、児童生徒の知的障がいの状況により、「準ずる教育課程」による指導を行う場合と知的障がい特別支援学校の各教科の目標及び内容に替えた指導を行う場合があります。その他、道徳、外国語活動※²（小学校のみ）、総合的な学習の時間※²、特別活動及び自立活動が行われます。

※² 取扱いについては「3 知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成は？」（28ページを参照）を参照。

(2) 指導体制

ア 小学校の場合

教育課程全般にわたり学級担任が指導します。

イ 中学校の場合

小学校及び中学校学習指導要領の各教科の目標及び内容で指導する場合は、各相当の免許状を有する教員が行います。知的障がい特別支援学校の各教科の目標及び内容で指導する場合には、特別支援学級担任が各教科の指導をすることが可能です。道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動については、

特別支援学級担任が指導します。

4 指導に当たっての留意点

交流及び共同学習を実施する場合の評価は、児童生徒が通常の学級の授業に参加している場合も、特別支援学級の授業であることから、特別支援学級担任が行うことが基本です。ただし、中学校で小学校及び中学校学習指導要領の各教科の目標及び内容で指導する場合は、よい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するなど、相当免許を有する教科担任が評価を行います。その場合、特別支援学級担任と教科担任との間で、評価の場面や方法について、十分に共通理解を図っておく必要があります。



5 教科用図書の採択は？

1 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択

教科書の採択は、当該学校の設置者が行います。

学校教育法第34条の規定により、小・中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書（以下「検定済教科書」という。）または文部科学省が著作の意義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）を使用しなければなりません。ただし、小・中学校特別支援学級においては、学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第139条の規定に基づき、児童生徒の実態に合ったそれ以外の教科書を選定することができます。特別支援学級で使用する教科書は、教育目標や各教科等の指導内容を十分に吟味し、児童生徒一人一人の学習の状況や障がいの状態に応じて適切なものを選定しましょう。

2 教科書の種類

特別支援学級では、児童生徒の実態から、以下の多様な教科書の選定が考えられます。検定済教科書の当該学年用以外の教科書を使用する場合は、まずは検定済教科書の下学年のもの又は著作教科書の選定を十分考慮することが大切です。

○検定済教科書の当該学年用

○検定済教科書の下学年用（中学校の場合は小学校用検定済教科書も含む）

○文部科学省著作教科書

…知的障害者用、視覚障害者用、聴覚障害者用があります。

特別支援学校知的障害者用…通称「^{ほしほん}☆本」と呼ばれる教科書

〔小学部：使用学年1～6年〕

こくご ☆～☆☆☆ さんすう ☆～☆☆☆

おんがく ☆～☆☆☆

〔中学部：使用学年1～3年〕

国語 ☆☆☆☆ 数学 ☆☆☆☆ 音楽 ☆☆☆☆



特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）

特別支援学校中学部視覚障害者用（点字版）

特別支援学校小学部聴覚障害者用、特別支援学校中学部聴覚障害者用

○一般図書（市販の絵本等）

上記のいずれも教科書として使用することが不相当で、学校教育法附則第9条の規定により一般図書を選定する必要がある場合、採択権者が、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択することとなっています。一般図書で選定できる図書には留意事項があります。

○教科用特定図書

視覚障がいのある児童生徒の学習のために、検定済教科書を、文字や図形が見やすいように拡大して複製したもの（教科用拡大図書）などのことをいいます。

拡大教科書は、児童生徒が在籍している学校において使用する検定済教科書と同一内容です。分冊になる場合もありますが、すべてが無償給与の対象となります。

拡大教科書は、小・中学校の検定済教科書すべて発行されています。3種類の文字の大きさ（18P、22P、26P）があり、児童生徒が使いやすく、適切な大きさに納まるよう、レイアウトが変更してあります。教科書発行者が発行する拡大教科書の使用を検討している場合は、需要数報告の様式も異なることから、早めに市町村教育委員会に相談をしてください。

拡大教科書の3種類の文字サイズに比べると、文字サイズが大きい方が読みやすいように感じますが、文字が大きくなることで一行に入る文字数が少なくなり、行替えが多くなることから教科書を読み進めることに困難が生じる場合もあります。適切な文字サイズを選ぶことが大切です。盲学校の教育相談を活用して、適切な文字サイズの教科書を選択することをお勧めします。

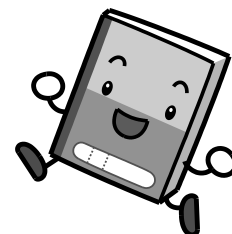
3 選定の留意点

- 一般図書を選定する場合は、文部科学省の通知や県教育委員会から毎年示される選定の基準等を参照してください。

〈義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における学校教育法附則第9条の規定による平成29年度使用教科用図書のうち検定済教科書以外の図書を選定する場合の留意事項〉

- (1) 児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集され、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- (6) 予算上後期用は予定されていないので分冊本は採択しないこと。ただし、文字や図形等を拡大して検定済教科書等を複製した「教科用拡大図書」については、検定済教科書と同様に採択できること。

また、「教科用拡大図書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。



〈特別支援学級（知的障がい者に対する教育を行う場合を除く）における留意事項〉

（１）弱視者に対する教育を行う特別支援学級

文部科学省著作の点字版の教科書が発行されていない種目については、全盲者用の教科書として適切な点字版図書を採択することができること。

（２）難聴者に対する教育を行う特別支援学級

国語の教科については、文部科学省著作の「言語指導」又は「言語」の教科書のほかに、小学校若しくは中学校用の国語の検定済教科書（下学年使用の場合を含む。）、又は検定済教科書、著作教科書以外の一般図書（小学校特別支援学級の低学年の場合）を併せて採択することができること。

（３）障がいを併せ有する場合

ア 知的障がいを併せ有する者

各教科を当該各教科に相当する知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校の各教科によって替えることができるので、この場合の教科書の採択に当たっては、知的障がい児童生徒に対する教科書の採択に準ずることが適当であること。

イ 知的障がい以外の障がいを併せ有する児童生徒

特別の教育課程を編成する場合で、検定済教科書や当該障がい種の著作教科書を使用することが適当でないと思われるときは、その併せ有する障がい種の特別支援学校の教科書を採択することができる。

〈特別支援学級、特別支援学校（知的障がい者に対する教育を行う場合）における留意事項〉

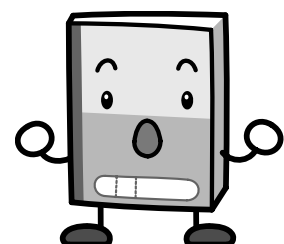
（１）下学年の検定済教科書も含めて、検定済教科書の採択を考慮すること。

（２）知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校小学部の「生活」の教科については、必ずしも１種の教科書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じ従前と同様に、教科の主たる教材として適切な教科書を採択することができること。

※毎年６月頃、各地域で教科書等の見本を展示する「教科書展示会」が開催されています。詳しくは市町村教育委員会にお尋ねください。また、特別支援学校用の教科書は、特別支援学校や熊本県教科書供給所*で閲覧できるものもあります。必要に応じて、お問い合わせください。

*熊本県教科書供給所

<http://www.kumakyo.co.jp/top.htm> 熊本市北区大窪 1-7-47 (TEL096-344-3831)



6 各教科の指導は？

1 知的障がいのない児童生徒に対する各教科の指導

(1) 各教科の学習内容の取扱い

通常の学級と同じように、各教科の目標並びに各学年（中学校：各分野又は各言語）の目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校学習指導要領に準じて指導を行います。



(2) 指導の際に配慮したいこと

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童生徒の障がいの状態等を十分考慮し、以下のような事項に配慮します。

ア 共通の配慮事項

- 児童生徒の障がいの状態等に応じて、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導します。
- 児童生徒の障がいの状態に応じて、情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにします。

イ 障がい種別の配慮事項

(ア) 視覚障がい

- 児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉を結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにします。
- 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、児童生徒が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童生徒の視覚障がいの状態等を考慮した指導方法を工夫するようにします。
- 児童生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるように配慮し、見通しをもって意欲的な学習活動が展開できるようにします。

(イ) 聴覚障がい

- 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力の育成に努めるようにします。
- 児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫します。
- 補聴器等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにします。
- 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにします。
- 児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫するようにします。

(ウ) 肢体不自由

- 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童生徒の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めるようにします。

- 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにします。
- 児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫するようにします。
- 児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにします。

(エ) 病弱・身体虚弱

- 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにします。
- 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童生徒の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにします。
- 児童生徒の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにします。
- 児童生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにします。

(オ) 言語障がい

- 話すことに自信を持ち積極的に学習等に取り組むことができるようにするために、個別的な発音指導や音読を行ったり、九九の発音等の指導を行ったりするようにします。
- 発音のしにくさ等を考慮し、教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導や書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等を行うようにします。
- 発音が不明瞭な場合には、筆談やICT機器の活用等代替手段によるコミュニケーションを行うようにします。

(カ) 自閉症

- 対人関係の困難さ、言語発達の遅れや異なった意味理解、手順や方法への独特のこだわり等の特性に対し、動作等を利用して意味を理解したり、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚えたりするなど、学習内容の習得の困難さを補完するようにします。
- 写真や図面、模型、実物等の活用など、視覚を活用した情報を提供するようにします。
- 実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることが多いので、実際的な体験の機会を多く設定するとともに、言葉による指示理解に困難が多いことから学習の順序を分かりやすくする活動予定表などを活用するようにします。

(キ) 情緒障がい

- 心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着を図るようにします。
- 場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和するな



ど学習環境を整えるようにします。

2 知的障がいのある児童生徒に対する各教科の指導

(1) 各教科の内容の選択

「第2章 3 知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成は？」に示すとおり、知的障がいのある児童生徒の各教科の指導は児童生徒の障がいの実態等に応じて、以下の3つから指導内容を選択して行います。

ア 通常の学級の同学年と同じ内容

小学校及び中学校学習指導要領に準じて、小・中学校の各教科の目標・内容に沿って指導を行います。児童生徒が通常の学級と同じく、各教科の目標及び内容で学びます。

イ 通常の学級の下学年の内容

児童生徒の障がいの状態等により特に必要がある場合は、その学年の教科の全部又は一部を下学年の目標・内容に替えることができます。

ウ 知的障がい特別支援学校小学部・中学部の内容

知的障がいのある児童生徒については、知的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容に替えることができます。

知的障がい特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領に示されている各教科は、下表のとおりです。小学校又は中学校学習指導要領と教科名は同じでも、目標や内容は異なります。また、児童生徒の知的障がいの状態や経験等が様々であるため個人差が大きいことや、段階を設けて示すことで児童生徒一人一人の実態等に即した指導内容を設定しやすいことから、各教科の内容は学年別には示さず、発達段階に応じて小学部は3段階、中学部は1段階で示されています。

小学部	○生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科。
中学部	○国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科。 ○外国語は、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。 ○地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。



各教科の指導や各教科を合わせた指導を行うに当たっては、学習指導要領に示される各教科の内容から、実際指導する内容を選定・配列して具体的な指導内容を設定することが必要です。その際、下表に示す各教科の観点を踏まえておくことが大切です。

〈知的障がい特別支援学校小学部の各教科〉

教科名	観 点	概 要
生活	基本的な生活習慣	食事、用便、寝起き、清潔、身の回りの整理、身なり
	健康・安全	健康管理、危険防止、交通安全、避難訓練
	遊び	いろいろな遊び、遊具の後片付け
	交際	自分自身と家族、身近な人との交際、電話や来客の取次ぎ、気持ちを伝える応対

教科名	観 点	概 要
生活	役割	集団の参加や集団内での役割、地域の行事への参加、共同での作業と役割分担
	きまり	自分の物と他人の物との区別、学校のきまり、日常生活のきまり、マナー
	日課・予定	日課・予定
	金銭	金銭の扱い、買い物、自動販売機等の利用
	自然	自然との触れ合い、動物の飼育・植物の栽培、季節の変化と生活
	社会の仕組み	家族・親戚・近所の人、いろいろな店、社会の様子
	公共施設	公園や遊園地などの利用、公共施設の利用、交通機関の利用
国語	聞く・話す、読む、書く	
算数	数量の基礎及び数と計算、量と測定、図形・数量関係、実務	
音楽	(第1段階) 音楽遊び (第2・3段階) 鑑賞、身体表現、器楽、歌唱	
図画工作	表現、材料・用具、鑑賞	
体育	(第1段階) 基本的な運動、運動遊び、きまり (第2・3段階) 基本的な運動、いろいろな運動、きまり・安全	

〈知的特別支援学校中学部の各教科〉

教科名	観 点
国語	聞く・話す、読む、書く
社会	集団生活ときまり、公共施設、社会の出来事、地域の様子や社会の変化、外国の様子
数学	数と計算、量と測定、図形・数量関係、実務
理科	人体、生物、事物や機械、自然
音楽	鑑賞、身体表現、器楽、歌唱
美術	表現、材料・用具、鑑賞
保健体育	いろいろな運動、きまり、保健
職業・家庭	働くことの意義、職業に関する基礎的な知識、道具・機械等の取扱いや安全・衛生、役割、産業現場等における実習、家庭の役割、家庭に関する基礎的な事項、情報、余暇
外国語	英語とその表現への興味や関心、英語での表現

(2) 指導の際に配慮したいこと

- ア 個々の児童生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童生徒が見通しを持って、意欲的に学習活動に取り組むことができるように配慮します。
- イ 児童生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意します。
- ウ 家庭等との連携を図り、児童生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮します。
- エ 児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにします。



7 各教科等を合わせた指導とは？

知的障がいのある児童生徒は、実際の生活の場で応用されにくいことや成功体験が少ないことなどにより、实际的・具体的な生活の指導が必要です。

知的障がいのある児童生徒に対しては、特に必要があるときに、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができ、知的障がい特別支援学校においては、「各教科等を合わせた指導」が実践されています。なお、総合的な学習の時間を合わせることはできません。

各教科等を合わせた指導には、以下に説明する「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」「遊びの指導」があります。

各教科等を合わせた指導では、児童生徒の実態や課題に応じて、各教科や領域の内容が適切に含まれるよう指導計画を作成することが大切です。その際、一つの単元や題材が各教科等すべての内容を含んでおく必要はありませんが、年間を通して、教育課程全体で合わせた教科の内容について指導されるようにしておくことが必要です。その上で、各教科の指導で扱った内容を各教科等を合わせた指導で活用したり、各教科等を合わせた指導で十分に扱えなかった内容を各教科の指導で十分に扱ったりするなど、互いに補完して児童生徒一人一人に必要な内容が十分に学べるようにします。

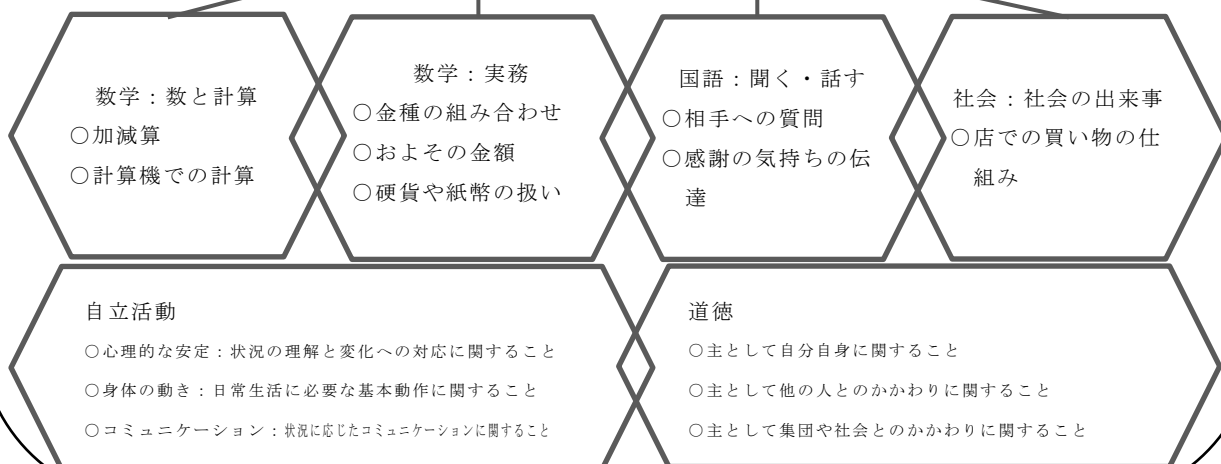
また、指導に当たっては、評価基準を設定して評価できるようにしておくことが大切です。そのためにも、単元や題材の指導内容にどのように教科や領域の内容が含まれているのかを明確にしておくことが必要です。

〈各教科等を合わせた指導における内容の設定と各教科・領域等との関連の例〉 【生活単元学習：買い物学習】

〈生徒の実態〉 中学校知的障がい特別支援学級2年生。

- 硬貨や紙幣の区別はできるが、両替は難しい。 ○教師の支援があるとちょうどの金額を出すことができる。
- 修学旅行では1万円札を出して買い物をすることができた経験がある。
- 家族で買い物に行くことが多く、レジでの支払いの様子に興味深げに見ている。
- 慌てると、財布から硬貨をうまく取り出すことができない。 ○品物の場所など店の人に尋ねることができない。

《学習内容》店でおよその金額を出して買い物をする。



1 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し高まるように、日常生活の諸活動を適切に指導するものです。毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るもので、繰り返しながら発展的に取り扱うようにします。

また、保護者の理解と協力を得ながら家庭と連携して取り組むことが大切です。

(1) 指導する内容

具体的には、着替え、食事、手洗い、排泄、整理整頓など基本的な生活習慣に関する内容やあいさつ、言葉遣い、係活動、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活に必要な指導に重点が置かれています。



(2) 指導の場

毎日繰り返し指導ができるように、「日常生活の指導」の時間を時間割に位置づけていきます。具体的には、「朝の会」「帰りの会」「給食」「掃除」などの時間です。また、あいさつ、言葉遣い、きまりなどは、指導内容を意識しながら、その他の学習の中でも指導していく必要があります。

(3) 指導の際に考慮すること

- ア 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- イ 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- ウ できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- エ 指導場面や集団の大きさ等、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

日常生活の指導は、知的障がい特別支援学校小学部の教科である生活の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。



2 生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。

(1) 指導する内容

学校生活の中からテーマ（単元）を設定し、意図的・計画的に進められます。児童生徒の発達段階を考慮し、興味・関心に応じたものであり、生活的な目標や課題に沿って組み立てるなど、児童生徒が主体的・意欲的に取り組むことができるように配慮することが必要です。



(2) 単元内容例

ア 年間を通して継続的に取り組むもの

- 製作・生産的活動を中心としたもの
例：カレンダーを作ろう、野菜を育てよう
- 課題を中心としたもの
例：買い物に出かけよう（調理をしよう）
○○で遊ぼう

イ 短期的に取り組むもの

- 学校行事等を中心としたもの
例：運動会をがんばろう、宿泊学習に行こう、学習発表会をしよう
- 季節的（社会的）な行事を中心としたもの
例：七夕、お正月、○○を作ろう



(3) 指導計画作成の際に考慮すること

- ア 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障がいの状態等や興味・関心等に応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- イ 単元は、必要な知識・技能を獲得するとともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- ウ 単元は、児童生徒が目標を持ち、見通しを持って、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動を含んだものであること。
- エ 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- オ 単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- カ 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習は、1つの単元が2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、或いは、1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討します。



3 作業学習

作業活動を学習の中心において、働く意欲や態度、知識・技能、集中力、責任感、根気などの「働く力」を育て、将来の職業生活や社会参加、自立を目指して総合的に学習するものです。主に、中学校段階から取り組まれています。作業学習は、知的障がい特別支援学校の教科である「職業・家庭」の内容だけでなく広範囲の内容が扱われます。

(1) 主な作業種例

- 農園芸：畑（野菜）、田、花壇、ハーブ園等
- 木工：コースター、ラック、鍋敷き等
- 紙工：手漉きはがき、封筒、壁飾り等
- 手芸：ビーズ小物、布袋



(2) 指導の際に考慮すること

- ア 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。
- イ 地域の産業や人材など身近な資源を活用する等地域性に立脚した特色を持つこと。
- ウ 原料・材料が入手しやすく、永続性のある作業種を選定すること。
- エ 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- オ 知的障がいの状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- カ 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- キ 製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

作業学習では、繰り返しの活動ができるように、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮をします。生徒によっては、補助具を工夫すると、一人で作業に取り組むことができる場合がありますので、場の設定を含めて支援を工夫します。

また、生徒が目標について自己評価できるようにするとともに作業前後の準備・片付け等についてもより意識できるようにします。

学校や地域の行事等における展示や販売活動等を通して、製品が生活の中で活用されたり、頑張りが評価されたりする経験を通して、生徒の学習意欲を高めることができます。



4 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。知的障がい者を対象とする特別支援学校小学部の生活科の内容をはじめ、各教科等に関わる広範囲の内容が扱われます。

(1) 遊びの指導の設定

場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や団構成など一定の条件を設定し、活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

〈設定例〉

- | | |
|-----------------|--------|
| ○砂・水を使った遊び | ○乗り物遊び |
| ○紙・段ボールを使った遊び | ○リズム遊び |
| ○積み木・ブロックを使った遊び | ○ごっこ遊び |
| ○遊具を組み合わせた遊び | |



(2) 指導の際に考慮すること

ア 遊びを始める前に

- 児童が積極的に遊ぼうとする環境づくりを工夫すること。
- 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、

教師の対応、遊具等を工夫すること。

- 遊びをできる限り制限することが少なく、児童の健康面や衛生面に配慮し、安全に選べる場や遊具を設定すること。

イ 活動中

- 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。
- 自ら遊び始めることが難しい児童には、遊びを促したり遊びに誘ったりして、いろいろな遊びを経験できるように配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

遊びの指導の成果が各教科の指導等につながることもあります。



8 道徳の指導は？

1 教育課程上の位置付け

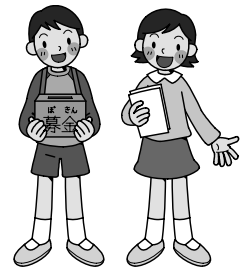
学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮し、適切な指導を行わなければなりません。道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、特別支援学校学習指導要領を参考にする場合でも小学校及び中学校学習指導要領の示すものに準じますが、以下の点に留意することが大切です。

2 特別支援学級における配慮点

- (1) 児童生徒の中には、自分の障がいについて悩んだり、自信をなくしたりしていることもあります。そのため、障がいによる学習上又は生活上の困難を自ら進んで改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があります。
- (2) 児童生徒は、その障がいの状態により、様々な面で経験不足になりがちです。道徳の時間における指導においても、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等との関連を密にしながら、経験を広げ、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や道徳的行為ができるように指導する必要があります。
- (3) 知的障がいのある児童生徒の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定します。また、抽象的な言葉の意味を捉えることに難しさがあるため、日常的に使用されている言葉を取り上げたり、指導内容を身近な生活の場面と関連させたりするなど、具体的な道徳的行為を取り入れるなどの工夫を行うことが必要です。

3 体験的な学習を取り入れた道徳の時間の実施

- (1) 学校生活に必要な仕事や手伝いなどに取り組む中で、自分がやらなければならないことをしっかり行う態度や実際に動植物の世話をする中で、動植物にやさしい心で接する態度を身に付けます。
- (2) 指導に当たっては、興味・関心に結び付いた題材を扱うことや、視聴覚教材やコンピュータなどの情報機器等を使用すると効果的です。また、教材文の理解を深めるためには、DVDや挿絵を活用したり、教師が読み聞かせをしたりすることも効果があります。
- (3) 日常生活における道徳的实践に生かすためには家庭や地域社会との連携が不可欠です。保護者や地域の人をゲストティーチャーとして迎えるなど道徳教育の充実に向けて連携を十分図っていく必要があります。



児童生徒の実態に応じて、道徳教育用郷土資料「熊本の心」も積極的に活用してください。

4 発達障がい等のある児童生徒に対する指導

発達障がい等のある児童生徒は、学習上の困難さ、集中することや継続的に行動をコントロールすることの困難さ、他人と社会関係を形成することの困難さなどの状況があり、その状況ごとに配慮が必要です。学習過程において想定される困難さに対しては、下表の例に示すような指導の工夫を行い、困難さの状況に応じた指導及び評価を行うことが大切です。

《 発達障がい等のある児童生徒に対する道徳の時間の指導の留意点の例 》

1 学習上の困難さ

- 言葉の意味や正しい名称を理解していないことがあるので、言葉の意味などを丁寧に伝える。
- 提示する教材などには、音声による情報を付け加える。
- 自分の考えを文字で表現したり、文字で書かれた他者の意図を読み取ったりすることが苦手なので、コミュニケーションの方法を文字言語のみに限定しない（口頭で答えることも可能とする）。
- 漢字の習得のみが困難な場合には振り仮名を振る。など

2 集中することや継続的な行動をコントロールすることの困難さ

- 適度な時間で活動を切り替え、注意が持続できるようにする。
- 成長が認められる行動や発言があった場合は、行動や発言のあった都度、評価する。
- 「あと五分」、「ここまでやったら」など、短期的で具体的な見通しを示すようにする。
- 必要なことをメモする、掲示する、付箋で示すなどして、単純なミスをしなくて済むようにする。
- チェックリストや備忘録、スケジュール表などを活用する。
- 対話の工夫や幅広い場面での触れ合いをもち、信頼関係を築く。など



3 他人との社会的関係の形成の困難さ

- 他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化を行う。
- 「□□ですと言ったのは、△さんが『～だ』と思っていたからです」など主語を明確にして説明する。
- 分かりやすく伝えるために、イラストにしたり、せりふを書き込んだりすることができるようになるようにする。
- ルールは明文化する。同時に、本人が理解してもこだわり等により変えられない場合もあると理解しておく。
- 最初から正しい知識を伝え、途中で修正する必要のないようにする。また、誤った理解をしていないか適宜確認し、できる限りの修正をする。など

「特別の教科 道徳」のポイント!!

- 平成 30 年度から小学校で、平成 31 年度から中学校で、検定済教科書が発行され「道徳科」が設けられます。
- 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫することが求められます。
- 評価は、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握することが基本となるため、数値などによる評価ではなく、記述式で行います。



9 外国語活動の指導は？

1 教育課程上の位置付け

外国語活動は、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標としています。小学校の特別支援学級でも、通常の学級と同様に、外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に準じて行います。その際は、障がいの状態や興味・関心を考慮し、次の事項の十分配慮する必要があります。

2 特別支援学級での配慮点

- (1) 児童の障がいの状態、興味・関心等を考慮し、適切な指導内容の精選に努め、その重点の置き方等を工夫しましょう。
- (2) 指導に当たっては、障がいの程度や特性等を考慮して、必要に応じて自立活動との関連を図ったり、各教科等を合わせた指導で指導を行ったりするなどして学習効果を一層高めるようにしましょう。
- (3) 児童の障がいの状態や経験等に応じて、教材・教具やICT機器など補助用具の活用などを工夫して有効に活用し、指導の効果を高めるように工夫しましょう。

小学校用英語教材「I CAN DO IT! Junior」、中学校用英語教材「I CAN DO IT!」も活用してね。

外国語活動のポイント!!

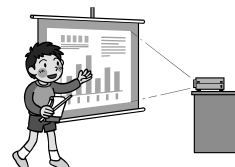
- これまでの小学校5・6年生で実施されてきた「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動は、小学校3・4年生から実施されます。
- 小学校5・6年生からは、教科としての「外国語」が始まり「読むこと」「書くこと」にも慣れ親しませる学習が始まります。



10 総合的な学習の時間の指導は？

1 教育課程上の位置付け

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることを目標として、小学校の第3学年以上の学年で指導します。特別支援学級では、総合的な学習の時間の目標、各学年において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについて、特別支援学校学習指導要領を参考にする場合も含め、小学校及び中学校学習指導要領に準じて行います。



2 特別支援学級における配慮点



- (1) 児童生徒の障がいの状態や発達の段階等を十分考慮し、個々の児童生徒の実態に応じて、補助用具や補助的手段、ICT機器を適切に活用する等、学習活動が効果的に行われるようにすること。
- (2) 体験活動に当たっては、体験活動を行う児童生徒、教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に留意するとともに、学習活動に応じて、通常の学級等との交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

3 総合的な学習の時間と生活単元学習の違いについて

総合的な学習の時間における指導計画と内容の取扱いについては、「各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、特別活動及び自立活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること」とされています。

このように総合的な課題を扱うことから、各教科等を合わせた指導である「生活単元学習」との違いを理解しておくことが重要です。「総合的な学習の時間」と「生活単元学習」の違いを明らかにし、それぞれの違いを踏まえた取り組みをしましょう。

「総合的な学習の時間」と「生活単元学習」の比較

	総合的な学習の時間	生活単元学習
目標・ねらい等	自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。 また、この目標を踏まえ、各学校の目標を定める。	各教科等を合わせた指導であることから、学習を構成する各教科等の目標を定める。 一連の活動を組織的にすることによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習することにより、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりすることをねらう。
実施	学習指導要領に定められており、小学校第3学年以上で実施する。小学校において、知的障がい特別支援学校の教育課程を編成している場合は、実施しないこともできる（可能な限り実施する）。	知的障がい特別支援学校の教育課程を参考とした教育課程を編成している場合にのみ、実施が可能である。
評価	各学校において目標・内容を定めることから、その目標・内容に従って評価の観点を適切に定め、評価する。	児童生徒の生活上の目標及び課題解決並びに生活単元学習を構成する各教科等の観点から評価を行う。
学習活動例	○国際理解、情報、環境、福祉・健康等の横断的・総合的な課題 ○児童生徒の興味・関心に基づく課題 ○地域や学校の特色に応じた課題 	○児童生徒の課題を解決するための単元 「買い物に出かけよう」 ○製作・生産的活動を中心とした単元 「カレーを作ろう」「野菜を育てよう」 ○学級や学校行事等を中心とした単元 「運動会に力いっぱい参加しよう」 「お別れ会をしよう」 

第3章 指導計画の作成

1 指導計画の作成は？

1 指導計画とは

指導計画とは、教育課程を具体化した、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。）のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた計画です。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごとの計画があります。更に単元、題材、主題ごとの指導案などがあります。



2 作成に当たって

- 地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成します。
- 各教科等それぞれの目標や指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落しないよう配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法なども相互の関連を考慮した上で計画を立てるようにします。
- 学校においては、指導内容の創意工夫を加え、児童生徒の障がいの状態及び発達の段階や特性等、並びに地域や学校の実態を考慮し、系統的・発展的な指導が進められるよう指導内容を具体的に組織・配列するようにします。
- 小学校特別支援学級においては、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障がいの状態や発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにします。また、児童の実態を考慮し、教科の目標や内容の一部を合わせて指導したり関連させて指導したりして指導の効果を高めるようにします。
- 各教科の目標と各指導事項との関連を十分研究し、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにします。
- 各教科等の指導に当たっては、児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成しましょう。また、同計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めましょう。
- 地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めるようにするとともに、学校相互の連携や交流を図ることに努めるようにします。

〈年間指導計画の作成について〉

- 年間指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、学年ごとあるいは学級ごとに指導内容などを示したより具体的な計画です。
- 作成に当たっては、児童生徒の実態をよく把握した上で、教育目標を達成するのに最も適切な指導の内容や形態を考えることが大切です。
- 年度当初に立てた年間指導計画は、個別の指導計画と同様、PDCAサイクルの中で、実践を通して評価し、学期や年度途中の変更や修正を加えながら、より児童生徒の実態に合った計画にします。

年間指導計画の例(小学校知的障がい特別支援学級1年生の例)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
行事	始業式 入学式 家庭訪問	歓迎遠足 運動会	プールびら き	水泳大会 終業式 夏休み	夏休み 始業式	避難訓練	秋の遠足 収穫祭	童話発表 会 音楽会	終業式 冬休み	始業式 持久走大 会	学習発表 会	卒業式 終了式	
各教科等を 合わせた 生活単元 学習指導	日常生活の指導 登校から下校までの生活の流れの中で、身辺処理に関する事、集団生活への参加に関する事、主体的な生活に関する事を年間通して指導する。 ○身辺処理 ○集団生活への参加 ○経済生活 ○主体的な生活 衣類の着脱・持ち物の整理・食事・排泄・清潔・身だしなみ・健康・安全等 挨拶・応対・きまり・時間・係・当番活動・交通安全・掃除・美化・公共の施設利用・遊び等 金銭・役割・責任等 カレンダー学習・行事予定・日課・一日の見通し等												
	生活単元学習	(単元名) はるがきた	そとに出かけよう	どうぶつえんいこう	なつだげんき	2がつきがんぼろう	たのしいせいかつ	たのしいあき	はつびようしよ	ふゆになつて	3がつきがんぼろう	はつびようしよ	もうすぐしんきゆう
国語	みんなのなまえ のまわりのもの	どうぶつのも のまね おつかい	のりもの いろいろな しるし	えにつき おとまりか い	なつやすみ のおもいで	みんなアナ ウンサー てがみ	げきあそび	ことばあそ び おはなし	ねんがじよ うたいじよ	ふゆやすみ のおもいで かきぞめ	ものかたり カルタ	1ねんかん のおもいで	
算数	なかまあつ め いくつとい くつ くらべよう	かずのおけ い あわせてい くつ どうぶつパ ズル	じこくとじか ん いろいろな かたち	ジュースや さん おなじい ろ	かぞえてみ よう おこつかい	くらべてみ よう ながい、み じかい	どっちがお おい おおい、す くない	とけい なんじかな	すごろくゲ ーム カレンダー づくり	わけてみよ う くばつてみ よう	おかねのけ いさん きつぷをか おう じどうはん ばい	たしざん ひきざん	
生活	いふくのち やくだつ	てあらい けがのてあ て	はみがき もののかし かみ	みだしなみ そうじ	かかりのし ごと	しゅうだんこ うどう	きゅうしよと うばん	はつびよう のしかた	いちにちの せいかつ	せいりせい どん	ことばづか い	かぞくのこと	
音楽	はるのうた ともだちさん か	チュールッ このぼり	こぶたきつ ねねこ てをたたき ましよう	もりのくまさ ん おおきなふ るとけい	かえるのう た かたつむり	カレーライ スのうた なべなべそ こぬけ	さんぼ ぼんやさん におかいも の	もみじ きらきらほ し	あわてんぼ うのサンタク ロース	ゆきやこん こ 大きなうた	からだあそ びのうた ドレミのうた	ひなまつり おもいで のアルバム	
図画工作	じぶんのか お このぼり	ははのひ うんどうかい ねんど	きれいなも よう どうぶつ え	いろみず あそび おもいで え	きれいなさ かな すなあそび	のりもの やきもの おりがみ	くだもの きのどうぶ つ	おおきなえ ともだち かお	プレゼント づくり すごろく	ふゆのおも い おめんづく り	はんが ひびかざり はりえ	つるすかさ り おくりもの	
体育	きほんのう んどう ならびあそ び	はしつてど んで リズムうん どう	ボールうん どう てつぼう	みずあそび なわとび	すいせい くみたいそ う	マッテうん どう ゲーム	へいきんだ い まねっこあ そび	とびばこ ボールうん どう	サーキット うんどう	なわとび マラソン	なににへん しん	ちからをあ わせて	
領域別の指導	学活	かかりのし ごと	そうじのし かた	むしばに ついて	こまったこ と	めあてをき めよう	すききらい	めをたい せつに	ほんをよも う	なかよしく ラス	きゅうしよ く	さむさにま けない	うれしかつ たこと
道徳	あぶない あぶない	みんなの ボール	いやだった こと	うかんだう かんだ	ハムスター のあかち やん	ぼくのしろ くま	ぼくのラン ドセル	みんなとな かよく	うちのひと のしごと	かぼちゃ のつる	はしのうえ のおおか み	こころをこ めて	
自立活動	じこしよ かい	ルールを まもう	こんなとき どうする	しつぱいし たときは	きもちのよ いことば	みんな ちからをあ わせて	からだをう ごかそう	よくみよ う よくきこ う	たのしくゲ ームをしよ う	てつだつ てほしいと きは	ものをかり るときは	きもちをつ たえよう	

※「生活」は知的障がい特別支援学校小学部の教科

年間指導計画の例(中学校知的障がい特別支援学級1年生の例)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
行事	始業式 入学式 家庭訪問	体育大会 スポーツテスト	中体連	合同宿泊 終業式 夏休み	夏休み 始業式	避難訓練 職場体験	文化祭 体験入学	修学旅行 集団宿泊 教室	終業式 冬休み	始業式 持久走大会	社会見学	卒業式 終了式	
各教科 の指導	登校から下校までの生活の流れの中で、身辺処理に関する事、集団生活への参加に関する事、経済生活に関する事を年間通して指導する。 ○身辺処理 ○集団生活への参加 ○経済生活 ○主体的な生活 衣類の着脱・食事・排泄・清潔・身だしなみ・健康・安全等 挨拶・応対・さまり・時間・交通・美化・公共の施設利用・遊び等 金銭・役割・責任等 カレンダー学習・行事予定・日課・一日の見通し等												
	等生活を合わせた指導	(単元名) 1年間の見通しを持つ (内容) 個人目標年間見通し	健康的な暮らし、体を作ろう 生活リズム スポーツ 体育大会	合同宿泊で学ぼう 目的 目的地 個人目標 係分担 事前学習	夏の暮らし 夏の暮らしの工夫 夏の生き物 夏休み	夏から秋へ 夏休みの思い出	健康的な暮らし 十五夜 秋の気候 秋の生き物 いろいろな祭り	文化祭を成功させよう 作品作り 係分担 発表の練習	社会体験旅行に出掛けよう 目的 目的地 時刻表 乗り物 買い物のマナー	冬の暮らし 冬の気候 暮らしの工夫 冬休み	新年を迎えて 冬休みの思い出 正月の行事 新年の抱負	鉛筆販売をしよう 呼びかけ ちらし作り お札作り	1年間のまとめをしよう 文集作り お別れ会 1年間のまとめ・整理
作業学習	様々な作業学習 木工 …バズル・マガジンラック・お盆・ペン立て等 皮工芸 …メガネケース・定期入れ等 栽培 …花・野菜づくり等 工作 …楊枝入れ・しおり・メモ帳・封筒等 裁縫 …パッチワーク・刺し子・織物・小物作り・洋裁等 生活技能 …調理・掃除・花生け・洗濯・アイロンかけ等												
教科 の指導	国語	生活日記の書き方 簡単な作文	作文 助詞の表記	はがき・手紙の書き方	正しい標記 促音・長音	挨拶・返事 話し方	童話・物語 読み取り 要点	漢字 音訓読み 送り仮名	童話・物語 読書感想文	年賀状 名前と住所	履歴書の書き方 氏名・住所	言葉遣い 挨拶 電話 面接	文集作り 詩 日記
	社会	身近な地域	地域の地理	地域の産業	地域の歴史	商店街の利用	役所の仕事	消防署の仕事	病院の利用	郵便局の仕事	お店の仕事	バスや電車の利用	社会の出来事
	数学	数の大小 九九とかけ算	お金の計算 等価関係	時計の見方 時刻表	計算 かけ算 割り算	計算 応用問題	買い物 学習 概算	長さ、重さ の測り方 計算	量の測り方 温度計 数直線	表とグラフ の読み方 書き方	図形 三角形 四角形 多角形	分数と小数 大きさ比べ	難しい四則計算
	理科	春の生物 花を育てる	春の気候 温度と湿度	体の仕組み	夏の生物 梅雨	夏の気候 季節と太陽	台風の動き 昼と夜	秋の生物 熱と光	秋の気候 川の働き	星と月 動物の体	冬の生物 電気と電池	冬の気候 水と水	四季の変化
	外国語	言語 アルファベット	挨拶	ジェスチャー・感情・様子	教身の回りの物	果物 動物	食べ物 スポーツ	色 形	身の回りの物	身の回りの物	教科 曜日	料理	まとめ
	音楽	校歌 学級の歌 春の歌 四季の歌	ドレミの階名 四季の歌 おお牧場は緑	ドレミの階名 音符記号 浜辺の歌	楽器 鍵盤ハーモニカ あの雲のように	クラシック 鑑賞	まっかな 秋 ひとりの手	赤とんぼ もみじ	ふるさと 五木の子守歌	ハンドベル ジングル ベル きよしこの夜	冬景色 子守歌	たんぼぼ の歌 若者の歌	今日の日はさようなら 仰げば尊し 卒業の歌
	美術	人物画	花をかく	折り紙	デザイン	やきもの体験	レタリング	風景画	カレンダー作り	年賀状作り	紙版画	風景画	文集の表紙 カット
	保健体育	集団行動 集合整列 よい姿勢 かけ足	体力づくり 体育大会 練習	マット運動 跳び箱	水泳	水泳	陸上競技	ボール運動 (サッカー)	ボール運動 (バレー)	バドミントン	卓球	リズム運動	ボール運動 (バスケット)
	職業	衣服とその着方	職場見学 に向けて 職場見学	情報モラル	余暇の過ごし方	職場体験 に向けて	職場体験	食事と料理	TPOに応じた服装	卒業生インタビュー	公共施設の利用	バランスの取れた食事	家庭での役割
	領域 別の指導	学級活動	自己紹介 目標決め 交通安全	体育大会 に向けて 生徒総会	人権学習 正しい食生活	心身の健康 夏休みの計画	平和の大切さ	働く人 に学ぶ 避難と心得	文化祭 に向けて 目の健康	宿泊行事 に向けて 図書室の活用	冬休みの 計画 薬物と健康	新年の抱負 給食に感謝	自分を見つめる 譲り受けた命
道徳		優しい人 大作戦 あつしの計画表	挨拶すると 百羽のツル	きまりじゃないか 優しい涙	ホテルの引越した 年若い旅人	うちの仕事	道しるべ 飛べない ホテル	ぬれた本 じゃがいも の歌	くうちゃんの 絵 ふるさとといとこさがし	一輪車に乗れた ヒキガエルとロバ	ぼくのおべんとう しあわせの王子	ふたつの道 はとと馬	できることから 命があつてよかった
自立活動		集団行動 の達人	自己紹介 カードゲームをしよう	相手の気持ち 私はいかに誰でしょう	言葉で伝えよう 自分のこと	自分の気持ち 対処法・ビンゴ	集団行動 の達人・身だしなみ	体を動かそう 敬語の達人	身振りクイズ をしよう 面接の達人	みんなでドミノ・訪問 の達人	学習環境を整えよう 電話の達人	私の理解者 敬語の達人	自分の性格 感謝の達人
総合的な学習の時間	学級園に花を咲かせよう・野菜を育てよう (畑の準備・種まき・苗植え・花野菜調査・世話・収穫・調理) 家族を見つめよう (インタビュー・職業体験・まとめ) (これまでの自分・これからの自分) 自分をみつめよう (ふるさとを知ろう) (稲刈り、祭り調査、郷土料理調査) ふるさとから学ぼう (茶摘み、田植え、梅収穫、ゴミ調査、川調査) (住みよいふるさと) (パンフレット作り)												

2 授業時数の取扱いと時間割の作成は？

1 授業時数の取扱いについて

特別支援学級の各学年における総授業時数は、小・中学校の各学年における総授業時数に準じます。特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とした教育課程を編成している場合も、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。）については、これらの目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めます。その際、授業時数の確保を単に形式的に行うのではなく、個に応じた指導等の指導方法や教材等の工夫改善を行い授業等の質的な改善を図りつつ、授業日数や授業週数、授業の1単位時間との関連を確保しながら、授業時数を配当することにより、指導に必要な時間を実質的に確保する必要があります。

2 自立活動の時間に充てる授業時数

自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態や発達段階等に応じて適切に設定する必要があります。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律には示されておらず、特別支援学級で実態に応じて適切な指導を行うことができます。

また、自立活動に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることとなっていますが、自立活動の時間に充てる授業時数を小・中学校の授業時数に加えると、総授業時数は、小・中学校の総授業時数を上回ることもあります。このような場合には、児童生徒の実態及びその負担過重、各教科等の目標・内容について十分考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切です。併せて、各教科等の時間を減じて自立活動の時間を設ける場合には、減じた時間の学習をどのように補うかについても考慮する必要があります。

3 作成時に工夫・留意したいこと

- 学年の週時程を参考に、児童生徒のそれぞれの障がいの状態や学習の実態等をしっかり把握し考慮した上で、教育課程を決定し、適切な時間割を組みましょう。
- 児童生徒の学習状況から交流及び共同学習の活用を検討する場合、児童生徒にとって適切な目標で学習できるか、十分学べる学習内容であるかななどを十分検討しましょう。その上で交流及び共同学習を活用する際は、学級担任及び教科担任との連携を密に図りましょう。
- 複数の児童生徒が在籍し学年や学級が様々である場合は、個々に時間割を作成する場合があります。特別支援学級の時間割は早めに作成に取りかかりましょう。



〈時間割表の例：

知的障がい特別支援学校の教育課程を参考として教育課程を編成している場合〉

〔小学校知的障がい特別支援学級 1 年の例〕

〔中学校知的障がい特別支援学級 1 年の例〕

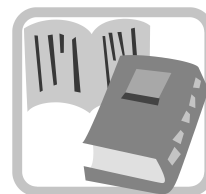
指導の効果が高い場合、带状に設定し定着を図る場合もある。

朝自習、休み時間の過ごし方にも配慮する。

	月	火	水	木	金
	朝自習（プリント、音読等）				
1	わくわくタイム（日常生活の指導）				
2	自立	学活	算数	算数	国語
3	国語	国語	図工	生活 単元 学習	体育
4	算数	体育	図工		道徳
5	生活	音楽	国語	音楽	生活
6					

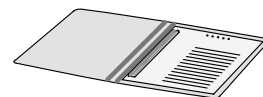
	月	火	水	木	金
	朝自習（視写、音読、プリント等）				
1	数学	自立	生活 単元 学習	英語	社会
2	英語	国語		自立	音楽
3	理科	数学	道徳	美術	数学
4	国語	理科	国語	保体	国語
5	技/家	総合	数学	作業	保体
6	保体			学習	学活

活動のしやすさを考慮し時間続きで設定する場合もある。



3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成は？

1 個別の教育支援計画



(1) 個別の教育支援計画とは

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関わる関係者（教育・医療・福祉・労働等）が連携し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した適切な教育的支援を行うことを目的に作成する計画です。支援に当たって、地域で生活する児童生徒等を囲む関係者や関係機関が連携して適切な教育的支援をするために作成されます。

(2) 記載する主な内容（例）

- ①児童生徒等のプロフィール
- ②必要な支援及び合理的配慮
- ③卒業後の進路希望
- ④目標
- ⑤具体的な支援
- ⑥支援者・関係機関
- ⑦評価

(3) 作成者等

学級担任が特別支援教育コーディネーター等の助言を受けながら原案を作成します。学級担任は、管理職や巡回相談員など児童生徒等に関係する支援者とも連携しながら個別の教育支援計画を作成し、必要に応じて校内委員会等において検討します。設定した指導目標が高すぎたり、指導内容が具体性に欠けたりすると効果的な指導につながらないので、妥当性の向上を十分図りましょう。また、校長は最終段階で同計画の内容を確認します。

個別の教育支援計画の作成には必ず保護者の参画を図り、引継ぎなどでの活用には保護者の同意を得ましょう。

2 個別の指導計画

(1) 個別の指導計画とは

教育課程を具体化し、児童生徒等の教育的ニーズに応じて、指導の目標や方法、内容を明確にするもので、1年間に行う具体的できめ細やかな指導や支援を行うための計画です。特別支援学級においても、各教科等や自立活動の個別の指導計画を作成し、教職員の共通理解の下に、児童生徒一人一人の実態に応じた適切な指導及び必要な支援を行います。

個別の指導計画は、作成した計画に基づき、一定の期間を決めて実践を進めるためのものであり、評価を行うことで指導の改善を図っていくことが大切です。

(2) 記載する主な内容（例）

- ①児童生徒等の学習の様子
- ②長期目標（年間目標）、短期目標（学期目標）
- ③指導場面（各教科・領域）と目標達成のための具体的な手立て
- ④評価

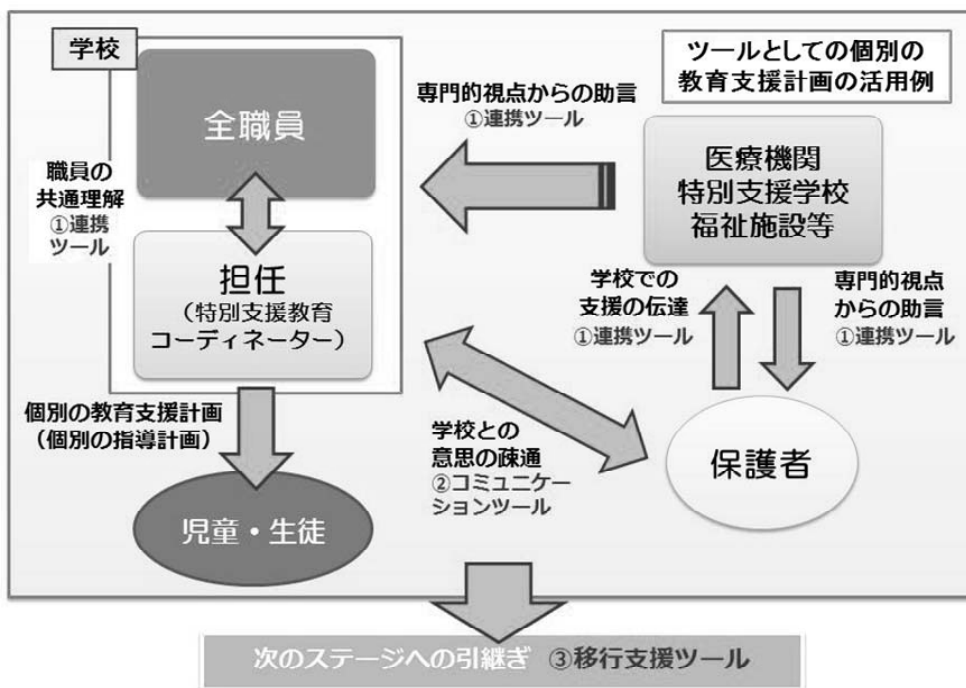
(3) 作成者等

基本的に学級担任が作成します。ただし、中学校の準ずる教育課程における各教科は学級担任と連携を図りながら教科担任が記載します。設定した指導目標が高すぎたり、指導内容が具体性に欠けたりすると効果的な指導につながらないので、妥当性の向上を十分図りましょう。

◇県教育委員会HPからダウンロードできる「特別支援教育充実ガイドブック」の「Ⅲ-4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ」に詳しく掲載されていますので参考にしてください。

3 個別の教育支援計画を支援のツールとして活用するために

次の図は、児童生徒、教職員、保護者、関係機関等の連携を図式化したものです。それぞれの場面の連携ツールとして個別の教育支援計画を活用することができます。



下表は、それぞれの場面の連携ツールとして活用事例を示しています。

場面	活用事例
①支援内容の検討・共通理解（連携ツール）	○支援の関係者（学校職員、医療、福祉等）が支援内容や支援方法について共通理解を図る。 ○専門家や特別支援学校の巡回指導や支援依頼の際の資料とする。
②面談資料（コミュニケーションツール）	○本人及び保護者と将来の進路実現等に向けた校内における支援等の在り方や合理的配慮について検討し、共通理解を図る。 ○年度末の校内の支援に関する評価を保護者と話し合い、共通理解を図る。
③一貫した引継ぎ（移行支援ツール）	○進路先との連携（引継ぎ）の資料とする。 ○進学試験における特別な配慮を申請する際の基礎資料とする。

個別の教育支援計画は、本人の「希望」や「願い」を実現するために様々な視点で支援することに留意して作成します。例えば、「就職・進学させるため」に必要な学力を付けるということの他に、児童生徒等にどのような生活・社会的スキルを習得すれば本人の希望に近付くかを検討し記載します。個別の教育支援計画に卒業までに身に付けておきたい生活・社会的スキル等を盛り込み、個別の教育支援計画を次のステージへ移行する際の有効な資料となるよう作成し活用しましょう。そして、児童生徒の卒業後の次のステージ（進学先や就労先）へ「つないで」いきましょう。



☆個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎに当たっては、情報収集のための調査票等の管理も含め、その取扱いに留意し、人権やプライバシーの遵守及び個人情報の漏えい防止等に努めるなど、細心の注意を払うことが大切です。

〈自立活動及び各教科の個別の指導計画の例〉

平成〇〇年度 個別の指導計画

〇〇特別支援学級 〇年 児童〔生徒〕名()
担任 ()

1 自立活動に関連する児童生徒の実態

健康の保持・心理的な安定・人間関係の形成・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション	
<p>○トイレと衣服の着脱における介助が必要。食事は、機能的な問題はないが、固形物を摂ることに抵抗感が強い。</p> <p>○気管切開により発音が不明瞭で聞き取りにくいことがある。</p> <p>○興味を持ったことには、集中して取り組むことができる。</p> <p>○支援が必要な場面では、自分から周囲の人に依頼することができる。</p> <p>○学習意欲が高く語彙数も多いが、関連性の理解や類推などが必要な文章の読み取りなどは苦手。</p> <p>○操作できる上肢の可動域が限られているので、プリント (A4 サイズ)、ノートは横置きが望ましい。縦型のプリントは、半分に折って手の届く範囲に置くと、書くことができる。</p> <p>○傾斜を付けた机を使い、腰骨の負担を減らすようにする。</p>	<p>個別の教育支援計画に記載した実態などから、学習指導要領の6区分26項目に関連することを記入する。</p>

2 自立活動に関する個別目標と評価 (学校生活における目標と評価)

目標		区分項目	1 学期		2 学期		3 学期	
			時間の指導	各教科・他領域	時間の指導	各教科・他領域	時間の指導	各教科・他領域
長期目標 * 1年後の姿	短期目標 * 学期終了後の姿							
○自分の体調に合わせた生活を送ることができる。	○体調に気を付け、自分にできる動きで、いろいろな活動を楽しむことができる。	1-(2)	○	○				
○極刻みの食事に慣れる。	○極刻みの主菜の半分を時間内に食べることができる。	4-(2)	○	◎				
○得意なことを生かし、それを発揮する機会を作る。	○合同学習で、得意なことや頑張ったことを発表することができる。	2-(3)	○	○				
○自分で活動内容を考えたり、意見を言ったり質問したりすることに慣れる。	○SST を実施し、状況に合った言動を考え、生活に応用することができる。	6-(5)	○	○				
<p>○担任・担当者内で話し合い、児童生徒の実態や本人・保護者の願いを考慮しながら目標を設定する。</p> <p>○年度当初は、目標を3～5つ程度に絞り、目標が達成したら新たな目標を設定する。</p>	<p>○学期毎に、自立活動の時間の指導や各教科及び他領域における評価を行う。</p> <p>○各学期や学期途中に目標が達成できた場合(◎の評価が出た場合)には、新たな目標を設定する。</p>		<p>○区分項目は学習指導要領の6区分26項目に基づいて記入する。</p>					
			<p>*学期ごとに、各担当が◎・○・△で評価を行う。</p>					

(県立黒石原支援学校の様式)

3 各教科等の目標、手立て・配慮事項等、評価

<年間>

	目標	手立て・配慮事項等	評価		
			1学期	2学期	3学期
国語	当該学年の目標	○問題文を丁寧に読み、答える習慣づくりをする。 ○手指への負担軽減のため、字を書く時間・量に配慮する。			
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 目標は、基本「当該学年の目標」という表記で記す。下学年代替の目標で行うときにその旨表記する。 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 「目標」や「手立て・配慮事項等」は、基本年間を通したもののだが、学期ごとに見直しや確認を行い、追記や訂正を行う。 </div>	評価は各学期ごとに行い、通知表と同じ評価を記す。		
社会	当該学年の目標	○校外の調べ学習等は難しいため、インターネットや図鑑等を活用することで、学習内容を自分の生活とつなげて考えられるように配慮する。			
算数	当該学年の目標	○問題文を丁寧に読み、答える習慣づくりをする。 ○文章題は丸図やテープ図に表して考え、立式するようにする。 ○学習内容を、日常生活の中で活用する機会を設ける。			
理科	小学3年の目標 (1学期)	○興味・関心を大切にしながら、実験・観察等を行う。 ○インターネット、図鑑を活用し、学習内容を自分の生活とつなげて考えられるように配慮する。			
	小学4年の目標 (2・3学期)				
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 下学年代替の目標記載例 </div>				
音楽	当該学年の目標	○歌唱では、痰が出やすくなるため、大きな声で歌ったり、長時間歌ったりすることのないようにする。 ○演奏可能な楽器（電子ピアノ・ソプラノリコーダー等）を使い、演奏する楽しさを味わえるようにする。			
図画工作	当該学年の目標	○手指に負担のかからないような道具を準備したり、活動の工夫をしたりする。(休憩等を含む)			
体育	当該学年の目標	○事前に活動内容を保護者に伝え、無理のない範囲で参加するように配慮する。 ○ボール遊びなど参加が難しい活動の際は、監督や審判などの役割を持てるようにする。			

*教科・科目名は教育課程に応じて適宜変更する。各教科以外の自立活動や総合的な学習の時間、道徳等については、学期ごとに「目標」「手立て・配慮事項等」「評価」を記述する。

4 学習指導案の作成は？

学習指導案には、指導者の考えや提案を具体的に表現することが大切です。

<学習指導案の様式例>

知的障がい特別支援学級（なかよし1組） ○○学習指導案

平成 年 月 日（ ）第 校時

場所 ○○○○

指導者 ○○ ○○

特別支援学級の正式名称を記入します(必要であればクラスの名称を入れます)。

1 単元（題材）名 授業内容や活動によってはイメージしやすい表現にします。

2 単元（題材）について

(1) 児童（生徒）の実態について 学級の概要、単元（題材）に関する学級全体の様子、単元（題材）に関する個々の児童（生徒）実態を記入します。

単元（題材）観、児童生徒観、指導観の順に記述することもあります。特別支援学級等では、児童生徒の実態から指導計画を立て単元（題材）を設定していくことから、児童生徒の実態から書いた方がよい場合があります。

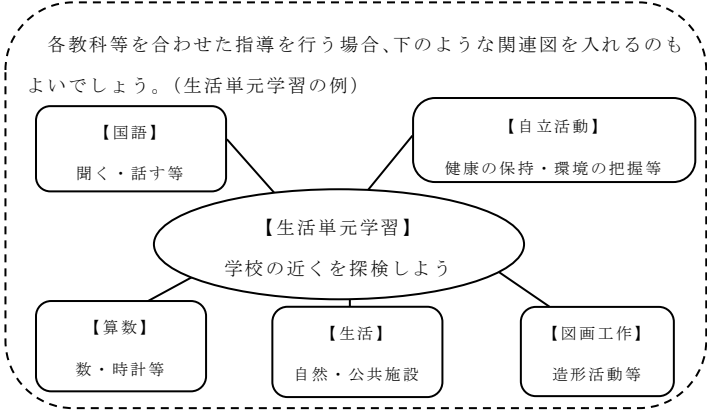
(2) 単元（題材）について 本単元（題材）の設定理由や価値、ねらい等を記入します。
自立活動では6区分26項目と題材の関連を記載します。

(3) 単元（題材）の系統について 単元（題材）のつながりについて記入します。

(4) 指導について 児童（生徒）の実態に応じた学習の展開や学習の効果を高めるための指導の手立て、配慮事項、今後の生活へのつながり等について具体的に記述します。

学校によっては、人権教育の視点や特別支援教育の視点、校内研究との関連で研究テーマや視点、仮説等が入る場合があります。

自立活動の学習指導案の場合は、自立活動目標設定シート（208ページ）の内容を記載すると、児童（生徒）の実態から指導内容へのつながりがよく分かります。



3 単元（題材）の目標 単元（題材）全体に関わる目標にします。

4 本単元（題材）に関する児童（生徒）の実態と個別目標

児童（生徒）名	本単元（本題材）に関する実態	本単元（題材）の個別目標
A児	児童（生徒）が複数在籍する場合は、本単元（題材）に関する一人一人の実態や目標について記入します。自立活動では目標に6区分26項目の項目番号【例：3-(2)】を記載します。	
B児		

5 単元（題材）の評価規準 評価規準がある教科・領域は、評価の観点と評価規準を記載します。

評価の観点	評価規準	
	A児	B児
関心・意欲・態度		
思考・判断		

評価の観点は、各教科や領域等によって変わります。
 自立活動の場合は記載の必要はありません。

6 指導計画及び評価（評価基準） 評価基準がある教科・領域では、評価の観点と評価基準を記載します。

次	時	学習内容	評価の観点				評価基準（主な評価方法）	
			関	思	技	知	A児	B児
1								
2								

単元（題材）全体の主な学習内容や活動をどのように、どの順序で指導していくかを記入します。

7 本時の指導

- (1) 全体目標
- (2) 個別目標
- (3) 展開

全体目標では、単元（題材）の目標との整合性を図ります。
 自立活動では、個別目標に6区分26項目の項目番号【例：3-(2)】を記載します。

過程	学習内容	指導上の留意点・評価		備考
		A児	B児	
導入	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 実物や写真を見せて児童（生徒）の興味・関心や期待感を高めることができる導入であると、児童（生徒）は授業に引き込まれていきます。 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 個に応じた教材・教具等を記載します。 本時の目標、めあて、評価の整合性がとれるようにしておきましょう。 </div>
展開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> めあて </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 児童（生徒）の興味・関心のあるものを教材として取り入れることや、児童（生徒）の主体的な取組で一人一人が「できた。」「またやってみよう」と成就感を感じられるような学習内容を考えることが大切です。また、児童（生徒）に分かりやすく、思考につながる発問をすることが大切です。授業の中では、一人一人の児童（生徒）を認め・褒め・励ます声かけが必要です。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 支援の手立ては、合理的配慮を踏まえ、個に応じて具体的に記述します。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">評価</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">評価</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 一人一人について、どの場面でのどのような観点で評価するのかを具体的に書きます。 </div>			
まとめ	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> まとめでは、学習を振り返り、自己評価を取り入れることが大切です。 </div>			

8 場の設定 単元（題材）によっては、場の設定を入れます。

5 学習指導の評価は？

1 障がいのある児童生徒の学習評価の考え方

障がいのある児童生徒に関わる学習評価の考え方について、文部科学省は、平成22年5月に通知した「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について」の中で、以下のように記載しています。

障害のある児童生徒に対する学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的には変わるものではないが、児童生徒の障害の状態等を十分に理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要であること。また、特別支援学校については、新しい学習指導要領により個別の指導計画の作成が義務づけられたことを踏まえ、当該計画に基づいて行われた学習の状況や学習の結果の評価を行うことが必要である。

また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則編には、以下のような記載があります。

○個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の教育計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

○指導の評価と改善

児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

障がいのある児童生徒の学習を評価する場合、一般に発達の遅れている側面や改善の必要な障がいの状態などに着目しがちですが、多様な観点で児童生徒をとらえ、よい点や可能性を見出すことも大切です。そして、個別の指導計画に基づいて行われる指導について、学習状況を丁寧に把握し、適切な学習評価を行うことが大切です。適切な評価を行うに当たっては以下のことについて工夫していくことが必要です。

- 学習の成果だけでなく、学習の過程を重視する。
- 児童生徒一人一人のよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学期や学年にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にする。
- 教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かす。
- 個別の指導計画に基づいて行われた学習をPDCAの過程において適宜評価を行い、指導内容や方法を改善する。



2 個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価

個別の教育支援計画は、支援の実施状況について、校内委員会等で保護者、学校、関係機関が情報を交換し合い、支援が適切に行われているか、支援は効果的であったかを計画（Plan） - 実践（Do） - 評価（Check） - 改善（Action）の過程におい

て、評価します。同計画の作成は2～3年ごととしていますが、児童生徒の実態を踏まえ、より個々の教育的ニーズに応じた計画をするため、毎年評価を行うことが望まれます。この評価に従って、同計画に修正や追記を行い、支援の改善を図っていきます。

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成されたものですが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。したがって、計画（Plan） - 実践（Do） - 評価（Check） - 改善（Action）の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行う必要があります。

3 通知表での評価

知的障がい特別支援学校の各教科で指導を行った場合、どのような目標を持ち、どのような学習を行ったか、学習の状況や成果、課題などを保護者に分かりやすく具体的に記述することが大切です。

特別支援学級で使用する通知表は、各学校において児童生徒の教育課程に基づいて様式を定め作成されます。様式には、学校で使われている通常の学級の様式や特別支援学級用に作成した記述式の様式等があります。

《 通知表の記入で配慮したいこと 》

○分かりやすく

専門的な用語は控え、代表例を中心にできるだけ具体的に書きましょう。

○今できつつあることを

今学期の努力のあとが分かるように、書きましょう。

○家庭との連携を念頭に

学校での学習状況を連絡し、家庭の理解と協力の期待も込めて書きましょう。

○できるようになったことを

できるようになったことを記録し、今後につながるよう、来学期の取組のポイントを示しましょう。



〈 通知表の例（小学校知的障がい特別支援学級1年生の場合） 〉

文書記述様式

学習の様子および総合所見（1学期）	
国語	ひらがなは50音すべて読めるようになりました。また、少しずつ、画数の多いひらがなを覚えて書けるようになりました。「す」や「ぬ」に含まれる結びの部分が、上手に書けるように練習に取り組んでいます。
算数	10までの数について、正しく読んだり書いたりすることができるようになりました。また、数字にあった数だけタイルを並べることもできました。10までのたしざんに向け、「あわせて10」の練習に取り組んでいます。
生活	あさがおに、毎日欠かさず水をあげることができました。花が咲くと大喜びで、毎日花の数を数えて、担任に伝えに来てくれました。植物に対する関心が高く、植物図鑑をよく眺めていました。
音楽	校歌をおぼえ、大きな声で元気よく歌うことができました。また、「手をたたきましょう」の曲に合わせて、「タンタン タン ウン」のリズム打ちを、タンプリンやカステネットで正しく演奏できました。
図工	動物園で見た象を粘土で作りました。ちぎって、まるめて、たたいて、粘土を好きな形に変え、大きな耳、大きな足、そして最後に長い長い鼻をつけ、かっこいい象を完成させることができました。
体育	遊具を使った運動をしました。のぼり棒がとても上手です。スルスルとあつという間に上り、交流学級のみんなからも、「すごい！」と、歓声が上がりました。
生活 単元 学習	「動植物園にいこう」では、ビデオに出てくる様々な動物をよく見て、名前を覚えて答えることができました。当日のバス遠足では、事前に選んでおいた見たい動物をしっかりと見学することができました。
総合 所見	初めての学校、初めての先生、初めての教室、なにもかも初めての中、毎日笑顔でよく頑張ってくれました。学校生活にも慣れて、周囲に積極的に関わる様子もあり、友だちもできました。また、給食当番では、重たい牛乳を、弱音を吐くことなく運ぶことができ、とても立派でした。2学期は、運動会やマラソン大会などいろいろな行事があります。1学期同様、元気に頑張ります。

観点別評価様式

生活面	登下校	昇降口で、くつのはきかえが正しくできる。	◎
	ルール	教室で、大きな声を出さない。	△
	着替え	体操服に着替えることができる。(指示なし)	◎
	移動	〇〇教室から、一年一組に移動することができる。	◎
国語	排泄	定時排泄が確実にできる。(指示なし)	◎
	聞く	簡単な指示を聞いて、そのとおりに行動できる。(起立と着席)	◎
	話す	名前を呼ばれたら「ハイ」と返事ができる。	◎
	読む	ひらがなで書かれた語句を読む。(2音節)	◎
	書く	ひらがなを写すことができる。	◎
その他	名前を確実に書くことができる。	◎	
算数	かず	20までの数唱ができる。	◎
	りょう	1対1の対応により数の多少がわかる。	△
	じかん	きのう、きょう、あすの流れをつかむ。(日めくり)	◎
	すけい	同じ色、同じ形のものに分けることができる。	◎
音楽	鍵盤ハーモニカを一音(ソ・シ)でリズムよくひく。	◎	
	交流学級の授業に楽しく参加できる。(曲に合わせて、体を動かしながら歌うことができる。)	◎	
図工	指示されたところに色をぬることができる。	◎	
	交流学級の授業に楽しく参加できる。(すきなどうぶつを粘土で作ることができる。)	◎	
体育	はずむボールをつかむことができる。	◎	
	交流学級の授業に楽しく参加できる。(マラソンを、最後まで走りぬくことができる。)	◎	
【交流学級担任より】運動会では、1年1組のみんなと一緒に、元気いっぱいダンスを踊ることができました。隊形移動もみんなと一緒にスムーズにできて、とても感動しました。3学期は、合奏に挑戦します。みんなと一緒に頑張りましょう。			
【特別支援学級担任より】運動会、マラソン大会等いろいろな行事をなんなくこなして、本番に強いことを印象づけてくれました。好奇心が旺盛で、新しい学習にも意欲的に取り組んでいます。3学期は、寒さに負けず、頑張りました。			

3 指導要録での評価

特別支援学級の指導要録の様式は、設置者である教育委員会の定めに従います。特別な定めがない場合は、様式1「学籍に関する記録」は小・中学校の様式を使用します。様式2「指導に関する記録」(以下「様式2」という。)は、児童生徒の実態に基づき編成している教育課程に応じて、小・中学校通常の学級や特別支援学校の様式を使用します。

(1) 準ずる教育課程を編成している場合

指導要録の様式2は、通常の学級と同様です。

自立活動の記録は、様式2の裏面「総合所見及び指導上参考となる諸事項」※1に記載します。

また、小・中学校通常の学級の様式ではなく、視覚・聴覚・肢体不自由・病弱特別支援学校用の指導要録の様式を活用している場合、自立活動の記録は様式2の裏面「自立活動の記録」※2の欄に記入します。

【※1 中学校用指導要録の様式2】

内容	特別活動の記録			項目	行動の記録									
	学級活動	生徒会活動	学校行事		学年	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平
1				1										
2				2										
3				3										
総合所見及び指導上参考となる諸事項														
第1学年				第2学年									第3学年	

[※2 視覚・聴覚・肢体不自由・
病弱特別支援学校（中学部）
用指導要録の様式2]

特別活動の記録				行動の記録										
内容	学級	生徒会	学校	項目	基本的な	健康・体	自主	責任感	創意	思いやり	生命尊重	勤・労	公正	公共心
学年	活動	活動	行事	学年	生活習慣	力の向上	自律		工夫	協力	自然愛護	奉仕	公平	公德心
1				1										
2				2										
3				3										
				自立活動の記録										
第1学年				第2学年					第3学年					入学時の障害の状態
				総合所見及び指導上参考となる諸事項										
第1学年				第2学年					第3学年					

(2) 知的障がい特別支援学校の教育課程を参考にして編成している場合

知的障がい特別支援学校用の様式2※3に具体的な指導内容及び成果等を文章で記述します。

自立活動の記録については、「各教科・特別活動・自立活動の記録」※3の所定の欄に記録します。

各教科・特別活動・自立活動の記録			
	1	2	3
国語			
社会			
数学			
理科			
音楽			
美術			
保健体育			
職業・家庭			
その他			
特別活動			
自立活動			

特別活動		
自立活動		

[※3 知的障がい特別支援学校（中学部）用指導
要録の様式2]

(3) 準ずる教育課程の各教科と知的障がい特別支援学校の各教科の両方で教育課程を編成している場合

通常の学級用及び知的障がい特別支援学校の様式2※3の2枚を使います。

各教科の評価はどちらか一方のみに記載します。自立活動の記録は、知的障がい特別支援学校の様式2※3に記録します。

*指導要録の記入に際しては、児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意します。ただし、児童生徒の努力を要する点やその後の指導において特に配慮を要するものについても記入しておきます。

6 引継ぎの準備と方法は？

1 引継ぎに当たって

適切な指導と必要な支援を継続的に実施することは、特別な教育的ニーズのある児童生徒の持っている能力を伸ばすために欠かせないものです。切れ目のない一貫した支援を行うために十分行われることが大前提となります。そのためには、引き継ぐ側と引き継がれる側が連携を図り、丁寧に引継ぎを行うことが必要です。

2 引継ぎの準備と方法

(1) 準備するもの

- 個別の教育支援計画 ○個別の指導計画 ○生活や学習の記録
 - その他引継ぎに必要な資料（教材・教具、移行支援シート等）
- ※移行支援シートは、市町村により作成しているところがあります。

(2) 引継ぎにおける具体内容例

ア 文書（個別の教育支援計画等）による場合

- 重点目標（学習面、行動面・運動面、対人関係・健康面等）
- 支援を要する場面・手立て（学習面での発問仕方、教材の工夫、行動面）
- 運動面や対人関係・問題行動が生じる場面や原因、配慮事項等
- 養育、教育歴（障がいの状態や特性・服薬等、主治医や連携時のキーパーソンの確認等）

イ 聞き取りによる場合

- 身辺自立（着替え、食事、排泄、移動等）
- 社会性、集団参加（集団行動、対人関係、危険行為等）
- コミュニケーション力（理解と表出の程度、コミュニケーションの代替手段〔言葉サイン、カード等〕）
- 健康・運動（医療歴配慮事項、運動、器用さ等）
- 生活、行動（得意なこと、苦手なこと等）
- その他（保護者との連携、きょうだい関係等）

(3) 引継ぎに当たっての留意点

- 進級に伴う学年間の引継ぎにおいても、担任が異動し、新年度の情報提供が困難になる場合も考えられます。そこで、個別の教育支援計画等の文書による引継ぎと特別支援教育コーディネーター等を通じた口頭での引継ぎを併せて行うことが必要です。
- 個別の教育支援計画の引継ぎには、保護者の了承が必要です。保護者に対しては作成する段階で、児童生徒の成長を実感し、個別の教育支援計画を引き継ぐことの有用性を理解していただくことが大切です。面談等を通して、児童生徒の1年間の支援の評価や次年度への方向性についても保護者とともに確認します。
- 今年度の評価をもとに次年度の目標を保護者とともに話し合い、具体的な目標、支援内容等を記入します。担任が次年度交替しても、個別の教育支援計画等に沿って支援を実施することができます。

3 就学・進学に伴う学校間の引継ぎの時期と方法

(1) 就学・進学前

ア 本人・保護者と就学（進学）担当者との面談

就学（進学）先の職員が、入学前の機関を訪問し、保育・授業参観や意見交換等を行い、情報を収集します。



個別の教育支援計画等の引継ぎや相談があった児童生徒等については、保護者及び本人との面談をできるだけ入学前（春休み中）に行います。そこで、就学や進学に当たっての不安や今後の学校生活への願い等を確認し、安心して児童生徒が登校できるようにします。必要に応じて、入学式の会場や教室等を見学しておくことも児童生徒等が入学後学校生活をスムーズにスタートさせるために有効な手立てとなります。

イ 情報交換

基本的に年度替わりのできるだけ早い時期に、前担任と次の担任で行うようにします。春休み等を利用して行くと、児童生徒等の状況を把握し、必要な手立てを講じることができます。

必要に応じて、特別支援教育コーディネーターや学年主任、教頭や養護教諭など、特別な支援が必要な児童生徒等の様子を把握している教職員が情報交換に参加することも効果的です。保護者の情報が必要な場合は参加を促します。引継ぎ後も、必要に応じて情報交換ができるよう、入学後の児童生徒等の様子を引継ぎ元の関係者に知らせるなど、対象となる児童生徒等に関わる関係者同士の関係づくりを心がけます。

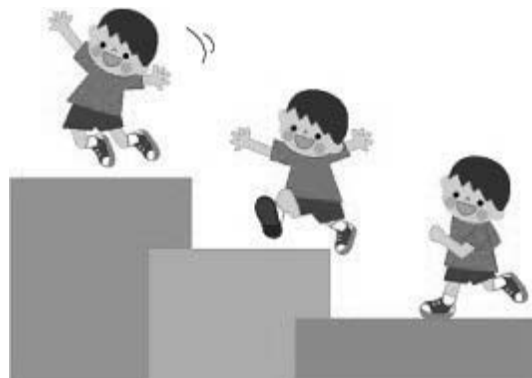
ウ 個別の教育支援計画等による文書の引継ぎ

卒業時の担任が2～3月頃に、個別の教育支援計画等をもとに、就学（進学）先の担当者と引継ぎを行います。引継ぎに関する文書とともに、口頭での補足説明も行い、就学（進学）先が必要となる情報を提供します。引継ぎを行う前に、どんな資料が必要か把握しておくことも必要です。

(2) 就学・進学後（移行先の生活を参観・意見交換）

引継ぎを行った学校職員は、就学（進学）した児童生徒が学校等の新たな生活に適應しているか、引継ぎの方法や内容が適切であったか等を確認するために、就学（進学）先の学校等を訪問したり、電話で情報交換をしたりしましょう。ここでは、授業参観や意見交換等を通して、引継ぎの評価を行います。

もしうまくいっていない場合は、再度関係者が集まってケース会議を行うなどして、うまく適應するにはどのような手立てが必要か検討します。新たに引継ぎ情報が必要な場合は速やかに提供できるようにしましょう。



4 就労に伴う引継ぎの時期と方法

(1) 就労前

学校においては、学校の特別支援教育コーディネーターや担任、進路指導担当者と本人・保護者が、在籍中の支援の内容や就職後に支援が必要と思われるポイント、就労先への引継ぎの手順などについて話し合って整理し、必要に応じて個別の移行支援計画を作成します。

職場実習などを行っている場合は、実習の巡回指導時に、就労関係機関の職員にも同行してもらうなど、就労後の定着に向けて、本人を支えるネットワークづくりに、在校中から取り組んでいくことも考えられます。

就労前の適切な時期に、学校、就労先の関係者、本人・保護者等が参加する引継ぎの場を設定するなどして、個別の教育支援計画や個別の指導計画等をもとに情報共有を行うとともに、今後の連携の方法などについても協議を行います。

学校までと比べ、学級担任などのキーパーソンとなる人が分かりにくくなるため、本人が困った時にどこに（誰に）相談すればよいかを就労先との事前の協議において定め、本人に伝えておくことも必要です。また、就労先と学校の双方の窓口を確認し、必要に応じて連絡を取り合うようにします。

職場への定着支援が必要な場合には、就労先以外の支援機関（ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど）の活用が考えられるため、あらかじめ本人・保護者の同意を得て相談につなげておくことも必要です。

(2) 就労後

就労後は、関係機関が中心となり、学校も必要に応じて協力しながら本人や家族への支援を行い、就労後の職場定着支援を進めていくことが大切です。

ここでは、職場定着支援についての方法例を紹介します。

ア 電話や訪問による定着支援

卒業生の進路先や家庭に直接電話や訪問をして職場での様子を伺います。夏休み等の時期を決めて定期的な訪問による職場定着支援を心掛けるとよいでしょう。

イ 関係諸機関との連携による定着支援

関係諸機関とは日常的な連携を図ることで卒業生の状況を把握しやすくなります。職場での不応適状況などは早めに対処するほど、その改善方法を講じやすくなります。地域の相談支援専門員や市町村の障がい福祉担当者など、卒業生についての情報をもっている方々が一堂に介する会議等があれば積極的に参加し、情報共有することも支援をスムーズに行うためには有効です。



第4章 人権教育等の指導

1 人権教育の指導は？

1 人権教育の指導

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて、「人権尊重の精神に立った学校づくり」を進めていかなければなりません。「人権尊重の精神に立った学校づくり」とは、校長のリーダーシップの下、人権教育主任を中心に、教職員と児童生徒が「自分の学校をもっとよりよくしていきたい」、「人権が尊重される学校教育を実現していこう」という思いに満ちあふれ、すべての教育活動を通して人権教育を推進するための環境を整備する取組です。これを推進する際には、P D C Aサイクルにより学校全体で組織的に取り組むことが重要です。特別支援学級においても、自校の人権教育目標を踏まえた人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた取組を進めていきます。

2 実践を進める上でのポイント

(1) 「人権が尊重される学習活動づくり」について

特別支援学級においても、個に応じた指導を充実し、一人一人が大切にされる授業や体験学習等を通じて、人権意識等や実践力を身に付けさせていく必要があります。さらに、その指導の展開に際しては、誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことができるような学習活動づくりに努めていくことが大切です。

(2) 「人権が尊重される人間関係づくり」について

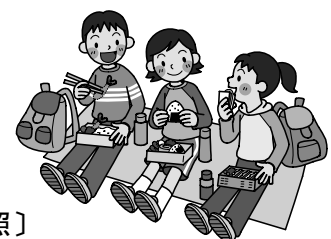
児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければなりません。

また、教職員が児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うなど、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していくことが大切です。

(3) 「人権が尊重される環境づくり」について

日々の学級経営においては、教室が安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要です。

また、教職員の日常的な言動や教職員と児童生徒間、児童生徒同士の人間関係等により人権尊重の雰囲気は形作られます。校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組や交流及び共同学習の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効です。



2 キャリア教育・進路指導は？

1 キャリア教育について

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であり、「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」をキャリア発達といいます。キャリア教育は、キャリアが児童生徒の発達の段階やその発達課題の達成と深く関わりながら段階を追って発達していくことを踏まえ、幼児期の教育から高等教育に至るまで体系的に進めることが必要です。また、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実していくことや障がいの有無や軽重に関係なく指導していくことが必要です。

2 特別支援教育におけるキャリア教育推進のポイント

- 特別支援教育は、発達障がいを含め障がいのある児童生徒に対し、その自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行います。特別な教育的ニーズのある児童生徒については、各学校段階において示した考え方に加え、個々の障がいの状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが重要です。
- 特別な教育的ニーズのある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入後、適切な指導や支援を行うことが必要です。
- その際、学校は、個別の教育支援計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら、生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要です。

〔「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」

中央教育審議会 平成23年1月より〕

3 進路指導に当たって

進路指導は、児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要です。指導においては、次のようなことを考慮しながら進めていきましょう。

- 障がいの状態、発達段階、特性等を十分に把握します。
- 保護者や地域社会、労働、福祉等の関係機関との連携を図って取り組みます。
- 本人の将来に対する夢や希望等の理解に努めます。
- 進路指導が児童生徒の生き方の指導であることを踏まえ、児童生徒の意欲や努力を重視します。
- 進路指導が児童生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実



感にもつながることを踏まえて指導します。

- 進路指導は、保護者の理解と協力が不可欠であるため、個別の教育支援計画を活用しながら、保護者とともに進めます。
- 児童生徒が主体的に進路を決定できるように、労働関係機関等と連携を図り、児童生徒や保護者に対して適切な時期に必要な情報を提供できるようにします。

4 特別支援学級担任の役割

(1) 小学校では

- 一人一人の卒業後の生活につながる自立的な生活力（基本的な生活習慣、対人関係、通学等）が高まる教育活動を計画して行います。
- 中学校や将来の生活を見据えながら、保護者との話し合いを行い、進路に対する意識を高めていきます。

(2) 中学校では

- 卒業後の進路（高等学校・高等部進学、就職等）を見通して、3年間の進路指導計画（年間、月間）を立て、実施します。
- 進路に関する各種情報（進学先、実習先、就職先等）を、近隣の特別支援学級や関係機関と連絡を取り合いながら収集し、活用します。
- 高等学校、特別支援学校の教育課程や進路の違いなど、それぞれの学校の違いを理解しておきます。特に高校では、中学校特別支援学級と同程度の人的支援を得られないことが多いこと、単位認定のための規定等が学校ごとにあること、また特別支援学校高等部では通学バスの利用が難しいことなど細かな点まで調べておく必要があります。
- 進学先について機会あるごとに、進路に関する情報を本人や保護者に知らせ、本人や保護者の希望や意思を大切にしながら将来の展望を明らかにし、主体的な進路選択ができるように一貫した指導や援助を行います。
- 1年生の段階から高等学校や特別支援学校高等部、企業を実際に見学したり、体験したりする機会を設定します。なお、進路先の見学等を希望する場合は、自校の管理職を通じて見学対象の学校等に連絡するようにしましょう。
- 卒業後のアフターケアを充実するために、卒業生の進路先訪問を行ったり、進路学習や学校行事への招待等を積極的に行ったりします。



5 進学について

(1) 留意すること

- 特別支援学校高等部を受検する際には、できる限り中学校3年の1学期までに、その学校の教育相談を受けておきましょう。
- 特別支援学校高等部を受検する際には、出願資格等をきちんと確認しましょう。特に、当該特別支援学校の障がい該当するか迷う場合は、教育相談等を通じて当該特別支援学校に相談しましょう。特別支援学校のオープンスクールへの参加とは別に教育相談の機会を設けることが必要です。

(2) 入学者選抜における特別な配慮について

高等学校及び特別支援学校高等部を受検する際には、それぞれの入学者選抜要項に示された範囲で特別な配慮を求めることができます。特別支援学校における特別な配慮とは、在籍する中学校等で日常的に障がいに応じ

て適切に実施されているもののうち、出願先の特別支援学校の当該学級が教育の対象としている障がいに対して行う通常の配慮以外のものをいいます。例えば、ひのくに高等支援学校は「知的障がいを対象としている特別支援学校」ですので、知的障がいに対する配慮をしながら入試を実施します。知的障がい以外の障がいがある場合、例えば視覚障がいがある生徒で、中学校においても普段から文字の拡大などの配慮を行っている場合に特別な配慮の対象になります。

特別な配慮が必要な場合、できるだけ早い段階で出願を検討している学校にどのような配慮が必要か相談してください。特別な支援を行うことで、入学者選抜に不利になることはありません。

さらに日頃行っていない配慮を入学者選抜の時だけ行うことは難しいため、必要な支援について個別の教育支援計画等に記載し、本人・保護者とも十分に合意形成しておくことが重要です。

ただし、心疾患などがある生徒で学校生活では問題なく過ごすことができるため、日頃は特段の配慮を行っていなくても、入試の内容によっては、特別な配慮が必要なことがあります。この指導内容も含めて、中学校からの特別な配慮の申し出後にはケースごとに検討を行います。出願を検討している段階から早めに特別支援学校へ相談してください。

(3) 受検の流れについて

		特別支援学校		高等学校
		ひのくに高等支援学校及び 松橋支援学校高等部専門学科	左記先以外	公立高等学校
1月	下旬	願書受付 出願変更		前期選抜願書受付
	中旬	合格発表	願書受付	前期選抜合格発表 後期選抜願書受付
2月	下旬		出願変更	出願変更
	中旬	二次募集	選抜実施 合格発表 二次募集	後期選抜実施 後期選抜合格発表 二次募集
	下旬	二次合格発表	二次合格発表	二次合格発表

※二次募集は、合格者数が募集定員に満たない学校、学科等について実施されます。

※ひのくに高等支援学校、松橋支援学校高等部専門学科及び公立高等学校前期選抜は併願できません。



3 体育・健康に関する指導は？

1 体育・健康に関する指導

体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力のある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和的な発達を図ることをねらいとしています。

体育に関する指導については、積極的に運動する児童生徒とそうでない児童生徒に分散が拡大しているとの指摘もあります。そのため、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、児童生徒の障がいの状態や程度に合わせて心身を鍛えることができるようにすることが大切です。



健康に関する指導については、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切です。特に、学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食生活を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、安全な食べ方、食品の安全性などの指導を一層重視する必要があります。

指導に当たっては、養護教諭や栄養教諭、家庭とよく連絡を取りながら指導を進める必要があります。体育・健康に関する指導は、関連の教科や道徳、特別活動、自立活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校教育活動全体を通じ、それぞれの指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指します。

2 安全に関する指導



安全に関する指導については、防犯を含む生活上の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、適切な行動に結び付けるようにすることが重要です。なお、児童生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにします。

緊急時における様々な場面も想定し、危険に関する認知や、違いを見分けて区別する力、視覚・聴覚・触覚などの保有する感覚の活用を図ることができるよう指導しておくことも大切です。加えて、とっさの危険からの回避に必要な身体的な能力を高めることや、非常時に必要な支援を受ける心構えを育てること、危険に対して予測できる能力の育成を図り、地震や火災等の緊急災害時に冷静に判断して適切な行動がとれるようにすること等が大切であり、自他の生命の尊重や安全に関する態度を図ることも重要です。

また、緊急時の避難経路や避難場所への誘導及び解除の方法などのマニュアルを作成し、計画的な訓練を行うことが大切です。車椅子での避難ルート、物品・薬などの備蓄の確認もしておきます。また、児童生徒の実態から、担任以外の全職員の支援体制も十分に考慮しておきます。

4 生徒指導の充実は？

1 生徒指導とは

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければなりません。児童生徒一人一人は興味・関心等が異なることを前提に、児童生徒が自分の特徴に気付き、よいところを伸ばし、存在感を実感することが求められており、そのために、生徒指導の一層の充実を図ることが必要です。生徒指導は、児童生徒一人一人の人格を尊重しながら、規範意識を育むなど社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することです。

2 特別支援学級における生徒指導

生徒指導を着実に進める上での基盤は学級であり、学級担任の営みは重要です。学級担任は、学校・学年経営を踏まえて、調和の取れた学級経営目標を設定し、指導の方向と内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにします。

特別支援学級の児童生徒の中には、その障がいの特性から自己理解や行動を調整する力が育ちにくいところがあります。そのため、まず児童生徒がどのような状況下で危機的な状況に陥りやすいかをしっかりと把握することが必要です。その上で、児童生徒一人一人への理解を深めながら、安心感を高め、適切な行動を選択し自己決定できる資質を養い、自己目標に向かって自発的に自らの行動を決断し実行していく力を育てていく必要があります。

特別支援学級においては、児童期や思春期の心理発達の特徴に加えて、児童生徒の障がいの特性が、その児童生徒の発達にどのような影響を与えているのかを考慮しながら、共感的に児童生徒自身を理解していくことが大切です。

3 生徒指導における留意点

学級経営を行う上で最も重要なことは、学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解です。日頃から、児童生徒を理解しようとする学級担任の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情を持って接していくことが大切です。そのために、以下の点に留意します。

- 教職員が児童生徒のよさを引き出し、児童生徒自身が自分のよさに気付けるようにします。
- 児童生徒が互いのよさを見付け合ったり、生かし合ったりできる場をつくります。
- 児童生徒が主体的に学ぶことができるように、課題の設定や学び方について自分で考え選択できる機会を設けます。



第5章 学級づくり等の基本

1 年間の主な学級事務等の流れは？

初めて特別支援学級の担任をする先生にとっては、緊張とともに、指導計画の立案や指導内容の検討等、「まず何をしたらいいのだろう。」と悩むことが多いと思います。また、4月当初は学級の事務的な仕事も進めていかなければなりません。

周りの人の協力を得ながら年間の見通しを立て、下の表を参考にするなどして、1年間の主な学級事務等の計画を作成しましょう。一人で悩まず、思い切って自分から周りの先生方（管理職、教務主任、前担任、特別支援教育コーディネーター等）に相談しましょう。

また年度末には、引継ぎ時に活用できる資料の整理が必要になります。1年間の指導内容等について普段から指導の記録を残しておきましょう。

■ 1 年間の主な学級事務の例 ■ (2学期制の場合)

月	主 な 学 級 事 務
4月	<input type="checkbox"/> 諸表簿(指導要録、出席簿)の作成 <input type="checkbox"/> 教育課程の編成、時間割の作成 <input type="checkbox"/> 通学路、通学方法の確認 <input type="checkbox"/> 教室環境の整備 <input type="checkbox"/> 交流学級との打ち合わせ <input type="checkbox"/> 参観日、家庭訪問の計画
5月	<input type="checkbox"/> 学級経営案の作成 <input type="checkbox"/> 通知表の検討 <input type="checkbox"/> 実態調査の報告、諸届出 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画及び指導計画の作成 <input type="checkbox"/> 就学奨励費等の手続き
6月	<input type="checkbox"/> 次年度の教科用図書の選定 <input type="checkbox"/> 合同学習、職場実習の打ち合わせ(中) <input type="checkbox"/> 宿泊学習 <input type="checkbox"/> 地域行事等の確認
7月	<input type="checkbox"/> 保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 休業中の課題作成 <input type="checkbox"/> 夏季休業の計画 <input type="checkbox"/> プール指導 <input type="checkbox"/> 特別支援学校の見学(5~7月) <input type="checkbox"/> 高校オープンスクールへの参加(中)
8月	<input type="checkbox"/> 進路指導の計画 <input type="checkbox"/> 教室環境の整備 <input type="checkbox"/> 教材研究 <input type="checkbox"/> 進路決定のための保護者との面談(中)
9月	<input type="checkbox"/> 合同学習、職場実習の打ち合わせ(中)
10月	<input type="checkbox"/> 通知表の記入 <input type="checkbox"/> 前期の個別の指導計画の評価、見直し <input type="checkbox"/> 後期の個別の指導計画の作成 <input type="checkbox"/> 学習発表会の計画
11月	<input type="checkbox"/> 就学時健康診断(小) <input type="checkbox"/> 修学旅行(見学旅行)
12月	<input type="checkbox"/> 保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 休業中の課題作成 <input type="checkbox"/> 冬季休業の計画
1月	<input type="checkbox"/> 引継ぎの準備
2月	<input type="checkbox"/> 卒業関連事務 <input type="checkbox"/> 新入生面談・訪問 <input type="checkbox"/> 体験入学(小)
3月	<input type="checkbox"/> 保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 通知表の記入 <input type="checkbox"/> 学年末休業の計画 <input type="checkbox"/> 年間の個別の指導計画の評価、見直し <input type="checkbox"/> 指導要録等の記入 <input type="checkbox"/> 次年度への引継ぎ事項の作成

各学校で内容が違いますので、一例として参考にしてください。



2 新学期の準備に必要なことは？

1 新年度開始までの準備

新年度・新学期を迎える児童生徒は、新しい担任の先生や新しい学級、新しい友だちとの出会いに向けて、わくわくした気持ちで期待感が高まっている反面、ドキドキして落ち着かなかつたり、不安だったりしています。

特に、新年度は様々な準備に忙しい時期ですが、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、以下に示す準備や確認等を丁寧に行いましょう。一人一人を大切にしたいきめ細やかな対応を心がけ、学校生活を気持ちよくスタートしたいものです。

準備すること

- ◆ 指導要録の記入、出席簿、名簿の作成
 - 氏名の漢字、読み方、ゴム印の確認
- ◆ 環境整備
 - 靴箱、傘立て、ロッカー、机、椅子等の準備（場合により交流学級担任と連携し、交流学級での準備も行います。）
 - 教室設営（黒板等に児童生徒へのメッセージを書くことも効果的です。）
- ◆ 教科書等の配付準備
- ◆ 学級事務用品の整備
- ◆ 学級通信（便り）の作成
 - 自己紹介、今週の予定等



確認すること

- ◆ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の確認
- ◆ 緊急時における校内支援体制
- ◆ 教室や教室周りの安全点検
 - 机、椅子のがたつきや破損、落下物、突起物、窓等
- ◆ 通学路や登下校の方法
 - 登校班、保護者の付き添い
 - 危険場所等通学上の課題
- ◆ 登校後の動き
 - 学校での迎え方、昇降口から教室、交流学級との連携等
- ◆ 健康や指導上配慮を要する事柄の把握
- ◆ 校内での共通理解・情報の共有

校内支援体制を確認しましょう

- 個別の教育支援計画・個別の指導計画による指導・支援の様子を把握を行うとともに、引継ぎの時間を設定して、前担任との情報共有を行います。
- 学校全体で支援する特別支援教育の意識を高めるためにも、管理職や特別支援教育コーディネーターと協力しながら、職員会議、校内研修等で、児童生徒の実態や学校としての特別支援教育の基本方針及び校内支援体制等について共通理解を図りましょう。

保護者と早めに連絡・確認しておきましょう

- 保護者の話を基に、学校生活上の配慮点等を確認しましょう。
- 新設の学級の場合は、前担任、保護者、関係機関から、学校生活上での配慮点等を得ることが大切です。
- ☆新入生や担任が替わるなどの環境の変化に不安の大きい児童生徒がいる場合には、春休み中に保護者・児童生徒と面談の機会を設けます。その際、児童生徒の日常の様子やそれまで利用していた機関での情報をあらかじめ入手しておき、不足している点については、保護者に必要な情報を聞くとともに、新しい教室、座席、靴箱の位置など児童生徒・保護者と一緒に確認しておく、より安心して新学期を迎えることができます。

2 長期休業明けまでの準備

初めて特別支援学級を担当する場合、学級の運営や児童生徒との関わり等で悩むことが多いでしょう。長期休業期間中は、課題解決に向けての見直しを持つことができるよう、個別の教育支援計画・個別の指導計画を見直し、実態把握を深めるとともに、個に応じた指導の工夫について再検討しましょう。

個別の指導計画の見直しを進めましょう

- 学期（前期）の評価を行います。どのような成長が見られたかや目標に対する手立てが適切だったかなど振り返り、個別の指導計画に記入をしましょう。
 - 合理的配慮についても見直しを行います。教室設営等も児童生徒の実態に応じて工夫・改善を進めます。
- ☆環境の変化に敏感な児童生徒が在籍する場合、長期休業中に教室環境の変更を行った場合は、必要に応じて本人や保護者へ連絡し、休業期間中に教室の様子を児童生徒にも見せておくと、新学期の混乱を避けることができます。

在籍する全員分の
時間割を掲示



教室設営の例

児童生徒の学び方や動き方、
刺激の受け方等に応じてオー
ダーメイドの教室設営を進め
ましょう。

個別学習スペースは前と左右に
パーティション（必要に応じて）

足を定位置に置く
ための足置き



積極的に研修に参加しましょう

- 特別支援教育に関わる具体的、専門的な研修会が、特別支援学校や各専門機関で開催されます。積極的に参加し、より効果的な支援の在り方について学ぶとともに、特別支援学校等の職員と顔見知りになり、相談しやすい関係をつくることも大切です。
- 各地域で開催される地区別研修会は、それぞれの地域の課題に密着したテーマで開催されます。
- 近隣の小・中学校特別支援学級の見学に行くのも、貴重な研修となります。関係も近いため気軽に相談ができ、日常的な連携のきっかけ作りにもなります。

長期休業明けの学校生活をスムーズにスタートさせるために、休みが明ける数日前から「〇日から学校が始まります。」と保護者から児童生徒に予告をしてもらいましょう。

担任が家庭訪問をするのも効果的で、休み中の児童生徒の様子を知る機会にもなります。



3 入学式・始業式で配慮することは？

1 入学式・始業式を迎えるに当たって

児童生徒は、喜びや不安、期待や緊張でいっぱいです。緊張や不安をできるだけ和らげられるように配慮し、良好な関係づくりの第一歩としましょう。そのためには、児童生徒の状態に応じた1日の動きをシミュレーションし、児童生徒の実態に応じた支援や関わり方を学校全体で確認しましょう。

2 学校全体で確認したい事項

(1) 式前後の動き

- 教室、体育館（式場）、受付等の最終チェック
- 迎え、教室への移動、待機、交流学級との関わり、保護者の動き等

(2) 式の流れ

- 入退場、座席（付き添いの有無の確認）
- 呼名（呼名者、呼名に対する対応及び支援）
- 学校長式辞（講話）、来賓祝辞等での配慮
- パニックや発作等への適切な対応、支援

(3) 児童生徒の状態

- 認定こども園・幼稚園・保育所等での卒園式の様子聞き取り
- 全職員での共通理解



3 保護者に確認したい事項（入学式）

保護者にとっては最初の学校行事を通して、担任の丁寧な対応の仕方や気配り、児童生徒への関わり方などに安心感を抱き、その後の信頼関係につながっていきます。

場合によっては、入学式前に面談の機会を設けたり、入学式会場の設営が整ったあと、リハーサルを行うため、来校していただいたりすることも必要です。

保護者の視点から学校全体の特別支援教育に対する姿勢を捉えられる機会となりますので、学校での共通理解を十分図って取り組みましょう。

4 留意したいこと

- (1) 学校全体の協力体制が大切です。全職員の共通理解のもと「いつでも」、「だれでも」、「どこでも」対応できるようにしましょう。
- (2) 特に、健康面での配慮が必要な場合は、対応の仕方について養護教諭を中心に学校全体で共通理解をしておきましょう。
- (3) 本人も保護者も、様々な思いを抱きながら入学（入級）します。交流学級と連携をとりながら、児童生徒同士がお互いを正しく理解し合う第一歩となるように取り組んでいきましょう。

【実践例から】

- 入学式の際、校長式辞が難聴のある児童生徒にも伝わるように、事前に原稿をもらい、保護者と一緒に読んで参加してもらいました。
- 式後、教室で交流学級の保護者に向けて、特別支援学級担任から児童生徒や特別支援学級のことについて話をしてもらう時間をつくり、理解を図る機会となりました。



4 教室環境の整備は？

1 教室環境の整備

教室は学校生活の拠点になります。児童生徒の障がいの状態に応じて、安全で児童生徒が過ごしやすく、学びやすい環境にしましょう。また、交流学級で学習する場合には、特別支援学級の教室環境を基本としながら、担任同士が連携し、可能な範囲で整備を行うことが大切です。



2 障がい種別ごとの留意点

(1) 視覚障がい

- 歩行の妨げになるようなものは置かないようにしましょう。置く場所は定位置に決めましょう。
- 机の角や突起物などには、カバーをするなど安全面に留意しましょう。
- ブラインドや遮光カーテンを設置し、適切な採光を確保しながら、まぶしさへの配慮をしましょう。
- 靴箱やロッカーは端に配置をしたり、蛍光テープ等で目印を付けたりする等の工夫をしましょう。
- 交流学級で学習する場合には、視覚補助具の活用のしやすさ、まぶしさ、視野等、様々な条件を考慮し、児童生徒と十分にやりとりをしながら座席位置を工夫しましょう。

(2) 聴覚障がい

- 教室内の雑音を軽減するためにテニスボールを椅子の脚に付けるなど学習活動に際しての防音の工夫をしましょう。

(3) 肢体不自由

- 車椅子や歩行の妨げになるようなものは置かないようにしましょう。
- 学習活動や休憩等効果的に教室が使えるように、畳やじゅうたんのスペースを用意しましょう。

(4) 病弱

- 体調に合わせて体を休めることができるスペースや体温調節・感染症予防に配慮した環境を用意しましょう。

(5) 自閉症・情緒障がい

- 集中することが困難な場合は、児童生徒の席から見える範囲に、気を取られやすいものなどがないように留意しましょう。
- 活動の手順や方法等を視覚的に提示し、見通しが持てるようにしましょう。
- 心理的な要因から不登校等の状態にある場合、児童生徒が安心しリラックスできる場を設定しましょう。

(6) 知的障がい

- 中に入っている道具が分かりやすいよう、ロッカーや棚の、分かりやすいマーク、名前のラベルや道具の写真を貼っておきましょう。



3 その他の留意点

障がいの状況に応じて、児童生徒同士の交流の機会が増えるよう、休み時間など、他の学級の児童生徒が遊びに来やすいような教室にしましょう。

5 学級経営案の作成は？

1 学級経営案作成のねらい

学級経営案は、学級経営に当たって、在籍する児童生徒の障がいの状態や特性、保護者の願い等を考慮し、学校教育目標等との関連を明らかにし、年間の目標、経営方針及び計画等を明確にしたものです。

2 作成に当たって

(1) 在籍する児童生徒の実態をよく把握しましょう。

障がいの状態や特性等、学級全体の構成や傾向など児童生徒を取り巻く環境について把握することが大切です。また、児童生徒の生育歴や家庭での様子、前学年での様子等についても、保護者や前担任等にも聞き取りを行いましょう。

(2) 目指す児童生徒像を明確にしましょう。

本人の願い、保護者の願いを十分聞き取り、長期的目標を担任が設定します。必要に応じて、特別支援教育コーディネーターをはじめ、学年主任や管理職等にも相談するとよいでしょう。

(3) 目標達成のための方針や計画をより具体的に考えましょう。

教育課程、指導計画、教育環境の整備、交流及び共同学習、家庭や地域及び関係機関との連携等をどのように行うか考えましょう。

また、様々な教育活動に協力していただける地域の方々を学級経営に積極的に活用していくようにしましょう。

3 学級経営案の作成様式

学級経営案の様式は、各学校によって異なります。各学校及び各学年の様式に基づいて作成しましょう。



4 学級経営案の記載項目例

(1) 学級目標

○目指す学級像 ○目指す児童生徒像

(2) 学級の実態

○学級の構成や傾向、雰囲気 ○児童生徒の障がいの状況や学習の様子 等

(3) 学級経営の方針

○経営の重点 ○経営の達成目標

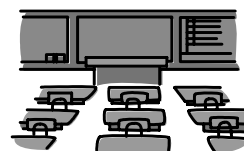
(4) 学級経営の具体的実践事項

○指導の形態 ○家庭や地域、関係機関との連携 ○その他特記事項 等

(5) 指導の重点

○学習指導面 ○生活指導面 ○健康安全指導 ○学習環境

○特別活動、学校行事 ○集会活動等への参加 ○交流及び共同学習



6 学級通信の発行は？

1 学級通信発行の目的

学級通信は、保護者や教職員が特別支援学級の様子を理解する貴重な機会となります。特に、保護者は学級通信には大きな関心を持って読んでおられます。児童生徒のがんばっている様子、学校行事等の様々な学習活動について、写真等を効果的に使う等、学校での様子を分かりやすく伝える工夫をして、定期的に、積極的に伝えていきましょう。

2 学級通信の内容

学級通信の作成に当たっては、次のような内容を意識して作成しましょう。

- (1) 学級通信は、学校での行事予定表等も掲載し、保護者や児童生徒が学校生活の見通しを持てるようにしましょう。
- (2) 児童生徒の作文や習字、絵画などの作品等を掲載するなど、児童生徒が学級通信の紙面づくりに積極的に参加できるように工夫しましょう。
- (3) 他の児童生徒や教職員に学級への理解が進むように、保護者への配付だけでなく、教職員にも配付、あるいは供覧等し、特別支援学級の理解を促しましょう。また、教室に年間を通じて掲示し、児童生徒とともに学校生活を振り返る教材としても活用できるようにしましょう。
- (4) 学級担任（学校側）からの一方的な連絡に終わらず、共に考え合える学級通信づくりを工夫しましょう。そのために、保護者からの意見や感想なども掲載してみましょ。
- (5) コラムを設け、学級担任や他の教職員の思いや考えを記事にして取り上げることも有効です。
- (6) 近年では、パソコンでの学級通信の作成が多いですが、手書きによる学級通信も保護者にとっては喜ばれることもあります。自分の得意な方法で作成するように心がけましょう。

3 学級通信の発行に際しての配慮事項

- (1) 児童生徒のプライバシーの保護には、十分に配慮しましょう。児童生徒の名前、顔写真や作品等の掲載に当たっては、年度初めに、保護者への説明を十分行い、学級通信掲載について事前に承諾を得ておくことが大切です。
- (2) 学級通信に掲載予定の児童生徒の作文等の誤字や脱字などは、学習指導の一環として訂正させてから載せるようにしましょう。
- (3) 作成した学級通信は、学校から出される公的な文書になります。内容や文章表現等について、発行前に学年主任や管理職等に確認してもらいましょう。そのために、学級通信は余裕を持って作成するように心がけましょう。



4 学級通信例

学級通信の作成に当たっては、前述の配慮事項等を踏まえ、近隣学校の特別支援学級で作成されたものを参考にしながら、自分らしい学級通信を作成しましょう。

〔小学校〕

平成28年度 〇〇市〇〇区〇〇小 学級通信 7月8日 No. 13

いっぽいっぽ

文責：担任

ひまわり2組執事さん

集団宿泊明けの今週、記念すべき1日がありました。何と今年度のひまわり2組の4名が、同じ時間に席について学習する時間が取れたのです。入学当初、なぜか「ひまわり教室?行かない。」と言っていた〇くんでしたが、ひまわり教室を「安心できる場所」として認められたようです。

このことで、4人揃っての「生活単元学習」の時間も可能性が高まってきました。9月のなかよし合同を前に、楽しみが膨らみます!()

4人それぞれの課題に真剣に取り組んでいます

「特別支援教育」がスタートして以来、以前のように「特別な教育を特別な場所」というイメージから、「子どもたちのニーズに応じて支援する」形が変わっています。ひまわり教室を「どう活用するか」が大切ですね。皆〇くんにとっての「ひまわり教室の在り方」を改めて考えることが大切だな...と考えているところです。ちなみに...ひまわり先輩である〇くんたちの受け入れ態勢はとてよく、「優しいまなざし」で〇くんの様子を見てくれました!()

「特別支援教育」がスタートして以来、以前のように「特別な教育を特別な場所」というイメージから、「子どもたちのニーズに応じて支援する」形が変わっています。ひまわり教室を「どう活用するか」が大切ですね。皆〇くんにとっての「ひまわり教室の在り方」を改めて考えることが大切だな...と考えているところです。ちなみに...ひまわり先輩である〇くんたちの受け入れ態勢はとてよく、「優しいまなざし」で〇くんの様子を見てくれました!()

今年の水泳の目標(??)

今年の水泳大会は9月に行われます。ということで、第3回〇〇パーティーのテーマが決まりました。「水泳」と「夏の宿題」です。今回は水泳の目標だけ。

Aくん：シュノーケルで2.5m泳ぐ。(ビート板も可)
 Bくん：シュノーケルで5.0m泳ぐ。(ビート板も可)
 Cくん：ビート板で2.5m (間接〇〇エンジンも可)
 Dくん：体操服で水遊びを楽しむ(びしょ濡れを目指して)

今週はプールの空き時間を持つて3回泳ぐことができました。〇くんは昨年年度の感覚を取り戻し、プールの標は2回くらい往復できました。突然「早泳ぎしたい!」とも、Aくんもクローリングの手の動きも入れながら10m以上「一人で浮かん」で泳ぐことができました。かなり腕力ができ、軽いバタ足だけでも浮いて進みます。Bくんもすぐにだるま浮きになっていたのでウルトラマンの形で伏し泳ぎができました。Dくんの目標は担任の勝手なアイデアです。支援員の先生と「計画的ハプニング」を狙っていますが、ショウロでの水遊びが入り、体操服が濡れるのも気にせず楽しんでいそうです。水泳に奮起する日も近いかな...()

もしかしたら4人揃って「〇〇パーティー」ができるかもしれませんね。

ゆで野菜を作りました!()

Aくんの協力も仰ぎながら、ひまわり教室で5年生の家庭料理実習を行いました。ゆで卵、ほうれん草、ジャガイモ...と流れとしてはハッピー。3人分が出来上がって「いただきます!」でしたが、口に入れるのは難しい3人でした!()

「いっぽいっぽ」というタイトルに、担任の伝えていきたいメッセージが表れています。

集団宿泊教室の様子とその体験を生かした学習の様子を分かりやすく伝えてあります。

水泳の時間の様子が分かる写真もあり、授業の様子が目に浮かびます。また、児童生徒の目標が掲載されることで、児童生徒の意欲が高まります。また、児童生徒の名前の掲載に当たっては、プライバシーの確保に配慮されています。

調理実習の風景が、よくわかります。学級通信は、文字のみでなく、写真やイラストを活用することで内容が伝わりやすくなります。

〔中学校〕

支援学級〇〇〇 第22号(文化祭) 文責：〇〇〇〇 HOO. 10. 24

☆みんなが輝いた文化祭☆

文化祭☆みんなよく頑張りました!!

3年生にとっては最後となる熊本中学校の文化祭。自画像やフラ板キーホルダー制作、それにカゴ作りと、3年間の総まとめとしても良い作品が展示されています。また2年生は、愛加さんが全校生徒の前で交流クスのみんなど『心の種』をステージ上で聴かせてくれました。『ステージに上がる前に体が突然ガタガタ震えてきたんです(〇く;)』と、ビックリした顔で話してくれましたが、緊張するという体験ができたことはとても素晴らしい事ではないかと思えます。〇〇君も一人かゴが編めるようになり、みんな少しずつ成長できていることを感じる事ができた文化祭でした!!

3年生作品『自画像』

2年生作品のポスター

今年文化祭は、自分新聞、フラ板キーホルダー、書道、クラブバッグ(カゴ)、ポスター制作、書道

と、昨年と比べると盛りだくさんの内容でした。正直、「無理させ過ぎたかな?」とも感じましたが、みんな本当に良く頑張ってくれました!それに、欠席せずにみんな登校してくれたことが何よりも一番嬉しかったです! 愛加さんは自分でお弁当を作って来ていました。その成長ぶりに私たちも涙が出そうでした。残り時間も精一杯頑張らしよう!

☆〇〇さんは書道7段取得です。すごい!!!

家庭での活用できそうな教材などを紹介すると、家庭との連携が深まります。

行事をテーマにしたタイトル付けも効果的です。

学校行事の「文化祭」をテーマに、学級通信が作成されています。学校及び特別支援学級での取組の様子がよくわかります。

生徒の作品が、大きくよく分かる紙面づくりになっています。「自分の作品」が掲載されたことを喜ぶ生徒や保護者の笑顔が見える紙面づくりになっています。

◎行事予定等の掲載について

児童生徒や保護者に見通しを持たせるため、紙面の割り振りを考えて、月の行事予定や次週の予定などを掲載することもあります。

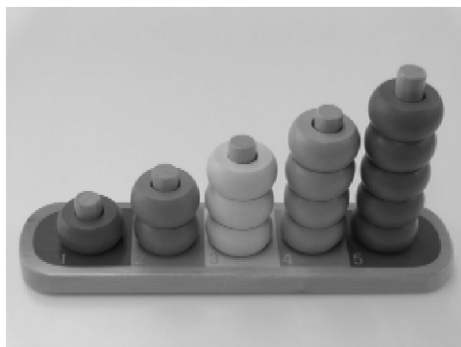
7 教材・教具の開発や活用は？

1 特別支援教育における教材・教具とは

学習活動では、児童生徒が自主的、主体的に学習を進め、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることが望まれます。そのためには、一人一人の児童生徒の実態や指導目標に応じて、教材・教具を工夫し、効果的に活用することが必要です。

2 市販されている教材・教具

特別支援教育用に開発された教材・教具は、市販されているものもあります。学校に配布されている教材カタログ等で調べることができます。



1から5のリング刺し

3 手作り教材・教具

市販されているものに児童生徒の指導に活用できるものがない場合は、児童生徒の実態や興味・関心に応じた教材・教具を手作りして活用することが効果的です。近隣の特別支援学級や特別支援学校等に相談したり、そこで使用されている教材・教具や教材カタログを参考にしたりする方法もあります。

4 ICTの活用

特別な教育的ニーズのある児童生徒の学習の困難さに対する支援や障がいの特性を考慮した指導を充実させるツールとして、ICT（情報通信技術）があります。学校で使われる主なICTには、パソコン、タブレット端末、電子黒板といった機器や、プリンタ、プロジェクタといった周辺機器があります。児童生徒の可能性を広げ、指導や支援を充実させる道具として、児童生徒の理解をサポートしたり、自信を付けたり、意欲を高めたりできるよう効果的に活用しましょう。

5 教材・教具の開発・活用に当たってのポイント

○丈夫で安全なもの

(児童生徒によっては、プラスチック等を口に入れる場合もあります。)

○児童生徒の身体発達及び知的発達段階に即したもの

○操作が簡単で繰り返し使用できるもの

○児童生徒の興味・関心を引き付けるもの（形・色・大きさ・香り等）

○収納・管理がしやすいもの



単語の構成版

8 保護者・関係機関との連携は？

1 保護者との連携

保護者との連携は、保護者の思いや願いを学級担任がしっかりと受けとめることから始まります。日々の小さな出来事についても連絡を取り合い、保護者との信頼関係を築きながら、学校と家庭が一緒になって児童生徒を育てていくことが大切です。

また、保護者との話し合いで、お互いが共通理解を深めながら、児童生徒の現状と将来を見据え、指導内容や配慮事項を考えることも必要です。

(1) 保護者との関わり

- 保護者が児童生徒の障がいや発達の状態をどのようにとらえ、児童生徒の将来にどのような希望をもっているかを共感的に受けとめるようにしましょう。
- 児童生徒の家庭での様子、保護者の家庭教育の悩みや学校に対する要望等を尋ねることも、児童生徒への支援の手がかりとなります。
- 保護者の気持ちはしばしば揺れ動きます。保護者が不安なときは、保護者の様々な思いを十分に受け止めましょう。
- 児童生徒の学校での姿と家庭での姿が違うことがしばしばあります。姿の違いをしっかりと伝え合いながら支援の糸口を探りましょう。

(2) 保護者への伝え方

- 学校から伝える児童生徒の様子は、マイナス面ばかりに偏らず、児童生徒が頑張っていること、伸びたことやこれからの見通し等を話すように努めましょう。

(3) 保護者との連携の方法

- 連絡帳、学級通信、電話、面談、家庭訪問等があります。児童生徒の学校での様子を見ることができると授業参観や学校行事の機会も大切にしましょう。



2 関係機関との連携

学校は、児童生徒一人一人の障がいに応じて様々な配慮をする必要があります。学校内で解決できないこともあるため、特別支援学校や医療機関、福祉機関等との連携がとても大切です。特に、児童生徒はその障がいにより医療機関と密接な関係にあることが多いことから、必要に応じて主治医から病状等に関する情報を得るとともに、学校生活における配慮や助言を受けることが必要です。

また、個別の教育支援計画の作成に参画してもらい、関係機関から得られた情報を児童生徒一人一人の教育に生かすことが大切です。

※関係機関との連携は、学校の外部窓口（管理職や特別支援教育コーディネーター）を通して行うことが基本です。

※連携の際は、まず保護者への了解をとることが大切です。さらに、個人情報の取扱いには十分留意しましょう。

3 地域との連携

教育活動を進める上で、買い物学習や公共施設の利用等の校外活動は欠かせないものです。これらの活動を安全かつ円滑に実施するためには、地域の人々の理解と協力が必要です。例えば、野菜を植えるときに、地域の「野菜作り名人」として外部講師を依頼したり、収穫祭にも招待したりする等、普段から、地域の人々と積極的に関わり、児童生徒への理解を深めていただく機会をつくっていきましょう。

9 校内支援体制の整備は？

1 校内支援体制

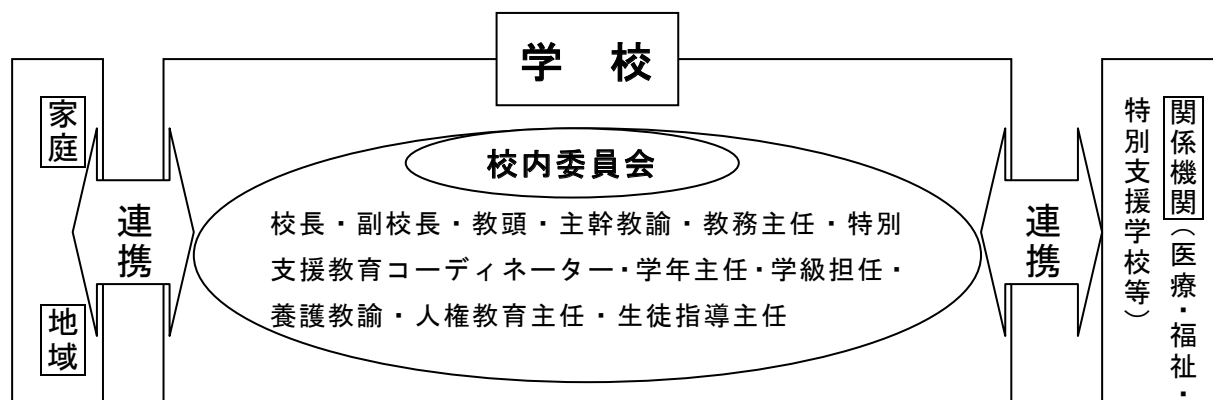
特別な教育的ニーズのある児童生徒の成長には、何よりも校長のリーダーシップが不可欠です。学校全体として支援体制を確立し、児童生徒が温かく理解され、教職員が対応でき、協力し合える体制を作ることが重要です。

小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターが指名され、校内委員会が設置されています。学校によっては、生徒指導の組織や校内就学支援委員会等の従来の校内組織を見直し、その機能を拡充したり統合したりして、学校の実情に応じて体制づくりを進めています。

2 校内委員会

校内委員会は、特別支援教育コーディネーターが推進役となり、よりよい指導や支援の内容、方法など、特別な教育的ニーズのある児童生徒への校内外の資源を活用した支援について検討する組織です。

校内委員会では、特別な教育的ニーズのある児童生徒の把握、支援方策や支援体制の検討、担任等が作成した個別の教育支援計画・個別の指導計画の検討、家庭や地域、関係機関との連携、校内研修の実施等を行っています。実施に当たっては、内容により全職員、担当者、事案に関わる関係者等、参加者の構成が変わることがあります。校内委員会で検討された支援方策は、実践し、その結果を踏まえて更に校内委員会で検証・評価を行い、支援の充実を図っていくことが大事です。



※この他、学年会等、即時に対応するケース会議等を行っている学校もあります。

〔校内委員会組織の例〕

3 校内体制を支える特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、学校内、関係機関、保護者との連携を円滑にし、支援を効果的に進めるための連絡調整の役割を担います。具体的には、学級担任等への支援、校内研修の企画・実施、学校内外の連絡調整等を行います。

また、特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援は、学級担任が一人で悩んだり、問題を抱え込んだりしないよう、特別支援教育コーディネーターが中心

となって、学校全体で気軽に学級経営や児童生徒の指導について相談し合える雰囲気をつくることが大切です。ケースによっては、全職員で課題を共有し、支援に当たることも必要です。

また、保護者や児童生徒からの相談窓口の役割を担うこともあります。その際は、保護者や本人の気持ちを受けとめ、受容と共感を大切にしながら、相手との信頼関係が築けるように配慮することが大切です。

4 特別支援学級担任及び通級による指導担当教員の役割

担当業務に加え、校内委員会の一員として、個別の教育支援計画・個別の指導計画作成に関する助言や個別指導の支援など、専門性を生かした役割が求められます。

特別支援教育コーディネーターとともに、特別支援教育に関する研修企画に協力するなど、校内における特別支援教育を推進します。

5 校内支援体制を機能させるために

(1) 職員への理解啓発

例えば、発達障がいのある児童生徒は、本人の困難な状況が周囲に分りにくく、教職員が本人の理解や困りの状況に気付きにくい場合があります。適切な支援がされず周囲の理解が得られないために、いじめの対象となったり、不登校等の二次障がいを引き起こしたりする場合があります。

そこで、学校は特別支援教育コーディネーターを中心に、支援に関わるすべての教職員が、特別な教育的ニーズのある児童生徒の障がいの特性や具体的な対応や特別支援教育について理解を深めることが大切です。

(2) 職員間の共通理解

特別な教育的ニーズのある児童生徒に接する際に大切なのは、対象となる児童生徒の実態、現在の支援内容、今後の方針等について、共通理解を図っておくということです。当該学級の学級担任だけでなく、同学年の担当教員、教科担当教員、少人数指導担当等、当該児童生徒に関わる教員で個別の指導計画を作成し、学校内の指導体制を構築することが大切です。計画に基づく支援を行う上で、児童生徒の状況を情報共有したり、校内委員会やケース会議等で話し合われた内容を周知したり、作成された個別の教育支援計画・個別の指導計画を個人情報保護に留意して教員が閲覧できるようにしたりすることで更に共通理解を図ることができ、一貫した支援・指導を行うことができます。

当該児童生徒と接する中で気付いたことや小さな変化についても、校内委員会や学年会等で報告する機会を設け、児童生徒の成長に合わせた支援を検討していくことも大切です。



10 交流及び共同学習の進め方は？

1 交流及び共同学習の意義

交流及び共同学習は、特別支援学級の児童生徒にとっても、通常の学級の児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、多様性を尊重する心を育むことができるという大きな意義があります。

交流及び共同学習については、障害者基本法、小学校及び中学校学習指導要領に以下のような規定があります。

障害者基本法第16条

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

小学校〔中学校〕学習指導要領 第1章総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2 (12)〔14〕

〈前略〉また、小〔中〕学校間、幼稚園や保育所、中〔小〕学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

交流及び共同学習は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があることから、教育課程上の扱いについて配慮が必要です。

〈交流及び共同学習の形態〉

- 学校や学年、交流学級の行事に参加
- 教科や総合的な学習の時間で共に学習
- 児童会・生徒会活動、部活動で共に活動
- 休み時間を活かした活動
- 給食や清掃、係活動など交流学級等の生活の場で共に活動
- 近隣の学校や特別支援学級、特別支援学校等の活動に参加



2 交流及び共同学習を実施するに当たって配慮すること

- 活動を計画する場合は、相互の児童生徒にとって学びの機会となるよう、関係教職員が必要性和目的について十分に理解し合えるように話し合ひましょう。
- 交流することだけが目的とならないよう、交流を通して学ぶ児童生徒の目標を定め、計画的、組織的に行いましょう。
- 児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性等に応じて、交流及び共同学習を行う教科等やその学習内容を選択して実施しましょう。
- 相互の学校及び学級での事前の話し合ひを十分に行い、相互の児童生徒にとって負担がないかどうか、安全に活動できるかなど、常に把握するようにしましょう。また、事後には、児童生徒の表面上の姿だけでなく、内面の深ま

りについても把握し、適切に評価しましょう。

- 適切な教材・教具を準備し、児童生徒が主体的に学習に取り組めるようにしましょう。
- 必要に応じて、通常の学級の児童生徒や学級担任等には、交流先の特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の障がいについての正しい知識、適切な支援や協力の仕方について、理解を促すようにしましょう。
- 日頃から教師間の連携を図り、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の実態について共通理解を図る等、交流及び共同学習に取り組みやすい環境を整えておきましょう。

3 教科・領域等のねらいを達成する交流及び共同学習を行うに当たって配慮すること

交流及び共同学習は、その活動場所がどこであっても、在籍する特別支援学級の授業として位置付けられます。したがって、特別支援学級の児童生徒が十分に授業に参加できるように、特別支援学級担任は学級（教科）担任と事前準備や打合せ等を綿密に行う必要があります。特に、特別支援学級の児童生徒が、交流及び共同学習を行う交流学級の学級（教科）担任任せになり、学級（教科）担任の負担とならないように留意する必要があります。

特別支援学級の児童生徒が、交流学級において一緒にいるだけで終わることなく、学習内容が分かり、授業に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごせているかどうか、教師間の連携を図ることが大切です。

〈特別支援学級担任に求められること〉

- 交流学級で受ける授業の学習内容をよく把握すること。
- 交流学級で受ける各教科等の指導目標及び評価の観点や学級（教科）担任とその妥当性も含めて確認すること。
- 特別支援学級の児童生徒がどのように学習に参加するかを学級（教科）担任と相談しながら決めること。例えば、基本的な学習を他の児童生徒と一緒に行った後に、特別支援学級の児童生徒の指導目標に沿った課題に取り組むなど、特別支援学級の児童生徒が十分に学べるように工夫すること。
- 学習内容に沿って、特別支援学級の児童生徒が十分に学べるように教材等を作成すること。
- 交流学級を指導する学級（教科）担任が、提供可能な合理的配慮を確認すること。
- 特別支援学級の児童生徒の学習について、教科指導の観点で学級（教科）担任から評価を得るとともに、指導目標の達成について、よい点や可能性、進歩の状況なども含めて総合的に評価を行うこと。



第6章

障がい1の状態に応じた指導 〔特別支援学級〕

1 視覚障がいのある児童生徒の指導は？

1 視覚障がいとは

視機能の永続的な低下により、学習面では動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等、生活面では移動の困難、相手の表情等が分からないことからのコミュニケーションの困難等がある状態を言います。

視覚障がいの中でも、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満で、視覚による学習や生活が可能な状態を「弱視」と言います。しかし、視力障がい以外にも、視野障がい、光覚障がい等の視機能の障がいを複数有している場合が多く、見え方は一人一人異なります。

(1) 弱視に見られる視機能の障がい

ア 視力障がい

視力とは、ものの形など細かなものを見分ける力で、両眼の矯正視力が0.3未満になると、板書の文字や教科書の文字を見るのに支障をきたし、教育上特別な支援が必要になります。

イ 視野障がい

一般的に私たちが見ている広い範囲を視野と言います。目の病気やその他の器官の病気によって、視野に異常が起こる場合があります。視野の外側から中心に向かって徐々に狭くなる求心性視野狭窄、視野の真ん中の部分が見えづらくなる中心暗点、また、まだら状に見えない部分が生じる場合や視野の半分が見えづらくなる場合など、原因によって様々な状態を示します。

ウ 光覚障がい

- 暗順応障がい：暗い場所ではほとんど見えない状態（夜盲）です。
- 明順応障がい：明るすぎる場所では、まぶしさを強く感じ、見えづらい状態（羞明）です。

(2) 弱視の見え方の一般的な特徴

見え方の特徴	学習上の困難の具体例
<ul style="list-style-type: none">○小さいものや細かい部分がよく分からない。○近づいて見るために、大きなものの全体像の把握が難しい。○全体と部分の同時把握が難しい。○境界がはっきりつかめない。○速く動くものの認知が難しい。○目と手の協応動作が難しい。○何であるのかを理解するのに時間がかかる。	<ul style="list-style-type: none">○黒板の文字や教科書、辞書の文字や画数の多い漢字が見えづらい。○ノートの罫線や定規の目盛りが見えづらい。○友達や先生の顔や表情がよく分からず声をかけにくい。無視したと誤解されやすい。○広い場所では、みんなのいる場所がよく分からない。○ボールがよく見えなくて怖い。○実験の様子や他の友達の学習の状況が分かりにくい。○彫刻刀や糸のこぎり、針と糸、ミシンの操作等、図工、美術、技術・家庭科等で苦手な活動がある。

2 実態把握の方法

(1) 入級前に把握すること

児童生徒の眼疾患名、疾患の原因、その概要及び主な配慮事項について保護者や保護者の了承を得て主治医に尋ね、よく理解しておきましょう。また、学校の施設・設備や環境を本人、保護者に見学をしてもらい、本人にとって危険を感じる場所や分かりづらい場所を明らかにし、階段の段鼻に蛍光テープを貼る等安心して学校生活を送ることができるための準備をしましょう。

(2) 入級後に把握すること

以下のように「教育的視機能評価」を実施し、主治医からの情報と併せて児童生徒の見え方を理解しましょう。評価については、盲学校で実施することが可能です。

視機能	目的や評価方法	使用する器具
遠距離視力	○5mで評価した視力です。一般的に視力と言われる場合は、この遠距離視力を指しています。	○遠距離用のランドルト環 単独視標 ○5mが測れるメジャー
近距離視力	○30cmで評価した視力です。日常生活の所作や学習活動では、30cmの近距離の視力が影響します。	○近距離用のランドルト環 単独視標 ○定規やメジャー
最大視認力	○近距離用の視標を最も見やすい距離で見て、どの位小さいものまで見ることができるのか、見分けられた視標の視力値と、どちらの眼で見たか、また眼から視標までの距離を測定し、記録します。	○近距離用のランドルト環 単独視標 ○定規やメジャー
視野 (見えている範囲)	○視線を視野の中央に固定し、見えていない場所はないか、見えづらい場所はないか、どの方向が見やすいのか等を調べます。	○指人形 ○カレンダーや数字表 ○アプリ「日用視野測定」
光に対する反応	○弱視特別支援学級、交流学級、特別教室等、児童生徒が使用する教室の光の入り方を把握しておきましょう。同じ教室でも、時間帯によって日光の入り方が変わり、教室の明るさが変化します。それぞれの状況下における児童生徒の様子をしっかりと観察しましょう。まぶしさが強い場合には、遮光カーテンやブラインドの設置が有効です。また、晴天、曇天、雨天、季節等によっても太陽光の状況が変わるため、見え方が変化することがあります。こちらもしっかりと様子を観察しましょう。	

3 指導に当たっての留意点

(1) 弱視の特性に配慮した関わりの基本姿勢

ア 「見える」喜び、「じっくり見ることで分かる」喜びを数多く体験するようにしましょう。

イ 「そこ」「あそこ」等の指示語は避け、「2時の方向（クロックポ

ジション)に50cm」など具体的に分かりやすく伝えましょう。また、弱視の児童生徒の目では捉えにくい、1枚の紅葉の葉の色合いが部分によって異なることを、「この紅葉の葉は、本当に絵の具の赤色のような色だけかな。黄色が混ざっているような部分、緑色が混ざったような部分、茶色が混ざったような部分もあるよ。」と言葉による説明を加えることによって、観察の着眼点が分かり、見えづらいものであっても、微妙な変化や違いを感じようとする見方を促すことができます。さらに、視覚だけを活用するのではなく、触って分かる体験も取り入れましょう。

ウ 実験や調理実習などでは、最初から最後まで一連の過程を体験できる機会や時間を確保することに努めましょう。

エ 時間がかかることを踏まえ、基礎的・基本的な事項を確実に身に付けることを重視し、学習内容の重点化を図りましょう。



(2) 拡大教科書の使用の検討


教育的視機能評価の結果をもとに、拡大教科書の使用について検討をします。一般的には、近距離視力が0.3以下の場合が使用の対象になってきます。しかし、視力だけでなく、児童生徒の発達段階や視覚補助具を活用する力、情報処理に関わる力を総合的に鑑み、使用の妥当性や適切な文字の大きさ(ポイント数)を決定します。文字が大きければスムーズに読めるとは限りません。





◀ 拡大教科書 ▶

- 視覚障がいのある児童生徒の学習のために、文字、図形等を拡大して検定済教科書等を複製した図書で、検定済教科書に代えて使用することができます。無償給与事務に関する手続きとしては、通常の学級では、「教科用特定図書」として、特別支援学校及び特別支援学級では「一般図書」として行います。
- 拡大教科書は、文字の書体や文字間、行間や色づかい、鮮明な写真や見やすい図表、レイアウト等々、検定済教科書の内容を分かりやすく整理し、視覚障がいの特性に配慮した工夫がなされています。

(3) 見やすい教材の準備

ア 拡大する

段階	方法	備考
I	見たいものを目に近づける。	<ul style="list-style-type: none"> ○目を近づけている姿をしっかりと認めましょう。 ○書見台を使用すると、楽な姿勢で見たいものと目の距離を一定に保つことができます。  <p>書見台</p>
II	見るもの自体を拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> ○拡大教科書 ○拡大した教材や試験問題 ※コピー機での拡大は、拡大教材を準備するためのとても有効な方法ですが、次のような点に留意しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・単純拡大(原版となるものをそのまま拡大すること)では、用紙の面積を2倍にしても(例:A4→A3)、文字や図表は約1.4倍の拡大にしかなりません。 ・用紙が大きすぎると目的のものを探するのに時間がかかったり、作業効率が落ちたりする場合があります。

II	見るもの自体を拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原版の余白をなるべく切り取って拡大をすると、限られた用紙の大きさで最大限に拡大することができます。また、原版をまとまり毎に分けてA4用紙に拡大し、1枚のプリントを複数枚にするようなレイアウト拡大も効果的です。 ・ 用紙は更紙よりもコピー用紙の方がコントラストが高く見やすいことが多いです。
III	視覚補助具を利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ルーペ ○単眼鏡 ○拡大読書器 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ルーペ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>単眼鏡</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>拡大読書器</p> </div> </div>
IV	写真やデジタルカメラ、ビデオカメラ、タブレット端末のカメラ機能等を利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視野が極端に狭い等の状況がなければ、大型のテレビやモニターで見ることはとても有効です。 ※【交流学級等での留意点】 ICT活用として大型テレビやスクリーンに情報提示をする場合には、事前に児童生徒の座席からテレビやスクリーンの見え方（画面への日光の反射や教室の明るさによりコントラストが落ちて視認しにくい等）を確認するようにしましょう。 <div style="text-align: right;">  <p>タブレット端末（専用のアームに取り付けている。）</p> </div>

イ コントラストを付ける

黒と白、紺と白、緑と白、緑と黄、青と黄、黄と黒等の色の組み合わせあわせを活用しましょう。図1に示すように、同じ色の組み合わせでも、背景を暗い色にするとまぶしさ（羞明）を強く感じやすい児童生徒には見やすい場合があります。また、テレビの画面やスクリーンに映ったものについても、明暗によってコントラストが落ちていないかどうかを確認しましょう。

図1 一般的な白黒の組み合わせと反転の例^{※1}



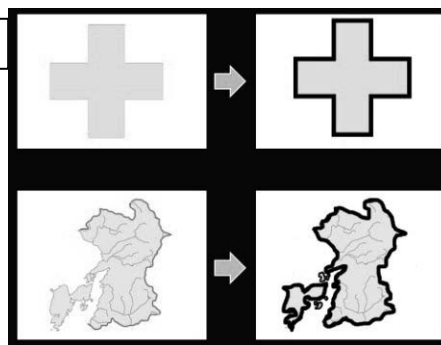
※1 同じ色の組み合わせでも、文字の色と背景の色を入れ替える（反転）と、さらに見やすさのための工夫になる場合があります。まぶしさ（羞明）が強い場合には、背景の色を暗い色にすることで視認性がよくなり、楽に読み書きできる場合があります。本人に確認をしたり、実際に読み比べたりし、客観的に様子を観察しましょう。また、練習プリントや試験問題の大問番号や記号等に部分的に反転を使うことで、検索がしやすくなることもあります。

ウ 輪郭線を太くする

輪郭線を太くはっきりさせることで、ものの形の特徴が捉えやすくなります。境界がはっきり示されることによって、図（児童生徒に注目してほしいもの）と地（背景として捉えてほしいもの）の弁別が付きやすくなります。（図2参照）

図2 枠線の太さによる視認性の違い※2

※2 データで作成されたものであれば、データ上で枠線を太くすることができます。右の熊本県の例は、ペイントソフトを使って枠線を強調しています。もっと手軽に工夫したい場合には、マジック等でなぞるだけでも同様の効果が得られます。マジックをいつも持つておくともとても便利です。



エ 視覚的なノイズを消す

細かく複雑な絵や地図等は、指導のねらいに合わせ、一時的に不必要な情報（ノイズ）を省略したり単純化したりしましょう。複数の要素が重ね合った複雑なものを学習する場合には、一つの要素ごとに学習をし、それらをつなぎ合わせる方法が有効です。また、このようなときには、全体から部分へという流れを意識しましょう。（図3参照）

図3 ノイズの除去例（九州地方地図）※3



※3

【原版地図から除去したもの】

- 土地の高低を示す色（一部）
- 緯度線（枠外には配置）
- 経度線（枠外には配置）
- 市町村名（県名と県庁所在地、主な市町村のみ記載）
- 島（主なもののみ記載）

【原版地図を単純化したもの】

- 海岸線

★まずは、見た目ですっきりしたものをしっかり見ておよその全体像を組み立て、部分的な詳しい情報を付加して理解を深めます。

（4）弱視の児童生徒が過ごしやすい学校生活を送るために持つべき視点

ア 信頼関係を築く

見えないときに、「見えない」「見えにくい」と言える信頼関係を築きましょう。担任が具体的に問いかけ、その児童生徒が見ることによって獲得できている情報を細かく確認しましょう。普段から、本人も担任も一緒にその児童生徒の見え方を客観的に理解していく丁寧な関わりの積み重ねが重要です。

イ 視覚補助具は「第2の自分の目」である

視覚補助具を活用して能動的に見ることは、弱視の児童生徒にとって大きな喜びです。弱視特別支援学級での指導において、児童生徒が能動的に見る術を身に付けることは、とても重要な課題です。また、活用スキルを身に付ける過程でその喜びを知っていても、集団の中で堂々と視覚補助具を使うことに躊躇する児童生徒がいたり、時期があったりします。視覚補助具を使ってしっかり見ることができるよう児童生徒自身が十分に認め、必要なときには自信を持って活用できるように指導・支援していきましょ

う。ある弱視特別支援学級在籍の児童生徒は自己紹介の中で、自分にとって大切なものは「書見台」「iPad」「拡大読書器」であると書いていました。このように、様々な視覚補助具や便利な道具に対して、愛着を持ちながら活用し、積極的に学ぶ児童生徒に育てたいものです。

ウ 見えづらさの負担を上手に軽減する

見えづらい目で見るとは、一般的な見え方の場合と比べ、様々な工夫を行っていたとしても、常に「頑張っている」状態にあることが考えられます。まぶしさへの対応や書見台の使用等、その児童生徒に合わせて「見る」ときに生じる過度な負担を軽減することが、「主体的に見る」児童生徒を育てることにつながります。

(5) 整備することが望ましい備品等

十分な学習活動を行うためには、以下のような備品等の準備が望まれます。しかし、児童生徒の見え方、視機能の状況によって必要なものや優先順位が変わることがあります。児童生徒の実態把握や教材・教具、備品、補助具等については、視機能の状態により必要なことが変わってきますので、盲学校へ御相談ください。

また、児童生徒の実態によって、個別指導と交流学級での指導のバランスが異なります。児童生徒が使用する教室はどこも万全に環境整備を行うことが基本ですが、児童生徒の学校生活全体を鑑みながら、重点を置くべき場所を検討することも大切です。

○天板の広い児童生徒机

※児童生徒の成長に合わせて高さを調節できるものがよいでしょう。

※大きな拡大教科書や視覚補助具、様々な機器を置くためには、机が複数あると便利です。

○書見台（折りたたんで持ち運びができるもの）

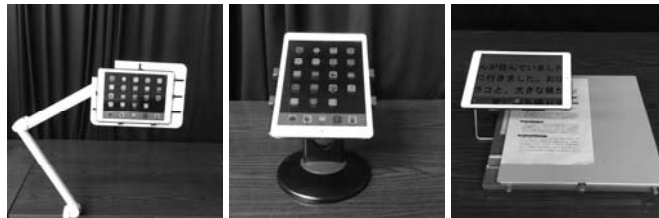
○遮光カーテンやブラインド

○照明関係

○パソコン・プロジェクター・スクリーンや大型テレビ

○タブレット端末と専用の台やアーム

※視覚補助具としてタブレット端末を使用する場合には、自分の手で持つのではなく、写真のような専用の台やアームを使うと手をふさぐことなく便利です。いくつかのタイプは盲学校で実物を確認していただくことが可能です。



①

②

③

←左から順に、①アームが自由に動くタイプ、②縦横どちらの向きにも対応した置き型のもの、③折りたたみ式のスタンドです。（テーブルは附属品ではありません。）

○視覚補助具（ルーペ、単眼鏡、拡大読書器）

※「第2の自分の目」になるものという観点からは、児童生徒が自分のものを大切に持つということも重要です。保護者の方と十分に相談しましょう。また、身体障害者手帳を有している場合には、単眼鏡は「補装具」になり、補助の対象となります（ルーペについては、熊本県では補助の対象ではありません）。

4 授業例

「自立活動」の授業例

学 習 活 動	
1	ルーペの持ち方を確認する。
2	本時の学習のめあてを知る。 ルーペを上手にを使って、1分間に180*文字のスピードで文章を読もう。
3	文章を読む。(1回目) ○ルーペを使って通常の大きさの文字で印刷された文章を声に出して読む。 ○指導者は読み間違えた文字をチェックしたり、タイムを計測したり、ルーペの操作の状況を観察したりする。 ○読み間違いを教師と一緒に確認する。
4	文章を読む。(2回目)
5	タイムの変化を知り、3回目の目標タイムを考える。
6	文章を読む。(3回目)
7	内容について、教師とやりとりをする。 ○文章の粗筋を掴めているかどうかを確認できる質問を数問出題するようにする。
8	本時の学習を振り返る。

◆読速度の算出方法◆
(総文字数－誤読した文字の数)
÷かかった時間(秒)×60
＝〇〇〇(文字/分)

※読速度の数値は学年や児童生徒の様子を見ながら設定しましょう。

児童生徒の読みが滑らかでない場合には、教師の範読を聞くようにします。そうすることで、どの程度ルーペを素早く動かす必要があるのか児童生徒自身がコツを掴むこともできます。

同じ文章を複数回読むことで、スピードが上がりやすくなります。速く正確に読めたことを児童生徒が実感できることが大切です。弱視の児童生徒は文章を読むことが多く見られます。積極的に文章に触れられるようになるために、自立活動の中で成功体験を積み重ねていくようにしましょう。

※その他の自立活動の内容例

分 野	題 材
視知覚・視覚認知	違い探し・なかま集め・線図形の模写・形の構成
目と手の協応	ひも通し・ひも結び・点つなぎ・迷路・図形の模写・ハサミ・のり付け・テープとめ・ステープラ(ホックキス)、穴あけパンチ
運動技能	基本の動作・球技・器械体操
歩行	階段や段差の確認・乗り物の乗り降り・通学路の歩行
学習への適応	定規類・実験器具・観察・作図・技術/家庭の実技内容
視覚補助具等の使い方と活用	ルーペ・単眼鏡・拡大読書器・パソコンやタブレット端末等のICT機器等の使い方、それぞれの視覚補助具の特性の理解、場面に応じた選択
視覚管理	採光の調節・眼鏡の扱い・自分の見え方の理解

※県立盲学校では、年に2回、弱視特別支援学級や弱視教育を担当される先生方を対象に、「熊本県弱視教育担当者ネットワーク会」を開催しています。研修の機会として御活用ください。

2 聴覚障がいのある児童生徒の指導は？

1 聴覚障がいとは

聴覚機能の永続的低下（聴力障がい、聴覚過敏、錯聴、耳鳴りなど）により、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。一般的には「聴力障がい」のことを指し、「難聴」とも言います。難聴特別支援学級は、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の児童生徒が対象です。難聴によって、人との会話が通じにくい、人と関わるのが不安になる、言葉の獲得がしづらい、学習がしづらいなどの不便さや困難さが生じます。

(1) 聞こえの仕組みと難聴の種類

【伝音（性）難聴】

外耳から中耳にかけての障がいです。音が小さく聞こえるので、補聴器を付けると、聴こえやすくなります。

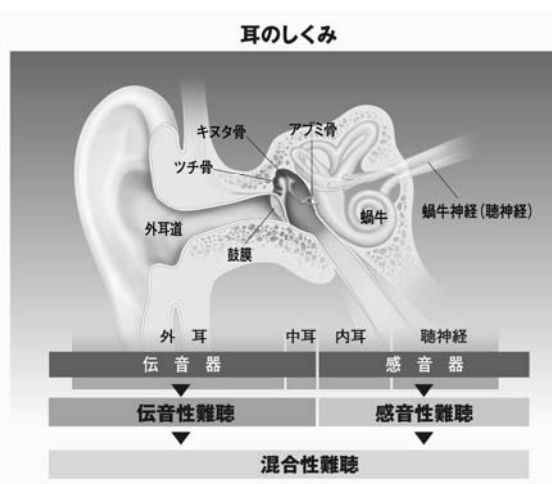
【感音（性）難聴】

内耳から聴神経にかけての障がいです。音が小さくなるだけでなく、音が歪んで聞こえることが多く、話し言葉の聞き取りが困難になります。

補聴器で音を大きくしてもはっきり聞こえていないこともあります。

【混合（性）難聴】

伝音（性）難聴及び感音（性）難聴を併せ有する状態です。



画像提供：ワイデックス株式会社

(2) 難聴の程度ときこえの影響【日本聴覚医学会難聴対策委員会報告による】

聴力の程度	平均聴力レベル	きこえへの影響
軽度	25 dB 以上 40 dB 未満	○小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する。 ○会議などでの聞き取り改善目的では、補聴器の適応となることもある。
中等度	40 dB 以上 70 dB 未満	○普通の大きさの声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する。 ○補聴器のよい適応となる。
高度	70 dB 以上 90 dB 未満	○非常に大きい声か補聴器を用いないと会話が聞こえない。聞こえていても聞き取りには限界がある。
重度	90 dB 以上	○補聴器でも聞き取れないことが多い。 ○人工内耳の装用が考慮される。

2 実態把握の方法

(1) 聴力測定

ア オーディオメータを使用しての純音聴力測定
(気導聴力、骨導聴力の測定)

補聴器・人工内耳装用時の音場聴力測定

イ 聴力測定を実施している機関 (※予約が必要)

○熊本県ひばり園

○熊本聾学校

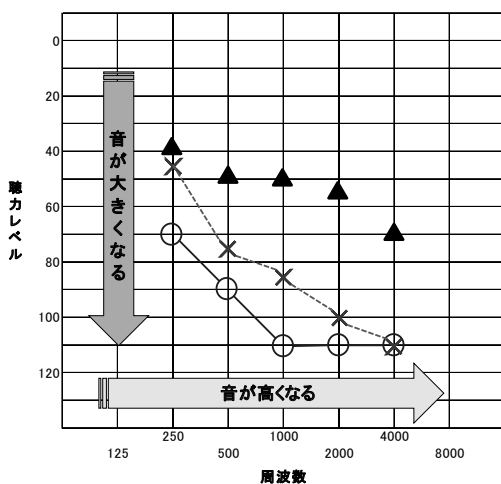
○熊本県福祉総合相談所

○熊本市子ども発達支援センター



※聴力について

純音聴力測定の結果は、オーディオグラム (左図) で表します。



横軸は、音の高さ (周波数Hz ヘルツ) を表し、左から右へ行くほど低い音から高い音になります。

縦軸は、音の強さ (聴力レベルdB デシベル) を表し、上から下へ行くほど大きい音になります。

○は右耳の、×は左耳の聞こえ始めの値 (可聴閾値) を表し、その値を**聴力レベル何dB**と言います。**補聴器・人工内耳装用時閾値**は、スピーカーから音を出して測定し、▲で表します。

【平均聴力レベル】・・・左右耳別々に次の計算式 (四分法) で算出。

500Hz の値 : a	$\frac{a + 2b + c}{4} = \text{平均聴力レベル (dB)}$
1000Hz の値 : b	
2000Hz の値 : c	

上のオーディオグラムの平均聴力レベルを算出すると

平均聴力レベル 右耳⇒105 dB 左耳⇒86.25 dB (切り上げ⇒87 dB)

※補聴器等の機器について

【補聴器】

音を大きくする機器です。人の声だけでなく、すべての環境音を大きくします。いろいろな音の中から聴きたい音だけを聴き取る必要があります。水に弱いのでプールや入浴の時は外します。

【人工内耳】

人工内耳は、音を感じる内耳の働きをする機器です。人工内耳は、内耳に電極を埋め込む手術が必要で、術後は、聴き取りや定期的な調整をします。音は、よく聴こえるようになりますが、コミュニケーション力の伸びは、人によって異なります。

【補聴援助システム】

教師の胸元に付けたマイクでその声をひろい、それを無線で児童生徒の補聴器や人工内耳に送るというシステムで、現在は、デジタル式やFM式などがあります。これによって、マイクを通した人の声を直接聴く

ことができ、周りの雑音の影響を少なくすることができます。また、ある程度の距離までは、屋内でも屋外でも利用できます。

(2) 言語力について

失聴時期、聴力の程度、就学前の専門的な指導の有無等で言葉の習得が異なってきます。発音発語については発音検査等で、語彙力を測るPVT-R 絵画語彙発達検査や読みの力を測る読書力診断検査などを行って把握します。また、必要に応じてWISC-IVなどの発達検査も行います。ほとんどの検査が聞こえる児童生徒を対象としているため、検査によっては聴き取りにくさを配慮したり、結果を考慮したりする必要があります。

3 指導内容

(1) 自立活動

ア 聴覚学習

補聴器や人工内耳を適切に装用し、聴く態度の育成、聴き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導を行います。

イ 言語指導

日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導を行います。

ウ 発音指導

聴覚障がい の程度や状態に応じて、より明瞭な発音の習得を図る指導を行います。

エ 適応指導（障がい認識）

聴覚障がいに対する自分なりの受け止め、交流学級等への適応を図る指導を行います。

(2) 教科指導

児童生徒の実態や児童生徒及び保護者のニーズに応じて、難聴特別支援学級での教科の個別指導を行います。特に、言語力に関わる国語の学習は個別での丁寧な指導が必要です。

聴覚をより活用する外国語の指導は、特に個別学習が望まれます。



4 指導に当たっての留意点

(1) 学校の中の教室の位置

補聴器や人工内耳は聴きたい人の声だけでなく、いろいろな雑音も増幅されて聞こえます。教室は、学校の中でできるだけ静かな場所を選びます。防音の設備等の整備も配慮しながら、卒業までを見通して位置を決めるとよいでしょう。また、交流学級で過ごす時間も多いため、交流学級の教室も上や隣の教室からの音が少ない教室が望まれます。

(2) 教室の環境

児童生徒の聴力にもよりますが、周りからの音をできるだけ少なくするように防音の設備が必要です。また、補聴器や人工内耳を装用すると反響音も増幅しますので、壁や天井や床などは反響音を抑える資材を使うとよいでしょう。さらに、机、椅子を動かすときに音が出ないようにテニスボール等を装着するなど、より静かな環境づくりに努めましょう。施設設備等については、市町村教育委員会や熊本聾学校へ相談してください。

(3) コミュニケーション上の配慮

- ア ややゆっくり、はっきりと話します。
- イ 短い文に区切りながら表情豊かに話します。
- ウ まわりに騒音があると、聴き取りにくくなります。
その場に応じたコミュニケーションの方法（筆談、指文字、手話等）で話します。
- エ 聴覚障がいのある児童生徒の中には、話し手の表情や口元を見て、話していることを捉えようとしている場合もあります。話をするときには顔全体、特に口元がはっきり見えるようにしましょう。



(4) 教科指導での配慮

- ア 絵や写真、具体物、身振り、文字、図式等の視覚的な手がかりを使って教科の内容を伝える必要があります。
- イ 指示や発問が理解できているか、確認しながら進めます。
- ウ 教科指導の中でも、言葉の定着を図ります。
- エ 学習の確認と振り返りができるように、きちんとノートに記録する習慣を付けます。
- オ 通常の学級でのCDや放送による国語の聴き取りテストや英語のリスニング、音楽鑑賞については、児童生徒の聴力に応じた配慮が必要です。英語のリスニングでは、別室での肉声・CD等による聴き取り、音声を視覚的に字幕等で表示したもの（テロップ）でテストを受ける方法があります。

(5) 聴覚活用及び情報保障

- ア 聴力の程度や状況に応じて補聴器や人工内耳や補聴援助システム等が適切に活用できているか確認します。
- イ 補聴器や人工内耳の適切な装用や調整など、保護者や医療機関、熊本県ひばり園、熊本聾学校その他関連機関などと連携を図り、児童生徒に適切な支援ができるようにしましょう。
- ウ 授業場面や学校行事、集会、校内放送等で、聴覚的な情報だけでは理解できにくい場合は、視覚的な情報（ノートテイク、要約筆記、パソコン文字通訳、手話通訳など）を活用して、より確実な情報が得られるように保障します。
- 特に、避難訓練や緊急事態等の命に関わる場合、緊急放送による情報が伝わりにくいので、緊急時の対応の仕方を児童生徒だけでなく、学校全体で共通理解しておきましょう。
- エ 聴覚障がいのある方々への情報保障のボランティア団体とも連携を図りましょう。

(6) 整備することが考えられる備品等

- 補聴援助システム
- 大型テレビや実物投影機（タブレット端末などでの代用も）
- CDラジカセ・・・できれば高出力のもので適当です。
- 電池チェッカー（800円程度）…補聴器の自己管理をします。
- パソコン、プリンター

…情報保障用には、タブレット端末などの活用も考えられます。



↑電池チェッカー

○視聴用ステゾスコープ（5,000円程度）…補聴器の音を確認します。

○ホワイトボード

…補聴器や人工内耳は、ちりやほこりが苦手なので、黒板よりもホワイトボードが望ましいです。

○国語辞典、漢字字典、（ふりがながあるもの）

…小学校低学年から活用します。



↑ステゾスコープ

*上記の備品等については、児童生徒の実態によって異なります。

*補聴器の自己管理等で継続的に必要なものは個人購入が望ましいものもあります。

(7) その他

ア 聴覚障がいのある児童生徒が、交流学級でよりよく生活をしていくために、交流学級での難聴理解のための学習を行っていきましょう。

イ 高校進学に関しては、早めに受検する学校と連携を図り、受検する際に必要な配慮をお願いしましょう。また、公立高校受検の場合は、英語のリスニング等で特別な措置を申請することができます。

※環境整備・購入備品や自立活動、教科学習など具体的な指導や支援については、熊本聾学校にお尋ねください。

※熊本県難聴・言語障がい教育研究会では、毎月1回、第2木曜日に研修会を開催しています。

5 授業例

「自立活動」の授業例

学 習 活 動	
1	補聴器・人工内耳を確認する。 発音の練習をする。
2	本時学習のめあてを知る。 耳のしくみと自分の聞こえを知ろう。
3	耳のしくみと聴覚障がいについて知る。 ・外耳道 ・鼓膜 ・耳小骨 ・蝸牛 など ・感音性難聴と伝音性難聴
4	音について知る。 ・音の大きさ デシベル (dB) ・音の高さ ヘルツ (Hz)
5	自分のオーディオグラムをかく。 (103 ページ参照)
6	本時の学習を振り返る。

補聴器はステゾスコープで、人工内耳は聴き取りの様子で確認する。母音を中心に行う。

自分の聞こえ（聴覚障がい）について正しく知ることができるようになるため、画像や動画を活用して、分かりやすく説明する。

音の大きさ（強さ）や高さなど、楽器や簡易聴力測定器などで、実際に聞かせる。

オーディオグラムについての理解を促し、最新の自分のオーディオグラムをかくようにする。

3 肢体不自由のある児童生徒の指導は？

1 肢体不自由とは？

肢体不自由とは、身体の動きに関する機能が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言います。肢体不自由の発症原因で最も多いのは、脳性まひで全体の8割程度だと言われています。その他にも筋ジストロフィー、二分脊椎などがあります。肢体不自由特別支援学級は、必要に応じて小・中学校に設置され、各教科、道徳、特別活動等の学習のほか、歩行や筆記など、必要な身体の動きや認知機能の向上に視点を当てた指導が行われています。



2 実態把握の方法

肢体不自由のある児童生徒は、上肢、下肢又は体幹の運動・動作の障がいのため、歩行、書写、食事、衣服の着脱、用便などの運動・動作や、視力に問題はないのに、視覚を十分に活用できないことがあるなど、日常生活や学習上の運動・動作や視覚認知の全部又は一部に困難があります。しかし、それらの困難さは、姿勢保持の工夫や運動・動作の補助的手段の活用等によって軽減することが可能です。そのためには、まず、しっかりとした実態把握を行うことが必要です。

(1) 入学前に把握すること

就学相談や入学前の保護者との面談等で、健康状態や基本的な生活習慣、生育歴等を把握しておく必要があります。就学前に通っていた認定こども園、幼稚園、保育所等、療育機関等からの個別の教育支援計画等の情報提供書に記載されているものもありますので、しっかり確認しましょう。また、入学前に通園している施設等を見学しておくことも大事です。確認内容としては、以下の点が考えられます。

- 睡眠、覚醒、食事、排泄等の生活リズムや健康状態、無理なく活動できる姿勢などの身体の健康と安全に関すること。
- 言葉の理解や発語、代替機器の使用等のコミュニケーションに関すること。
- 医療機関等から提供される発達検査からの知的発達に関すること。
- 障がい重い児童生徒の医療的ケアやてんかん発作の有無等の把握。
- 感染症への配慮、摂食や呼吸機能の状態とその管理。
- てんかん発作が起こったときの対応。

(2) 入学後に把握すること

入学後は事前に把握していた情報を、実際の学校生活に合わせて調整していく必要があります。例えば、肢体不自由の児童生徒には、机の高さが変わっただけで、スプーンを口まで運んだり、座位姿勢が保てなくなるなどがありますので、実際に学校の環境に合わせて、できるだけ児童生徒が自分でできるように調整していきましょう。


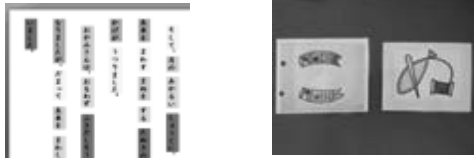




教科学習では、書写能力等（文字の大きさ、書写の速度、筆記用具等の自
助具や補助用具の必要性、特別教材の準備やコンピュータ等による代替の必
要性）を把握する必要があります。

学校生活では、移動に困難はないか、衣服の着脱や排泄は自力でできるか
等、実際に児童生徒と一緒にやってみて対応を考えていく必要があります。

3 指導に当たっての留意点



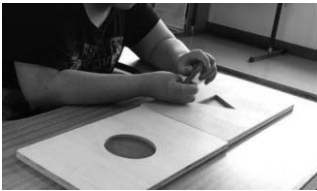
実際に指導を行う際は、一人一人の障がいの程度に応じて適切な教材教具を
用いるとともに、コンピュータ等の情報機器などを活用して指導の効果を高め
るようにします。また、通常の学級とは、運動・動作や知的発達の段階に応じ
て、できるだけ各教科や給食、掃除など様々な時間を一緒に過ごすようにし、
社会性や集団参加能力の向上を図りましょう。

〔授業別の配慮事項〕



各教科	<p>《書字や学習時の姿勢への配慮》</p> <p>○書字：ワープロソフトや、濃い筆記具を使用</p> <p>○姿勢：肘で支える机椅子を活用</p>  <p>※道具や環境を整えることで、障がいによる困難さを軽減します。</p>	<p>《視覚への配慮》</p> <p>見え方や空間認知力が弱い場合、以下のような視覚認知しやすい配慮が必要です。</p>  <p>○音読：読む箇所に色を付けます。</p> <p>○似ている文字の違いが分からない：文字をイラストにします。</p>
	日常生活の指導	自立活動
各教科等を合わせた指導と自立活動	<p>○給食での指導 食具の使い方を学習します。</p>  <p>※手指の巧緻性（自立活動で学んだこと）を生活の中で実践し、日常生活でできることを増やします。</p>	<p>○手指の巧緻性を高める学習 つまむ、押す等の手指の動き、手首の回内外動作を学習します。</p>  <p>※生活上学習上必要な手指の動きを日常生活の指導と関連させて身に付けます。</p>
	生活単元学習	
<p>○運動会をがんばろう 生活科の集団参加や役割、体育科の基本的な運動動作を学習します。</p>  <p>※それぞれの教科の目標を、各教科等を合わせた指導の中で身に付けます。</p>	<p>○写真をとろう タブレット端末を活用。機器の保持、画面の拡大、シャッターボタンを外部スイッチに切り替える等の工夫をします。</p>  <p>※ICT機器を効果的に活用することで、できる活動を増やします。</p>	

4 授業例

(1)「自立活動」の授業例（知的障がい を併せ有する中学校特別支援学級1年生）

学 習 活 動	
1	<p>あいさつをする。</p> <p>AT機器（VOCA等）で発声を代替できるようにする。</p>  <p>※VOCA（音声出力型コミュニケーションエイド）とは、音声を録音して、スイッチを押すと再生できる装置。</p>
2	<p>活動内容を確認する。</p> <p>○活動に見通しが持てるように授業の流れを掲示する。</p> <p>○文字やイラスト、教師の短く聞き取りやすい声等、どの生徒にも伝わるように配慮する。</p>
3	<p>身体の学習</p> <p>○緊張をゆるめる、車いすの乗降の練習など、将来や今の生活での一人一人の自立を目指した身体の動きを身に付ける。</p> 
4	<p>認知面の学習</p> <p>○重度重複障がい（肢体不自由と知的障がい等）の生徒は、国語や算数の前段階の学習（視聴覚の活用や他者との基本的な関わり方、言葉の意味理解等）を行う。</p>  <p>※生徒の実態によっては、知的障がい特別支援学校の教科を適用する場合もある。</p>

(2)「国語」の授業例（準ずる教育課程 の小学校特別支援学級1年生）

学 習 活 動	
1	あいさつをする。
2	活動内容を確認する。
3	<p>漢字の読みの学習</p> <p>○図と地の区別が付きやすいようにする。</p> <p>（例：黒背景に黄色の文字等の配慮）</p> <p>※1度に複数の文字を並べると、どこを見ればよいかわからないことがあるので、できるだけ文字数を少なくする。</p>
4	<p>文章を書く学習</p> <p>○文字を書くとき時間がかかったり、児童の意欲の低下につながったりすることがあるので、ICT機器等を活用して、児童が自信を持って表現できるようにする。（例：パソコン、タブレット等の機器を活用して、キーボードの設定変更、音声入力、タッチスクリーンの活用等、児童の状態に合わせた入力方法を検討する。）</p>  <p>※音声入力は、windowsやmacどちらのOSでも標準でサポートされています。別途マイクが必要な場合もある。</p>  <p>※タッチスクリーンキーボードは、サイズや入力方式の変更ができるので、一人一人に合わせた設定が可能である。</p>

4 病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導は？

1 病弱・身体虚弱とは

「病弱」という言葉は医学用語ではなく、病気にかかっているため、体力が弱っている状態を示す意味で用いられます。学校教育の立場から、病気が長期にわたっている者、又は長期にわたる見込みの者で、その間、継続して医療又は生活規制を必要とする状態をいいます。「身体虚弱」という言葉も医学的な用語ではなく「身体が弱い」ことを意味する用語です。先天的又は後天的な原因により身体諸機能の異常を示したり、疾病に対する抵抗力が低下したり、又はこれらの状態が起こりやすかったりするため、長期にわたり健康な者と同じ教育を行う場合には何らかの配慮が必要となる程度の者をいいます。



(1) 病弱・身体虚弱特別支援学級とは

病弱・身体虚弱特別支援学級（以下「病弱学級」という。）は、入院中の児童生徒のために病院内に設置された院内学級や、家庭から通学できる児童生徒のために小・中学校内に設置された学級です。児童生徒の病気の状態に応じて指導内容の重点化や指導方法の工夫を行います。また、院内学級では、各教科の指導に当たって、前籍校との連携を図りながら、回復後スムーズに適応できるように指導を行い、安心して治療に励みながら病気を克服する意欲を育てます。

(2) 病弱学級の児童生徒

病弱学級には、血液疾患、腫瘍、腎臓疾患、拒食症などにみられる精神的な疾患など、様々な病気で入院や通院で治療中の児童生徒が在籍しています。病気の特徴や治療に伴い、心身の発達や身体の状態に影響を受けていることもあります。活動に制限がある場合は、様々な経験が不足していたり入院や治療による欠席などで、学習空白があったりする場合があります。また、吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童生徒も増えており、看護師の配置のある学校もあります。



2 実態把握の方法

(1) 入級前に把握すること

ア 保護者との話し合い

児童生徒の病気の特徴による支援や配慮についてしっかり打ち合わせましょう。保護者が児童生徒に児童生徒自身の病気について詳しく説明していない場合もあります。児童生徒が不安にならないように、病気についての説明や接し方も打ち合わせておく必要があります。また、周りの友達への説明の仕方についても話し合っておきましょう。

イ 医療関係者との話し合い

可能であれば、保護者の了解を得た上で担任や養護教諭等が病院関係者（特に主治医）と直接話し合い、学校生活を送る上での病気への配慮事項を聞く機会を持ちます。医師を含め、ケース会議を定期的に行い、本人の学校生活の状況について関係者で情報共有し、本人の過ごしやすい環境づくりに努めましょう。

(2) 入級後に把握すること

ア 健康観察

日々の健康観察に加え、行事や季節の変化にも配慮して丁寧な観察をしましょう。体温計の他に必要に応じてパルスオキシメーター（脈拍・酸素濃度計）等の使用も検討します。また、児童生徒自身が健康状態を把握できるように指導しましょう。



パルスオキシメーター

イ 緊急時の対応

体調の急変や災害時の避難など緊急時の対応について確認しておきましょう。学校全体で共通理解しておくことが大切です。

ウ 児童生徒自身の病状理解と自己受容

児童生徒自身の病状理解・受容は安定していても、ときに不安な状態に戻ることがあります。児童生徒の気持ちに寄り添い、必要以上の生活制限でストレスをかけ過ぎない注意も必要です。

エ 児童生徒の日常生活

児童生徒の楽しみ、趣味、好きなこと、生活のエリア、生活の流れ、関わる人等を把握しましょう。

オ 将来的な見通し

児童生徒の将来の夢、保護者の願いについて話し合いましょう。同じ病気の先輩の話なども有効です。また、将来的な見通しを持つために、関係機関との連携も重要になります。

3 指導に当たっての留意点

病弱学級の児童生徒に接する基本的な姿勢としては、『児童生徒一人一人としっかり向き合う』ことです。病気の状態に影響される児童生徒の心理面をしっかり受けとめながら、関わっていくことが大切になります。

(1) 病気の児童生徒が困っていること

病弱学級の児童生徒にとって一番つらいことは、運動や食事などの制限や体調不良でみんなと一緒に行動できないことです。また、病気であることが外見からは分からないことも多く、みんなと同じにできないことを「さぼっている」と誤解されることもあります。慢性の病気は、長期にわたる治療や自己管理が必要なため、生活規制によるストレスを感じていることもあります。長期の入院をしたり、入退院を繰り返したりしている児童生徒の中には、友達と上手に関われないことや、学習の遅れや空白があることを心配していることがあります。児童生徒に「がまん」や「無理」をさせないために一番必要なのは、周囲の理解です。

(2) 児童生徒の病気について正しく理解しましょう

病名を知っているだけでは不十分です。同じ病名でも、症状や治療の方法は一人一人違います。気を付けなければならない症状、体調が悪い時の対処の仕方、服薬や処置、運動や食事の制限などを知っておく必要があります。その上で、登下校・掃除・授業・休み時間・給食などの一日の生活の、どの場面でどのような配慮が必要かを整理してみましょう。養護教諭や栄養士（栄養教諭）に相談し、こまめに連絡を取り合うことが大切です。

(3) 保護者・関係機関との連携

児童生徒のことを一番よく知っているのは保護者です。体調や心理面について気になることがあればすぐに連絡するなど、連携を密に図りましょう。また、必要な場合は、周りの友達や保護者に児童生徒の病気について説明してもらうこともあります。さらに、主治医をはじめとする医療機関との連携も大切です。治療や訓練について学校で配慮することも聞いておきましょう。

(4) 安全安心な給食について

給食は児童生徒にとって楽しみな時間ですが、食べる機能に障がいのある場合は、医師や専門家の診断や助言に基づいて、調理形態（ペースト、刻み、普通食等）や摂食指導の方法について保護者と十分な検討を行い安全に食べることができるように留意する必要があります。アレルギーや食事制限についても配慮が必要です。また、医療的ケアが必要な児童生徒の中には、看護師による経管栄養を行う場合があります。



胃瘻からの経管栄養



イリゲーター



給食の様子



刻み食
〈カレー、ご飯、ひじきの和え物〉



ペースト食

＜配慮が必要な事柄について、他の児童生徒や先生方に説明できますか？＞

「〇さんは、どうして～しないの？」 「〇くんは、どうして～してるの？」という周りの児童生徒の質問に、適切に答えられますか？ 「病気だからしかたないのよ」の一言だけでは、周りの理解は得られません。児童生徒の発達段階に応じて、分かりやすい言葉で具体的に伝えましょう。その際、病気のことをどのように説明するかについては、事前に保護者や本人の意向を聞いておくことが必要です。

○全国特別支援学校病弱教育校長会、全国立特別支援教育総合研究所 2010

「病気の子どもの理解のために」……ダウンロードできます。

*この他の本や情報については、黒石原支援学校へお尋ねください。

4 授業例

(1) 「自立活動」の授業例

(知的障がいと肢体不自由を併せ有する小学1年生)

学 習 活 動

「いろいろな感触を味わおう」

【本時のめあて】

○様々な質感の違う物に触れ、いろいろな感覚を味わうことができる。

- 1 あいさつ、健康観察をする。
- 2 本時の学習について知る。
- 3 いろいろな物に触る。

(1) 小豆、カラーボール、新聞紙、木の葉

カサカサ音のするビニール、小麦粘土

○紙箱や洗面器の中に用意された様々な物に触ってみる。

○握ったり、混ぜたり、振ったりして感触や音を楽しむ。

(2) 足湯

○お湯の温かさや泡の感触を知る。

○温泉の素を入れ、いろいろな香りや色を感じる。



フットバス器

(3) ふよふよボール

○洗面器に入れたふよふよボールに触る。混ぜたり掴んだりして感触を楽しむ。

○冷蔵庫で冷やしたふよふよボールに触る。室温のふよふよボールと冷やしたふよふよボールの違いを感じたり楽しんだりする。



ふよふよボールに触る



ふよふよボール

○清潔なタオルや除菌液等を使用し、安全・清潔に留意しながら活動する。

4 まとめをする。

○気に入った物を発表する。

(2) 「体育」の授業例

(運動制限のある中学1年生)

学 習 活 動

「球技：フライングディスク的当てゲーム」

【本時のめあて】

○体調に応じて運動可動範囲を調節できる。

○投げる方向や強さを調整し、得点を意識することができる。

※事前に体調の確認を行う(体温、脈拍、酸素濃度を含む)。

1 あいさつをする。

2 健康観察をする。

○改めて体調を尋ね約束事(無理をしない、不調は早めに報告、水分補給)を確認する。

3 本時の学習について知る。

4 準備運動をする。

○無理のないようゆっくり行う。

5 ウォーキングを行う。

○体調に応じて速度を調整する。

6 ゲームをする。

(1) ペットボトル倒しゲーム

○ルールの確認をする。運動可能範囲や体調に合わせて的までの距離を調整し、投げ方を工夫する。

○1回に5投し、倒した数を記録する。



ドッチビー(柔らかいスポンジ素材のフライングディスク)

(2) ストラックアウト

○1回に5投し、的を落とした数を記録する。

○縦・横・斜の列ができたら得点を倍にする。

○ゲームの途中、必要に応じて水分補給する。

7 まとめをする。

○得点や工夫した点を発表する。



ストラックアウト

5 自閉症のある児童生徒の指導は？

1 自閉症の特性とは

自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、「①他人との社会的関係の形成の困難さ」「②言葉の発達遅れ」「③興味や関心が狭く特定のものにこだわる」ことを特徴とする発達の障がいです。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。脳機能の障がいがあることが認められていますが、医学的な原因は明らかになっていません。

また近年、医学的には自閉症スペクトラム障がいと診断されるようになりました。これは、自閉症、アスペルガー症候群、高機能自閉症など、これまで知的発達の程度や意思伝達の課題の有無等によって分けられていたものが、区切りのない連続体のようなものであると捉えられるようになったからです。基本的に自閉症のある児童生徒は、知的発達の軽重等に関わらず相手との意思疎通の難しさや対人場面における暗黙のルールの理解といった、複雑なコミュニケーション上の課題を抱えていることを指導者が理解しておく必要があります。

☆上記のような3つの特性を柱に、次のような特徴的な行動が見られる場合があります。

(1) 社会的コミュニケーション障がい

- 一人遊びが多く、独り言も多い。 ○自分の好きなことを質問し続ける。
- 関わり方が一方的で、ルールに従った遊び（順番を守ること等）が苦手。
- 仲間関係を作ったり、相手の気持ちを理解したりすることが困難。
- 流暢ではあるが、奇妙な言葉遣いをする。
- 皮肉や冗談が分かりにくく、字義どおりに受け止めてしまう。
- その場の雰囲気を読み取ることが苦手な話題を話し続ける。など

(2) こだわり・常同行動

- 色鉛筆の並べ方などにこだわる。 ○毎日同じ色の服を着る。
- 日課や物の配置、道順などがいつも同じであることに固執する。
- 特定の分野への深い知識（魚博士、虫博士、電車博士などと呼ばれる）
- 相手の気持ちを考えることに困難さが見られる。会話がかみ合わない。
- 体を前後に揺すったり、手をひらひらさせたり等の常同行動を見せる。など

(3) その他

- 刺激に対する感覚の過敏または鈍感。光、音、皮膚感覚、味覚、におい、気温など。周囲が不快と感じないことに対して苦手意識がある場合がある。
- 一度に複数のことができない。あるいは物事に段取りや軽重がつけられず、いつも全力でやるしかできない。
- 学習の偏り（好きな教科はやるが、苦手なことはやろうとしない）など

一般的な例であり、全てにあてはまるものではありません。まずは目の前の児童生徒の実態から捉えていくようにしましょう。



2 実態把握の方法

(1) 入級前に把握すること

ア 新入学の場合

自校の特別支援教育コーディネーターと連携を図り、できるだけ早めに情報を集め、移行支援に取り掛かります。可能であれば、特別支援教育コーディネーター等と共に、認定こども園・幼稚園・保育所等及び小学校を訪問し、授業参観をしたり、担任との情報交換を進めたりするとよいでしょう。情報交換では、次のようなことについて確認します。

- 行動上の特性及びそれに関係する生育歴、医療歴、生育環境等
- 集団参加について（集団に入りにくい・声や動きが出るなど）
- 担任や友達との関わりやコミュニケーションの様子
- 文字の読み書き、はさみやクレヨン等の使い方、運動機能等
- 幼児児童生徒の興味・関心（好きなものや活動）やこだわり
- 食事や排泄、着替え等について（好き嫌いやアレルギー・身辺自立の様子）
- ルールや指示の理解の様子（スムーズに受け入れる時やその方法）
- 日常的に園で行われている支援方法
- 保護者と幼児児童生徒との関係、保護者の幼児児童生徒の状態の捉え方（受けとめ方）

保護者の了解が得られていれば、検査等のデータを見せていただくこともあります。入学を見据えて、認定こども園・幼稚園・保育所等の担任の先生と一緒に個別の教育支援計画・個別の指導計画を作りながら情報交換するのも有効です。幼児児童生徒が困っている場面だけを聞きがちですが、スムーズに活動できているのはどんな時か、得意なことなど成功事例も聞いておくことで、より前向きな移行支援の準備が進められます。



次年度以降入学してくる幼児児童生徒についての情報は、地区コーディネーター会議でも知ることができます。この会議には、中学校区の認定こども園・幼稚園・保育所等の担当者の他、地域によっては地区の保健師や療育関係者等も参加しますので、より細かな情報交換ができます。

イ 在校生の場合

通常の学級から転籍してくる児童生徒の場合は、すでに校内委員会を中心に個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成等、実態把握が進められています。特別支援教育コーディネーターや通常の学級担任との連携の他、保護者との面談を重ね、思いを十分聞き取りましょう。

- 学習上あるいは生活上、困難だと感じられている状況
- 先生や同級生との関わり、コミュニケーションの状況
- 特に気になる行動上の特性と現在の対応
- 専門機関との連携の状況
- 専門機関からの情報・検査資料等

通常の学級からの転籍の場合も、交流学級担任と連携を図り、交流学級で活動できる時間とその際の支援のあり方、特別支援学級で指導する教科などを把握しておきましょう。



(2) 入級後に把握すること

入級後の実態把握は、児童生徒が主体的に学習活動を進め、自己肯定感、自己有用感を高めていくため、また、児童生徒の自立を効果的に支援するために、次のような点について把握していきます。

- 児童生徒の興味・関心（意欲向上や望ましい余暇活動の材料）
- 自立活動で目標とすべき状況と具体的指導内容
- 軽減すべき視覚的・聴覚的・触覚的・嗅覚的・味覚的・体感的刺激等について
- 意欲を高めるための学習内容とその工夫
- 特別支援学級在籍の他の児童生徒との関係

入級前に数回、特別支援学級での学習を体験する機会を作ること、入級後の実態把握に効果的です。



3 指導に当たっての留意点

(1) 信頼関係の形成

まずは、児童生徒との信頼関係の構築が大切です。特に、その特性から失敗経験や叱られた経験を重ねやすい児童生徒は、学習に対する意欲が低下している場合があります。まずは、「この先生といると安心できる」「困った時は助けてもらえる」など安心感を高める関わりに努めましょう。

(2) 分かりやすい教室環境の設営

自閉症のある児童生徒の教室は、不要な視覚刺激・聴覚刺激を軽減することが大切です。以下の例のように、不要な刺激は極力排除し、必要な情報は分かりやすく提示しましょう。

- 教室前面の掲示物はできるだけ減らす。
- 本棚や教材棚にはカーテン等をつけ、学習中には中が見えないようにする。
- 可能な範囲で一つの場所では一つの活動ができるよう、パーティション等で教室を区分けする。《学習（一斉・個別）・着替え・食事・リラックス・遊びなど》

(3) 分かりやすい関わり（穏やかに・短い言葉で・はっきりと）と賞賛

児童生徒への関わりでは肯定的で具体的な言葉かけをすることと、望ましい行動ができた時に適切に褒めることで、より主体的で質の高い行動を育てることが期待できます。

- 一斉指示の後で名前を呼んで、個別に指示（確認）する。
- 指示は一度に一つ、要点だけを伝える。
- 注意も肯定的に伝える。（「廊下を走ったらダメ」→「廊下は歩きます」）
- 当たり前前の行動を具体的に褒める。（「廊下を静かに歩いていていいね！」）

(4) 学習の流れのパターン化

1 単位時間の流れを統一することは、自閉症のある児童生徒の安心感につながります。流れの中に楽しみな活動やリラックスできる時間を組み込むことで、より学習意欲が高まります。

1 単位時間の授業時間の中でも「終わり」がつかみにくい児童生徒に対しては、「課題を○枚したら終わり」など、課題の量で伝えます。時間内に早く終わった場合も、約束の課題が終わった

後に好きな活動を保障することで「頑張ったらいいことがある」という次への意欲を育てることにつながります。（「好きな活動＝強化刺激」の内容や与え方については十分検討しましょう。）

- | | |
|---|------|
| 1 | めあて |
| 2 | おんどく |
| 3 | ししや |
| 4 | かん字 |
| 5 | パソコン |
| 6 | おわり |

(5) 「できた！」という達成感の味わえる学習活動

自閉症のある児童生徒の多くは、これまでの失敗経験や叱られた経験から学習に対する意欲が減退し「どうせ自分は…」などと自己有用感が低下する場面が見られます。学習課題を考える際、児童生徒が「これならできる!」「これなら分かる!」と捉えやすい内容や与え方を工夫することが大切です。その上でモールステップでレベルアップを図りましょう。

少し難しい課題も、個別指導で「この先生と一緒にだとうまくできる!」等の体験を重ねます。また、一人で学ぶ時間を効果的に設定することで、少しずつ「自分一人でできた!」という実感を持たせ、自己有用感を高めましょう。

1日の流れ、1時間の流れ等のスケジュールを提示したり、手順書を示したりして、活動の見通しが持てるようにすることも大切です。

(6) 「達成感」が得にくい児童生徒には

「達成感」は抽象的で目に見えないため、自閉症のある児童生徒にとってつかみにくいものです。「達成感が味わえる学習活動」と平行して「『頑張った』が見える評価活動」を行います。

○トークンエコノミー・システムの活用

一般的に「ごほうびカード」「お楽しみカード」などとして使われることがあります。一定の課題ができたり、約束が守れたりした場合にシールやポイント(トークン)をもらって終わり、といった取組も多いようです。しかし本来は「そのシールがある枚数に達したら、好きな物や活動(バックアップ強化刺激)と交換できる」という約束をすることで、意欲の向上を図るものです。

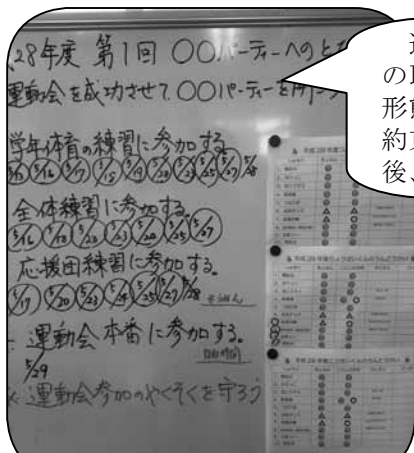
課題や活動に応じた楽しみや褒美が準備されることで、児童生徒の意欲の高まりが期待できます。この取組を行う際は次のことに注意しましょう。

- 取組開始は、「担任がさせたい課題」ではなく「これならできる(と児童生徒が感じられる)課題」から始めます。
- ゴールとなる枚数も少ないものからスタートします。
- 「頑張ったけどできなかったね」にならないよう、「できるように」する手立てを準備しておきましょう。また、できなかった時の許容範囲も考えておきます。
- 約束の「好きな物や活動」は必ず守りましょう。
(継続が難しい褒美は設定しません。)



学習課題の準備例

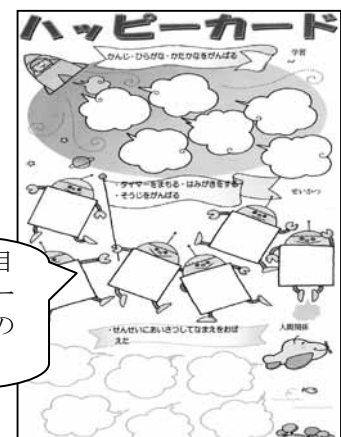
個別に課題を用意し、整理棚に入れています。授業が始まると児童生徒は自分で課題を取り、活動を始めます。終わったら上の「おしまいボックス」に入れています。



運動会への参加に向けた取組例

運動会への参加が苦手な児童生徒への取組。「○○に参加する」際の参加形態については個別にルールを設定。約束どおりにできたので、運動会終了後、お楽しみパーティーを開きました。

学習・生活・人間関係の3点で目標を設定したカード。1週間でシールがたまると、お母さんから一定の褒美がもらえるルール。



望ましい学習・生活の態度育成に向けた取組例

4 授業例【小学校自閉症・情緒障がい学級】

○「自立活動」の授業例「自分再発見」

学 習 活 動

- 1 始まりのあいさつをする。
※「1・2・3」のカウントで礼をする。

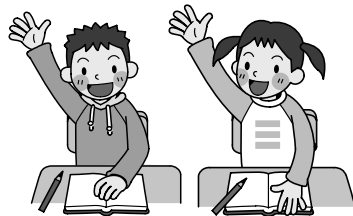
- 2 今日の学習の流れについて知る。

学習の流れ

- 1.よく見て拍手!
- 2.自分再発見① 自分のイケテルチェックをしよう
- 3.自分再発見② 友達から、自分のイケテルところを聞いてみよう
- 4.自分再発見③ 先生から、自分のイケテルところを聞いてみよう
- 5.自分再発見④ スペシャルタイム
- 6.自分再発見⑤ もう一度、自分のイケテルチェックを見てみよう
- 7.終わりのあいさつ

- 3 「よく見て拍手」をする。
※担任の手の動きやハンカチの動きに合わせてタイミングよく拍手をする。

- 4 「自分再発見」の活動を行う。
○自分の「イケテルチェック」をする。
○友達の「イケテル」ところを発表する。



- 担任から「みんなのイケテル写真」を紹介する。



- 「イケテルチェック」を振り返る。

- 5 まとめと終わりのあいさつをする。
※本時の活動での頑張りを具体的にほめる。
※姿勢に気を付けて「1・2・3」であいさつをする。

自己肯定感の低さを感じる児童に、「僕って意外とイケテルじゃん」を感じさせるために構成した授業です。

学習の流れを示す他、一斉指導を行う際は電子黒板を活用することで、児童の意欲の向上を図ります。

画面に示すことで、視覚的支援にもつながります。

「手と手が重なったら拍手」「ハンカチを回している間は拍手」などいくつかのパターンで実施。授業への児童の気持ちを高めるとともに、注目を集めます。

お互いに「イケテル」部分を紹介し合うことで、他者意識を育みます。

時々パソコン等の操作をすることで、意欲を継続させることができます。

授業の始まりと終わりのあいさつはきちんとさせたいものです。行動が乱れやすい児童も、形を示すことで、整えることができます。

チャイムの合図を守ります。原則として延長はしません。

6 情緒障がいのある児童生徒の指導は？

1 情緒障がいとは

状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言います。心因性の選択性かん黙（場面かん黙）、心理的理由による不登校、その他の状態（多動、常同行動、チックなど）があります。



(1) 心因性の選択性かん黙（場面かん黙）

言葉を話したり理解したりする能力はほぼ正常であるにもかかわらず、特定の場所や人物等の社会的な状況で声を出したり話したりすることができない状態をいいます。

全く話をしない状態から、小さな声では話ができる状態まで、その程度は様々ですが、例えば家庭内や近隣など、ある限られた場面では会話が可能なところに特徴があります。一般に、集団に対する恐怖心や人間関係の難しさが背景にあることが多いようです。

(2) 心理的理由による不登校

何らかの心理的、情緒的な理由により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいいます。本人は、登校しなければならないことを認識しており、登校しようとするができないという社会的不適応になっている状態です。

不登校を誘発した直接の原因は一人一人違いますし、その背景となる心理的要因も個々によって異なります。同じ児童生徒でも経過とともに状態像が変化していくこともあります。

(3) その他の情緒障がい

偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみなど、様々な状態は、多くの人が成長の過程で示すことですが、そのことによって集団生活への適応が困難である場合、情緒障がい教育の対象となることがあります。

2 実態把握の方法

(1) 入級前に把握すること

一見して障がいがないように見えるケースも多く、診断が難しいこともあります。情緒障がいの現れ方は様々ですが、児童生徒の困難さに気づき、理解した上で、適切な時期に早期から成長を促すための適切な対応が重要となってきます。

就学や入級の判断に際しては、医療機関や相談機関等との連携を図りながら、障がいの状態に応じた取組が必要です。また、教育内容及び指導・方法の決定に当たっては、その障がいの状態等に応じて適応指導教室等における対応が適切である場合もあることから、慎重に検討する必要があります。

なお、知的障がいや病弱・身体虚弱を伴う場合は、それぞれの状態に応じて、特別支援学級（知的障がい、病弱・身体虚弱）、特別支援学校（知的障がい、病弱）などにおいて教育を受けることを考慮する必要があります。

(2) 入級後に把握すること

入級前に把握した行動上の特性やそれに関係する生育歴、医療歴、生育環境、家庭や学校における生活の状態、集団参加や学習の状態、知的発達の状態などを、保護者や児童生徒に関わる関係者への聞き取りや、行動観察及び諸検査の実施等を通して、さらに詳しく把握します。

学年が進むにつれ、社会生活への適応が困難となったり、他人とのコミュニケーション、意思疎通や対人関係の形成に課題が現れたりするので、二次的な不適応を防ぐためにも継続した適切な支援が重要になってきます。

3 指導に当たっての留意点

情緒障がい教育では、情緒の安定を図り、円滑に集団に適応していくことができるようにするために、多様な状態に応じた指導が大切であり、基本的な生活習慣の確立を図ること、適切に意思の交換ができるようにすること、円滑な対人関係を築く方法を身につけること、目標を持って学習に取り組めるようにすること、不登校等による学習空白に配慮しつつ、基礎的・基本的な内容を身につけることなど、個々の児童生徒によって指導目標や指導内容、指導方法が異なることにも留意が必要です。

示している状態や行動は児童生徒によって異なりますが、何らかの心理的要因が大きく関与していることは共通していることです。よって、学校における基本的な配慮事項は、対象となる児童生徒と信頼関係を作ること、安心できる場や時間を提供することになります。

(1) 心因性の選択性かん黙（場面かん黙）の指導

筆談など別のコミュニケーション手段を工夫する、話さなくても取り組みやすい課題や場面を設定し、安心して学習に取り組める雰囲気を作るなどの配慮が必要です。児童生徒が学習や活動、あるいは当番などをするときには、「話すことは難しいかもしれないけれど参加はしたい、先送りはしないほしい。」という気持ちを持っていれば、その気持ちを尊重した対応を行うことが大切です。

(2) 心理的理由による不登校の指導

年齢と発症の時期や経過を的確に把握した上で、適切な指導計画や指導内容を設定し実行することが大切です。その際、適切な指導の場の選定は、児童生徒の状態で異なりますが、通常の学級や通級による指導、自閉症・情緒障がい特別支援学級、適応指導教室などが想定されます。また、生活リズムの安定や自我、自主性の発達を促し、人間関係の調整を図るための指導や配慮が必要になります。

(3) その他の情緒障がいの指導

症状を誘発する緊張や不安を軽減、除去することや、それらへの耐性を高めるように援助することが肝要ですが、症状の出現をやめるように、いたずらに叱責して注意を促すことは避けるべきです。むしろ、本人が症状にとらわれすぎないように配慮し、全身運動の発散に関心を向けさせ、一方では、何か興味を抱いて熱中できるもの（趣味的なもの）を持たせることが有効です。しかし、症状が長期・慢性化し、多発・激症化する場合には、医療的な対応も必要になります。



(4) 保護者への支援

情緒障がいのある児童生徒は、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態により、他の児童生徒から離れてしまうと同時に、その保護者も他の保護者から孤立してしまう傾向が見られます。保護者の悩みや抱えている課題などを十分に聞き取りながら、教育相談関係者をはじめとする関係者が、保護者と共に支援の方向性や具体的な支援の内容などを検討していくことが大切です。その際には、個別の教育支援計画を活用し、関係機関との連携を図りながら、支援の筋道を明確にできるようにして、保護者支援を行っていくことも必要です。



4 授業例【小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級】

○「自立活動」の授業例「カードゲームをしよう」

学 習 活 動	
1 始まりのあいさつをする。	<p>児童の実態や行事の前後、タイミングなどに応じて内容を精選します。児童が取り組みやすく、リラックスしてできる活動を準備します。</p> <p>無理に話させるようなことはせず、教師から話をしましょう。話をしているときの児童の表情や反応に気を付けながら、タイミングを見計らって児童に感想を聞くようにします。</p> <p>児童が話したい言葉を取り上げて、提示しておきます。次の場面で起こりそうなことを想像して予告しておくことで、児童が反応しやすい場づくりを行います。</p> <p>そのときの児童の状態によって、時間が余ることもあれば足りなくなることもあることを念頭に置き、児童の負担になりすぎないように配慮します。</p>
2 本時の学習内容を知る。	
3 「日曜日のこと」を話題にして、教師と児童がお互いに話をする。	
4 カードゲームを教師と児童の2人で行う。 ○ルールを確認する。 ○カードを配る。 ○カードを出しながら、ゲームを進める。	
5 今日の授業で楽しかったことを発表する。	
6 学習内容のまとめをする。 ○児童のよかったところを教師から伝えたり、質問をしたりする。 ○本時の内容を再確認して授業を終える。	



7 知的障がいのある児童生徒の指導は？

1 知的障がいとは

知的障がいとは、一般に、認知や言語などにかかわる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の児童生徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われ、学習指導上の特性には以下のようなことがあります。

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい。
- 成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない。
- 実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。
- 特に知的障がい極めて重度である場合は、視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由など、他の障がいを併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

2 実態把握の方法

(1) 入級前に把握すること

より効果的な指導や支援をするためには、児童生徒の実態をいかに的確に把握するかがとても重要です。また、実態把握は、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する際の情報源となります。保護者、保育所・幼稚園等の担当や療育機関の担当者、主治医等、児童生徒に関わる関係者から多面的に情報を収集しましょう。実態把握の内容には、以下のものがあります。

ア 障がいの状態

児童生徒の行動観察や関係者からの聞き取りを通して、児童生徒の障がいの状態や現時点での発達段階を捉えることが必要です。「身辺自立」「社会性・集団参加」「コミュニケーション力」「健康・運動」「生活・行動」「家庭環境」などの観点で観察や聞き取りを行い、記録していくとよいでしょう。



イ 医学的診断・心理検査等

児童生徒の既往症、健康状態や運動制限等、特に身体面で配慮が必要な事柄を医師の診断から把握します。直接担当医と面談して話を聞いたり、文献等により医学的診断について理解したりすることも大切です。

また、児童生徒の発達を客観的に知り指導の参考にするために心理検査を行うことがあります。目的に応じて適した心理検査を行い、いくつかの検査を組み合わせ多面的に見ていくことが必要です。検査の実施に当たっては、熟練した技能が必要ですので、必要に応じて、専門機関や特別支援学校等に相談して、検査の依頼等を行いましょう。

ウ 生育歴等

児童生徒の出生時の様子や今までの成長の様子、就学前の療育歴、保育所や幼稚園等での様子等を知ることは、児童生徒を理解するために重要です。また、児童生徒や保護者の願いや思いを聞くことは、将来を見通した指導目標や方針を立てるときに参考にすることができます。その際、入学、転入の際に面談等で得た資料を有効に活用し、同じことを何度も保護者に尋ねることがないように気を付けましょう。

※情報の取扱いについて

集めた情報を整理し、個人プロフィールを作成し活用していきます。個人ファイルにして保存することにより、児童生徒の変容を把握することができます。しかし、実態把握で得られた情報は個人情報です。管理と取扱いには、十分な配慮が必要です。

(2) 入級後に把握すること

ア 発達段階

学習や生活、遊びの中での児童生徒の様子や行動を観察して観察記録を付けていきましょう。その際、できない部分にだけ着目しないように気を付け、児童生徒が「できること・少しの支援があればできること」や「好きなこと・得意なこと」を見つけるように心がけることが大切です。

イ 学習の状況

教科ごとに、具体的な状況を含めた学習の実態を把握します。教科の内容、項目ごとに「できること・少しの支援があればできること・できないこと」等を明らかにしていき、学習課題を明確にしていきましょう。

3 指導に当たっての留意点


知的障がいのある児童生徒は、習得した知識や技能が実際の生活に応用されにくい傾向があるため、障がいの状態や学習上の特性を踏まえて、具体的な体験を通して学習することが大切です。知的障がいのある児童生徒の指導に際しては、以下のことを心がけ、繰り返し丁寧に指導に当たることが必要です。

- 児童生徒が、自ら見通しを持って行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くようにする。
- 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。
- 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- できる限り児童生徒の成功体験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じた指導を徹底する。




4 授業例【小学校知的障がい特別支援学級】

(1)「日常生活の指導」の授業例

学 習 活 動	
1	身だしなみを整える。 ○教室に入る前に鏡を見て、自分の身だしなみをチェックし整える。
2	朝のあいさつをし、健康チェックをする。 ○「朝の会の進行カード」を見ながら、日直の児童が号令をかけたり、司会をしたりする。 ○自分の健康状況を自分の言葉で表現する。
3	今日の日付と曜日、天気を確認める。 ○カレンダーで日付を確認め、自分の生活ノートに記入する。 ○天気を確認め、係の児童が天気ボードにカードを貼る。
4	自分の時間割を確認し、めあてを決める。 ○時間割表を見て時間割カードを貼り掲示する。 ○自分なりのめあてを決め、今日一日の学校生活に見通しを持ち、主体的に活動できるようにする。
	
5	生活点検表を使って、学校や家庭での生活を振り返る。 ○基本的生活習慣の定着や規則正しい生活のリズムづくりをする。
6	3行日記を書き、発表する。 ○昨日の生活を振り返り、心に残ったことを3行程度の文章で表現する。 ○3行日記をもとに発表し、互いに質問したり、答えたりして言語活動の場とする。
7	時間があれば、机の中や教室の整理、花の水替え、花壇の水やりなどをする。
8	終わりのあいさつをする。

(2)「算数」の授業例

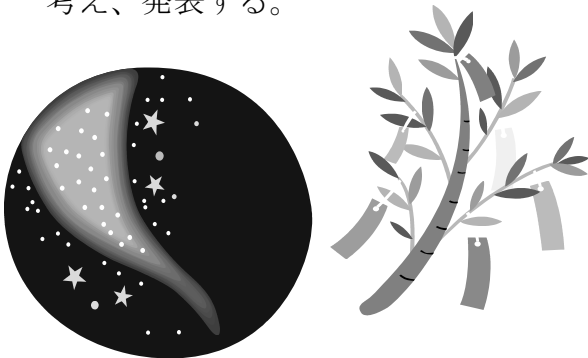
学 習 活 動	
1	今日の学習について知る。 ○学習のめあてをつかむ。 ○学習の流れが分かり、見通しを持つ。
	「買い物ゲームをしよう」
	【本時のめあて】 3位数の数の構成を理解し、硬貨を組み合わせで代金を支払うことができる。
2	カード学習をする。 ○基礎基本となる位取りや3位数の読み方を復習する。
3	買い物ゲームをする。 ○商品(値段)カード、3種類(百円玉、十円玉、一円玉)の硬貨(模型)を使って買い物ゲームをする。 ○ホワイトボードに硬貨を並べて貼ることで、3位数の構成を視覚的に確かめる。 ○正しく払うことができたかは、レジ係の児童と教師が判断し、児童の理解度を把握する。
	
4	本時の学習について振り返る。 ○分かったことや自分や友達のがんばりを発表する。 ○生活単元学習の買い物学習で、実際に自分でお金を払う活動をすることを知らせる。

【中学校知的障がい特別支援学級】

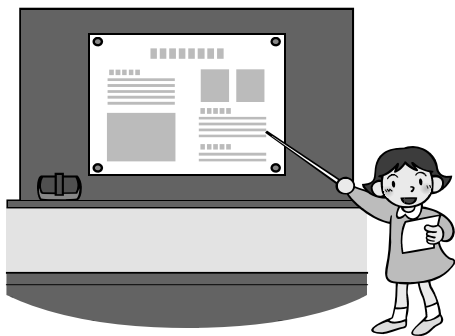
(3)「生活単元学習」の授業例

学 習 活 動

- 1 はじめのあいさつをする。
○姿勢に気を付け、元気のよいあいさつをする。
- 2 本時のめあてを確認する。
○いろいろなカレンダーを見て、作成するイメージを高める。
- 3 準備と手順の確認をする。
○昨年作ったカレンダーを見て、作成の見通しを持つ。
- 4 7月のカレンダーづくりを説明する。
○7月の歌を歌い、季節のイメージを持つ。カレンダーに使う絵を何にするか考え、発表する。



- 5 カレンダーをつくる。
○タイマーで時間を設定したり、作成手順を見たりしながら見通しを持って活動に取り組む。
- 6 作った作品をみんなに紹介する。
○自分が工夫したことや難しかったことなどを作成の手順に従って発表する。
○友だちの作品の良さに気付き、発表する。

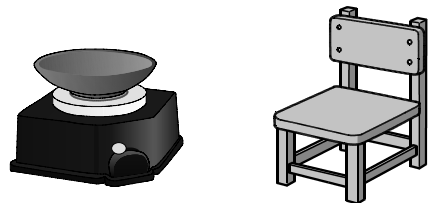


- 7 終わりのあいさつをする。
○姿勢に気を付け、大きな声で元気にあいさつをする。

(4)「作業学習」の授業例

学 習 活 動

- 1 作業学習の準備をする。
○作業の工程表を見て、今日の学習内容を確認し、見通しを持つ。
○学習に必要な道具を用意する。
○エプロンを付け、身支度をする。
○作業準備ができたか、お互い確認する。
○必要な道具等を黒板の写真を見ながら準備をする。
- 2 あいさつをする。
○元気よくあいさつをする。
- 3 それぞれ自分の分担された作業を始める。
○作業の役割分担表を見ながら、みんな協力して作業を進める。また、自分の役割をきちんと果たすための流れを確認して作業を始める。
○作業ができれば、「できました」と先生に報告し、まだできていない友達を手伝う。



- 4 片付け・掃除を行う。
○作業の終了を知り、片付け・掃除を始める。
○自分で掃除道具を片付ける。



- 5 本時の振り返り行う。
○本日の自分の作業について良かったこと、改善すべき点などを発表する。
- 6 終わりのあいさつをする。
○次時の学習へつなげるように、元気よくあいさつをする。



第3部

通級による指導

第1章 通級による指導

「指導計画の作成」「学習指導案の作成」「学習指導の評価」「引継ぎの準備と方法」「教室環境の整備」「保護者・関係機関との連携」については、『第2部 特別支援学級における指導』をご覧ください。

1 通級による指導とは？

1 法的位置付け

通級による指導は、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき行われます。



<学校教育法施行規則 第 140 条>

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条、第 52 条、第 52 の 3、第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 74 条の 3、第 76 条、第 79 条の 5 及び第 107 条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

<同 第 141 条>

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、該当小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

通級による指導を受ける児童生徒は、障がいに応じた特別の指導（19 ページ参照）を小・中学校の通常の教育課程に加え、又は、その一部に替えて行うことから、教育課程上特別の教育課程を編成する必要があります。

2 通級による指導の対象となる障がいの種類及び程度

通級による指導の対象者は基本的には学校教育法施行規則第 140 条に示されたとおりですが、その障がいの程度については平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知に次のように示されています。

<言語障害者>

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起

困るものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

<自閉症者>

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

<情緒障害者>

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

<弱視者>

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

<難聴者>

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

<学習障害者>

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

<注意欠陥多動性障害者>

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

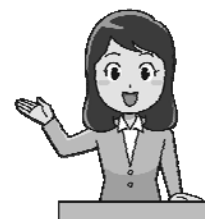
<肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者>

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

なお、知的障がい者については、その知的発達の遅れなどを考慮して、特別支援学級において日々の生活に結び付いた指導を行うことが適当であることから、通級による指導の対象とはなっていません。

3 学校教育法施行規則第 141 条について

学校教育法施行規則第 141 条は、児童生徒がその在籍する学校以外の学校において授業を受ける場合（いわゆる他校通級の場合）当該児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、当該在籍小・中学校の特別の教育課程に係る授業と見なすことができるとした規定です。



2 通級による指導の教育課程・指導内容は？

1 小・中学校の教育課程との関係について

通級による指導に係る特別の教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとしています。通級による指導は週当たりおおむね8単位時間まで行われますが、小・中学校の標準的な総授業時数を考慮して、一部の授業に替えて指導を行います。その際には、児童生徒の負担が過重にならないように配慮してから、より効果的な指導を行うようにします。

2 通級による指導における特別の指導の内容について

障がいの状態に応じた特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導をいいます。障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服は、特別支援学校における自立活動の目標とするところであり、通級による指導とは、特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導を指すこととなります。例えば、自立活動の時間がごくわずかで、大半が教科の補充指導に充てられるという教育形態は「通級による指導」の本来の趣旨に沿うものではありません。

ただし、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとしています。ここにいう「補充するための特別な指導」とは、障がいの状態に応じた特別の補充指導であって、単なる教科の遅れを補充するための指導ではありません。例えば、言語障がいがあり、国語の音読がうまくできない児童生徒に対して国語の教科書の内容を題材として、言語障がいを改善する指導が考えられます。

3 通級による指導を行う際の授業時数について

障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導と各教科の内容を補充するための特別の指導を合わせて、年間35単位時間からおおむね280単位時間以内の範囲で行うことを標準とすることとなりました。

このほか、学習障がい及び注意欠陥多動性障がいのある児童生徒については、年間授業時数の上限については他の障がい種別と同じにするものの、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間（月1単位時間程度）が下限とされました。



障がいの種類	標準年間指導時間
LD・ADHD	年間10～280単位時間（月1～週8単位時間程度）
他の障がい種	年間35～280単位時間（週1～8単位時間程度）

4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成について

通級による指導は、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であることから、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達の段階等に即した指導目標の設定や指導内容・方法などの配慮が必要です。このため、個

別の指導計画を作成し、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確にします。

また、個別の教育支援計画の作成も必要です。個別の教育支援計画には、児童生徒一人一人のニーズに対し、教育、福祉、医療、労働等の様々な側面から生活全般にわたって必要な支援の目標や内容等が示され、関係機関が連携協力して支援を行うことにつながります。個別の教育支援計画は、移行期には次の進路先に引継ぎ、切れ目のない一貫した支援を継続して行うようにすることが必要です。



5 通級による個別指導・グループ指導について

通級による指導は、自立活動の指導を行うため、指導方法は個別指導が中心となります。必要に応じてグループ指導を組み合わせる場合には、個別に指導目標を設けることが必要です。

例えば、学習障がいや注意欠陥多動性障がいのある児童生徒に、ソーシャルスキル、コミュニケーション能力、対人関係等については、適宜グループ指導を取り入れますが、必ず個別の指導目標を設定するようにします。

6 通級指導を受けることによって通常の学級での授業が受けられない場合の補充について

通級による指導を受ける場合、通常の学級の授業の一部を抜けて通級指導教室で指導を受けることとなります。そうすると、その時間の通常の学級における学習ができなくなってしまうため、学習に遅れが生じる恐れがあります。例えば、その部分の学習を家庭で行うことができるような宿題を出したり、必要があれば、放課後などに補充的な指導を行ったりすることなどの対応が考えられます。

なお、中学校で遅れを取り戻す補充的な指導を行う際は、各相当の免許状を有する者が指導することとなります。



3 入級から終了までの流れは？

1 通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断について

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断については「通級による指導とは」（129 ページを参照）に記載されている内容に基づいて行うこととなりますが、基本的には、当該児童生徒について特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから、教育課程の編成権限を有する在籍校の校長が行うこととなります。

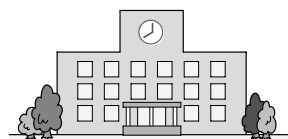
その際、児童生徒の障がいの状態のみでなく、総合的に考慮する必要があり、設置者である市町村の教育委員会とも十分に連携を図ることが重要となります。また、障がいのある児童生徒の教育については、専門的な調査検討が求められることから、市町村が設置する教育支援委員会（就学指導委員会）等の意見等も十分に考慮する必要があります。

また、地域や学校の実情に応じ、地域における特別支援連携協議会、巡回相談、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの活用を図ることも大切です。

2 終了について

通級による指導を行う必要がなくなった時の判断についても、入級の際と同様に、市町村の教育委員会やその設置する教育支援委員会（就学指導委員会）等と十分に連携して、児童生徒の在籍校の校長が行うこととなります。

また、他校通級の場合には、その判断に当たって、通級による指導を行っている学校の校長の意見を踏まえることも、その判断の適正を期するために必要となります。



* 熊本県においては、通級による指導の対象となる児童生徒の判断は、市町村教育委員会によって、学校審議となる場合と教育委員会審議となる場合があります。

次ページから通級による指導の入級から終了までの流れと文書を学校審議の場合と市町村教育委員会審議の場合の例を示しています。

実際の手続き等については、市町村教育委員会に確認してください。

通級による指導に係る手続きについて〔学校審議の場合〕

(天草市立本渡南小学校LD・ADHD通級指導教室の手続きを参考に作成)

【1】教員・保護者による実態把握と共通理解

- LD及びADHDの困りを抱えた児童生徒の把握
- 関係者の気づき ■保護者の気づき 等

全職員による実態把握表の記入 (146ページを参照)

【2】教育相談の実施と共通理解 (2月中)

- 保護者等の悩み・不安等の把握
- 児童生徒の困りの把握 ■その他

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成及び修正

☆新規、継続または終了に係る保護者・児童生徒の意向

【3】「通級による指導」願いの提出

《新規又は継続》 ■保護者が作成 **様式1**

【4】校内通級指導委員会による検討 (3月)

- 新規、継続又は終了に係る検討

新規、継続の通知 **様式2・3**

終了の通知 **様式3**

【5】通級による指導の実施 《新規及び継続》

- オリエンテーションの実施
(対象：当該児童生徒及び在籍学級児童生徒)
- 指導事項の検討・確認
 - ◇実態把握チェック表をもとに検討
 - ◇「通級による指導個人記録ファイル」(149ページを参照)を活用した在籍学級担任との連携
 - ◇保護者との連携

《終了後》

通常の学級における継続した見守り

【6】校内通級指導委員会による評価 (3月)

様式1 通級指導願例

年 月 日

〇〇市立〇〇小学校長 様

保護者名 印

通級指導願

下記のとおり、〇〇小学校（障がい種別名）通級指導教室の通級による指導を受けた
いので、許可願います。

記

ふりがな 児童氏名	
在籍	〇〇小学校 年 組
指導期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式2 通級による指導の開始の通知例

年 月 日

〇〇 〇〇 様（保護者名）

〇〇市立〇〇小学校
校長

通級による指導の開始について（通知）

平成〇〇年〇月〇日付けで願がありました通級指導教室入級について検討した結果、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

結果 通級指導教室入級を許可する

該当児童氏名 〇年〇組 〇〇 〇〇

指導期間 年 月 日～ 年 月 日

様式3 通級による指導の終了〔継続〕の通知例

年 月 日

〇〇 〇〇 様（保護者名）

〇〇市立〇〇小学校
校長

通級による指導の終了〔継続〕について（通知）

このことについて、校内通級指導委員会で検討した結果、下記のとおり決定しました
ので通知します。

記

結果 通級による指導を終了する〔通級による指導を継続する〕

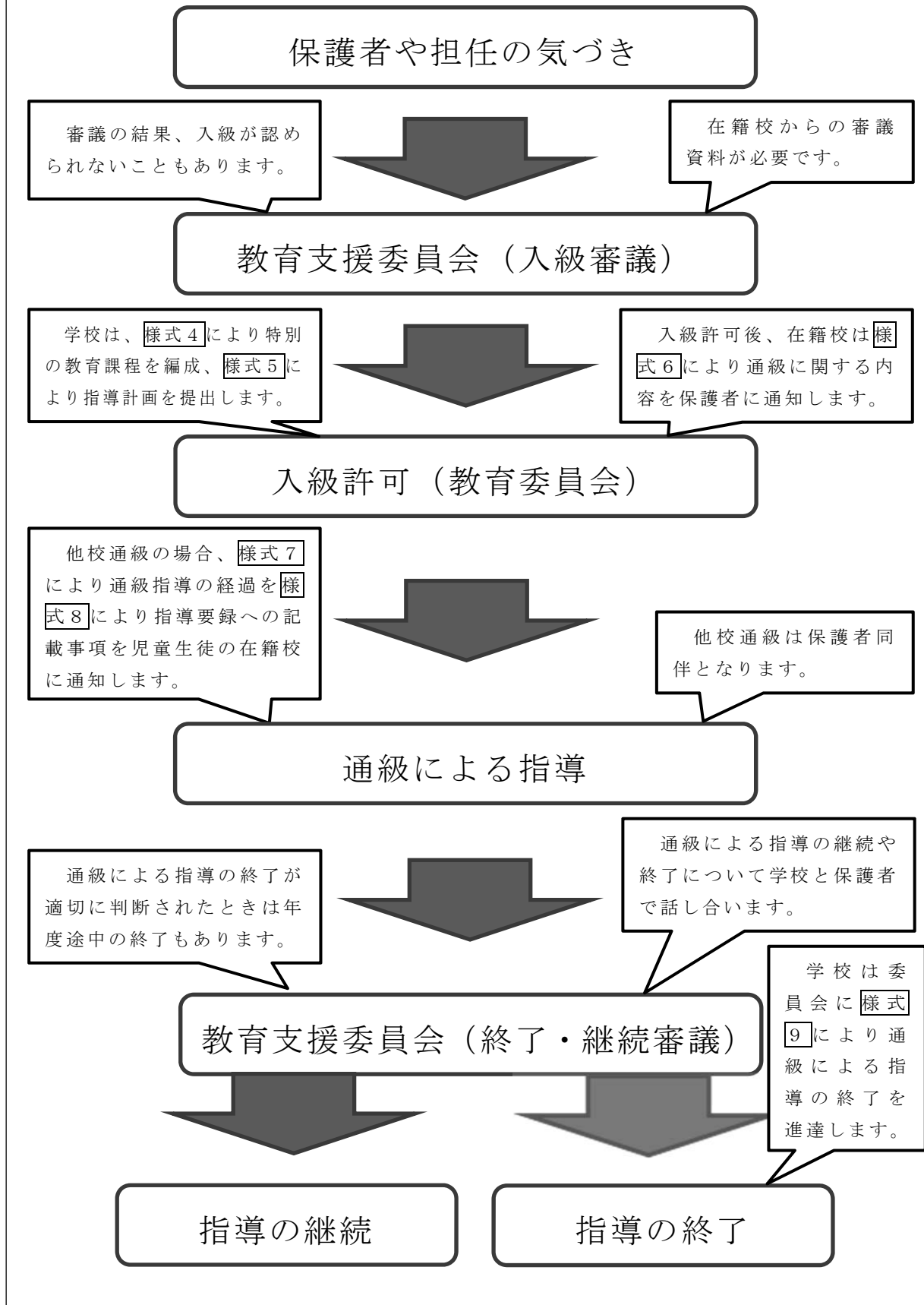
該当児童氏名 〇年〇組 〇〇 〇〇

指導終了日 年 月 日

〔指導継続 年 月 日まで〕

通級による指導に係る手続きについて〔教育委員会審議の場合〕

(合志市の手続きを参考に作成)



〇〇市教育長 様

〇〇市立〇〇小〔中〕学校
通級指導校長

職印

通級指導教室教育課程編成届

熊本県〇〇市小・中学校管理規則第〇条の規定により、教育課程を編成しましたので、下記のとおり届け出ます。

1 通級指導教室名 〇〇市立〇〇小〔中〕学校〇〇通級指導教室

2 児童〔生徒〕数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
男							
女							
計							

3 通級指導教室経営の方針

(1) 通級指導教室設置の目的

(2) 経営の方針

4 教育課程の概要

5 週時間割表

校時 \ 曜日	月	火	水	木	金
1校時	対象者名(学校)				
2校時	対象者名(学校)				
3校時	対象者名(学校)				
4校時	対象者名(学校)				
5校時	対象者名(学校)				
6校時	対象者名(学校)				

6 週(月)当たりの指導時間数

時間	月当たりの指導時数 [※]			週当たりの指導時数								合計	
	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8		
人数													

※月当たりの指導時間数の欄は、LD・ADHD等通級指導教室で月単位の指導を行っている場合のみ記入する。

7 備考

〇一人一人の教育課程については、在籍校が様式5により市教育委員会に提出する。

〇〇発第〇〇号
平成 年 月 日

〇〇市教育長 様

〇〇市立〇〇小〔中〕学校
通級指導校長

職印

通級児童（生徒）の教育課程届出書

熊本県〇〇市立小・中学校管理規則第〇条の規定により、下記の児童（生徒）について教育課程を編成しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

学年等・児童生徒名		第 学年 組 氏名	
通級指導校及び教室名		〇〇市立〇〇小〔中〕学校（ ）通級指導教室	
通級指導担当者名			
指導時間	年間単位時間	週 単位時間	年間 単位時間
指 導 内 容	1 指導開始時の実態		
	ア 学習面		
	○		
	○		
	○		
	イ 行動面		
	○		
	○		
	○		
	2 指導目標		
	○		
	○		
	3 指導内容		
	○		
	○		
○			
○			
○			

※他校通級の場合は、通級指導校と在籍校との間で、児童生徒の指導方針について連絡を取り合い、本様式は在籍校から提出する。

年 月 日

通級指導を受ける児童生徒の保護者 様

〇〇市立〇〇小〔中〕学校

在籍校長

職印

[通級指導校長]

通級指導通知書

下記のとおり、通級指導の日時・内容等を決定しましたのでお知らせします。
記

通級指導を受ける児童生徒名	
通 級 指 導 校	〇〇市立〇〇小〔中〕学校
通級指導教室名	() 通級指導教室
通級指導教室担当者名	
指導開始日	年 月 日 () 時 分
指 導 時 間	毎週 ・ 毎月〇曜日 時 分～ 時 分

備 考

他校通級に関する注意事項は次のとおりです。

○原則として、保護者付き添いの上、通級してください。

○通級日に遅刻や欠席される場合は、事前に通級指導校まで連絡してください。

年 月 日

〇〇市立〇〇小〔中〕 学校長 様

〇〇市立〇〇小〔中〕 学校

通級指導校長

職印

通級指導の記録

下記のとおり、通級指導の経過をお知らせします。

記

児童生徒名															
通級指導教室名		() 通級指導教室													
通級指導担当者名															
指導期間	週時間	年 月 日～ 年 月 日										週 単位時間			
通級指導による 指導時間数		月 時間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
本 教 室 で の 指 導 状 況	1 具体的な指導目標														
	○														
	○														
	○														
	○														
	○														
	2 指導内容と結果														
	○														
	○														
	○														
	○														
	3 連絡事項														
	○														
	○														
	○														

※指導期間の記載については、様式 8 の「記入上の注意」で確認してください。

〔在籍校〕

〇〇市立〇〇小〔中〕 学校長 様

〇〇市立〇〇小〔中〕 学校
通級指導校長

職印

指導要録への記載について（お願い）

通級による指導を受けている児童生徒については、在籍校の指導要録に通級による指導の記録を記載する必要があります。

つきましては、以下の内容を対象児童〔生徒〕の指導要録に記載をお願いします。

- 1 記入事項
- 通級による指導を受けた学校名
 - 指導期間と週当たりの通級による指導の時間数
 - 指導期間
 - 指導内容や成果等

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第	〔記入例〕
○	通級による指導を受けた学校名：〇〇市立〇〇小学校〇〇〇通級指導教室
学	通級による指導の授業時数：週〇単位時間
年	指導期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
	指導内容や成果等：

2 記入上の注意

- 1年生は、指導開始日は入学式の日になります。
- 6年生は、指導終了日は卒業式の日になります。
- 年度途中で入級や終了になった場合は、指導開始日または終了日を記載します。
- 前年度から指導を継続している場合は、4月1日が指導開始日になります。
- 上記以外の指導期間は、4月1日から翌年3月31日になります。

様式9 通級指導の終了通知書例

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇市教育長 様

〇〇市立〇〇小〔中〕学校
通級指導校長 職印

通級指導の終了通知書

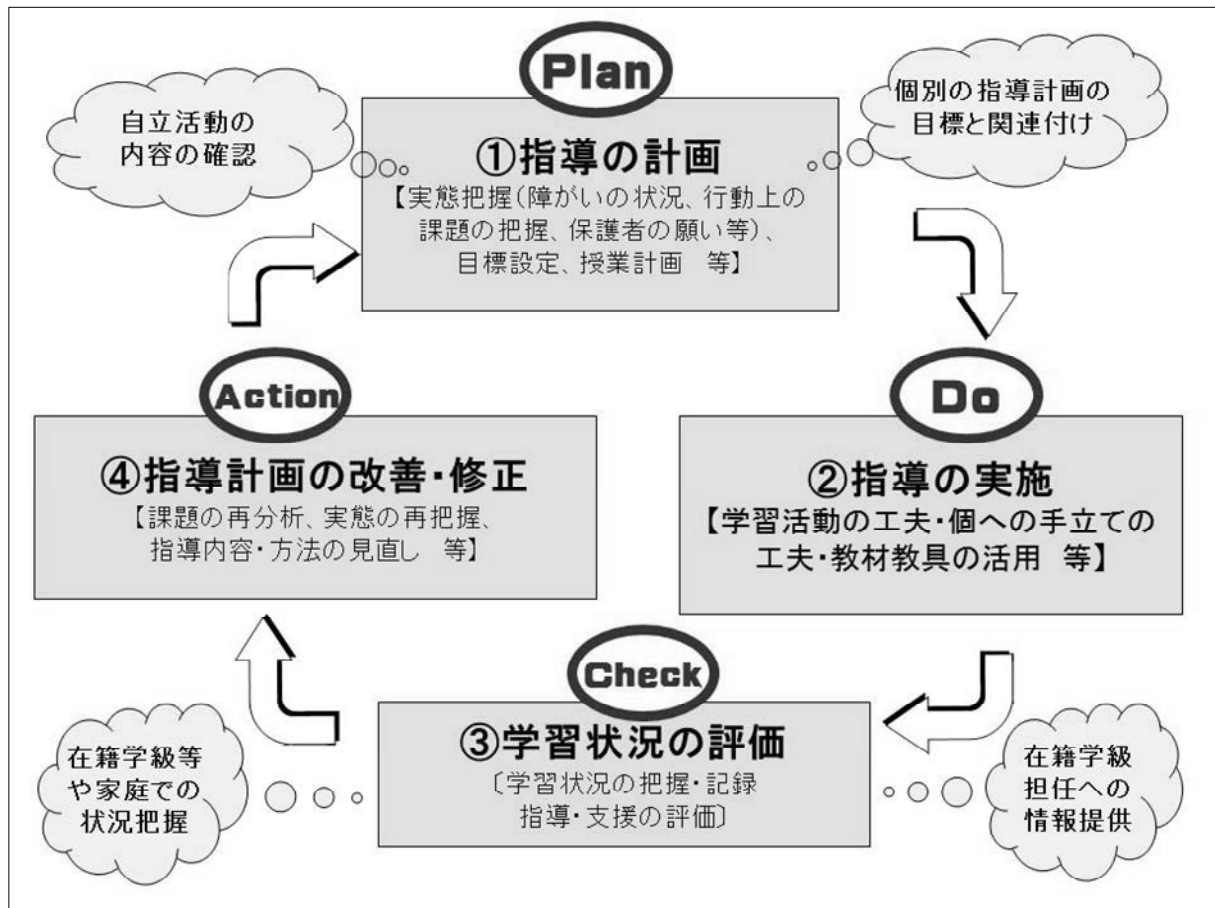
下記の児童〔生徒〕について、通級指導を終了しますのでお知らせします。

在籍学校名	学年	組	児童〔生徒〕名	通級指導校	指導終了日

第2章 通級による指導に 当たって

1 通級による指導の指導計画の作成とP D C Aは？

通級による指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することが目的です。基本的には指導の中心が自立活動となるため、特に児童生徒一人一人の障がいの状態の把握や発達段階に即した指導目標の設定や指導内容・方法の工夫などの配慮が必要です。このため、通級による指導担当教員は、個別の指導計画を作成することが求められます。通級による指導の個別の指導計画は、自立活動の指導計画でもあり、作成後は、下図のように計画、実践、評価、改善の一連の流れで進めることが大切です。



通級による指導担当教員は、対象児童生徒の通級での学びが在籍学級や他集団、家庭等において発揮されることを念頭に授業を組み立てることが最も大切です。

上記のPDCAサイクルに沿い授業づくりを行っている学校の事例を次のページに示します。事例を参考にしながら学校の状況や児童生徒の実態等に応じた適切な指導により、つまづきを改善・克服し、在籍学級や家庭等で対象児童生徒が自分の力を発揮して安定した生活を送ることができるようにしましょう。



事例：取組の実態

～児童の実態に基づく授業づくりを支える取組～

1 客観的・多面的な実態把握の実施

特別な支援を要する児童の把握を行うため、「児童の困りごと実態把握チェック表」を作成します。実態を項目に沿い、学級担任、専科、少人数担当、TT担当、通級による指導担当、学習指導補助教員等、全職員でチェックし把握します。取りまとめた一覧表（表1：次項）により職員の共通理解を図り、実際の授業支援にも活用します。

チェック表のチェック項目は、巻末資料の実態調査票（233ページ）から必要な項目を担当が選定する。

担当が取りまとめた一覧表は、専科等も授業において活用する。

2 指導目標の設定と指導項目の選定

表1と自立活動の6区分26項目の内容によりいくつか指導目標を立て、その中で優先する目標を決めます。その後、指導目標を達成するために「自立活動指導内容と児童の実態一覧表（表2）」から必要な項目を選定し、指導の重点を明確にします。

表2

区分	項目	児童番号	1	2	3	4
1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。					●
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。					●
	(3)身体各部の状態の理解と義理に関する事。					
	(4)健康の保持・改善に関する事。					
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。			●	●	
	(2)状況の理解と変化への対応に関する事。			●	●	
	(3)障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	●	●			●
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。		●			●
	(2)他者の意図や感情の理解に関する事。		●			●
	(3)自己の理解と行動の調整に関する事。			●	●	●
	(4)集団への参加の基礎に関する事。			●		
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。					
	(2)感覚や認知の特性への対応に関する事。				●	●
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。					
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。					
	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	●				
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。					●
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。					
	(3)日常生活に必要な基本動作に関する事。		●			●
	(4)身体の移動能力に関する事。					
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。		●			●
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。					●
	(2)言語の受容と表出に関する事。		●	●	●	●
	(3)言語の形成と活用に関する事。		●			
	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。			●	●	
	(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。	●	●	●	●	

3 指導内容の設定

自立活動の個別の指導計画（表3）により自立活動の6区分26項目の指導項目を相互に関連づけて、1年間の指導内容を決めます。

4 授業実践

児童の指導目標達成のために、必要な場面や内容を適宜組み合わせ、授業を行います（表4）。自立活動の時間だけではなく、その他の場面でも関連づけながら指導を行っていきます。

授業内容は、学級担任、保護者、部活動担当等、対象児童に関わる関係者からも最新情報を収集し決定する。

5 評価

設定した指導目標をもとに指導を振り返り、授業やクラスにおける児童の変容と課題を評価します。評価は教師だけでなく児童自身の自己評価も参考にします。この評価をもとに指導の改善を行います。

授業ファイルを作成し、通級による指導での学習事項を学級担任も把握できるようにする。学級での指導項目に関する様子を通級担当と学級担任で確認する。

2 学習指導の評価は？

1 通級による指導の評価

通級による指導においても、個別の指導計画に基づく指導の評価を定期的に行うことが大切です。長期、短期それぞれの期間に設定した目標と指導内容について、児童生徒の様子から評価を行います。在籍学級の担任にも通級による指導の評価について情報提供し、在籍学級担任が対象児童生徒を総合的に評価する際の基礎資料の一つとなるようにします。

また、評価を基に改善点を明らかにし、個別の指導計画の修正を図り、よりよい指導ができるように努めます。

他校通級の場合、児童生徒の在籍校に対して、学期ごとの指導報告書等で、児童生徒の指導内容や課題、今後の指導予定などについて、適切な指導を行う上で必要な指導の記録を作成し、報告を行います。

2 指導要録の記入方法

通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録の様式2「指導に関する記録」の総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業数、指導期間、指導内容や成果等を記入します。

《記入例》

指導要録	
氏名	性別
〇〇市立〇〇小学校	男
通級による指導を受ける学校名	通級による指導の授業数
〇〇市立〇〇小学校	週〇単位時間
指導期間	指導内容や成果等
〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで	



総合所見及び指導上参考となる諸事項

～ 略 ～

第
4
学
年

通級を受ける学校名：〇〇市立〇〇小学校〇〇通級指導教室

通級による指導の授業数：週〇単位時間

指導期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで

指導内容や成果等：主に心理的安定を中心とした指導として、不安や怒りの気持ちの対処法の学習を行った。学習前に比べると、気持ちのコントロールが随分できるようになった。それに伴い、周囲の状況に適した行動や言葉かけが増え、穏やかに過ごす姿を見られるようになった。

3 在籍学級・在籍学校との連携は？

1 通級による指導を受ける児童生徒の在籍学級との連携協力

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導担当教員が、児童生徒の在籍学級の担任との間で指導ごとに定期的な情報交換を行う等、連携協力が図られるよう十分に配慮することが重要です。特に、通級による指導を受ける児童生徒はほとんどの授業を在籍学級で受けることから、通級による指導の効果を上げるためにも、在籍学級担任の配慮は欠かせません。

(1) 在籍学級担任の通級による指導内容の把握

通級による指導担当教員は、通級による指導で学習した内容を確実に児童生徒の在籍学級担任に伝えます。通級による指導の記録をとったり、ファイルを作成したりしながら、通級による指導の記録を残し、適正に管理することが大切です。

《個人記録ファイルを活用した連携例》

通級による指導後、通級個人学習記録を作成し、定期的（1～2週間に1度）に通級による指導担当教員と在籍学級担任間でやりとりし、当該児童生徒の情報を共有する。

《ファイルの内容》

- 1時間ごとの通級による指導の授業内容と気付き
- 通級による指導の学習シート
- 板書の写真
- 通級による指導担当教員のコメント
- 在籍学級担任のコメント

【在籍学級担任コメント欄の視点】

- 通級指導教室で学習したスキルを在籍学級で生かしている姿
- 通級指導教室で学習していたのに、集団の中ではできていなかった姿
- 在籍学級で起こったトラブル
- 個別指導が必要な場面や内容 など

在籍学級担任のコメントを次時の学習課題設定に生かす。

〔学習記録用紙例〕

ひまわり教室の学習記録

日	内容	気づき
5/26 (月) 2H	・「コミュニケーションの方法」 ・相手や場に応じたコミュニケーションの方法を選んで伝えることを考える。選ぶ理由を理由。	・「友達や家族は、いつも会えるけど、ぼくらは遠くに居るから…」と理由を言ったところまでは予想通りでした。しかし、「先生は毎日会えるけど、教室ではお利口話ばかりで、そんな時は相手書かずに「ぼく」と言ったり、さっさと「ぼく」と思っていました。
5/27 (火) 1H	・「家でも😊で過ごせるように、ペンタの使い方を考えよう」 ・昨日の夕方、宿題のことと連絡コンドールできなかったことと反省し返す。	・客観的に、自分の言動と、その時の気持ちの温度を話しながら振り返ることができました。昨日のことから、家庭でのあても明確になりやすそうです。

【担任：在籍学級での気づきや通級要望】

連絡帳の件(自習トなど)は、お世話になりました。お礼メールにしたりするの、全くなく、私自身の画の戻りや何かと持ち寄り、いい感じに気がかかれました。もういい感じに、いい感じと反省しました。

【通級指導教室担当より】

先日お話ししました。今年度で通級終了予定の君に対して、気にかけて見ていたはず、どうですか？
自分から言う方がサポートしていきましょ？

通級による指導の学習内容

在籍学級担任のコメント

気づき

通級による指導担当教員のコメント

(2) 通級による指導を受ける児童生徒の在籍学級での様子の把握

通級による指導担当教員が、通常の学級での一斉指導における困難さや学級集団の社会性などを把握するために、定期的に当該児童生徒の在籍学級参観等を行うことは、通級による指導における指導計画作成にも、指導目標の設定においても大変効果的です。また、当該児童生徒が通級による指導で学んだことを在籍学級で生かすことができているか確認し、指導内容の改善を行うことにもつながります。

《当該児童生徒の把握の場面》

○授業 ○給食 ○昼休み

(3) 在籍学級担任との情報の共有

書面での情報共有に加えて、日常の学校生活の中で在籍学級担任と通級による指導担当教員がお互いに気付いたこと等を日常の会話等の中で伝え、情報を共有することも大切です。必要に応じて、在籍学級担任と家庭を訪問することで連携が深まります。

《情報共有の方法》

○職員室での日常会話 ○在籍学級と通級による指導の相互授業参観

2 他校通級実施校との連携

他の学校において通級による指導を受ける場合の手続き、教育課程の協議等については、通級による指導を受ける児童生徒が在籍する学校の設置者による規定等に従い、適切に行うことが必要です。

他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導しなければなりません。ここで「責任を持って指導する」とは、通級による指導を実施するに当たって、何らかの事故が生じた場合には、原則として在籍校ではなく、通級による指導を行う学校の責任となるということも含まれます。

また、通級による指導の記録を作成し、当該児童生徒が在籍する学校に対して、当該記録の写しを通知しておかなければなりません^{*}。この記録を基にして、在籍校と通級による指導の実施校との連絡調整が行われることとなります。

^{*}「通級指導の記録」の様式例を 140 ページ様式 7 に記載

なお、他校通級の場合、通級による指導の時間にカウントできるのは、現実に指導を受けている時間に限られ、移動の通学時間は指導の時間に含めることができません。



解説:高等学校の通級による指導について

高等学校においても、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障がいによる学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されることとなります。



省令等の改正（施行：平成30年4月1日）

①省令（学校教法施行規則）の改正※¹

○高等学校で障がいに応じた特別の指導を行う必要がある者※²を教育する場合、特別の教育課程によることができる

②告示の改正※³

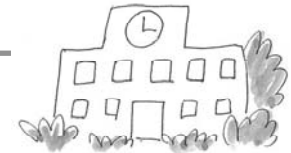
- 障がいに応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる
- 障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数を年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる
- 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服という目的に照らし、障がいの状態に応じて各教科の内容を取扱ながら行うことができる趣旨であることを明確化

※¹ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第34号）

※² 言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小中学校と同様）

※³ 「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）

高等学校における「通級による指導」に係る教育課程での取扱い



①特別の教育課程の編成

⇒通級による指導を高等学校の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

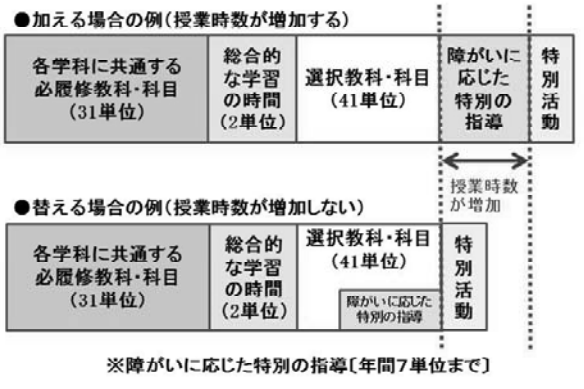
②単位による履修

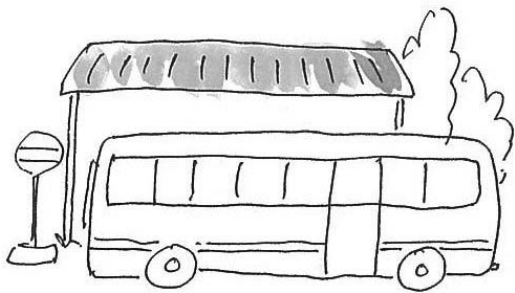
⇒生徒の個別の指導計画に従って履修し、その成果が個別に設定された目標を達成できると認められた場合は、通級による指導について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

③必修教科・科目との関係

次の指導に替えて「通級による指導」を行うことはできない。

- ⇒○各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- 専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目
- 総合学科における「産業教育と人間」





第3章

障がい1の状態に応じた指導 【通級による指導】

1 言語障がいのある児童生徒の指導は？

1 障がいの特性

言語障がいとは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることを言います。言語障がい通級指導教室は、口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいが主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする程度の者を対象としています。

言語障がいは、日常の生活や教科等の学習への影響が少ないと考えやすく、障がいが見逃されがち、対応が遅れがちになる場合があります。単におとなしいと思われたり、困っている状況が理解されなかったりすることがあるため、障がいの発見の遅れや、発見されても支援が行われなことが少なくありません。また、コミュニケーションがうまくいかないばかりでなく、話し方についての指摘を受ける機会が多いので、話すことに自信を失うことも多く、こうしたことが自己肯定感や自己実現、人間関係の形成等に影響が出るなどの二次的な問題が生じることがあります。指導に当たっては、直接的なアプローチ（課題の改善・克服）だけでなく、間接的なアプローチ（家庭や在籍学級の関わり状態への働きかけ等の環境調整）も不可欠です。

【構音障がい】

構音障がいとは、同地域、同年齢の集団の中で、標準的な構音（発音）から著しく外れている状態を言います。障がい音の発生する原因から大きく次の3つのタイプに分けられます。

- ①器質性構音障がい：構音器官（舌、唇、下あご、軟口蓋等）の形態に異常がある場合
- ②機能的構音障がい：器質的原因が認められない場合
- ③運動性構音障がい：筋肉や神経の疾患によって引き起こされる場合



語音の誤り方として、次の4つの分類があります。

①置換

ウサギをウタギと発音する場合、語中音の /s/ が /t/ に置換されています。

②歪み*

ウサギのサが「サ」でも「シャ」でもない日本語音として表現できない音になる状態をいいます。

③省略

ウサギをウアギと発音する場合、語中音の /s/ が省略されています。

④付加（添加）

あまり見られませんが、語の一部に必要な余分な語音が付け加わる状態で、「積み木」が「ツミキリ」等となる場合を言います。

※歪み音は、構音操作の特徴からさらに分類することができます。

①側音化構音 ②口蓋化構音 ③鼻咽空構音 ④声門破裂音 ⑤その他

構音指導に当たっては、構音の仕組みを十分理解するとともに、児童生徒の誤り音を聞き取り聞き分ける力、誤り音を再現できる力も指導者には求められます。

【吃音】（話し方の流暢性とリズムの障がい）

言葉を話すとき、流暢に話せなくなる状態を言います。始めの音や言葉を繰り返す「連発性」、音を引き伸ばす「伸発性」、ことばがスムーズに出ない「難発性」があります。また、言葉が出にくいときに表情をゆがめたり、身体の一部を動かしたりするような動作が見られることもあります。これらを随伴運動と呼びます。

「連発性」：「ぼ、ぼ、ぼくの名前は・・・」

「伸発性」：「ぼーくがね、おかあさんのくーるまに乗ったら・・・」

「難発性」：「・・・・・・・・あのね、・・・」

吃音の特性はこうした状態に加えて、話すことに不安や恐怖を持ったり、その結果、苦手だと思ふ特定の場面（音読や電話をかける場面など）を回避しようとしたりすることも挙げられます。吃音があることによって生じる様々な問題も併せて考え、指導・支援を多面的に行っていくことが大切です。

【言語発達の遅れ】（言葉の理解や表出の遅れ）

児童生徒の話し言葉と言語が年齢相当に発達していない状態を言います。

○言葉の数が少ない。

○言いたいことをうまく伝えられない。

○文の組み立てがしっかりしていない。

原因は様々で、聴覚障がい、知的障がい、発達障がいなどに伴って生じる場合もあります。これら他の障がいに伴って生じる場合は、主たる障がいに対応した教育の手立てが必要となります。言語障がい教育の対象は、これら以外の児童生徒で、言語機能の基礎的事項に発達
の遅れや偏りがあり、系統的な個別指導を必要としている場合です。

2 実態把握の方法

（1）児童生徒の状況の把握

児童生徒の言語障がいの状況について、本人や学級担任、保護者等から情報を得ます。収集する情報は、児童生徒の言語障がいの状況に応じて、例えば、日常生活の中での発音の誤りや吃音症状の有無、平常時の音声、言語発達、発語内容、構音器官の運動、話し言葉の流暢性、認知面・情緒面、コミュニケーション力等があります。情報収集後は得た情報について確認し、特別な指導の必要性の有無を考えることが大切です。

また、児童生徒が関わっている福祉、医療機関等の関係諸機関からも情報を収集し、連携を図りながら最新の情報を把握するようにします。

（2）生活環境等の把握

本人や学級担任等及び保護者から生育歴、対人関係、全体的発達、環境の状況などの情報を得ることが大切です。保護者や在籍する学級などの児童生

徒に対する態度や意見、実際の関わり方等についても把握しておくことが必要です。また、児童生徒の教育上あるいは養育上困っていることなどについての情報を得ておくことも大切です。学級全体の雰囲気や対象となる児童生徒に対する友達の態度など、あるいはそれらに対するその児童生徒の反応の仕方も大切な情報となります。

(3) 諸検査による状況の把握

諸検査は、指導・支援を行う上での児童生徒の言語障がい状況を把握するために有効です。ただし、諸検査には様々な種類があり、検査実施について保護者の了承が必要です。検査結果についてもその取扱いに十分留意します。

言語障がいのある児童生徒の言語発達の状況を把握するためには、構音検査用絵カード（音声言語医学会作成）などの構音検査、聴覚（聴力）に問題がないかどうかを確認する聴覚的弁別検査、音読時の構音の状態や吃音の有無、読みの力について把握する音読検査があります。これらの検査は通級による指導において、指導開始前、指導実施中、指導終了時に行うことが適当です。検査の実施及び検査結果の取扱いは、熊本県難聴・言語障がい教育研究会などに相談の上実施するようにしましょう。



3 指導について

(1) 自立活動

構音障がい、吃音、言語発達の遅れのある児童生徒に対して、それぞれの障がいの状況を改善・克服するために、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整（舌の動きや呼吸動作等のコントロール学習など）、発音・発語指導などの構音の改善に関わる指導、遊びの指導・劇指導・斉読法などによる話し言葉の流暢性を改善する指導、遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等が考えられます。併せて、児童生徒の対人関係など生活全般に与える影響が大きいことから、話す意欲を高める指導、カウンセリング等の指導も必要になります。

言語障がい通級指導教室に通う児童生徒の中には、話し言葉に自信を持っていない児童生徒が少なくありません。児童生徒自身が課題意識を高め、伸び伸びと自分の言葉で表現できることを目指していくことが大切です。

(2) 教科の補充指導

言語障がいのある児童生徒には、自分の考えをまとめ他人に伝える点に困難な面があるため、補充指導が必要となる場合があります。

ア 国語科、英語科

- 教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導を行います。
- 教科書の文章をもとに、感想や意見、質問をまとめて話せるようにする指導を行います。

イ 社会科、生活科、総合的な学習の時間

- 授業の中で、実際に作業したり、体験したりしたことをまとめて発表する際に、要領よくかつ適切に話せるようにする指導を行います。

ウ 音楽科

○歌唱に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるよう自信を持たせる指導を行います。

4 指導に当たっての留意点

(1) 保護者の気持ちを尊重する

児童生徒に教育上必要な指導内容、指導計画を保護者に提示し、その理解と協力を得るように努めましょう。保護者が通級指導教室を参観できるようにすることも大切です。

(2) 専門的知識を有する人からの意見を聴く

言語障がいのある児童生徒の相談は、学期の途中でその必要性が生じることも少なくありません。したがって、専門的知識を有する人の意見を聴いて指導の参考とするとともに、適切な教育の場の変更を行うことのできる体制を整備することが大切です。

(3) 児童生徒の理解に努める

言葉を気にすることなく、自由に表現できる場が言語障がい通級指導教室であり、児童生徒との信頼関係の構築は指導の成否に大きく関わります。児童生徒の話にしっかりと耳を傾け、コミュニケーションの楽しさを十分味わえるように配慮しましょう。

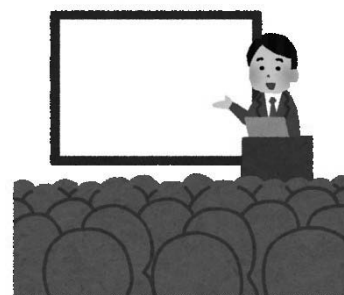
(4) 構音指導における耳の訓練の重要性

正しい音の聞き分けができることで、構音指導を行わずとも、自然に正しい構音を獲得していく場合があります。特定の音を聞き出す、音と音の比較をする、誤った音と正しい音とを聞き分ける、複数の音をひとまとまりで記憶し再生するといった系統的な耳の訓練のステップを踏むことが構音指導の基本です。

(5) 専門的研修の蓄積等

通級による指導が教育効果を上げるためには、何よりも担当教員の専門性向上が重要です。それぞれの障がいに関する専門書を読むことは大いに役立ちますので、是非活用するようにしましょう。

また、熊本県難聴・言語障がい教育研究会が毎月第2木曜日に開催されており、指導事例の共有や情報交換等が行われています。指導についての相談や参考となる書籍等の紹介も同研究会に問い合わせるとよいでしょう。



5 授業例

「自立活動」の指導例〔小学校45分（1単位時間）〕

カ行音がタ行音に置換している機能性構音障がいのある小学1年生の基本的な指導の事例

〈カを語頭に含む構音の学習〉

学 習 活 動	
1	<p>会話観察と学習課題の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な出来事について会話を楽しむ。 ○本時の学習内容を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・舌の体操、[カ]音の聞き分け、語頭に[カ]を含む単語の練習をすることを教える。
2	<p>機能訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○舌を上下左右に動かしたり、じっとしたりする。
3	<p>耳の訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○[カ]を含む単語の正誤弁別 <ul style="list-style-type: none"> ・教師が読んだ絵カードの音が正しいときは○、誤って聞こえた時は×の札を挙げる。 ○[カ]と[タ]を含む音の異同弁別を行う。
4	<p>構音練習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○[カ]が語頭にある単語さがしをする。 ○[カ]を含む単語の構音 <ul style="list-style-type: none"> ・2音節→3音節→4音節の単語の順で構音練習をする。 ・[カ]と[タ]を含む音節の構音練習をする。
5	<p>学習のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本時の反省を行い、次時への意欲へつなげる。 ○答えに[カ]のつくなぞなぞを考えてくることを確認する。



上記のようなカードを利用するとよいでしょう。最終的には、弁別が100%できるまで、繰り返し練習を行います。

同じ音だったら ○
違う音だったら ×

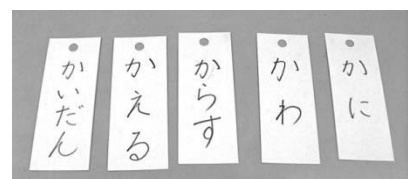
(例)

カカ ○
カタ ×
タタ ○



正しく構音できたときはすぐにほめます。また、誤り音のときには自分から言い直しをするように促します。

誤りやすい単語は繰り返し練習を行い、定着を図ります。



構音練習で用いる単語カード（例）

2 聴覚障がいのある児童生徒の指導は？

難聴通級指導教室は、補聴器等の使用によっても通常の会話における聴き取りができにくい状態の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象としています。



1 障がいの特性について（102 ページを参照）

2 指導内容

聴覚障がいがあると、人との会話が通じにくい、人と関わるのが不安になる、言葉の獲得がしにくい、学習に困難が生じる場合があるなど様々な面に影響が及びます。これらの困難さがより大きな問題へ拡大しないように、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高めながら、可能性を最大限伸ばせるように指導・支援を行います。

(1) 自立活動

ア 心の安定

聴覚障がいのある児童生徒は、学校生活の中で聴こえなかったり聴き取りにくかったりすることで、不安や悩みを抱えることがあります。静かな環境で、自分の気持ちを受け止めてもらえる場所として、難聴通級指導教室の役割は大きいものです。

イ 聴覚学習

通級の指導対象になる児童生徒は、通常の学級に在籍しているので、コミュニケーションは音声を中心です。その指導においては、可能な限り聴覚の活用を優先します。補聴器・人工内耳や補聴援助システムを適切に装用し、聴く態度の育成、聴き取りの練習、音声の聴き取り及び弁別の指導が必要となります。

ウ 言語指導

日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導などが挙げられます。

エ 発音指導

聴力によって発音の様子は違いますが、明瞭な発音はコミュニケーションをスムーズにしたり、児童生徒の自信につながったりします。現在の発音を否定しないような配慮をしながら、より明瞭な発音のための指導を行います。

オ 障がい認識

通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようにするために聴覚障がいに対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いなどについても理解を深めましょう。

(2) 教科の補充指導

聴覚障がいのある児童生徒については、抽象的な概念の理解等で学習上の困難が生じる場合があり、その場合は教科の補充指導が必要となる場合があります。

ア 国語科、英語科

- 新出語句の意味・用法を児童生徒の言語力に応じて、的確に理解させ定着させるための指導を行います。
- 文章の読解に関し、生活経験を結びつけたり、事典等を活用したりしながら、言語力に応じた読み取りができるようにする指導を行います。
- 文章の音読に関し、発音に留意しながらできるだけ正確に読めるようにする指導を行います。

イ 算数科、数学科

- 文章題については、算数（数学）特有の言いまわしがあり、それらについて、絵や具体物を活用する等の工夫を行い、場面や立式の理解を図る指導を行います。
- 算数（数学）の用語、記号に関して、その読み方、用い方について、生活との関連を図りながら理解させる指導を行います。

ウ 音楽科

歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導を行います。

3 指導に当たっての留意点

- (1) 聴覚障がいのある児童生徒の指導においては保有する聴力の活用が優先されます。保有する聴力の活用に当たっては、まず、補聴器等を適切に装用する指導が挙げられ、次いで、聴覚学習として聴く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取、弁別の指導等が必要になります。
- (2) 在籍学級の担任と連絡帳や連絡会などを通して、聴覚障がいのある児童生徒に対しての配慮事項等の情報提供を行うとともに、日常生活の様子について、こまめに連携を図りましょう。
- (3) 聴覚障がいのある児童生徒が、在籍学級でよりよく生活をしていくために、在籍学級での難聴理解のための学習を行いましょう。
- (4) 聴覚障がいのある児童生徒だけでなく、その保護者、通常の学級の児童生徒及び担任まで広く関わりを持つことが必要です。

〔参考〕指導・支援教材


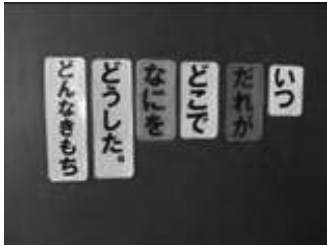
- 全国聴覚障害教職員協議会編集・発行
2011 365日のワークシート～日本語・手話・そして障害認識
2016 日本語ドリル『みるみる日本ごみるくとくるみの大ぼうけん』
- 木島照夫
2015 『きこえない子のための日本語の基礎 第1集 ことばのネットワークづくりーきこえない子のための日本語の基礎』 難聴児支援教材研究会
2016 『文法を視覚化・構造化したきこえない子のための日本語チャレンジ！ー助詞がわかる！文がかける！』 難聴児支援教材研究会
- 難聴児支援教材研究会編集・発行 2011 難聴理解かるた



4 授業例


(1) 「自立活動」の授業例

[小学校 45 分 (1 単位時間)]

学 習 活 動	
1	<p>前時の学習を振り返る。 ○本時の学習の流れを知る。</p>
2	<p>補聴器や人工内耳のきこえを確認する。 ○補聴器はステゾスコープで、人工内耳は簡単な言葉や文章を聴き取らせて確認する。</p> 
3	<p>発音の練習をする。 ○母音 ○サ行 ○発音時には、必ず文字と対応する。</p>
4	<p>聴き取りの練習を行う。 ○補聴器・人工内耳でしっかり聴くとともに、相手の口元にも注目するよう促す。</p>
5	<p>朝の集会であったことを短作文に書く。 ○発表を振り返る。</p>  <p>○短作文を書く時に 「いつ、だれが、どこで、何を、どうした、どんな気持ちだった」を確認する。</p>
6	<p>本時の学習を振り返る。 ○次時の学習について確認する。</p>

(2) 英語の事前学習の内容を取り入れた「自立活動」の授業例

[中学校 50 分 (1 単位時間)]

学 習 活 動	
1	<p>前時の学習を振り返る。 ○本時の学習の流れを知る。</p>
2	<p>補聴器・人工内耳のきこえを確認する。</p>
3	<p>在籍学級での様子を報告する。 ○伝えたいことを整理し、話を聞く人が理解できる表現を考えて報告する。</p>
4	<p>教師の話聞き、内容をつかむ。 ○生徒にできるだけ身近な話を行い、聞き取りがスムーズにできるようにする。 ○書く、聴く時間をはっきり分ける。話している人の口元を注視しできる限り音声を聞き取ることができるようにする。 ○分からないときには、分からないことを意思表示できるようにする。</p>
5	<p>生徒と教師の話についてお互い感想を言う。</p>
6	<p>英語の新単元に取り上げられているオーストラリアについて知る。 ○絵や写真、地図などを使い、生徒の知っていることを把握しながら、単元で扱われる項目について補足する。</p> 
7	<p>新単元の新出単語の意味や発音を確認する。 ○単語については、カタカナと簡単な発音記号と意味を示す。</p>
8	<p>本時の学習を振り返る。 ○次時の学習について確認する。</p>

3 情緒障がいのある児童生徒の指導は？

情緒障がい通級指導教室では、主として心理的な要因による選択性かん黙等のある児童生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象としています。

1 障がいの特性（119 ページを参照）

2 指導内容

（1）自立活動

選択性かん黙等のある児童生徒については、情緒障がいの状態になった期間や、その要因などに応じて中心となる指導内容が異なります。

例えば、カウンセリング等を中心とする時期、緊張を和らげるための指導を行う時期、学習空白による遅れなどを補いながら心理的な不安定さに応じた指導を行って自信を回復する時期と、これらの段階に応じて、障がいの要因を踏まえた指導内容を適切に組み合わせて指導することが重要です。

（2）教科の補充指導

情緒障がいのある児童生徒は、不登校になったり、集団の中では極度の緊張状態に陥ったりすることなどにより、授業を受けていない時間や時期が多くなります。また、登校できるようになっても、学習内容が十分に定着していないことから、再度、不登校の状態に戻ってしまうこともあります。

そのため、個々の児童生徒の情緒障がいの状態等を踏まえ、通常の学級で授業を受ける際に安心して学ぶことができるように、事前に学ぶ内容に見通しを持ったり、事後に振り返ったりします。

3 指導に当たっての留意点

指導に当たっては、教室の環境整備も大切です。情緒障がいを担当する通級指導教室を設けるに当たり、考えられる教室環境の整備は以下のとおりです。

（1）学校の中での教室の位置

保護者の送迎や他校通級も考慮し、学校の出入り口から近い場所が適しており、選択性かん黙等のある児童生徒の心理的な不安定さを考慮して、「通級指導教室」の出入り口への配慮が必要です。

（2）教室の環境

選択性かん黙等のある児童生徒は、校内で安心しリラックスできる場所が必要で、人の出入りを感じさせない環境構成が重要です。また、教科の補充指導や心理的な安定を図るカウンセリング的な指導を行う場所は、外部からは見えにくい場所が望ましく、さらには、気持ちを落ち着けることができるような空間にすることが必要です。



4 授業例

「自立活動」の授業例〔小学校 45分（1単位時間）〕

学 習 活 動	
1	前時を振り返る。
2	おはなしタイムを行う。 ○昨日あったことや自分の伝えたいことを話す。
3	ソーシャルスキルすごろくを行う。 ○やり方の説明を聞く。 ○めあてを決める。 ○すごろく体験をする。
4	まとめをする。 ○すごろく体験の感想を言う。 ○次回は小グループですごろくを行うことを告げる。

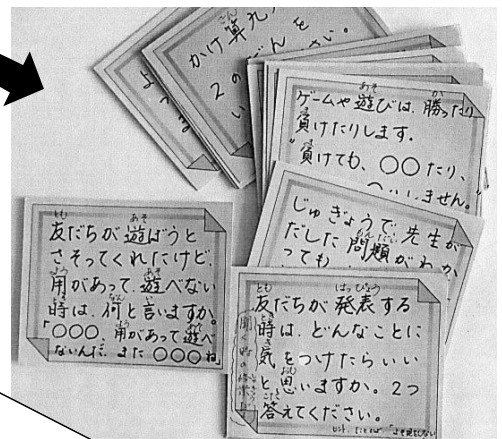
※児童生徒が好きなことや身近なことなどを題材に、楽しい雰囲気づくりで心を解きほぐすようにします。

※言葉以外でもやりとりができるように選択肢を準備するなど、教師と自然にコミュニケーションを図ることができるようにします。

すごろくの内容ややり方の注意点などを詳しく説明する。板書も行い、常に児童生徒が確認できるようにします。

すごろくの目の内容は、心理的な安定、人間関係づくりに関することなど、児童生徒に合った内容で、最初は児童生徒が答えやすいものを取り上げます。

《指令札》



児童生徒が自信を付けて、教室に戻ることができるようにします。



4 LD・ADHD等のある児童生徒の指導は？

LD・ADHD等通級指導教室は、学習障がい及び注意欠陥多動性障がい等のある児童生徒を対象としています。

1 障がいの特性

(1) 学習障がい (LD)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されていますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

(2) 注意欠陥多動性障がい (ADHD)

注意欠陥多動性障がいとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

(3) 自閉症 (114 ページを参照)

2 実態把握の方法

(1) 指導前に把握すること

ア 保護者や児童生徒との教育相談による本人の状況把握

児童生徒の障がいやその特性、発達の視点からだけでなく、本人の「気持ち」「得意、不得意」「好き、嫌い」「性格」「進路希望」「願い」「家庭での状況」など、全体像を把握することが大切です。

イ 在籍学級の担任や教科担当者等による学校生活や学習の状況把握

チェックシート、標準的な学力検査、成績、日頃の授業態度、提出作品、ノートの記述、支援の必要性の根拠となる資料等で実態を多面的・客観的に把握します。また、児童生徒の行動や生活面、友人関係及び身体面の状態の把握が必要です。

ウ 個別に実施された発達検査等による特性の把握

エ 医療機関や療育機関での専門的な評価の把握

オ 校内委員会の組織が主体となった児童生徒の総合的な実態の把握



(2) 指導開始後に把握すること

ア 保護者や児童生徒との教育相談による家庭生活の状況把握

自尊感情の高まり、学習への意欲、家庭での状況、支援に関するニーズの確認等、保護者や児童生徒から定期的に聞き取りを行います。

イ 学校生活や学習の状況把握

担当教員と在籍学級の担任や保護者、医療機関や療育機関等との間で定期的な情報交換を行い、児童生徒の状態等についての実態を把握します。

- ウ 児童生徒の教室利用後の総合的な実態の把握
校内委員会が主体となって定期的に支援内容を振り返り、実態を把握し、支援内容の分析と判断を行います。



3 指導内容

(1) 自立活動

【LDの指導例】

ア 聞くことの指導

興味・関心のある題材を活用して、できるだけ注意を持続したり、音量に配慮したりして注意深く話を聞く等の指導を行います。

イ 話すことの指導

あらかじめ話したいことをメモしておく等の工夫をして、書かれたものを見ながら自信を持って話をする等の指導を行います。

ウ 読むことの指導

書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導や、大きく表記して細かな形の違いを見極めながら読む指導があります。また、読解においては、指示語の理解を図る指導や、図解して主題や要点を捉える等の指導を行います。

エ 書くことの指導

漢字や文字を例示するなどして、意識させながら正確に書く指導や、経験を思い出しながらメモをし、それを見ながら文章を書く指導、読み手や目的を明確にして書く等の指導を行います。

オ 計算することの指導

身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高める指導、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解しながら文章題を解く指導等を行います。

カ 推論することの指導

図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導、算数や数学で使われる用語を理解する指導、位置関係を理解する指導等を通して、推論する力を育てる指導を行います。

【ADHDの指導例】

ア 不注意による間違いを少なくする指導

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにする努力をした上で、刺激を調整し注意力を高める指導、自分の行動を振り返る等の指導を行います。

イ 衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組むようにする指導や、見通しを持つなどして集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守るようにして、自己の感情や欲求をコントロールする等の指導を行います。

【自閉症の指導例】

ア 個別指導により、円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けること等を指導します。

イ 個別指導で学んだ知識・技能を一般化する場面として、小集団指導（グループ指導）を行うことも効果的です。実際の生活や学習に役立つようにすることや、学校のきまりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールを理解すること等、社会的適応に関することをねらいとし、個別指導で学んだ音楽や運動、ゲームや創作活動等の実際の、具体的な場面で活用を図ります。

※これらの他にも、障がいの理解を図り、自分が得意なことや不得意なことを児童生徒が自覚できるような指導も大切です。

(2) 教科の補充指導

それぞれの障がいによるつまずきを補い、通常の学級での授業における円滑な活動を促すために、各教科等の内容を題材にして、個別の指導計画に沿った指導をすることがあります。

【指導例】

- 行替えを間違えないように、教科書を読む練習をする。
- 書くことが難しい画数が多い漢字を練習する。
- 落ち着いて学習できるようにするため、自信がない学習を事前に行ってみる。
- 身体全体の活動や細かな活動が困難な場合、スモールステップで指導を行ってみる。

4 指導に当たっての留意点

- (1) 児童生徒が安心して学習できる環境づくりが必要です。そのために、教室内の色調、照明の配慮や、聴覚的な刺激、視覚的な刺激を抑制する等の配慮をします。
- (2) 衝動や興奮が抑えられない場合も想定して、落ち着きを取り戻す空間が教室内又は近くに確保されていることも必要です。
- (3) 指導に当たっては、困難さや苦手さの要因を明らかにし、つまずきのレベルやパターンを把握した上で様々な指導方法を組み合わせると効果的です。
- (4) 通級による指導は個別指導を中心としますが、他者との関わり方や集団の中での好ましい行動を身に付けるための指導が効果的である場合は、小集団で指導する場合があります。



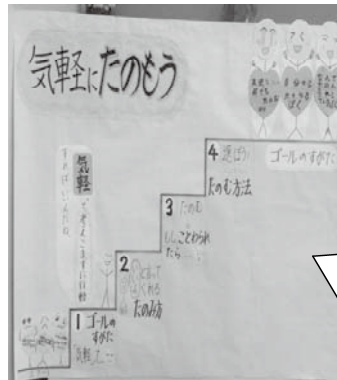
5 授業例

(1)「自立活動」の授業例〔小学校45分（1単位時間）〕

「気軽に頼もう」〈区分：6コミュニケーション(5)、3人間関係の形成(2)〉

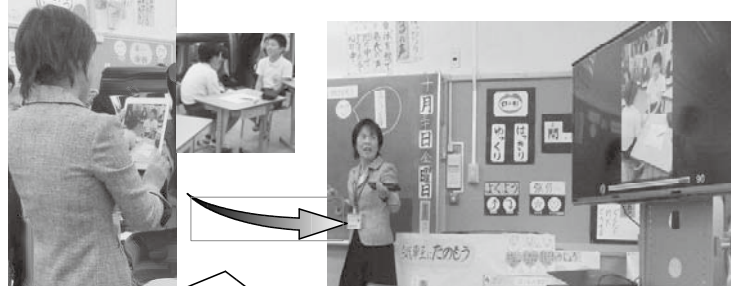
学 習 活 動

- 1 本時のめあてをつかむ。
 - 考え込んで、頼むことができない主人公の気持ちを考える。
 - 前時の気軽に行動するポイントを思い出す。
 - 本時のめあてを知る。
- 2 相手が受け入れてくれる頼み方のポイントを考えて小黒板と付箋に書く。
- 3 相手が受け入れてくれる頼み方を話し合い、練習をする。
 - 相手が受け入れてくれるポイントを話し合う。
 - 雑巾の交代を頼むロールプレイをする。
 - 今まで各自が頼めなかった場面の頼むロールプレイをする。
 - 頼んだ感想を発表する。
- 4 本時のまとめをする。
 - まとめを話し合う。
 - 教師が頼む姿を見る。



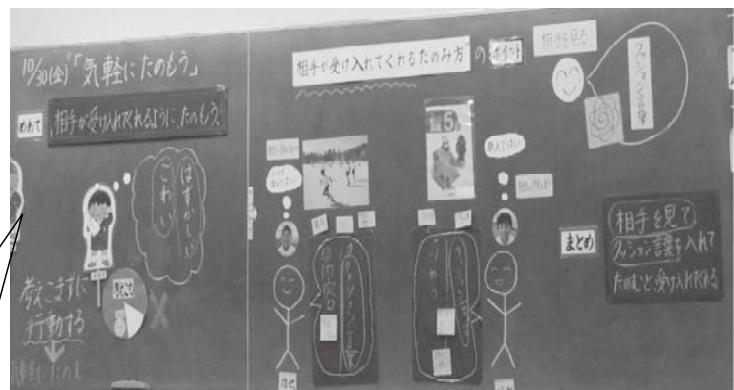
1時間ずつの学習ゴールは、単元のゴールに向かっていくことを常に意識付けることができるように、本単元を学習する前の頼むことができなかった自分の気持ちと、単元のゴールの姿も書いた図を教室に掲示しておきます。

授業の見通しを持つことができるようにするために、授業の流れを掲示物で示します。深める過程では、複数の活動を見通し、能動的に活動することができるようにするために活動手順表を提示します。



コミュニケーション能力を育成するために、ICTを活用します。ロールプレイ1回目の姿をタブレット端末で録画した映像を大型テレビで見て、表現の改善点や意識することなどを考えさせます。自分の表現を客観的に振り返り、自分で課題を見つけて改善していくように配慮します。

視覚支援が必要な場合、本時のキーワードとなる言葉は、目立つように黄色の画用紙に黒文字で記入し黒板に貼ったり黄色チョークでキーワードを囲んだりして、強調することが有効な場合もあります。



(2) 自立活動の指導例【中学校 50分（1単位時間）】

「解決方法を考えよう」〔区分：2 心理的な安定(2)、3 人間関係の形成(3)〕

学 習 活 動

1 今日の日付、天候等を確認する。

2 生活チェックカードを記入する。

みどり葉教室でも身につけていきましょう (No.24)

①	「おはようございます。」「失礼します。」「お願いします。」「ありがとうございます。」「はい」や「いいえ」などが自分から言えたかな？	
②	最初は「YES！（はいやってみます）」と言えたかな？	
③	苦手な教科や苦手な活動にチャレンジしましたか？	
④	人の悪口を絶対に言いませんでしたか？	
⑤	毎日続けていることがありますか？	
⑥	整理整頓をしていますか？	
⑦	思い通りにならないことを、他人のせいにしていませんか？	
合 計 点 数		/7点

(チェックカード例)

3 最近あった出来事を報告する。

4 課題を確認する。

友達の机への落書きを遊びのつもりでやっていたが、自分の机に友達から落書きをされると嫌な気持ちになり、友達を叩いてしまった。このとき、どうしたらよいか。

5 場面を把握する。

- 友達の机に落書きをした場面
- 自分の机に落書きをされた場面
- 友達を叩いた場面

6 場面ごとに気持ちを考えていく。

- 友達の机に落書きをした場面
- 自分の机に落書きをされた場面
- 友達を叩いた場面

7 友達を叩いてしまった後の言動や友達を叩かずに嫌な気持ちを伝える方法を考え、発表する。

8 本時の活動の振り返りや感想を、自分の言葉で教師に伝える。また、授業後に学級担任や教科担当者への連絡カードを、できるだけ自分の言葉で書いて、自分で渡す。

声の大きさ、姿勢、目線等、生徒が確認の際、気を付けることが確認できるようにしておきます。

毎回チェックすることで生徒への意識化を図ります。

声の大きさ、姿勢、目線等、生徒が報告の際、気を付けることが確認できるようにしておきます。「いつ」「どこで」などに気を付けながら、内容を整理できるように話を引き出します。
内容により、よかったこと等のプラスの評価を行います。

生徒の体験に基づいて課題化することで、具体的な場面や状況を思い出しやすくします。

紙芝居を用意し、場面の状況を整理して生徒が理解できるようにします。

場面の絵一つ一つに生徒の気持ちを吹き出しに書き込み、生徒の気持ちの状況を視覚化します。

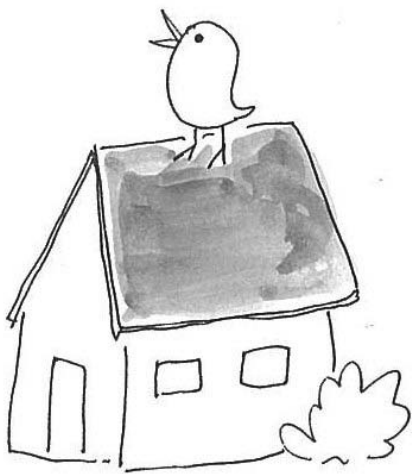
表情カードを各場面に貼り、自分の気持ちに変化していることに生徒自身が気付くようにします。

嫌な気持ちが押さえられないときがいつなのかを考え、その前にできる解決方法を考えるようにします。

状況を整理して生徒が考えを整理しやすいよう、ワークシートを使ったり板書したりするようにします。

学級担任への連絡カードには、学級担任からのひと言欄を設け、生徒の頑張りを賞賛する言葉を記載します。





第4部

自立活動

第1章

自立活動の意義と

指導の基本

1 自立活動の意義とは？

1 自立活動とは

小・中学校等の教育は、児童生徒等の生活年齢に即して系統的・段階的に進められており、教育内容は、発達の段階等に即して選定されたものが配列されています。それらを順に教育することにより、人間として調和のとれた育成が期待されています。

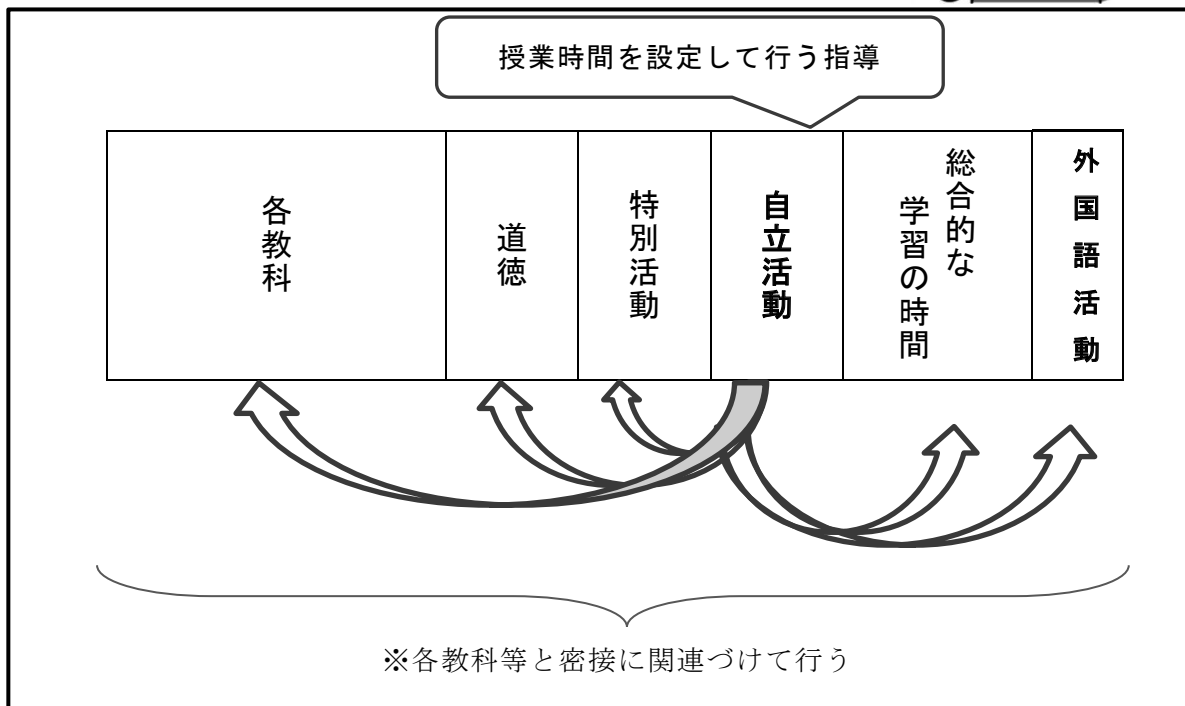
一方、障がいのある児童生徒等の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、小・中学校等の児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となり、その指導領域を「自立活動」と呼んでいます。

2 自立活動の教育課程上の位置づけ

自立活動は、特別支援学校の教育課程に特別に設けられた指導領域です。

自立活動は、障がいのある児童生徒等の教育において、教育課程上重要な位置を占めています。

自立活動は、授業時間を設定して行う「自立活動の時間における指導」を中心とし、各教科等の指導においても、下図に示すように自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければなりません。



[教育課程内における自立活動の位置づけのイメージ]

3 特別支援学級や通級による指導における自立活動

特別支援学級や通級による指導においても、「自立活動」を取り入れるなどの実情に合った教育課程の編成を行います。

特別支援学級や通級による指導においては、学校教育法施行規則第138条と第140条で特別の教育課程を編成できることが規定されています。この規定を受けて小・中学校学習指導要領解説総則編では、特別支援学級や通級による指導において特別の教育課程を編成する場合に、特別支援学校学習指導要領を参考とし、自立活動の内容を取り入れるなどして、実情に合った教育課程、つまり特別の教育課程を編成する必要があることが示されています。

特別支援学級においては、児童生徒一人一人の障がいの状態を考慮すると、小・中学校の通常の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動を取り入れ、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要です。この場合、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければなりません。

また、通級による指導で、通常の学級に在籍する児童生徒で学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導が必要な者を対象とします。そのため、児童生徒の障がいの状態に応じた自立活動の指導を行い、通常の学級における授業や生活の中でその指導の汎化を図ることが大切です。

4 自立活動の目標

児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達段階等に応じて、主体的に自己の力を限りなく発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。

障がいによって生じるつまずきや困難を軽減しようとしたり、障がいがあることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることです。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が**自立**を目指し、**障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服**するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって**心身の調和的発達の基盤を培う**。

(※ゴシック体太字は、キーワード・キーフレーズです。)

児童生徒一人一人の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、遅れている側面の発達を促したりして、全人的な発達を促進することを意味しています。

2 自立活動の指導の基本とは？

1 自立活動の指導の特色

自立活動の指導は、児童生徒等が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。

(1) 実態把握

児童生徒等の状態は一人一人異なっています。障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについて情報を収集し、多面的に児童生徒等を理解し、的確な実態把握に努めることが大切です。

(2) 個別の指導計画の作成

児童生徒等の実態把握に基づいた指導の目標を明らかにした上で、必要な指導項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な個々の指導内容を設定します。個別の指導計画の作成手順については、第3章（197 ページを参照）に示しています。

(3) 指導形態

個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本です。

2 自立活動の内容とその取扱い

自立活動の内容は、「人間として基本的な行動を遂行するための要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」から構成されています。特別支援学校学習指導要領には、代表的な26項目の要素が「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6区分に分類・整理されています。

特別支援学校学習指導要領に示されている内容は、児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達の程度等に応じて選定されるものであり、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに十分留意する必要があります。

また、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容は、児童生徒等一人一人に設定される具体的な指導内容の要素となるものです。したがって、児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、自立活動に示されている26項目の内容の中から必要な項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが重要です。

具体的な指導内容には、様々な自立活動の内容が含まれます。例えば、集団参加がうまくできない児童生徒等にルールを守って遊びに参加するように指導する例を考えてみます。主には「人間関係の形成」の区分の「集団参加の基礎に関すること」や「自己の理解と行動の調整に関すること」を指導することになりますが、気持ちを落ち着かせることに関しては「心理的な安定」の区分に示されている項目や、友達への尋ね方に関しては「コミュニケーション」の区分に示される項目とも関連を図りながら、具体的な指導内容を設定することに

なります。

自立活動は、教科指導のようにあらかじめ指導する内容が決まっていて、そのすべてを取り扱うものと考えるのではなく、児童生徒等の実態に即して、指導の道筋そのものを組み立てていくことが求められる指導であることにも留意します。

3 自立活動の指導の進め方

自立活動の指導を進めるに当たっては、児童生徒等一人一人の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成して、それに基づいて指導を展開していきます。

個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルで進めます。

個別の指導計画の作成及び指導に当たっては、以下の点について、十分留意する必要があります。

第一に、個別の指導計画の作成に当たっては、児童生徒等一人一人に関する様々な情報の中から必要な情報を選択して的確に実態を把握し、それに基づいて指導の目標や具体的な指導内容等を設定することが大切です。

第二に、個別の指導計画に基づいて行われた指導については、適切な評価の下に改善を図ることが大切です。自立活動の指導においては、指導の効果を評価することはもちろん、計画の妥当性についても詳細な検討が必要です。その際、指導の効果を適切かつ多面的に判断するため、自立活動の指導担当者だけでなく、各教科等の指導に関わっている教師間の協力の下に評価を行うとともに、必要に応じて、外部の専門家や保護者等との連携を図っていくことも大切です。

4 知的障がいのある児童生徒等に対する自立活動

知的障がいのある児童生徒等には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障がいに随伴して見られます。そのような障がいの状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

なお、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項に基づいて、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記することが必要です。

知的障がい特別支援学級においても、同じように障がいによる学習上又は生活上の困難に対応するためには自立活動の指導が必要です。



第2章

自立活動の内容

及びその解説

自立活動の内容とは？

自立活動の内容は、人間として基本的な行動を遂行するための要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、その代表的な 26 項目が 6 つの区分に整理されています。

自立活動の指導は、区分ごとや内容ごとに指導するものではありません。自立活動で実際に指導される具体的な指導内容は、自立活動の内容から必要な項目を選定して、相互に関連付けて設定します。

以下に自立活動の内容を区分ごとに説明していきますが、各項目の具体的な指導内容例は、イメージをしやすいするための例示です。示している項目の内容のみが、指導の対象になるものではないことに注意してください。

健康の保持

生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の状態の維持・改善を図る観点から内容を示しています。

1 生活のリズムや生活習慣に関すること

体温調節や睡眠等の健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排せつなど生活習慣の形成、衣服の調節、感染予防等の生活環境の形成を図ることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

- 無理のない程度の課題から取り組み、家庭等との密接な連携の下に、日課に即した日常生活の中で指導を行います。
- 児童生徒等の 1 日の生活状況を把握するために、①覚醒と睡眠のリズム、②食事及び水分摂取の時間や回数、③口腔機能の状態、④排泄の時間帯・回数の有無を把握します。
- 呼吸機能、体温調節機能、服薬の種類や時間、発熱、てんかん発作の有無を把握し、これらの情報を入手しておくことが大切です。



2 病気の状態の理解と生活管理に関すること

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式について理解を深め、生活の自己管理ができるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○二分脊椎のある児童生徒等の場合

尿路感染の予防のため、排泄指導、清潔の保持、定期的検尿等に十分留意した指導を行う必要があります。

○進行性疾患のある児童生徒等の場合

自分の体調や病気の状態に留意するとともに、生活の自己管理に配慮した指導を

行うことが大切です。

○精神性の疾患のある児童生徒等の場合

医師の了解を得た上で、病気の仕組みと治療方法を理解させるとともに、ストレスが症状に影響を与えることが多いので、自らその軽減を図ることができるように指導することが大切です。

○口蓋裂の既往歴のある児童生徒等の場合

しん出性中耳炎や虫歯などになりやすいことがあるため、日ごろから児童生徒等の聞こえの状態に留意したり、丁寧な歯磨きの習慣形成に努めたりするなどして、病気の予防や健康管理を自らできるようにすることが必要です。



児童生徒等が自分の病気を理解し、自分の生活を自ら管理することのできる力を養うことが大切です。

3 身体各部の状態の理解と養護に関すること

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、これらの部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

眼の構造や働き、自己の視力や視野などの状態についての理解を図り、保有する視覚機能を維持するために、学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処方法を学んだりして、視覚管理を適切に行うことができるように指導することが大切です。

○聴覚障がいのある児童生徒等の場合

耳の構造や自己の障がいについての理解を図り、補聴器等を用いる留意点についても理解を促すなどして、自ら適切な聞こえの状態を維持できるよう耳の保護に関わる指導を行うことが大切です。

○下肢切断による義肢のある児童生徒等の場合

義肢を装着している部分を清潔に保ったり、義肢を適切に管理したりする必要があります。

○床ずれのある児童生徒等の場合

患部への圧迫が続かないように、定期的に体位を変換することを理解し、自分で行う方法や、自分でできない場合には他人に依頼できるようにすることが大切です。



病気や事故等による身体各部の状態を理解し、自分の生活を自己管理し、身体を養護する力を育てることが大切です。

4 健康状態の維持・改善に関すること

障がいに基づく運動量の減少や体力の低下を防ぐために、日常生活で適切な健康の自己管理ができることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○重複障がいのある児童生徒等の場合

健康状態を明確に訴えることが困難なため、様々な場面での健康観察により、変化しやすい健康状態の変化を把握した上で、乾布摩擦や軽い運動をしたり、空気、水、太陽光線を利用して皮膚を鍛えたりすることで、血行促進や呼吸機能の向上を図り、健康状態の維持・改善に努めることが大切です。

○医療的ケアのある児童生徒等の場合

健康状態の詳細な観察が必要で、学校生活の中でたんの吸引等の医療的ケアが必要であることから、養護教諭や看護師と十分な連携を図りながら指導を進めることが大切です。

○知的障がいや自閉症のある児童生徒等の場合

障がいそのものによるものではなく、二次的な要因により肥満や体力低下、食欲不振の状態等になることがあるため、体力低下を防ぐために、適切な運動を取り入れ、食生活と健康について、実際の生活に即して学習を行うなど、日常生活における自己の健康管理のための指導が必要です。



● 心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールし、変化する状況に適切に対応するとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る観点から内容を示しています。

1 情緒の安定に関すること

情緒の安定を図ることが困難な児童生徒等が、安定した情緒の下で生活できるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○白血病のある児童生徒等の場合

治療の副作用による貧血や嘔吐などが長く続くことで心理的に不安定な状態になるため、悩みを打ち明け自分の不安な気持ちを表現できるよう、心理的な安定を図ることが大切です。

○ADHDのある児童生徒等の場合

自分の行動を注意され反発で興奮を沈められなくなるため、自分が落ち着ける場所に移動したり、その場を離れて深呼吸したりするなど興奮を静める方法を教え、実際に自分で気持ちを落ち着かせることができるよう指導します。また、自分の良さに気づき、自信が持てるように励ますなど、学習活動等への意欲を促すように指導することが重要です。

○LDのある児童生徒等の場合

例えば、自らの苦手なことを繰り返し練習しても期待したほどの成果が得られず自信を失い、自らの失敗に対して感情的になることがあります。そのため、本人の得意なことを生かした課題遂行や成功したことをほめることで自信を持たせたり、自分の良さに気付くことができるようにしたりすることが必要です。

2 状況の理解と変化への対応に関すること

場所や場面の状況を理解し心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりすることなど、行動の仕方を身に付けることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

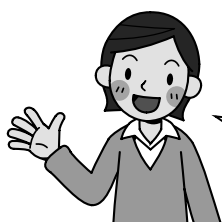
見え方により周囲の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して不安になることがあります。そこで、状況の説明を聞いたり、状況を把握するための時間を確保したり、急激な変化を避け、環境に慣れるようにします。また、移動する可能性の少ないものを目印にして行動する力や、身近な人に的確な援助を依頼する力を身に付けることが大切です。

○選択性かん黙のある児童生徒等の場合

本人が安心できる集団構成や活動内容等を工夫したり、教師が付き添って適切な援助を行ったりするなどして、情緒の安定を図りながら、それぞれの場面に対応できるようにすることが大切です。

○自閉症のある児童生徒等の場合

予告なしに行われる避難訓練や急な予定変更等に対応できず混乱したり不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなることがあります。そのため、予想される事態や状況を予告したり、事前に体験できる機会を設定したりすることなどが大切です。



場所や場面が変化することにより、心理的に圧迫を受けて適切な行動ができなくなる児童生徒等の場合には、教師と一緒に活動しながら徐々に慣れるよう指導することが必要です。

3 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の障がいの状態を理解したり受容したりして、積極的に障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○筋ジストロフィーのある児童生徒等の場合

年齢が上がるにつれ、歩行が困難になり、車いすや電動車いすの利用や酸素吸入が必要になることが多く、友達の病気の進行を見ていることから将来の自分の病状を認識している場合があります。こうした状況にある児童生徒等に対しては、学習

や運動に打ち込むことができることを見つけ、それに取り組むことで生きがいを感じることができるよう工夫し、少しでも改善・克服しようとする意欲の向上を図る指導が大切です。

○肢体不自由のある児童生徒等の場合

移動の手段を工夫し、実際に自分の力で移動できるなど障がいに伴う不自由を自ら改善し得たという成就感を持てるような指導を行うことが大切です。

○心理的安定が困難な児童生徒等の場合

同じ障がいのある人との自然なかかわりを大切にしたり、社会で活躍している先輩の生き方、考え方を参考にしたりするなどして、心理的な安定を図り、障がいを改善・克服して積極的に行動しようとする態度を育てることが大切です。

○LDのある児童生徒等の場合

自分が他の人と比べて作業等に時間がかかる事などに気づいても、それを自分の努力不足と思い込むこともあるため、自分の得意な面、不得意な面を知り、その得意な面を活用することで成功体験や賞賛経験を積み重ね、自分に自信を持てるようにします。



指導の際には、児童生徒の心理状態を把握した上で指導内容・方法を工夫しましょう。

●人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示しています。

1 他者とのかかわりの基礎に関すること

人に対する基本的な信頼感を持ち、他者からの働きかけを受け止め、それに応じることができるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○他者からの働きかけに反応が乏しい重度障がいの児童生徒等の場合

児童生徒等が好むかかわりを繰り返し行い、かかわる他者の存在に気付くことができるようにし、信頼関係を基盤とした周囲の人とのやり取りを広げていくようにすることが大切です。

○他者との関わりの方法が十分身に付いていない自閉症のある児童生徒等の場合

教師との安定した関係を形成し、やりとりの方法を大きく変えず繰り返し指導するなどして、そのやりとりの方法が定着するようにし、相互にかかわりあう素地を作ることが重要です。また、言葉だけでなく、具体物や視覚的情報を活用し分かりやすくすることも大切です。

2 他者の意図や感情の理解に関すること

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○自閉症のある児童生徒等の場合

言葉や表情、身振りなどから総合的に判断して相手の心の状態を読み取ったり、言葉を字義どおりに捉えたりすることで相手の行動や表情に現れる真意を読み取れないことがあります。そこで、生活の様々な場面を想定し、相手の言葉や表情などから、立場や考えを推測するような指導を通して、相手とかかわる際の具体的な方法を身に付けることが大切です。

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

相手の表情を視覚的にとらえることが難しいため、相手の声の抑揚や調子の変化などを聞き分けて、相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じた適切な態度や習慣を身に付けることが大切です。



他者の意図や感情を理解する力は、多くの人々とのかかわりや様々な経験を通して、形成されるものなのです。

3 自己の理解と行動の調整に関すること

自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

障がいのある児童生徒等の場合、経験の少なさや過去の失敗経験から自己に肯定的な感情を持つことができない状態になることがあるため、早期から成就感を味わうことができるような活動を設定するとともに、自己を肯定的にとらえる感情を高める指導内容の検討が必要です。

○知的障がいのある児童生徒等の場合

過去の失敗経験等の積み重ねにより自分に対する自信が持てず、行動することをためらいがちになることがあるため、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己理解を深めることが大切です。

○肢体不自由のある児童生徒等の場合

経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていないことがあるため、自分でできること、補助的な手段を活用してできることや周囲に依頼することなどについて、実際の体験を通して理解を促すことが必要です。

○ADHDのある児童生徒等の場合

状況にそぐわない行動をするため友だちに受け入れられず集団参加が難しいことがあるため、状況に合わせた行動が不得意であることを理解し、周囲の状況を観察し、ゆとりを持つ態度を身に付けることが必要です。その際、ロールプレイなど

の具体的な状況を設定した指導が大切です。

自己に対する知識やイメージは、様々な経験や他者との比較を通じて形成されます。



4 集団への参加の基礎に関すること

集団の雰囲気に合わせてたり、参加するための手順や決まりを理解したりして、遊びや集団活動に積極的に参加できるようになることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

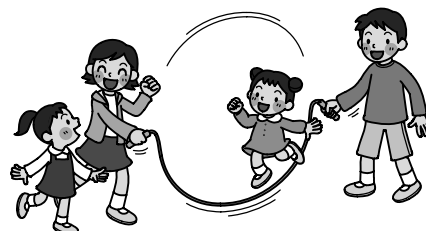
視覚からの情報が乏しいことから、例えば、見れば分かるようなゲームのルールを把握することが難しく集団に入りにくいことがあるため、集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るための質問の仕方などを指導し、積極的に参加できるようにすることが必要です。

○聴覚障がいのある児童生徒等の場合

場面や相手によっては、会話等の情報を的確に把握できにくく、日常生活で必要とされる様々なルール、常識等の理解やそれに基づく行動が困難なことがあるため、背景を想像したり、実際の場面を活用したり、どのように行動すべきか、相手がどう思うかなどについて、具体的なやり取りを通して指導することが大切です。

○LDのある児童生徒等の場合

友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、集団に積極的に参加できないことがあるため、日常的に使われる友達同士の言い回しや分からないときの尋ね方を事前に少人数の集団の中で具体的なやり取りを通して学習しておくことが必要です。



● 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示しています。

1 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用できるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

全盲の場合は聴覚や触覚を、弱視の場合は、保有する視覚を最大限に活用しつつ、

その他の感覚も十分活用して、学習や日常生活に必要な情報を収集するための指導が重要です。

○聴覚障がいのある児童生徒等の場合

補聴器の装用で保有する聴力を十分に活用するための指導、さらに、様々な補聴援助機器の特徴に応じた活用ができるようにすることが大切です。

○重度重複障がいのある児童生徒等の場合

視覚、聴覚、触覚と併せて姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る感覚について考慮し、個々の感覚の状態とその活用の仕方を的確に把握した上で、保有する感覚で受け止めやすいよう情報の与え方を工夫することが大切です。



例えば、児童生徒が玩具を手にとって振っている状態は、玩具の色や形を視覚で、堅さやなめらかさを触覚で感じているほか、よく見ようとして姿勢を変化させ、玩具を握ったり振ったりするために、筋や関節を絶えず調整しているととらえることができます。

2 感覚や認知の特性への対応に関すること

自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの個々の特性に対し、適切に対応できるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

■感覚について

障がいのある児童生徒等は、視覚、聴覚、触覚等を通してとらえた情報を適切に理解することが困難であったり、特定の音や光に過敏に反応したりする場合があります。

○眼の病気によりまぶしさを強く感じる児童生徒等の場合

屋外で活動を行う際には、遮光眼鏡を必ず装用するよう指導するとともに、その習慣化を図ることが大切です。

○自閉症のある児童生徒等の場合

聴覚過敏による特定の音や触覚過敏による身体接触や衣服の材質への不快感が見られ、それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると混乱状態に陥ることがあります。そのため、不快音や感触などを自ら避けたり、本人の状態に応じて、それらに少しずつ慣れたりする指導が大切です。児童生徒等にとって、快・不快刺激は何かをきめ細かに観察しておく必要があります。

○脳性まひや知的障がい、LD、ADHD、自閉症等のある児童生徒等の場合

話を聞いて理解することが困難な場合は、言葉の記憶力が弱いことや話し声から特定の音韻を聞き取ること等が難しいことがあります。本を読むことが苦手な場合は、読んでいる箇所を目で追えないことがあります。

また、漢字や図形を正しく書くことができない場合には、位置関係の認知が困難な場合があります。これらの児童生徒等は、認知面において不得意なことがある一

方で得意な方法を持っていることも多いため、一人一人の認知の特性に応じた指導方法を工夫し、不得意な課題を少しずつ改善する一方で、得意な方法を積極的に活用する指導が大切です。

3 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするような各種の補助機器を活用したり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚に障がいがあり、小さい文字等が見えにくい児童生徒等の場合

拡大読書器や各種弱視レンズなどの視覚補助具を効果的に活用することが有効です。また、明るさの変化を音の変化に変える感光器を用いるなど、視覚情報を聴覚や触覚で代行する機器を活用できるようにすることが大切です。

○聴覚障がいのある児童生徒等の場合

補聴器、手話、指文字、キュードスピーチなどの視覚的手段や、文字表示機器、振動機器（時刻を光や振動を用いて知らせる機器）などの補助及び代行手段を活用できるよう指導することが大切です。



児童生徒等の将来の社会生活に結びつくように、補助及び代行手段の適切な活用に努めましょう。

4 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること

いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用し、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

白杖を用いて一人で市街を歩くときには、その前に、出発点から目的地までの道順を頭の中に描くことが重要です。周囲の状況を把握し、それに基づき的確に判断し行動できるよう指導することが重要です。必要に応じて携帯電話等のナビゲーション機能を利用し、自分の位置と周囲の状況を把握させることも考えられます。

○聴覚障がいのある児童生徒等の場合

補聴器等を通して得られた情報だけでは周囲の状況やその変化を十分に把握することが困難なため、周囲の音を聞き、様子や言葉を理解するには、視覚などの感覚も総合的に活用し、様々な感覚をいかに活用するかを考えることが大切です。

5 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることで、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすることを意味し

ています。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

触覚によって、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察したり、教室、建物、市街などの地理的な関係を理解したりすることが必要であるため、児童生徒等がいろいろなものの的確なイメージや概念を持つことができるように、教材・教具等を工夫したり、環境の設定に配慮したりする必要があります。この場合、日常生活や学習の中で、適切に認知したり、行動したりする手がかりとして、触感覚等を用いて形の大きさや機能等の概念を的確に活用できる指導が大切です。

○肢体不自由のある児童生徒等の場合

身体の動きの不自由さから自分の身体の状況を十分に理解していなかったり、空間における自分とものとの位置関係を理解することに困難が見られたりします。そのため、多くの場合、概念形成の基礎となる上下、左右、前後、高低、遠近等の空間に関する概念の形成に課題が見られます。そこで、自分の姿勢と対象の位置関係を意識し、言葉と結び付けながら空間に関する概念の形成を図る指導が必要となります。

○LDのある児童生徒等の場合

例えば、左右の概念理解が困難なことで、左右の概念を含んだ指示や説明をうまく理解できない場合があるため、様々な場面で見たり、触ったりする体験的な活動と「左」や「右」の位置や方向を示す言葉を関連付けながら指導し、基礎的な概念の形成を図ることが重要です。

● 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示しています。

1 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

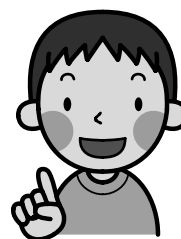
日常生活に必要な姿勢保持、上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関することを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○障がいによる身体の動きに困難のある児童生徒等の場合

基本動作が未習得であったり、誤って身に付けたりして、生活動作や作業動作を十分に行うことができないことがあることから、児童生徒等の運動・動作の状態に即した指導を行うことが大切です。全身又は身体各部の筋緊張が強すぎる場合は、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態にしたりする指導が必要です。

一方、筋ジストロフィーで病気の進行のために筋力低下が見られる場合には、筋力維持を図る運動が必要です。



○知的障がいのある児童生徒等の場合

知的発達 の程度等に比較して、身体 の部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変えたりすることが困難な児童生徒等もいるため、より基本的な動きから始め、徐々に複雑な動きをする指導をし、目的の動きに近づけることで、必要な運動・動作が身に付くよう指導することが重要です。

○視覚に障がいのある児童生徒等の場合

身体 の動き等を模倣することを通して基本的な運動・動作を習得することが困難な場合があるため、姿勢や身体 の動きについて、教師の身体や模型に触れさせた後、本人が自分の身体を実際に使って、姿勢や動きを繰り返し学習するとともに、その都度教師が適切な指示を与えることで、正しい姿勢の保持や運動・動作を習得することが大切です。



姿勢には、臥位、座位、立位等があり、あらゆる運動・動作の基礎になっています。姿勢を保持することは、広い意味では動作の一つです。これらの姿勢保持と上肢・下肢の運動・動作を含めて基本動作と言いますが、この基本動作は、姿勢保持、姿勢変換、移動、四肢の粗大運動と微細運動に分けることができます。

2 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

姿勢の保持や各種運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用して、これらができるようにすることを意味しています。

姿勢保持や基本動作の改善及び習得を促進し、日常生活動作や作業動作を補うためには、児童生徒等の運動・動作の状態に応じていろいろな補助手段を活用する必要があります。また、この補助的手段の活用に関する指導内容には、各種の補助用具の工夫とその使用法の習得も含まれています。

具体的な指導内容例と留意点

○児童生徒等が補助用具を必要とする場合

用途や目的に応じて適切な用具を十分に使いこなせるよう指導します。例えば、補助用具のセッティングや収納の仕方を身につけ、自分に合うよう補助用具を調整できるように指導することなどです。杖や車椅子、白杖等の活用については、必要に応じて医師や専門家の協力や助言を得ることも大切です。

補助用具には、座位姿勢安定のための椅子、作業能率向上のための机、移動のための杖や歩行器及び車いす、白杖等、表現活動を豊かにするためにコンピュータの入力動作を助けるための補助用具があります。また、持ちやすいように握りを太くしたりベルトを付けたたりしたスプーンや鉛筆、食器やノートを机の上に固定する装置、着脱しやすいようにデザインされた衣服、手すりなどを取り付けた便器などもあります。



3 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排泄、衣服の着脱等の身辺処理及び学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすることを意味しています。

日常生活に必要な基本動作を身に付けることは、児童生徒等の自立にとって極めて重要なことであり、これらを身に付けるには、姿勢保持、運動、上肢の諸動作といった基本動作が習得されていることが必要です。座位、立位を保持しながら、上肢を十分に動かすことができることがその基礎になります。その上で、これらの動作を実際の日常生活で使うことができるところまで習慣化していくことが大切です。

具体的な指導内容例と留意点

○運動・動作が極めて困難な児童生徒等の場合

日常生活に必要な運動・動作のほとんどを介助に頼っている場合が多いため、介助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標とし指導します。

4 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

発達段階に応じて、基本的な歩行技術の習得と援助を依頼する方法を身に付け、白杖を有効に活用できる指導が大切です。弱視の場合は、保有する視覚を活用し、視覚補助具を適切に使う力を身に付けることが必要です。

○筋力が弱く、歩行に必要な緊張が得られない児童生徒等の場合

歩行器を用いた歩行や、車いすによる移動を目標に掲げ、日常生活に役立つ移動能力の習得を目指して指導する必要があります。

○心臓疾患のある児童生徒等の場合

心臓への負担がかかることから歩行による移動が制限されることがあるため医師の指導等を踏まえ、病気の状態を把握するとともに、移動距離、活動内容によって適切な移動手段を選択し、心臓に過度の負担をかけることのない指導が大切です。

○運動動作が極めて困難な児童生徒等の場合

寝返りや腹ばいによる指導も含めた基本動作すべての改善及び習得を目指す必要があるため、姿勢保持や上下肢の基本動作などの指導経過を踏まえ、本人に適した移動の方法を選択することが大切です。



5 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることを意味しています。

作業に必要な基本動作を習得するためには、姿勢保持と上肢の基本動作の習得が前提として必要です。また、作業を円滑に遂行する能力を高めるためには、両手の協応や目と手の協応の上に、正確さや速さを維持し、条件が変わっても持続して作

業を行うことができるようにする必要があります。

具体的な指導内容例と留意点

○肢体不自由のある児童生徒等の場合

室内ゲームや戸外のスポーツ種目を通して、粗大運動での機敏さや持続性の向上を図ったり、作品の制作活動を通して微細運動での正確さや速さの向上を促したり、単純な作業やゲームなどを繰り返して行うことを通して、速さや持続性を養ったりします。

○ADHDのある児童生徒等の場合

一連の作業において最後まで注意の集中が続かないことがあるため、作業の工程を分割し、短時間に集中することから始めて、徐々に集中できる時間を長くする指導が必要です。

○自閉症のある児童生徒等の場合

手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることに困難が見られるため、目的に即して意図的に身体を動かしたり、手足の簡単な動きから段階的に高度な動きを指導したりすることが必要です。また、手指の巧緻性を高めるため、児童生徒等が興味・関心を持っていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす体験を積み重ねることが大切です。

コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示しています。

1 コミュニケーションの基礎的能力に関すること

障がいの種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的能力を身に付けることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○重度重複障がいの児童生徒等の場合

話し言葉によるコミュニケーションにこだわらず、本人にとって可能な手段を講じて、より円滑なコミュニケーションを図る必要があります。周囲の人は、児童生徒等の表情や身振り、しぐさなどを細かく観察することにより、その意図を理解する必要があります。まずは、双方向のコミュニケーションが成立することを目指して、それに必要な基礎的能力を育てることが大切です。

○聴覚障がいの児童生徒等の場合

発達段階に応じて、相手を注視する態度や構えを身に付けたり、自然な身振りで表現したり声を出したりして、相手とかかわることができるようにするなど、コミュニケーションの行うために基礎的能力を身に付ける必要があります。

○自閉症のある児童生徒等の場合

持ち主の了解を得ずに物を使ったり、相手が使っている物を無理に手に入れよう

としたりする行動があった場合には、その行動を意思や要求を伝達しようとする行為であることを理解するとともに、望ましい方法で意思や要求が伝わる経験を積み重ねるよう指導することが大切です。



コミュニケーションとは、人間が意思や感情などを相互に伝え合うことであり、その基礎的能力として、相手に伝えようとする内容を広げ、伝えるための手段を育てていくことが大切です。

2 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすることを意味しています。

意思が相手に伝わるためには、伝える側が意思を表現する方法を持ち、それを受ける側もその方法を身に付けておく必要があります。言語を受容したり表出したりするための一般的な方法は音声や文字ですが、児童生徒等の障がいの状態や発達段階等に応じて、身振りや表情、指示、具体物の提示等非言語的な方法を用いる必要がある場合もあります。

具体的な指導内容例と留意点

○脳性まひのある児童生徒等の場合

内言語や言葉の理解には困難がないが、話し言葉が不明瞭であったり短い言葉を伝えるのに相当な時間がかかったりすることがあるため、発語機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助機器等の活用を検討し、意思の表出を促すことが大切です。

○聴覚障がいのある児童生徒等の場合

言葉を受容する方法として視覚と保有する聴覚がありますが、言葉の意味は単に視覚や聴覚による刺激を与えるだけで獲得されるわけではありません。言葉を構成している音節や音韻の構造、文字に関する知識等を用いて言葉が使われている状況と一致させて、その意味を相手に伝えることが大切です。また、音声だけでなく身振りを状況に応じて活用し、主体的に自分の意思を表出できるような機会を設けることが必要です。

○構音障がいのある児童生徒等の場合

発声・発語器官（口腔器官）の微細な動きやそれを調整する力を高め、正しい発音を習得させることが必要です。また、構音運動を調整する力を高めるなどして正しい発音を定着させ、発話の明瞭度を上げるようにすることが必要です。

3 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすることを意味しています。



言語の形成については、言語の受容と併せて指導内容・方法を工夫することが必要で、その際、語彙や文法体系の習得に努めるとともに、それらを通して言語の概念が形成されることに留意する必要があります。

具体的な指導内容例と留意点

○障がいの状態が重度の児童生徒等の場合

話し言葉を用いることができず、限られた音声しか出せないことが多いため、掛け声や擬音・擬声語等を遊びや学習、生活の中に取り入れることで、自発的な発声・発語を促します。時には、物語や絵本を身振りなどを交えて読み聞かせることも大切です。

○聴覚障がいのある児童生徒等の場合

経験と言葉を結び付けることが困難になりやすいため、児童生徒等の主体性を尊重しながら、周りの人々による意図的な働きかけが必要です。また、発達段階等に応じては、抽象的な言葉の理解が課題となるため、話し言葉や書き言葉、指文字や手話を活用するなどして、言語の受容・表出を的確に行うとともに、併せて言葉の意味理解を深める必要があります。さらに、文法等に即した表現を促すなどして、体系的な言語の習得を図り、適切に活用できるようにすることが大切です。

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

言葉の概念が音声言語だけの情報で成立しやすく、事物や現象及び動作と言葉とを対応させて、確かなイメージに裏付けられた言葉として獲得することに困難があることも少なくないため、教材・教具に工夫を加え、触覚や聴覚、保有する視覚を適切に活用して、言葉の意味を正しく理解し、活用することができるよう指導することが大切です。

○LDのある児童生徒等の場合

文字や文章を読んで理解することに極端な困難を示すことがあるため、聞いて理解する力を伸ばしつつ、読んで理解する力の形成も必要です。表示された文章を音声で読み上げ、その箇所文字の色が変わっていくようなソフトウェアを使って、読むことを繰り返し指導することなどが考えられます。



コミュニケーションは、相手からの言葉や身振り等を受容し、それを具体的な事物と結び付けて理解することから始まります。

4 コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、コミュニケーションが円滑にできるようにすることを意味しています。

具体的な指導内容例と留意点

○音声言語の表出は困難であるが、文字言語の理解ができる児童生徒等の場合

筆談で相手に自分の意思を伝えたり、文字板、ボタンを押すと音声が出る機器、コンピュータ等を使って、自分の意思を表出したりします。

音声言語の表出が難しく、上肢の運動・動作に困難が見られる場合には、下肢や舌、顎の先端等でこれらの機器を操作できるように工夫する必要があります。

○進行性の病気により、運動機能が徐々に低下する児童生徒等の場合

言葉による意思表出が難しくなるだけでなく、上肢などで操作する機器の活用も次第に困難になることがあるため、現在の状況だけで判断することなく、将来必要となるコミュニケーション手段も視野に入れた指導を工夫します。

○言葉でのコミュニケーションが困難な自閉症のある児童生徒等の場合

自分の意思を適切に表し、相手に基本的な要求を伝えられるように身振りサインなどを身に付けたり、話し言葉を補うために機器等を活用できるようにしたりすることが大切です。

○聴覚障がいのある児童生徒等の場合

障がいの状態や発達段階を考慮して音声や文字、手話等の適切なコミュニケーション手段を選択・活用に努め、円滑なコミュニケーションが行えるようにすることが大切です。

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

点字キーボードでの入力や点字ディスプレイによる出力に慣れたり、拡大文字によるディスプレイ上での編集に習熟したりするなど、コンピュータを操作する技能の習得を図ることが大切です。また普通の文字と点字とを相互交換したり、コンピュータの表示内容を読み上げる機能を使ったりして文書処理ができるようにすることも重要です。

進行性の眼疾患等で普通の文字を使用した学習が困難になった場合は、適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択の配慮が必要です。



障がいの状態や発達段階に応じて、適切なコミュニケーション手段を身に付け、それを選択・活用すること、自立と社会参加を促すことが重要です。

5 状況に応じたコミュニケーションに関すること

場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開できるようにすることを意味しています。

障がいによる経験の不足などを踏まえ、相手や状況に応じて、適切なコミュニケーション手段を選択して伝えたりすることや、自分が受け止めた内容に誤りがないかどうかを確かめたりすることなど、主体的にコミュニケーションの方法等を工夫することが必要です。実際の場面を活用したり、場を再現したりするなどして、どのようなコミュニケーションが適切であるかについて具体的に指導することが大切です。

具体的な指導内容例と留意点

○視覚障がいのある児童生徒等の場合

視覚的な情報の入手に困難があることから、場に応じた話題の選択や、部屋の広

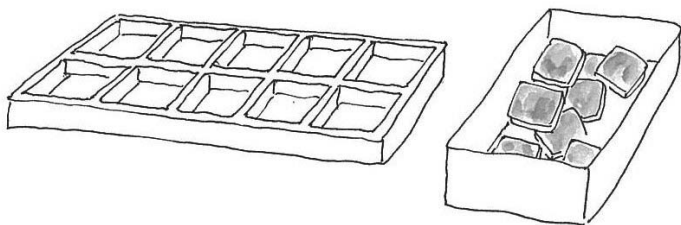
さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などに、課題が見られることが少なくないため、相手と握手することにより、体格や年齢などを推測して会話の糸口を見つけたり、相手の声や話の内容を注意深く聞くことにより、部屋の広さや相手の状況を的確に判断したり、相手との距離に応じた声の出し方を調節したりするなど、場や状況に応じた話し方を身に付ける指導を行う必要があります。

○LDのある児童生徒等の場合

話の内容を記憶して前後関係を比較したり類推したりすることが困難な場合もあります。そのため、会話の内容や状況に応じた受け答えをすることができない場合があります。そのため、自分で話の内容をまとめながら聞く能力を高めるとともに、分からない時に聞き返す方法や相手の表情にも注目する態度を身に付けるなど、その時の状況に応じたコミュニケーションが展開できるようにすることが大切です。



友人や目上の人との会話、会議や電話などにおいて、相手の立場や気持ち、状況に応じた適切な言葉の使い方ができるようになることが大切です。



第3章

自立活動の指導計画の作成 と内容の取扱い

1 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱いとは？

1 指導計画の作成

自立活動の指導に当たっては、児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成します。

また、個別の指導計画に基づく指導においては、

計画（ Plan ）－ 実践（ Do ）－ 評価（ Check ）－ 改善（ Action ）

のサイクルを確立し、適切な指導を進めることが極めて重要です。

2 指導計画の作成手順

自立活動における個別の指導計画は、次の手順で作成します。

①実態把握

児童生徒等一人一人の実態（障がいの状態、発達や経験の程度、成育歴等）を的確に把握します。

②指導目標の設定

児童生徒等一人一人の実態に即した指導の目標を明確に設定します。

③自立活動の内容からの項目の選定

自立活動の内容（6区分26項目）から、児童生徒等一人一人の指導の目標を達成するために必要な項目を選定します。

④具体的な指導内容の設定

選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

Planの立て方ですね。



以上のような手順で、自立活動における個別の指導計画を作成しますが、更に詳しく考えてみましょう。

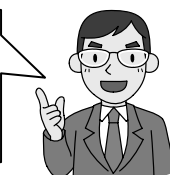
（1）実態把握について

○実態把握の具体的な内容としては、病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとの関わり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障がいの理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性、進路、家庭や地域の環境等、様々なことが考えられます。

○児童生徒等の実態把握の方法としては、観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法が考えられますが、それぞれの方法の特徴を十分踏まえながら目的に即した方法を用いることが大切です。児童生徒等の実態を的確に把握するに当たって、保護者等から生育歴や家庭生活の状況を聞いたり、保護者の教育に対する考えを捉えたりすることは欠くことができません。保護者から話を聞く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接することが大切です。また、教育的立場から実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場から情報を

収集したり、児童生徒等が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集したりして実態把握を行うことも重要です。しかしながら、児童生徒等の実態把握が十分に行われないと、個別の指導計画が作成できないというわけではありません。その時点で収集した実態把握に基づいて個別の指導計画を作成し、指導を通して、実態把握を更に深化させ、個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応も大切です。

児童生徒等に関わっている複数の教員が集まり、付箋を活用しながら「学習面」「生活面」に分けて、児童生徒等の困難を整理し、把握していく方法もあります。



(2) 指導目標の設定について

○実態から見て、「今の生活・将来の生活に何が必要か」、「今指導する時期が適切か」、「予定の指導期間で達成可能か」等を鑑みて、長期的な観点に立った目標を設定します。

※「これができたら、これが改善されたら、学習や生活に主体的、意欲的に取り組みやすくなる。」という発想で考えていきましょう。

○いくつかある目標の中で、優先する長期目標を1つないしは2つ設定しましょう。

○長期目標は、1年間程度の期間で目標達成できるものを考えていきましょう。

(3) 自立活動の内容からの項目の選定について

○まず、目標を達成するためにどのような具体的な指導内容が必要かを考えます。

○その際の参考となる視点が、自立活動の内容である6区分26項目です。目標を達成するために必要な項目を選びましょう。

(4) 具体的な指導内容の設定について

選定した項目について、相互に関連付け、児童生徒等への具体的な指導内容を設定します。その際の配慮事項は、ア～エの4点です。

※「特別支援学校学習指導要領解説～自立活動編～」に書かれている内容を確認すると、具体的な内容が思い浮かびやすくなります。

ア 主体的に取り組む内容

自立活動の指導の効果を高めるため、児童生徒等が興味を持って主体的に活動し、しかも成就感を味わうことができるようにする必要があります。児童生徒等が何のために、何をするのかを理解し、学習に意欲がわいてくるような、指導内容を取り上げることが大切です。したがって、次のような点に配慮しながら指導内容を設定することが必要です。

○児童生徒等にとって解決可能で、取り組みやすい指導内容にすること

児童生徒等にとって余りに課題が難しすぎても容易すぎても意欲を喪失させてしまうことになるので、留意することが必要です。

○児童生徒等が興味を持って取り組めるような指導内容にすること

児童生徒等が自ら進んで意欲的に取り組もうとする自発性を促すために、例えば、指導の段階を細分化する、興味を引くような教材・教具を準備する、賞賛や激励を適宜行うなど動機付けが行われることが多いですが、こうした外的な動機付けから始めて、次第に主体性や意欲を高めるようにすることが重要で

す。

○児童生徒等が、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いた ということを実感できる指導内容にすること

児童生徒等が成就感を味わうためには、自分の課題意識の度合いを理解できるようにする必要があります。そのためには、いわゆる自己評価ができるように課題を細分化し、達成度を分かりやすくすることが大切です。また、わずかな進歩であっても、ほめたり励ましたりすることを忘れないようにしましょう。

イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることが大切であり、指導内容の設定に当たっても、その意欲を喚起できるようにすることに重点を置く必要があります。この場合、その意欲は単なる座学や抽象的な知識・理解によって育てることは難しく、実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。

ウ 遅れている側面を補う指導内容

具体的な指導内容の設定に当たっては、一般に発達の遅れている側面や改善の必要な障がいの状態に着目し、その伸長や改善を図ります。しかしながら、児童生徒等の発達の遅れた側面やできないことのみにとらわれて、これを伸ばしたり、改善したりすることを目指して指導した場合、効果が現れるのに必要以上の時間を要したり、また、方法によっては児童生徒等の活動や学習への意欲を低下させ、劣等感を持たせたりすることも考えられます。

人間の発達には諸々の側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達の進んでいる側面を更に促進させることによって、児童生徒等の自信と活動や学習への意欲を喚起し、遅れている面の伸長や改善に有効に作用することも少なくありません。したがって、指導内容の設定に関しては、児童生徒等一人一人の発達の進んでいる側面にも着目することが大切です。

エ 自ら環境を整える指導内容

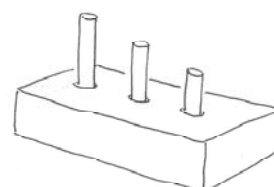
障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するためには、児童生徒等が、困難を改善・克服するために必要となる知識・技能を身に付けるとともに、活動しやすいように環境を整えることが重要です。

具体的には、自閉症のある児童生徒等が、不快に感じる音や光、雰囲気等を避けるために場所を移動したり、移動することを周囲の人に伝えたりすることを学習することです。

環境を整えて活動しやすいようにすることは、児童生徒等自身が行う場合と周囲の人に依頼してやってもらう場合が考えられます。自立活動は、自立を目指した主体的な活動であり、まず、児童生徒等自ら環境に働きかけられるような力を育むことが大切です。

また、自分だけで活動しやすい環境がつかれない場合は、周囲の人に依頼して環境を整えていくことを指導することが必要となります。

さらに、他者に支援を依頼する経験をただでなく、その反対に他者からの依頼を受けて支援を行う経験をするにより、依頼を受ける側の心情にも配慮できるように指導することが大切です。



長期目標の達成に向け、段階的に取り組めること、環境を整えることでできること等を具体的に考えて、短期的な目標も設定していきましょう。



(5) 評価

自立活動における児童生徒等の学習評価は、実際の指導が児童生徒等の指導目標（ねらい）に照らしてどのように行われ、児童生徒等がその指導の目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにするものです。また、児童生徒等がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にしようとするものでもあります。

指導と評価は一体であると言われるように、評価は児童生徒等の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもあります。教師には、評価を通して指導の改善が求められます。したがって、教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、児童生徒等に対する適切な指導内容・方法の改善に結び付くことが求められます。

目標を達成するための学習は、一定期間にわたって行われますが、その間においても、児童生徒等が目標に近づいているか、また、教材・教具などに興味を持って取り組んでいるかなど、児童生徒等の学習状況を評価し、指導の改善に日頃から取り組むことが重要です。

評価は、児童生徒等にとっても、自らの学習状況や結果に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促す意義があります。自立活動の指導においては、児童生徒等が、自分の障がいと向き合うことが多くなります。障がいのある自分を知り、受け止め、それによる困難を改善しようとする意欲を持つことが期待されます。したがって、自立活動の時間の課題について、学習中あるいは、学習後において、児童生徒等の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切です。

教師間の協力の下で、適切な方法を活用して評価を進めるとともに、多面的な評価ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくことも必要です。



3 他領域との関連

自立活動の指導計画の作成に当たっては、他の教科等との指導と自立活動の指導内容との関連を図り、両者が補い合って、効果的な指導が行われるようにすることが大切です。

個別の指導計画を作成する際も、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を視野に入れ、効果的に指導が行われるようにする必要があります。

なお、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動には、それぞれの独自の目標がありますので、各教科等における自立活動の指導に当たっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないよう留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、計画的、組織的に指導が行われるようにする必要があります。

4 指導方法の創意工夫

自立活動の指導の効果を高めるためには、児童生徒等が積極的な態度で意欲的な学習活動を展開することが必要です。このためには、児童生徒等一人一人の実態に応じた具体的な方法を創意工夫することが大切です。この場合、指導方法が、指導目標の達成に有効なものであるよう留意する必要があります。

(1) 児童生徒等一人一人の実態に応じた指導方法

児童生徒等の障がいの状態や発達段階は多様です。このため、個別の指導計画を立てることが不可欠であると同時に、指導方法も児童生徒等一人一人に適したものでなければなりません。したがって、特定の方法をすべての児童生徒等に機械的に当てはめるのではなく、児童生徒等一人一人の実態に適合した方法を創意工夫することが必要となります。

(2) 意欲的な活動を促す指導方法

児童生徒等の反応や行動（活動）を意欲的なものにするためには、児童生徒等が興味を持って主体的に取り組み、成就感を味わうことのできるような指導方法を工夫することが大切です。この場合、少なくとも、教師からの一方的な働きかけに終始する方法や画一的な方法にならないように留意する必要があります。

自立活動の指導に適用できると思われる方法又は方法の裏付けとなっている理論がいくつかありますが、その方法がどんなに効果があるとしても、それをそのまま自立活動の指導に適用することは無理が生じます。児童生徒等の指導の課題や段階は、その実態に即して細分化し、それに応じた方法を自立活動の指導として整理し、工夫して応用するなど、慎重に考慮する必要があります。



5 教師の協力体制

自立活動の時間における指導は、特別支援学級担任や通級による指導担当教員を中心として他の教師の協力の下に、児童生徒等一人一人について個別の指導計画を作成し、実際の指導に当たることが必要です。

また、自立活動の時間における指導は、児童生徒等の障がいの状態によっては、かなり専門的な知識や技能を必要としているので、特別支援学校に相談を依頼することも考えられます。

6 専門の医師等との連携協力

自立活動の指導計画や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携協力を図り、適切な指導を行うことが必要な場合があります。

このことは、専門の医師をはじめ、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理学の専門家等各分野の専門家との連携協力については、必要に応じて、指導・助言を求めたり、連絡を密にしたりすることなどを意味しています。

学校において、児童生徒等の実態把握や指導の展開に当たって、専門的な知識や技能が必要である場合には、児童生徒等が利用する医療機関の理学療法士等やその他の外部の専門家と積極的に連携して、児童生徒等にとって最も適切な指導を行うことが必要です。その際、留意すべきことは、自立活動の指導は教師が責任を持つ

て計画し実施するものであり、外部の専門家の指導に委ねてしまうことのないようにすることです。つまり、外部の専門家の助言や知見などを指導に生かすことが大切なのです

専門家からの指導・助言を自立活動の指導の内容として取り入れようとする場合、自立活動の指導に当たる教師は慎重な判断を行うことが大切です。



次のページから、自立活動における個別の指導計画の作成について説明します。

「自立活動目標設定シート」を活用した自立活動の目標及び指導内容の設定方法等について、さらに具体的に考えていきましょう。

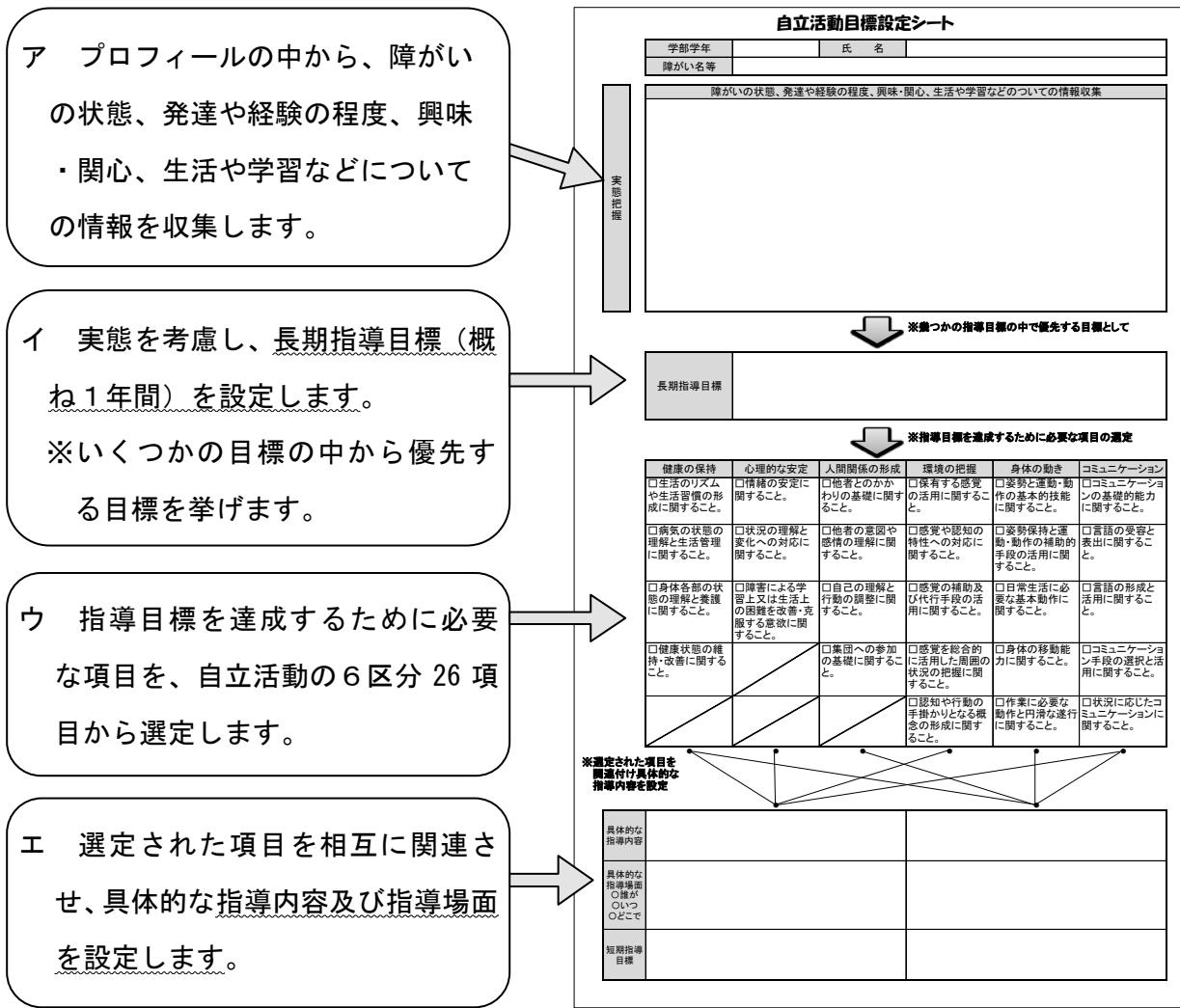


2 「自立活動目標設定シート」を活用した自立活動の目標及び指導内容の設定方法は？

1 「自立活動目標設定シート」について

自立活動の内容は、児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達の程度等に応じて設定されます。そのため、自立活動の指導に当たっては、その目標を適切に設定し、児童生徒等に対して具体的な指導を行うことが大切です。この目標設定をどのような手順で行っていけばよいかを、「自立活動目標設定シート」を使用して説明します。

「自立活動目標設定シート」の内容と記載項目は以下のとおりです。手順にしたがって、指導目標、指導内容、指導場面等を考えていきます。



ア プロフィールの中から、障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習などについての情報を収集します。

イ 実態を考慮し、長期指導目標（概ね1年間）を設定します。
※いくつかの目標の中から優先する目標を挙げます。

ウ 指導目標を達成するために必要な項目を、自立活動の6区分26項目から選定します。

エ 選定された項目を相互に関連させ、具体的な指導内容及び指導場面を設定します。

長期指導目標（概ね1年間）を達成するためには、児童生徒等一人一人の実態に即して、必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げることが大切です。つまり、長期指導目標の達成のためには、スモールステップで短期指導目標（概ね1学期間や前期、後期等、学校における1期間）を設定し、それを順次達成することが必要です。

「自立活動目標設定シート」を活用して長期指導目標を設定し、具体的な指導内

容を選定していく上では、「本人に関する実態把握」や「指導目標の優先順位決め」等、複数の関係職員で行う方がより具体的・客観的に進めることができます。



2 「自立活動目標設定シート」を活用した自立活動の目標及び指導内容の設定

ここからは、知的障がいのある児童の例から、具体的な目標等の設定手順について解説します。

(1) 事例の概要

本事例の対象児童のプロフィールは、以下のとおりです。

【氏名】 熊本 城 (くまもと じょう)	【生年月日】 平成20年5月10日
【学校等】 肥後市立肥後小学校知的障がい学級	【学年】 小学2年
【担任名】 阿蘇 岳子 ※担任は1年時から持ち上がり	

【本人に関する情報】

【状況】

- 軽度の知的障がいがあり、言葉の発現も同年齢の子供より遅かった。
- 授業中ぼおとしたような表情になる、活動と関係ない話を小声でする等の学習は集中が長続きしない。

【好きなことや得意なこと】

- テレビアニメのキャラクターの話題や室内ボウリングなどの対戦型のゲームが好きである。

【行動面】

- 以前は、言葉で自分の気持ちを伝えようとする場面が多かった。しかし、語彙が少なく、言葉の選び方や表現が独特になることが多いことから、周囲に伝わらなかったり曲解されたりしたため、トラブルになることが増えてきた。
- 現在は、失敗を繰り返して自信を失っているため、自分から友達に関わることはできず、集団への参加も消極的な状況で、休み時間はいつも一人で遊んでいる。昼休みに友達が遊んでいる姿をうらやましそうに見ているときがある。

【学習状況】

- 文字・ことばについて、50音のひらがなの半分ほどを書いたり読んだりすることができるが、似た形の文字(「る」と「ろ」等)を書き間違えたり、鏡文字を書いたりする。
- 数については、1から10くらいまでの数唱ができ、数字も読めるが、5個以上の具体物と数字を対応させることが難しい。

【家族の状況と保護者の願い】

- 家族は、父、母、祖父母、妹の6人である。妹が生まれてからは、母や祖父母に甘えることが多くなり、少しわがままを言ったり、買い物について行くと必ずテレビアニメのキャラクター人形を買ってもらおうとしたりする。保護者は、まず学校生活の中で社会性を身につけるとともに国語や算数の勉強を頑張ってもらいたいと考えており、将来的には、特別支援学校高等部まで進んだ後、できることを生かした仕事に就いて、少しでも収入を得てほしいと考えている。

このプロフィールを例に、自立活動の目標について「自立活動目標設定シート」を用いて設定します。

(2) 熊本城君の自立活動目標設定シート

自立活動目標設定シート

学部学年	小学2年	氏名	熊本城
障がい名等	知的障がい		

実態把握

障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習などについての情報収集	
<p><障がいの状態・発達や経験の程度></p> <p>○軽度の知的障がいがあり、言葉の発現も同学年の子供より遅かった。</p> <p>○授業中ぼおとした表情になる。活動と関係ない話を小声でするなど、机上での学習は集中が長続きしない。</p> <p><興味・関心></p> <p>○テレビアニメのキャラクターの話題や室内ボウリングなどの対戦型ゲームが好きである。</p> <p><生活面></p> <p>○以前は、言葉で自分の気持ちを伝えようとする場面が多かった。しかし、語彙が少なく言葉の選び方や表現が独特になることが多いことから、周囲に伝わらなかつたり曲解されたりしたためトラブルになることが増えてきた。現在は、失敗を繰り返して自信を失っているため自分から友達と関わることはできず集団への参加にも消極的な状況で、休み時間はいつも一人で遊んでいる。昼休みに友達が校庭で遊んでいるとうらやましそうに見ているときがある。</p> <p><学習面></p> <p>○文字・ことばについて、50音のひらがなの半分ほどを書いたり読んだりすることができる。似た形の文字(「る」と「ろ」等)を書き間違えたり、鏡文字を書いたりする。</p> <p>○数については、1から10くらいまでの数唱ができ、数字も読めるが、5個以上の具体物と数字を対応させることが難しい。</p>	



※幾つかの指導目標の中で優先する目標として

長期指導目標	身近な人と関わりながら、様々な活動に取り組むとともに、自分の気持ちをうまく表現することができる。
--------	--



※指導目標を達成するために必要な項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<input type="checkbox"/> 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 情緒の安定に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 他者とのかかわりの基礎に関すること。	<input type="checkbox"/> 保有する感覚の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
<input type="checkbox"/> 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	<input type="checkbox"/> 状況の理解と変化への対応に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 他者の意図や感情の理解に関すること。	<input type="checkbox"/> 感覚や認知の特性への対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 言語の受容と表出に関すること。
<input type="checkbox"/> 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	<input type="checkbox"/> 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 自己の理解と行動の調整に関すること。	<input type="checkbox"/> 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要な基本動作に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 言語の形成と活用に関すること。
<input type="checkbox"/> 健康状態の維持・改善に関すること。		<input type="checkbox"/> 集団への参加の基礎に関すること。	<input type="checkbox"/> 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。	<input type="checkbox"/> 身体の移動能力に関すること。	<input type="checkbox"/> コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
			<input type="checkbox"/> 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	<input type="checkbox"/> 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

※選定された項目を関連付け具体的な指導内容を設定

具体的な指導内容	<p>○担任との良好な人間関係の中で、毎日の朝の会などで昨日の出来事やその時の気持ちを発表することができる。</p> <p>○身近な場面を設定し、ロールプレイ等で相手の気持ちを考えたり自分の気持ちを表現したりできる。</p> <p>○担任とペットボトルボウリング等を行い、自分の気持ちを伝えることができる。</p> <p>○ペットボトルボウリングやテーブル卓球等で友達と関わりながら、できるだけ自分の気持ちを表現し、友達と関わる。</p>
具体的な指導場面	<p>○誰が</p> <p>○いつ</p> <p>○どこで</p> <p>○担任が自立活動の時間に、教室やプレイルームなどで指導する。</p>
短期指導目標	<p>○ペットボトルボウリングやテーブル卓球等の活動を通して友達と楽しく関わり、できるだけ自分の気持ちを表現し、自分から関わろうとすることができる。</p>

(3) 指導目標及び指導内容等の設定の道筋

前項では、「自立活動目標設定シート」により、自立活動の目標及び指導内容を設定しました。ここでは、もう少し詳しく指導目標及び指導内容等の設定の道筋を解説します。まず、児童生徒等の実態から課題を整理し、それぞれの課題がどのように関連しているのかを分析し、長期の指導目標を設定します。その後、長期指導目標を達成するために必要な自立活動の区分と項目を選定、関連付けし、具体的な指導内容や指導場面等を設定します。指導目標及び指導内容等の設定のための詳しい道筋を整理すると、以下のようになります。

I 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心・学習や生活の中で見られる長所や課題などについて、情報収集します。

II I の情報を学習上又は生活上の困難さの視点からみた本人の課題を整理します。また、自立活動の区分に沿って整理する方法があります。

III II で整理した情報から課題を抽出します。さらに、課題同士の関連性を考慮し中心となる課題を整理します。

IV I～IIIを踏まえ、長期指導目標（概ね1年間）を設定します。

V 長期指導目標を達成するために関わりのある自立活動の区分と項目を選定します。

VI 長期指導目標を達成するために必要な自立活動の項目間の関連づけをします。

VII 具体的な指導内容、具体的な指導場面を設定します。

VIII 短期指導目標を設定します。

次項には、熊本城君の事例に係る指導目標等の設定に向けた思考の道筋を記載します。

熊本城君のプロフィールから、上記の9つの段階の一つ一つの項目でどのような思考の過程をたどっているのかを理解した上で、前項の「自立活動目標設定シート」が作成されていることを確認してください。

肢体不自由があるから「身体の動き」、自閉症だから「人間関係の形成」に関する実態のみを確認するということではありません。障がいによる学習上又は生活上の困難を把握して、その状態を改善・克服することに向け、指導支援を行うため、児童生徒等の課題を整理することが大切です。



(4) 指導目標設定のための思考の道筋

以下に示す表は、「自立活動目標設定シート」を作成するに当たっての思考の道筋を示したものです。実態把握から学習上又は生活上の困難さに着目して整理することや、長期指導目標を達成するために必要な自立活動の区分と項目の選定後、それらに関連付けることで、より適切な目標や指導内容等を導き出すことができます。

実態把握

I 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさや課題などについて情報収集します。

〈障がいの状態等〉 ○軽度の知的障がいがあり、言葉の発現も同学年の子供より遅かった。
○授業中ぼおとした表情になる。活動と関係ない話を小声でするなど、机上での学習は集中が長続きしない。

〈興味・関心〉 ○テレビアニメのキャラクターの話題や室内ボウリングなどの対戦型ゲームが好きである。

〈生活面〉 ○本児は、以前は、言葉で自分の気持ちを伝えようとする場面が多かった。しかし、語彙が少なく言葉の選び方や表現が独特になることが多いことから、周囲に伝わらなかつたり曲解されたりしたためトラブルになることが増えてきた。現在は、失敗を繰り返して自信を失っているため自分から友達と関わることはできず集団への参加にも消極的な状況で、休み時間はいつも一人で遊んでいる。昼休みに友達が校庭で遊んでいるとうらやましそうに見ているときがある。

〈学習面〉 ○文字・ことばについて、50音のひらがなの半分ほどを書いたり読んだりすることができる。似た形の文字(「る」と「ろ」等)を書き間違えたり、鏡文字を書いたりする。
○数については、1から10くらいまでの数唱ができ、数字も読めるが、5個以上の具体物と数字を対応させることが難しい。

↓

課題の整理

II Iの情報を学習上又は生活上の困難さの視点から整理します。

Iの情報から、困難さを次のように整理しました。

- ① 自分の気持ちを表現するとき言葉が適切でないことが多いことからトラブルになることがよく起きている。
- ② ①により、友達と関わりにより自信を失い、集団参加に消極的になっている。

↓

目標設定

III IIで整理した情報から課題を抽出します。さらに、課題同士の関連から、中心となる課題を整理します。

I・IIから城君の課題を次の3つの集約しました。

- ①自分の気持ちを言葉でうまく表現することに課題がある。
- ②状況に応じて友達と関わることに課題がある。
- ③友達と関わることに自信をなくして、集団参加に消極的になっている。

この3つの課題から中心となる課題を次のように整理しました。

○友達とうまく関わるができないことから、学校での様々な活動に自信が持てない。また、自分の気持ちをうまく伝える機会も少なくなっている。

↓

目標設定

IV I～IIIを踏まえて長期指導目標を立てます。

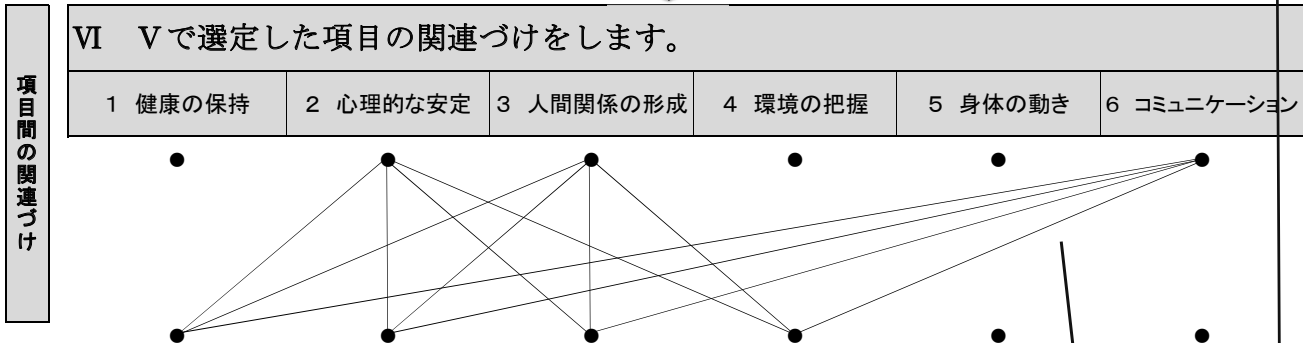
○身近な人と関わりながら、様々な活動に取り組むとともに、自分の気持ちをうまく表現することができる。

↓

※指導目標を達成するために必要な項目の選定

The diagram shows the '自立活動目標設定シート' (Self-Determination Sheet) with arrows indicating the process. It includes a table for '長期指導目標' (Long-term Guidance Goals) and a table for '具体的な指導内容' (Specific Guidance Content). The table for '具体的な指導内容' has columns for '健康の保持', '心理的な安定', '人間関係の形成', '環境の把握', '身体の動き', and 'コミュニケーション'. The table for '長期指導目標' has columns for '健康の保持', '心理的な安定', '人間関係の形成', '環境の把握', '身体の動き', and 'コミュニケーション'. Arrows show the flow from the 'I' section to the 'II' section, then to the 'III' section, and finally to the 'IV' section. There are also arrows pointing from the '具体的な指導内容' table to the '長期指導目標' table, and from the '長期指導目標' table to the 'IV' section.

指導目標達成のための項目の選定	V 長期指導目標を達成するために必要な自立活動の区分と項目を選定します。					
	1 健康の保持	2 心理的な安定 (1)情緒の安定に関すること。	3 人間関係の形成 (1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。



具体的な指導内容及び短期指導目標を設定	VII VIを踏まえ、具体的な指導内容を設定します。					
	ア 担任との良好な人間関係の中で、毎日の朝の会などで昨日の出来事やその時の気持ちを発表することができる。	イ 身近な場面を設定し、ロールプレイ等で相手の気持ちを考えたり自分の気持ちを表現したりできる。	ウ 担任とペットボトルボウリング等を行い、自分の気持ちを伝えることができる。	エ ペットボトルボウリングやテーブル卓球等で友達と関わりながら、できるだけ自分の気持ちを表現し、友達と関わる。		

Vで設定した項目を組み合わせ、具体的な指導内容を考え設定します。
 ア、イ、ウでは、身近な存在である担任と関わりながら、自分の考えを伝えることに自信が持てるようにすることとし、2-(1)、3-(3)、6-(3)が関連しています。
 特にイ、ウの活動は、相手の気持ちを考えてみる機会をつくることとし、それに関連する項目である3-(1)(2)(4)、6-(2)を相互に関連させながら指導することにしました。
 エでは、友達との活動を楽しむことを通して、場に応じた行動を適切なコミュニケーションを経験することができるように指導することとし、2-(1)、3-(3)(4)、6-(5)が関連しています。

自立活動目標設定シート

学部学年 _____ 氏名 _____

障がい名等 _____

障がいの程度、発達や経緯の程度、興味、関心、生活や学習などについての情報収集

実施形態 _____

※選定した項目を関連づけ具体的な指導内容を設定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<input type="checkbox"/> 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	<input type="checkbox"/> 情緒の安定に関すること。	<input type="checkbox"/> 他者とのかかわりの基礎に関すること。	<input type="checkbox"/> 居住する環境の把握に関すること。	<input type="checkbox"/> 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの基本的技能に関すること。
<input type="checkbox"/> 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	<input type="checkbox"/> 状況の理解と変化への対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 他者の意図や感情の理解に関すること。	<input type="checkbox"/> 言葉や図解の特性への対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 姿勢保持と運動・動作の補助的用具の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 言語の受容と表出に関すること。
<input type="checkbox"/> 身体各部の状態の理解と管理に関すること。	<input type="checkbox"/> 障害による学習上又は生活上の困難を克服・軽減する事に関すること。	<input type="checkbox"/> 自己の理解と行動の調整に関すること。	<input type="checkbox"/> 言葉や図解の特性への対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要な基本動作に関すること。	<input type="checkbox"/> 言語の形成と活用に関すること。
<input type="checkbox"/> 健康状態の維持・改善に関すること。	<input type="checkbox"/> 集団への参加の基礎に関すること。	<input type="checkbox"/> 言葉や図解の特性への対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 言葉や図解の特性への対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 身体移動能力に関すること。	<input type="checkbox"/> コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
					<input type="checkbox"/> 状況に応じたコミュニケーションに関すること。



VIII VIIで設定した指導内容を踏まえ、短期指導目標を設定します。					
○ペットボトルボウリングやテーブル卓球等の活動を通して友達と楽しく関わり、できるだけ自分の気持ちを表現し、自分から関わろうとすることができる。					



3 指導の展開と評価及び改善点

これまで、熊本城君の自立活動について、指導目標及び指導内容を設定してきました。ここでは、その指導の展開例・評価及び改善点について示します。

(1) 指導の展開例

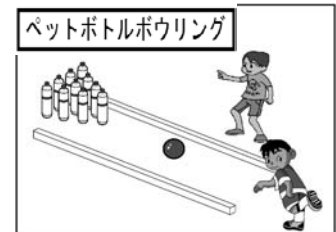
短期指導目標

ペットボトルボウリングやテーブル卓球等の活動を通して、友達と楽しく関わり、できるだけ自分の気持ちを表現し、自分から関わろうとすることができる。

<2人1チームでペットボトルボウリングを行う>

ア 2人が交替でボールを投げ合う方法で行い、他のチームと得点を競うようにした。

イ チームの1人が投げ終わったら、もう1人が拍手で相手のプレイをねぎらうようにし、2人とも投げて1フレーム終わったら、お互いに握手をするように決めておいて、2人で協力してゲームを楽しむことができるようにした。



<2人1チームでテーブル卓球を行う>

ア 2人でチームを組み、専用ラケットを使ってテーブル上で小さいボールを転がし、相手チームがボールを床に落とすと得点となるような卓球を行った。

イ 得点をしたらお互いハイタッチをしたり、失敗したりしても「ドンマイ」と声を掛け合ったりする等、一つ一つのプレイについて、必ずチームメイトに対して動作と声掛けで賞賛したり励ましたりするようにした。



(2) 評価（成果と課題）及び改善点

ア 成果

- (ア) ペットボトルボウリングでは、楽しみながらゲームを行う中で、チームメイトに向けて「上手ね」「やったね」等、自ら声を掛けるような様子が随所に見られた。
- (イ) テーブル卓球では、お互いに動作と声掛けで賞賛したり励ましたりすることができ、「次はあそこを狙おうね」「もっと強く打とう」等、お互いにアドバイスをし合うような様子も見られた。

イ 課題

どちらの活動も、ゲームの進行中はお互いに言葉や動作でやり取りをし、協力しながらゲームを楽しむことができたが、ゲームが終了して得点が振るわなかったり、相手チームに負けたりしたときに、お互いが黙ってしまったり、悔しくてラケットを放り投げたりするようなこともあった。そこで、ゲーム終了時には、「ゲーム中にチームメイトを賞賛し励ますことができたか」「どんな言葉や表現で賞賛や励ましができたか」について、教師が言葉でしっかりと評価するようにした。

ウ 改善点

- (ア) チームのメンバーを入れ替えながら、できるだけたくさんの友達とやり取りする機会を増やして行く必要がある。
- (イ) テーブル卓球では、ゲーム展開が早くなってしまいがちなので、ゲーム中に教師が「作戦タイム」を宣告できるようにし、教師が適宜それを宣告しながら、児童同士がお互いにやり取りをする時間をゆっくりと持つことができるようにする。

第4章

「自立活動目標設定シート」 を活用した事例

4-1 「自立活動目標設定シート」を活用した事例 【視覚障がい】

1 事例の概要

【プロフィール】

【氏名】	東町 あい (ひがしまち あい)	【生年月日】	平成21年8月17日
【学校等】	東央市立東央小学校弱視特別支援学級	【学年】	小学1年
【担任名】	水源 杏		

【本人に関する情報】

【状況】

- 弱視特別支援学級に在籍し、当該学年の学習を行っている。
- 視力は遠距離視力(5m)が0.08、近距離視力(30cm)が0.1で、明るい場所ではまぶしさを訴えることがある。

【好きなことや得意なこと】

- 好奇心旺盛で、興味を持ったものに対して目を近づけて見たり、自発的に触って確かめようとしたりする。
- トランポリンや水遊びなど、身体をダイナミックに動かす遊びが好きである。
- おしゃべりが好きで、印象に残った出来事や楽しかったことを事細かに話す。

【行動面】

- 慣れた場所では不自由なく行動できるが、初めて行く場所は廊下の切れ目や段差を確かめるために、歩行がとても慎重になる。
- 身体を動かすことを好むが動きの模倣が難しく、教師の見本を間近で見たり、教師が一部手をとって身体を動かしたりしながら学んでいる。
- 周囲の状況を即座に判断することが難しく、廊下で急に話しかけられても自分に声をかけられたと気付かず、『無視をした』と友達に誤解されたことがあった。
- 集団で初めてするゲームでは、見ることでルールを把握することが難しいため、その場に立ちつくしてしまうことがある。
- はさみで線をまっすぐに切る、紐を結ぶなどの細かい作業が苦手で、注意がそれると雑になってしまう。

【学習状況】

- 国語・算数・自立活動の時間以外は交流学級で授業を受けている。
- 「目」と「日」、「入」と「人」など、似ている漢字の誤りが多い。
- 文章を読むことや細かい絵や図を見ることに時間がかかる。
- 学習に対しては意欲的である。以前は間違えることを嫌がって黙り込んでしまう様子が見られたが、最近では根気強く課題に取り組み、正解を導き出すことが多くなった。
- 視覚補助具は幼稚園の頃から使用経験があり、単眼鏡は遠くを、ルーペは近くを見やすくするものであることは知っている。
- 単眼鏡とルーペを個人購入したが、自分から活用する意欲・態度については今後身に付ける必要がある。
- 4月にフロスティック視知覚発達検査を実施したところ、「図形と素地」「形の恒常性」が苦手であることが分かった。

【家族の状況と保護者の願い】

- 父、母、兄、姉の5人家族の末っ子である。家では家族にわがままを言うことが多い。
- 保護者の願いとしては、先のことはまだよく分からないが、将来は自立して仕事に就いてほしいと願っている。

2 自立活動目標設定シートによる指導目標及び指導内容の設定

学部学年	小学1年	氏名	東町 あい
障がい名等	視覚障がい		

実態把握

障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習などのついでの情報収集	
<p><障がいの状態・発達や経験の程度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○弱視特別支援学級に在籍し、当該学年の学習を行っている。 ○視力は遠距離視力が0.08、近距離視力が0.1で、明るい場所ではまぶしさを訴えることがある。 <p><興味・関心></p> <ul style="list-style-type: none"> ○好奇心旺盛で、興味を持ったものに対して自発的に触って確かめようとする。 ○トランポリンや水遊びなど、身体をダイナミックに動かす遊びが好きである。 <p><生活面></p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体を動かすことを好むが動きの模倣が難しく、教師の見本を間近で見たり、教師と身体を動かしたりしながら学んでいる。 ○周囲の状況を即座に判断することが難しく、廊下で急に話しかけられても自分に声をかけられたと気付かず、『無視をした』と友達に誤解されたことがあった。 ○集団で初めてするゲームでは、見ることでルールを把握することが難しいため、その場に立ちつくしてしまうことがある。 ○はさみで線をまっすぐに切る、紐を結ぶなどの細かい作業が苦手で、注意がそれると手元をあまり見ずに手探りでしてしまうことが多い。 <p><学習面></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国語・算数・自立活動の時間以外は交流学級で授業を受けている。 ○「目」と「日」、「入」と「人」など、似ている漢字の誤りが多い。 ○文章を読むことや複雑な図の理解に時間がかかる。 ○視覚補助具は幼稚園の頃から使用経験があり、単眼鏡は遠くを、ルーペは近くを見やすくするものであることは知っている。 ○単眼鏡とルーペを個人購入したが、自分から活用する意欲・態度については今後身に付ける必要がある。 ○4月にフロスティック視覚発達検査を実施したところ、「図形と素地」「形の恒常性」が苦手であることが分かった。 	



※幾つかの指導目標の中で優先する目標として

長期指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ①単眼鏡・ルーペ・拡大読書器の基本的操作を身に付け、活用しようとする。 ②学年相当の文章を1分間に100文字以上読むことができる。 ③集団に参加するための決まりを理解し、参加して活動できる時間が増える。
--------	---

※指導目標の丸囲みの数字は説明上の表記であり、指導の優先順位を示すものではありません。



※指導目標を達成するために必要な項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<input type="checkbox"/> 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	<input type="checkbox"/> 情緒の安定に関すること。	<input type="checkbox"/> 他者とのかかわりの基礎に関すること。	<input type="checkbox"/> 保有する感覚の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
<input type="checkbox"/> 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	<input type="checkbox"/> 状況の理解と変化への対応に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 他者の意図や感情の理解に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 感覚や認知の特性への対応に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 言語の受容と表出に関すること。
<input checked="" type="checkbox"/> 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	<input type="checkbox"/> 自己の理解と行動の調整に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要な基本動作に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 言語の形成と活用に関すること。
<input type="checkbox"/> 健康状態の維持・改善に関すること。		<input type="checkbox"/> 集団への参加の基礎に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 身体の移動能力に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
			<input type="checkbox"/> 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	<input type="checkbox"/> 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

※選定された項目を関連付け具体的な指導内容を設定

具体的な指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ○単眼鏡・ルーペ・拡大読書器などの視覚補助具を活用して効率よく読み書きができるように指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚補助具を使ってよく知ることができた集団遊びのルールを、実際に活動の中で活かし、みんなと楽しく活動ができるよこびを感じられるように指導する。
具体的な指導場面 ○誰が ○いつ ○どこで	<ul style="list-style-type: none"> ○担任が週に1回の自立活動の時間に、視覚教室で指導を行う。 ○弱視特別支援学級や交流学級での授業時にも、必要に応じて視覚補助具を使用する状況を設定し、使用を促していくようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○担任が行う自立活動では、視覚補助具操作の学習教材として、集団遊びのルール等を扱うようにする。 ○弱視特別支援学級担任と交流学級担任が連携し、自立活動で学んだ集団遊びの活動を実際に行う時間を設けるようにする。見やすさや安全面での配慮を行いながら、体育館や運動場で行うようにする。
短期指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ○単眼教のピント合わせを4秒以内に行い、横書きの単文を読んで意味を理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ドッチボールや様々な鬼ごっこ等の集団遊びに参加するためのきまりを理解する。

3 指導の展開（例）

短期指導目標

- ① 単眼鏡のピント合わせを4秒以内に行い、横書きの短文を読んで意味を理解することができる。
 - ③ ドッジボールや様々な鬼ごっこ等の集団遊びに参加するためのきまりを理解する。
- ※1～2学期／週1回の自立活動で実施する。

＜単眼鏡を活用して視認力を高める＞

- スクリーンから5m離れた椅子に座り、単眼鏡のピント合わせを必ず行った。
- ※ピントが合っているかどうかを指導者が客観的に確認するには、単眼鏡を使っていないときにはとれていない詳細な情報について具体的に尋ねる必要がある。細かい情報を視認できるまでピント合わせを繰り返すようにした。
- スクリーンに映し出された数字や動く文字を読む学習を行った。
- 短文読みの課題として、ドッジボールのルールや困ったときの対処方法を扱うようにした。楽しく取り組めるように、間違い探しやクイズ形式で出題するようにした。
- ※日中は窓から強い光が差し込むため、遮光カーテンがある教室を使用した。



あと 3 びょう

こんなときどうする？

ドッジボールであいてチームにボールをあてられたとき。

- ①そのまま立っている。
- ②コートの外に出る。
- ③しらないふりをする。

4 評価（成果と課題）及び改善点

（1）成果

- 回数を重ねるごとに、素早く単眼鏡をのぞき込み、平均4秒程度で見たいものにピントを合わせることができるようになった。重なった文字等も視認ができるようになり、ピントの精度が上がったことがうかがえた。
- 集団遊びのルールは、楽しみながら適切な方法を学ぶことができた。実際のゲームでは、運動場に白線を濃くはっきり引き、要所にコーンを置いたことで自分のチームと相手チームの場所の区別ができるようになった。また、同じチームの友達に「○○ちゃん、後ろからボールがくるよ。」と声をかけてもらうことで、少しずつゲームに参加できるようになった。

（2）課題

- 単眼鏡の操作と視覚認知の力は高まっているが、現在は担任に促されて使うことが多い。
- ゲームのルールはおおよそ理解でき参加しているが、困ったときは教師に援助を求めることが多い。

（3）改善点

- 単眼鏡の操作については、縦書きの文章読みや大きな図形などを見て、部分をつなげながら全体を理解する課題にも取り組むようにする。
- 単眼鏡を使って効果的に情報が得られたことをほめ、単眼鏡を使うことのよさを本人にしっかりフィードバックし、その経験を積み重ねるようにする。
- 集団遊びでは、ビブスを着用してチームを把握しやすくしたり、ボールは本人が最も見やすい色の物を使ったり、ボールを投げる人が、「行くよ。」と事前に声をかけたりするなど、弱視の児童に限らずみんなが取り組みやすい環境づくりを行うようにする。

4-2 「自立活動目標設定シート」を活用した事例 【聴覚障がい】

1 事例の概要

【プロフィール】

【氏名】 東町 太郎（ひがしまち たろう） 【生年月日】平成19年12月10日

【学校等】肥後市立肥後南小学校難聴特別支援学級 【学年】小学4年

【担任名】白川 健二 ※担任は難聴特別支援学級担当3年目

【本人に関する情報】

【状況】

- 先天性の感音性難聴 平均聴力レベル 右65dB 左60dB
両耳補聴器装用。
補聴器装用閾値は500Hz、1000Hz、2000Hz でおおむね30dB
発音は、サ行音がシャ行音になりやすい。聴き取りでは、サ行音の聴き間違いが多い。
おしゃべりは好きで、友達と積極的に会話をしようとしている。
- 自分のきこえについては、まだよく分かっておらず、オーディオグラム等を使って自立活動の時間に学習中である。
- 難聴特別支援学級では国語と算数、自立活動を学習している。
- 交流学級の授業では、デジタル補聴援助システム使用し、担任がノートテイク等のサポートをしている。授業が始まる前に、自分から先生にマイクを「お願いします」と持って行くことができる。
- 積極的に会話に参加しているが、聴き間違い、聴き漏らしがあり、友達とのコミュニケーションがうまくいかなることがある。
- 学年相応の語彙力が身に付いていないので、文章の理解が困難な面がある。
- 文章は、助詞の間違いはほとんどないが、気持ちを読み取ったり、自分の考えを書いたりすることが苦手である。

【好きなことや得意なこと】

- ゲームが好きで、休みの日はゲームをしている。好きなゲームの話になると、一生懸命話す。
- 体を動かすことも好きで、学校の休み時間は友達と一緒にサッカーをしている。

【行動面】

- 友達と誰とでも元気に遊ぶことができるが、聴き間違いのため、時々トラブルになることがある。
- 友達や大人との会話の中で分からないことがあっても、分かったふりをしていることが多い。自分から「もう一回言ってください」と言うことができない。

【学習状況】

- 国語の読み取りは苦手であるが、漢字は丁寧に正しく書くことができる。
- 算数の計算は得意である。文章問題になると、文章理解が難しいので、絵や図に書いてのサポートが必要である。
- 昆虫が大好きで、理科の学習は積極的に取り組んでいる。

【家族の状況と保護者の願い】

- 家族は、父、母、姉の4人である。就学前は難聴児通園施設で週一回の療育を受けており、保護者も聴覚障がいについて理解があり、子供の教育に積極的である。
- 保護者の願いとしては、学校で楽しく生活し学力を付け、将来自立して生活していけるようになってほしい。進路については、一般の中学校、高校進学を望んでいる。

2 自立活動目標設定シートによる指導目標及び指導内容の設定

学部学年	小学4年	氏名	東町 太郎
障がい名等	感音性難聴		

実態把握	障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習などについての情報収集
	<p><障がいの状態・発達や経験の程度></p> <p>○先天性感音性難聴。平均聴力レベル 右65dB 左60dB 両耳補聴器装着</p> <p>○補聴器装着時間値はおおむね30dB</p> <p>○オーディオグラムの見方についてはまだはっきりと分かっておらず、自立活動で学習中である。</p> <p>○発音は、サ行音がシャ行音になりやすい。サ行音の聴き間違いが多い。</p> <p>○難聴特別支援学級では、国語、算数、自立活動を学習している。その他の教科は交流学級で、デジタル補聴援助システムを使用し、難聴特別支援学級担任が自立を妨げない程度のサポート(ノートテイクやパソコンテイク等)を行っている。</p> <p>○学年相応の語彙力が身に付いていないので、文章の理解が困難な面がある。</p> <p>○文章は、助詞の間違いはほとんどないが、気持ちを読み取ったり、自分の考えを書いたりすることが苦手である。</p> <p>○積極的に友達と会話しているが、聴き間違い、聴き漏らしがあり、友達とのコミュニケーションがうまくいかないときがある。</p> <p><興味・関心></p> <p>○ゲームが好きで、休みの日はゲームをしている。好きなゲームの話になると一生懸命話す。</p> <p>○体を動かすことが好きで、休み時間は友達と一緒にサッカーをしている。</p> <p><生活面></p> <p>○特記事項なし</p> <p><学習面></p> <p>○国語の読み取りは苦手であるが、漢字は丁寧に正しく書くことができる。</p> <p>○算数の計算は得意である。文章問題になると、文章理解が難しいので、絵や図に書いてのサポートが必要である。</p> <p>○昆虫が大好きで、理科の学習には積極的に取り組んでいる。</p>



※幾つかの指導目標の中で優先する目標として

長期指導目標	<p>①自分のオーディオグラムから自分のきこえ方を知り、友達に自分なりの言葉で説明することができる。</p> <p>②言語力やコミュニケーション力を高めるために、学年相応の生活言語や学習言語を増やす。</p>
--------	--

※指導目標の丸囲みの数字は説明上の表記であり、指導の優先順位を示すものではありません。



※指導目標を達成するために必要な項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<input type="checkbox"/> 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 情緒の安定に関する事。	<input type="checkbox"/> 他者とのかかわりの基礎に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 保有する感覚の活用に関する事。	<input type="checkbox"/> 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
<input type="checkbox"/> 病気の状態の理解と生活管理に関する事。	<input type="checkbox"/> 状況の理解と変化への対応に関する事。	<input type="checkbox"/> 他者の意図や感情の理解に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 感覚や認知の特性への対応に関する事。	<input type="checkbox"/> 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 言語の受容と表出に関する事。
<input checked="" type="checkbox"/> 身体各部の状態の理解と養護に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 自己の理解と行動の調整に関する事。	<input type="checkbox"/> 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要な基本動作に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 言語の形成と活用に関する事。
<input type="checkbox"/> 健康状態の維持・改善に関する事。		<input checked="" type="checkbox"/> 集団への参加の基礎に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。	<input type="checkbox"/> 身体の移動能力に関する事。	<input type="checkbox"/> コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
			<input type="checkbox"/> 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	<input type="checkbox"/> 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※選定された項目を関連付け具体的な指導内容を設定

具体的な指導内容	<p>○オーディオグラムから自分のきこえ方について理解を促す。</p> <p>○補聴器やデジタル補聴援助システムについて知らせ、使い方についても理解を促す。また、自分にとって補聴器やデジタル補聴援助システムは大切な物であることを理解できるようにする。</p>	<p>○学年相応の言語を習得するために、テーマになる言葉を設定し、その言葉から連想される言葉を発表させていく。クロスワードや連想ゲーム等を通して楽しみながら語彙を増やす。</p>
具体的な指導場面	<p>○教師が、難聴特別支援学級で自立活動の時間に行う。</p> <p>○補聴器、デジタル補聴援助システムの聴こえ方については、難聴特別支援学級で、毎日授業開始前に確認を行うようにする。</p>	<p>○担任が、難聴特別支援学級で自立活動の時間に行う。</p>
短期指導目標	<p>○補聴器やデジタル補聴援助システムについて仕組みを知り、使い方について理解することができる。</p>	<p>○「季節」に関する言葉を連想し、言葉を広げることができる。</p>

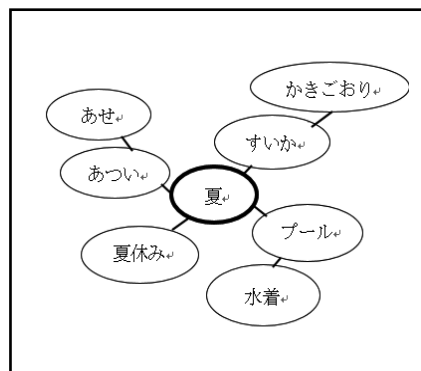
3 指導の展開（例）

短期指導目標②：「季節」に関する言葉を連想し、言葉を広げることができる。

〈連想ゲームをしよう〉

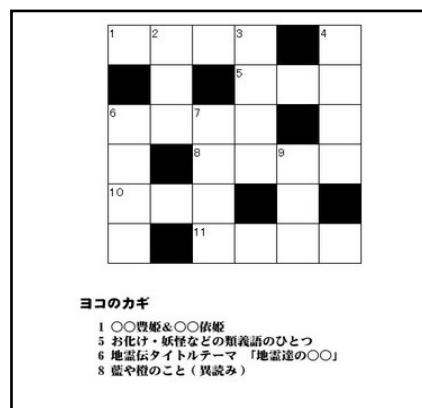
- (1) 教師と一緒に、テーマの「夏」からイメージされる言葉を発表する。
- (2) なかなか言葉が出てこないときには、「食べ物」「虫」「遊び」などのヒントから考える。
- (3) 「夏」からイメージする言葉をさらに豊かにするために、絵や写真、インターネット等を使って教師と話し合い、ノートに記録する。

※学習が終わった後も、思いついた言葉をノートに書く。



〈クロスワードをしよう〉

- (1) クロスワードのやり方を知る。問題文を読んで、自力で答えを書く。
- (2) 自力で答えが書けたところの答え合わせをする。
- (3) 分からないところは、教師と一緒に、インターネット等を使って調べる。



4 評価（成果と課題）及び改善点

(1) 成果

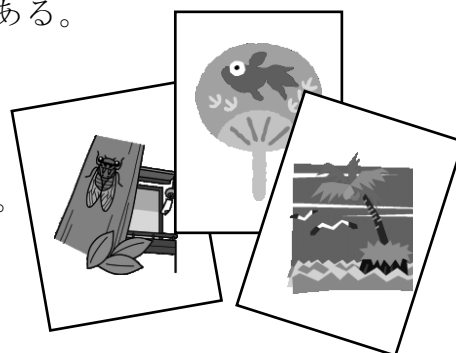
- 自分の知っている言葉をたくさん言えたので、喜んでいて。言葉の意味を説明する時も、自分の体験を交えながら話すことができた。
- 学習した夏の言葉を使って日記に書いたことを交流学級の担任からほめられ、文章を書くことへの自信につながった。
- 分からなかった言葉や、意味をうまく説明できなかった言葉は、絵や写真、インターネットの動画を見ることで、理解することができた。また、自分で調べてみようという意欲につながった。

(2) 課題

- 本人が得意なテーマの時は、発言も多く意欲的に学習できるが、苦手なテーマの時は、発言も少なくなる。語彙を増やし、意欲的に学習するためにも視覚的な教材を準備して学習する必要がある。
- 言葉を楽しく学習できるよう、ゲーム的な要素を設定し、意欲的に活動でき、達成感を感じられるようにする必要がある。

(3) 改善点

- 本人が体験したことや、興味を持ちそうなテーマを準備し、ことばのイメージが広がるような教材（絵、写真、動画等）の工夫をする。
- 新しく学習した言葉を広げるために、日記指導等を通して、意図的にその言葉を使う場面を増やせるよう、家庭と連携していく。



4-3 「自立活動目標設定シート」を活用した事例 【肢体不自由】

1 事例の概要

【プロフィール】

[氏名] 金峰山 登 (きんぼうざん のぼる) [生年月日] 平成15年5月10日

[学校等] 肥後市立肥後中学校肢体不自由特別支援学級 [学年] 中学1年

[担任名] 石上 山登

【本人に関する情報】

【状況】

- 脳性まひで体幹機能障がいがあり、普段は車椅子で過ごす。
- 椅子などに座る時はつかまり立ちで身体を支えることはできるが、身体の向きを変えるときには教師の支援が必要である。
- 人との関わりが好きで、身振りサインや声を出して自分の要求を伝えようとする様子が見られる。
- 短下肢装具（ブーツ型の補装具）を着用している。調子がよいときには15分程度つかまり立ちや介助歩行ができる。

【好きなことや得意なこと】

- テレビやパソコンでアニメや動画を見ることが大好きである。
- 車やバス、電気のスイッチなどに興味を持っている。最近では、車が通る様子が見える教室まで車椅子で行き、走る車をよく見ている。
- 体を動かしたり、歌を聴いたりすることが好きで、音楽に合わせて自分で体を動かしたり手拍子をしたりして楽しむ様子が見られる。

【行動面】

- 教室では車椅子を自分で動かしたり、四つ這いしたりして、自分の好きな所へ移動し、興味のあるものを取ろうとする様子が見られる。
- 友達と一緒に協力しながら、日直や係の仕事を行うことができる。
- 日程表を見ながら、自分で行動することができる。
- 好き嫌いがはっきりしており、嫌なことは表情や身振りで「いや」と意思表示をすることができる。

【学習状況】

- 周囲の様子などが気になって注意が散漫になることがあるが、好きなことや興味のあることには集中して取り組むことができる。
- 自分の名前や身近な物の名前などについては、写真と文字のマッチングができるものが増えてきた。
- 5までの数字と具体物の数を一致させることは難しい。

【家族の状況と保護者の願い】

- 家族は、父、母、祖父母、姉、弟の7人である。きょうだいの仲は良く、一緒にテレビを見たり、パソコンで動画を見たりして楽しんでいる。
- 保護者の願いとしては、将来的には、少しでも今より安全に歩けるようになることを願いつつ、特別支援学校高等部に進学し、卒業後は施設を利用して、多くの人との関わりを楽しみながら過ごしてほしいと考えている。

2 自立活動目標設定シートによる指導目標及び指導内容の設定

学部学年	中学1年	氏名	金峰山 登
障がい名等	肢体不自由		

実態把握	障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習などについての情報収集
	<p><障がいの状態・発達や経験の程度></p> <p>○脳性まひで体幹機能障がいがあり、普段は車椅子で過ごす。 ○椅子などに座る時は、つかまり立ちで身体を支えることができるが、身体の向きを変える時には教師の支援が必要である。 ○短下肢装具(ブーツ型の補装具)を着用しており、調子が良いときには15分程度つかまり立ちや介助歩行ができる。</p> <p><興味・関心></p> <p>○テレビやパソコンでアニメや動画を見るのが大好きである。 ○車やバス、電気のスイッチなどに興味を持っている。最近、車が通る様子が見える教室まで車椅子で行き、走る車をよく見ている。 ○体を動かしたり、歌を聴いたりすることが好きで、音楽に合わせて自分で体を動かしたり手拍子をしったりして楽しむ様子が見られる。</p> <p><生活面></p> <p>○自分で車椅子を動かしたり、四つ這いしたりして、自分の好きな所へ移動し、興味のあるものを取ろうとする様子が見られる。 ○友達と一緒に協力しながら、日直や係の仕事を行うことができる。</p> <p><学習面></p> <p>○周囲の様子などが気になって注意が散漫になることがあるが、好きなことや興味のあることには集中して取り組むことができる。 ○自分の名前や身近な物の名前などについては、写真と文字のマッチングが出来るものが増えてきた。</p>



※幾つかの指導目標の中で優先する目標として

長期指導目標	<p>①手すりや歩行器を使用し、自分で歩行できる距離を伸ばす。 ②車椅子から便座や椅子にスムーズに移乗することができる。</p>
--------	--

※指導目標の丸囲みの数字は説明上の表記であり、指導の優先順位を示すものではありません。



※指導目標を達成するために必要な項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<input type="checkbox"/> 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	<input type="checkbox"/> 情緒の安定に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 他者とのかかわりの基礎に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 保有する感覚の活用に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
<input type="checkbox"/> 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 状況の理解と変化への対応に関すること。	<input type="checkbox"/> 他者の意図や感情の理解に関すること。	<input type="checkbox"/> 感覚や認知の特性への対応に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。	<input type="checkbox"/> 言語の受容と表出に関すること。
<input type="checkbox"/> 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	<input type="checkbox"/> 自己の理解と行動の調整に関すること。	<input type="checkbox"/> 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に必要な基本動作に関すること。	<input type="checkbox"/> 言語の形成と活用に関すること。
<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態の維持・改善に関すること。		<input checked="" type="checkbox"/> 集団への参加の基礎に関すること。	<input type="checkbox"/> 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 身体の移動能力に関すること。	<input type="checkbox"/> コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
			<input type="checkbox"/> 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	<input type="checkbox"/> 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

※選定された項目を関連付け具体的な指導内容を設定

具体的な指導内容	○大好きなバス停へバスを見に行くことを目標として、つかまり歩きや歩行器を使用している歩行に取り組み、体力の向上と、歩行能力の向上を指導する。	○友達や教師と一緒につかまり立ちで台車カートに乗り、前後に移動したり大きなカーブを描いたり、坂道やガタガタ道などを通りながら移動することで、全身のバランス感覚や足の裏の感覚を意識できるようにする。	○車椅子⇄椅子・床、車椅子⇄便座等、可能な限り機会を設定し、移乗がスムーズにできるように指導する。
具体的な指導場面	○担任が自立活動の時間に、教室やプレイルーム、廊下、体育館などで行う。	○担任が自立活動の時間に、プレイルームや体育館などで行う。	○担任が、教科や自立活動の時間、給食やトイレの時間に、教室やランチルーム、トイレなどで行う。
短期指導目標	○大好きなバスを見るために、バス停まで、つかまり歩きで30m程度、歩行器で70m程度を歩いて行くことができる。	○友達や教師と一緒につかまり立ちで台車カートに乗り、大きなカーブや坂道やガタガタ道などを通りながら移動する中で、自分で身体のバランスをとることができる。	○車椅子から椅子へ移動時に、自分の身体の向きを考えて、教師の支援を受けながら移動することができる。

3 指導の展開（例）

短期指導目標①

大好きなバスを見るため、バス停まで、つかまり歩きで 30m程度、歩行器で 70m程度を歩いていくことができる。

<バスを見に行こう>

- (1) 大好きなバスを見ることを目標に決め、バス停まで意欲的に歩いて行けるようにした。
- (2) つかまり歩きと歩行器を使用して歩くようにした。意欲的に取り組めるように、初めは、つかまり歩きの距離を短くし、歩行器での移動を長めに設定し、徐々につかまり歩きの距離を伸ばすようにした。
- (3) つかまり歩きは、手すりを使ったり、壁をつたい歩きしたりしながら、坂道や段差またぎ、階段等をコースに取り入れながら取り組むようにした。
- (4) 移動中は、「階段を登ったらバス停だよ。」など本人が楽しみになるような会話をしながら取り組むようにした。

歩行器を使用している歩行の様子



段差またぎの様子



4 評価（成果と課題）及び改善

(1) 成果

- 大好きなバスを見に行くことを目標に取り組んだことで、最後まで諦めずに自分から意欲的に歩こうとする様子が見られた。
- つかまり歩きでの足の運びがとてもスムーズになり、歩行器での移動姿勢も安定し、移動できる距離も伸びてきた。ふらつきがあり腰の支えが必要だった5 cm程度の段差またぎも、両手でしっかりと身体を支え、片足を上げることができるようになってきた。

(2) 課題

- 段差またぎでは、段差の高さを徐々に高くしながら取り組んだことで5 cm程度の段差まで自分で超えることができるようになってきたが、階段の昇降に関しては、まだ教師が腰を支える等の支援が必要である。
- バス停までのコースに見通しを持ち取り組むことができてきたが、少しコースに慣れてきた分、足元への注意が疎かになりつまずいたり、手すりをしっかりと掴めていない様子が見られたりすることがあった。

(3) 改善点

- 段差の高さや幅を変えたり、様々な大きさの段差を異なる間隔で並べたりしながらコースに変化を持たせ、取り組んでいく必要がある。
- 状況を確認しながら、「しっかりと手すりを持ってね」や「足元をしっかりと見てね」と再度声かけをしながら取り組む。
- バス停以外の目標を幾つか増やしたり、コースを自分で選択したり、歩行器での移動の際には、好きな音楽をかけたりするなど、より楽しく取り組めるように工夫する。

4-4 「自立活動目標設定シート」を活用した事例 【病弱・身体虚弱】

1 事例の概要

【プロフィール】

[氏名]	黒石 太郎 (くろいし たろう)	[生年月日]	平成14年8月8日
[学校等]	肥後市立肥後中学校病弱・身体虚弱特別支援学級	[学年]	中学2年
[担任名]	合志 みらい	※担任は1年時から持ち上がり	
[本人に関する情報]			

【状況】

- 小学5年の7月に突発性拡張型心筋症の診断を受け、手術後2か月間入院していた。
- 手帳は身体障害者手帳の1種1級を持っている。学校生活管理指導表指導区分B。
- 担当医より本人に病名や病状について告知されている。
- 特性で慣れない集団の中や場所で食事をとることが苦手である。
- 運動は息が上がるなどの負荷がかかりすぎない範囲で可能。運動する際は途中で、10分～15分間のインターバルを入れる等脈拍124以上にならないようにする。
- 気温が低い時は朝起きられなかったり、身体を動かすことに時間がかかったりする。
- 寒さ、暑さで疲労しやすく、特に冬季に体調を崩しやすい。衣服の調節が必要だが、自分のこだわりのため、気候と不相应な衣服を着てくることがある。風邪等の防止のため終日マスクを着用する。
- 心臓に負担がかかるので、大きな声を出すことはできない。
- 病気になる前の感覚で判断し現在の体力の限界以上にがんばる。中学1年生の時には休養を取るよう声かけしても素直に聞き入れず自分の体力の限界以上に動いた。そのため、血中酸素飽和度(SPO₂)が下がり、結果1～2時間の休養が必要となって、その後の授業に参加できないことがあった。

【好きなことや得意なこと】

- パソコンに興味があり検定取得の希望がある。細かい作業が得意である。
- 趣味は、写真撮影やゲーム、ベース演奏、音楽鑑賞、プラモデル作り。
- 運動制限はあるが体を動かすことは好きである。病気を発症する前は野球部でがんばっていた。

【行動面】

- 休み時間は友達と仲良く話していることが多い。体調がきついときなど、場に関係なく自分の思いを攻撃的な言い方で伝えることがある。
- 役割が多いと負担加重で休養が必要になるが、学級委員長を引き受けたり委員会活動で委員長を務めたりするなど、リーダーシップを発揮することができる。
- 10分以上の立位をとってはいけない。階段昇降はゆっくりであるなら歩いてよい。学校内は普通の速度であれば歩いてよい。
- 体力維持のため家庭では無理のない範囲でのウォーキング等に取り組んでいる。

【学習状況】

- 当該学年の教科学習に取り組んでいて、授業態度は真面目である。体育は運動を制限して、参加又は見学をしている。

【家族の状況と保護者の願い】

- 家族は、父、母、祖父母、弟の6人である。学校への送迎は母親が行っている。
- 保護者は、学校生活の中で健康管理を行うとともに教科の勉強をがんばってほしいと考えている。将来はパソコンを活用した仕事を希望している。

2 自立活動目標設定シートによる指導目標及び指導内容の設定

学部学年	中学2年	氏名	黒石 太郎
障がい名等	突発性拡張型心筋症		

実態把握	障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習などのついでの情報収集
	<p><障がいの状態・発達や経験の程度></p> <p>○手帳は身体障害者手帳の1種1級。学校生活管理指導表指導区分B。医師より病名・病状の告知を受けている。</p> <p>○特性で慣れない集団の中や場所で食事をとることが苦手である。</p> <p>○運動は息が上がるなどの負荷がかかりすぎない範囲で可能。運動する際は途中で10分～15分間のインターバルを入れる等、脈拍124以上にならないようにする。</p> <p>○心臓に負担がかかるので、大きな声を出すことはできない。</p> <p>○病気になる前の感覚で判断し現在の体力の限界以上にがんばる。自分の体力の限界以上に動いてしまうため、血中酸素飽和度(SPO2)が下がり、結果1～2時間の休養が必要となって、その後の授業に参加できないことがあった。</p> <p><興味・関心></p> <p>○パソコンに興味があり検定取得の希望がある。細かい作業が得意である。</p> <p>○運動制限はあるが体を動かすことは好きである。病気を発症する前は野球部でがんばっていた。</p> <p><生活面></p> <p>○気温が低い時は朝起きられなかったり、身体を動かすことに時間がかかったりする。</p> <p>○寒さ、暑さで疲労しやすく、特に冬季体調を崩しやすい。衣服の調節が必要だが、見た目を重視してしまうことがある。風邪等の防止のため終日マスクを着用する。</p> <p><学習面></p> <p>○体育は一般学級の生徒と一緒に活動し、運動を制限しての参加か見学をしている。</p>



※幾つかの指導目標の中で優先する目標として

長期指導目標	<p>①生活振り返りシートをもとに日々の健康状況を教師と一緒に振り返ることができる。</p> <p>②スポーツ活動を通してスポーツの楽しさを感じて意欲的に取り組んだり、運動量を自分で調節したりすることができる。</p>
--------	---

※指導目標の丸囲みの数字は説明上の表記であり、指導の優先順位を示すものではありません。



※指導目標を達成するために必要な項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<p>■生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。</p> <p>■病気の状態の理解と生活管理に関すること。</p> <p>□身体各部の状態の理解と養護に関すること。</p> <p>■健康状態の維持・改善に関すること。</p>	<p>■情緒の安定に関すること。</p> <p>■状況の理解と変化への対応に関すること。</p> <p>■障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。</p>	<p>□他者とのかかわりの基礎に関すること。</p> <p>■他者の意図や感情の理解に関すること。</p> <p>■自己の理解と行動の調整に関すること。</p> <p>■集団への参加の基礎に関すること。</p>	<p>□保有する感覚の活用に関すること。</p> <p>□感覚や認知の特性への対応に関すること。</p> <p>□感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。</p> <p>□感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。</p> <p>□認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p>	<p>□姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>□姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>■日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>□身体の移動能力に関すること。</p> <p>□作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p>	<p>□コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>■言語の受容と表出に関すること。</p> <p>■言語の形成と活用に関すること。</p> <p>■状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p>

※選定された項目を関連付け具体的な指導内容を設定

具体的な指導内容	○日々の生活振り返りシートをもとに、一週間の血中酸素飽和度(SPO2)の値の変化や、服薬状況、体調変化等について振り返らせ、反省点や今後の健康管理等について確認できるよう指導する。	○特別支援学級のみで行うスポーツ吹き矢等の活動を設定し、それぞれに運動制限がある中で工夫した点等を共有しながら競技を楽しめるよう指導する。
具体的な指導場面 ○誰が ○いつ ○どこで	○担任が自立活動の時間に、教室や個別学習室などで指導する。	○担任が自立活動の時間に、教室やプレイルームなどで指導する。
短期指導目標	○生活の振り返りシートをもとに、日々の健康状況を教師と一緒に振り返ることができる。	○スポーツ吹き矢等の活動で、自分の体力を考えながら行動を調整し、無理のない範囲で競技を楽しむことができる。

3 指導の展開（例）

短期指導目標①

生活振り返りシートをもとに、日々の健康状況を教師と一緒に振り返ることができる。

＜生活振り返りシートをもとに健康状況について振り返る（毎時間の最初に15分程行う）＞

- (1) 学期毎に生活や健康状況に関する目標を立て、評価を行った。
 - (2) 家庭での生活状況（起床就寝状況や運動状況、服薬等）についても振り返りを行った。
 - (3) 登下校時や運動前後の血中酸素飽和度（SPO2）の値について確認を行い、運動量を決定した。
 - (4) 体調面や精神面の変化を確認し、原因や予防等について話し合った。
 - (5) 月に2回は1時間の頻度で、自分の健康に関することや学校行事の参加方法等について学習を行った。（適度な運動量について、飲んでる薬の種類や効能について、睡眠の大切さについて、休憩の取り方について、姿勢の保持について、バランスのとれた食事について、今後の学校行事の参加について等）
- *授業では、必ず自分ができるようになったことや、がんばっていることも併せて確認するようにした。

月		日々の生活振り返りシート							肥後市立肥後中学校 2年1組 合志 みらい		
目標：		(1) 服薬・体調管理、必ず7時間半以上の睡眠時間をとる。									
		(2) 登下校時と運動前後にSPO2の値を測る。									
		(3) 家庭でも体調を考慮してウォーキングする。									
日	曜	就寝時刻	起床時刻	睡眠時間	ウォーキング (単位:km)	SPO2値 (測定時刻)	SPO2値 (測定時刻)	SPO2値 (測定時刻)	SPO2値 (測定時刻)	服薬確認 夜 朝	今日の体調 (一言)
1	金	:	:	:							
2	土	:	:	:							
3	日	:	:	:							

4 評価（成果と課題）及び改善点

(1) 成果

- 生徒の病状理解や健康に関する学習を定期的に行ったことで、取り組んでいる内容についての理論的な裏付けや、今後の自分の生活に関する自己管理の重要性について認識を深めることができた。
- 1週間や1ヶ月間の取り組みについて振り返ることで、できるようになったことやがんばりを教師と一緒に確認することができ、自己肯定感を高めることができた。
- 生活振り返りシートを通して、健康状況の変化について確認したことで、今後の課題や運動量、学校行事への参加方法等について、具体的に考えることができた。

(2) 課題

家庭でのウォーキング等、体を動かす活動が大好きなため、決められた運動量を超えて歩いてしまうことがあった。それを注意されることが嫌で、生活振り返りシートにウォーキング距離を短めに書いてしまうことが何度かあった。

(3) 改善点

- 保護者との情報共有はできてきたので、今後担当ドクターとも更に連携を図り、三者で話し合う場を設ける等、情報の共有を図る必要がある。
- 今後、生活振り返りシートの形式や項目について、生徒の実態の変化に合わせて定期的に見直しを行ったり、生徒本人や担当ドクター、保護者の意見等も取り入れたりしながら、改善していきたい。
- 保護者にも定期的に生活振り返りシートを見てもらい、家庭でも生徒と一緒に生活リズムについて考えてもらう等、家庭との更なる連携を図っていきたい。

4-5 「自立活動目標設定シート」を活用した事例 【発達障がい】

1 事例の概要

【プロフィール】

【氏名】球磨川 登（くまがわ のぼる） 【生年月日】平成17年12月10日
【学校等】肥後市立肥後小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級 【学年】小学5年
【担任名】市房 桜 ※第5学年次より担任

【本人に関する情報】

【状況】

- 自閉症スペクトラム、ADHD、軽度の知的障がいの診断を受けている。
- 療育手帳B2を持っている。

【好きなことや得意なこと】

- メダカを飼育したり、植物を育てたりすることが好きである。
- 休日は、畑仕事や草刈りをして過ごすことが多い。
- ダンスが好きで、リズム良く体を動かして踊ることができる。
- インターネットをしたり、テレビを見るのが好きで、家庭では好きな歌手を調べたり、スポーツを見たりしている。

【行動面】

- 身辺自立は、ほぼできている。
- 体操服等は、きちんとたたむことは難しいが、おおまかにたたむことができる。
- メダカの飼育係に、責任を持って取り組むことができる。
- 休み時間は、友達と運動場で遊ぶ様子が多く見られる。
- 年下の子供の面倒を見ることが好きである。
- 言葉が荒くなったり、物に当たったりすることがある。
- ドッジボール等のルールや勝敗のあるゲームでは、負けそうになるとやめ、場を離れる様子が見られる。
- こだわりが強く、順番が変わったり、いつもと違う状況になったりすると、活動に参加できないことがある。
- コミュニケーション面では、自分の気持ちを上手く伝えることが苦手である。嫌だと思いうる場面に遭遇した時には、物に当たったり、暴言を吐いたりすることで気持ちを表す様子が見られる。その都度、担任が個別に指示や指導をすると素直に受け入れることができる。
- 全校集会や運動会など、大勢の中で活動することが苦手であるが、教師が側にいたり、集団から離れた位置に席を用意したりすることで、参加できるようになってきた。
- 忘れ物をすることが多いが、保護者や担任が事前に確認をすると自分で用意することができる。
- 物をいろいろな場所に置いてしまい、紛失することがある。

【学習状況】

- 小学2年生程度の漢字を使って、2文程度の文章を書くことができる。
- 除法の文章問題では、2桁÷1桁の式を立て、計算することができる。
- 口頭での指示を理解し、指示どおりに調理活動等に取り組むことができる。

【家族の状況と保護者の願い】

- 家族は、父、母の3人である。母親に暴言を吐くことが多くなり、母親から相談を受けることが多くなった。
- 保護者は、イライラした感情を押さえることができるようになってほしい、また、物の紛失が多いため、持ち物の管理ができるようになってほしいと考えている。小学校卒業後は、中学校へ進学し、その後は、特別支援学校高等部進学を希望している。

2 自立活動目標設定シートによる指導目標及び指導内容の設定

学部学年	小学5年	氏名	球磨川 登
障がい名等	自閉症スペクトラム、ADHD、軽度の知的障がい		

実態把握

障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習などのついてに情報収集	
<p><障がいの状態・発達や経験の程度></p> <p>○言葉が荒くなったり、物に当たったりすることがある。</p> <p>○ドッジボール等ルールや勝敗のゲームでは、負けそうになるとやめ、場を離れる様子が見られる。</p> <p>○こだわりが強く、順番が変わったり、いつもと違う状況になったりすると、活動に参加できないことがある。</p> <p>○コミュニケーション面では、自分の気持ちを上手く伝える事が苦手である。嫌だと思ふ場面に遭遇した時には、物にあたったり、暴言を吐いたりすることで行動を表す様子が見られる。その都度、担任が個別に指示や指導をすると素直に受け入れることができる。</p> <p>○全校集会や運動会など、大勢の中で活動することが苦手であるが、教師が側にいたり、集団から離れた位置に席を用意したりすることで、参加できるようになってきた。</p> <p><興味・関心></p> <p>○メダカの飼育をしたり、植物を育てたりすることが好きである。</p> <p>○インターネットをしたり、テレビを見たりすることが好きである。</p> <p>○ダンス等、体を動かすことが好きである。</p> <p><生活面></p> <p>○身辺自立は、ほぼできている。</p> <p>○体操服等をきちんとたたむことが難しいが、おおまかにたたむことができる。</p> <p>○忘れ物をしたり、物を紛失したりすることが多い。</p> <p><学習面></p> <p>○小学2年生程度の漢字を使って、2文程度の文章を書くことができる。</p> <p>○除法の文章問題では、2桁÷1桁の式を立て、計算することができる。</p> <p>○口頭での指示を理解し、指示どおりに調理活動等に取り組むことができる。</p>	



※幾つかの指導目標の中で優先する目標として

長期指導目標	<p>①身近な生活場面で自分の気持ちを言葉で伝えることができる。</p> <p>②ルールや勝敗のあるゲーム的活動に最後まで取り組むことができる。</p>
--------	--

※指導目標の丸囲みの数字は説明上の表記であり、指導の優先順位を示すものではありません。



※指導目標を達成するために必要な項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<input type="checkbox"/> 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 情緒の安定に関すること。	<input type="checkbox"/> 他者とのかかわりの基礎に関する事。	<input type="checkbox"/> 保有する感覚の活用に関する事。	<input type="checkbox"/> 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
<input type="checkbox"/> 病気の状態の理解と生活管理に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 状況の理解と変化への対応に関する事。	<input type="checkbox"/> 他者の意図や感情の理解に関する事。	<input type="checkbox"/> 感覚や認知の特性への対応に関する事。	<input type="checkbox"/> 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。	<input type="checkbox"/> 言語の受容と表出に関する事。
<input type="checkbox"/> 身体各部の状態の理解と養護に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 自己の理解と行動の調整に関する事。	<input type="checkbox"/> 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要な基本動作に関する事。	<input type="checkbox"/> 言語の形成と活用に関する事。
<input type="checkbox"/> 健康状態の維持・改善に関する事。		<input checked="" type="checkbox"/> 集団への参加の基礎に関する事。	<input type="checkbox"/> 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。	<input type="checkbox"/> 身体の移動能力に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
			<input type="checkbox"/> 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	<input type="checkbox"/> 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	<input checked="" type="checkbox"/> 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※選定された項目を関連付け具体的な指導内容を設定

具体的な指導内容	○場面を設定したロールプレイを行い、友達や教師とのやりとりを通して、気持ちを言葉で伝えることができるようにする。	○簡単なゲームで、勝ったときや負けたときの合い言葉や対処の仕方のルールを決める。
具体的な指導場面 ○誰が ○いつ ○どこで	○担任が自立活動の時間に、教室や個別学習室で行う。	○担任が自立活動の時間に、教室やプレイルームで行う。
短期指導目標	○ロールプレイを通して、自分の気持ちを適切な言葉で相手に伝えることができる。	○ボール運び等のゲームを2人1チームで行い、ルールにしたがって取り組むことができる。

3 指導の展開（例）

指導目標① 友達と接する場面でのロールプレイを通して、自分の気持ちを適切な言葉で相手に伝えることができる。

<ロールプレイを行う>

場面①「落とした消しゴムを友達が拾ってくれたとき」

Aさん：学習をしていて、消しゴムを落とす。

Bさん：消しゴムを拾い、Aさんに渡す。

Aさん：「〇〇〇」



場面②「整列をしていたら、友達が背中にぶつかったとき」

Aさん、Bさん：Aさん（前）とBさん（後ろ）が前後に並ぶ。

Bさん：友達とふざけていて、Aさんの背中にBさんが当たる。

Aさん：「〇〇〇」

Bさん：「〇〇〇」



- (1) 「ありがとう」「うれしい」「痛いよ」「やめてね」などの気持ちを言葉で相手に伝える内容のロールプレイを友達と接する場面を複数想定して行った。
- (2) お互いの気持ちが分かるよう、役を交代しながら行った。
- (3) 活動の後に、振り返りを行い、感想を伝え合った。

4 評価（成果と課題）及び改善点

(1) 成果

- 友達と接する場面を想定したことで役を理解し、役の立場で言葉を伝える姿が見られた。言葉で気持ちを伝えることの大切さ気づくことができた。
- 始めに、嬉しい気持ちを伝えるロールプレイをしたことで、お互いにいい表情で取り組むことができた。
- 振り返りの中で、「ありがとう」と言ってもらいうれしかったこと等を伝え合うことで、気持ちを言葉で伝える事の大切さや良さを知ることができた。
- 実際の学校生活の場面で、「ありがとう」と自分から言葉で相手に伝える姿が見られるようになった。

(2) 課題

- 集団の場面は、ロールプレイで表現しづらかった。
- より具体性のある場面を想定して取り組むために、教室外の場所で行うなど、場を工夫する必要がある。
- 場面を設定して取り組んだことで、素直に気持ちを言葉で表すことができたが、実際の場面になると、言葉よりも行動が先に出ることが多い。

(3) 改善点

場面を設定して学習したことが、普段の生活の中で生かすことができるように、より具体性のある学習内容を工夫し、繰り返し取り組む必要がある。振り返りの中で、自己評価をし、気持ちを言葉で表すことのよさにより気づくことができるようにする。また、普段の生活の場面で気持ちを言葉にできるよう、その都度気持ちの伝え方を言葉で教師と一緒に考えるようにする。



卷末資料

資料 1 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に関する実態調査票

資料 2 個別の教育支援計画・個別の指導計画（熊本県参考様式）

資料 3 熊本県内特別支援学校一覧

資料 4 関係機関一覧

資料 5 参考・引用文献

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査票

作成日：平成 年（ ）月（ ）日 記入者（ ）

ふりがな 氏名		性別	男・女	学校（ ）年（ ）組
------------	--	----	-----	------------

I 「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」

4段階でチェック ポイント ない：0 まれにある：1 ときどきある：2 よくある：3

※「学年相応」で始まる項目の（*）の内容は一例であり、当該学年の学習内容を基に判断すること

	領域	質問項目	ポイント
1	① 聞く	聞き間違いがある（「知った」を「行った」と聞き間違える）	点
2		聞きもらしがある	
3		個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい	
4		指示の理解が難しい	
5		話し合いが難しい（話し合いの流れが理解できず、ついていくのが難しい）	
6	② 話す	適切な速さで話すことが難しい（たどたどしく話す。とても早口である）	点
7		ことばにつまったりする	
8		単語を羅列したり、短い文だったりして内容的が不十分である	
9		思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい	
10		内容を分かりやすく伝えることが難しい	
11	③ 読む	初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える	点
12		文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする	
13		音読にとっても時間がかかる	
14		勝手読みがある（「いきました」を「いました」と読む）	
15		文章の要点を正しく読みとることが難しい	
16	④ 書く	読みにくい字を書く（字の形や大きさが整っていない。まっすぐに書けない）	点
17		独特の筆順で書く	
18		漢字の細かい部分を書き間違える	
19		句読点が抜けたり、正しく打つことができない	
20		限られた量の作文や、決まったパターンの文章を書く	
21	⑤ 計算する	※学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい （*三千四十七を 300047 や 347 と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている）	点
22		簡単な計算の暗算が難しい	
23		計算をするのにとっても時間がかかる	
24		答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい （四則混合の計算。2つの立式を必要とする計算）	
25		学年相応の文章題を解くのが難しい	
26	⑥ 推論する	※学年相応の量と比較することや、量を表す単位を理解することが難しい （*長さやかさの比較。「15cm は 150mm ということ）	点
27		※学年相応の図形を描くことが難しい（*丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図）	
28		事物の因果関係を理解することが難しい	
29		目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい	
30		早合点や、飛躍した考えをする	
基準：①～⑥の領域の内、少なくとも一つの領域で該当項目が12点以上の場合、支援が必要と思われる。			

II 「不注意」「多動性—衝動性」

4段階でチェック ポイント ない、もしくはほとんどない：0 ときどきある：1 しばしばある：2 非常にしばしばある：3

	質問項目	ポイント
1	学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする	
2	手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする	
3	課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい	
4	授業中や座っているべき時に席を離れてしまう	
5	面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる	

6	きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったり高所に登ったりする		
7	指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げることが難しい		
8	遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい		
9	学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい		
10	じっとしていない。または何か駆り立てられるように活動する		
11	集中して努力を続けなければならない課題をすることが難しい		
12	過度に口数多く話す		
13	学習課題や活動に必要な物をなくしてしまう		
14	質問が終わらない内に出し抜けて答えてしまう		
15	一つの事に気持ちを集中することが難しい		
16	順番を待つのが難しい		
17	日々の活動で忘れることが多い		
18	他の人がしていることをさげすんだり、さまたげたりする		
基準：奇数番目の設問群（不注意）、または、偶数番目の設問群（「多動性－衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6点以上の場合、支援が必要と思われる。ただし、回答の0、1点を0点に、2、3点を1点にして計算。			点 点

Ⅲ 「対人関係やこだわり等」

3段階でチェック ポイント いいえ：0 多少：1 はい：2

	質 問 項 目	ポイント
1	年齢のわりに大人びている。	
2	みんなから、「〇〇博士」「〇〇教授」と思われている（例：カレンダー博士）	
3	他の子どもは興味を持たないようなことに興味があり、「自分だけの知識世界」を持っている	
4	特定の分野の知識を蓄えているが、意味をきちんと理解していないことが多い	
5	含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉どおりに受け取ってしまうことがある	
6	会話の仕方が形式的であり、抑揚がなく話したり、間合いが取れなかったりすることがある	
7	言葉を組み合わせ、自分だけしか分からないような言葉を作る	
8	独特の口調で話すことがある	
9	誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出すことが多い （例：唇を鳴らす、咳払い、喉を鳴らす、叫ぶ）	
10	とても得意なことがある一方で、極端に不得手なものがある	
11	いろいろな事を話す、その時の場面や相手の感情や立場を理解することが難しい	
12	共感することが難しい	
13	周りの人が迷惑するようなことも、配慮しないで言うことが多い	
14	物を見るとき目の様子が特徴的である	
15	友だちと仲良くしたいという気持ちはあるが、友達関係をうまく築くことが難しい	
16	友達のそばにはいるが、一人で遊んでいることが多い	
17	仲の良い友達をつくるのが難しい	
18	常識で判断することが難しい	
19	球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない	
20	動作やジェスチャーが、ぎこちないことがある	
21	意図的でなく、顔や体を動かすことがある	
22	ある行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることもある	
23	自分なりの固有の日課や手順があり、変更や変化を嫌がるが多い	
24	特定の物に執着することが多い	
25	他の子どもたちから、いじめられることがある	
26	特徴のある表情をしていることがある	
27	特徴のある姿勢をしていることがある	
基準：該当する項目が22点以上の場合、支援が必要と思われる。		点

* 参考資料：文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査（2002.2～3）」を基に作成。

個別の教育支援計画

記入年月日 平成 年 月 日

1 本人のプロフィール

ふりがな 氏名		性別		生年月日	平成 年 月 日
学校等 担任	立 学校				
	年担任（通常・特学・通級）	年担任（通常・特学・通級）	年担任（通常・特学・通級）	年担任（通常・特学・通級）	年担任（通常・特学・通級）
	年担任（通常・特学・通級）	年担任（通常・特学・通級）	年担任（通常・特学・通級）	年担任（通常・特学・通級）	年担任（通常・特学・通級）
子どもの 状況	《好きなこと・得意なこと》				
	《生活面》		《学習面》		
	<input type="checkbox"/> 不注意	<input type="checkbox"/> 人への関わり、社会的関係	◆国語	◆算数・数学	
	<input type="checkbox"/> 多動性	<input type="checkbox"/> 言葉の発達	<input type="checkbox"/> 聞く	<input type="checkbox"/> 読む	<input type="checkbox"/> 計算する
<input type="checkbox"/> 衝動性	<input type="checkbox"/> こだわり	<input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣	<input type="checkbox"/> 話す	<input type="checkbox"/> 書く	<input type="checkbox"/> 推論する
	《本人・保護者の願い》		<input type="checkbox"/> その他（上記のどの内容にも属さない内容については、ここに記述する）		
記録等 検査の	検査名等	実施年月日	検査の結果、診断等		

2 考えられる合理的配慮 [◎…十分達成、○…おおむね達成、△…もう少し]

観 点	合理的配慮	評価 (◎・○・△)
学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮		
学習内容の変更・調整		
情報・コミュニケーション及び教材の配慮		
学習機会や体験の確保		
心理面・健康面の配慮		
その他（支援体制や設備面等）		

3 プラン

卒業後の 進路希望	本人				
	保護者				
支援目標					
具 体 的 な 支 援	場面	いつ	支援者・関係機関等	支援内容	結果（評価）
	家庭生活				
	余暇・地域生活				
	学校生活				
	医療・保健				
	福祉・労働				
連 携 機 関	連携機関名	連絡先	支援内容や所見		
評 価					

上記の情報を支援関係者に引き継ぐことに同意いたします。

平成 年 月 日 保護者氏名 印

個別の指導計画【学】期

作成年月日 平成 年 月 日

学校名		学年・学級等		ふりがな 氏名	性別
年間目標					
項目	【学】期目標	場	手立て	結果(◎・○・△)	
Ⅰ (学習面)		学校			
		家庭			
Ⅱ (行動面・運動面)		学校			
		家庭			
Ⅲ (対人関係・健康面)		学校			
		家庭			
評価					

熊本県内特別支援学校一覧

【平成29年度】

設置者	学校名	当該学校が主として行う教育	設置学部					寄宿舎	〒	
			幼	小	中	高	専		所在地	
県	盲学校	視覚障がい者に対する教育	●	●	●	●	●	○	862-0901 熊本市東区東町3-14-1	096-368-3147 368-3148
県	熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育	●	●	●	●	●	○	862-0901 熊本市東区東町3-14-2	096-368-2135 368-2137
県	ひのくに高等支援学校					●		○	861-1101 合志市合生4360-7	096-249-1001 249-1102
県	熊本支援学校 高等部東町分教室 (熊本聾学校内)			●	●	●			862-0941 熊本市中央区出水5丁目5-16	096-371-2323 371-0078
県	松橋西支援学校 高等部上益城分教室 (甲佐高等学校内)			●	●	●			862-0901 熊本市東区東町3-14-2	096-331-0220 331-0221
県	荒尾支援学校			●	●	●			869-0502 宇城市松橋町松橋308-1	0964-33-2797 33-2737
県	大津支援学校			●	●	●			861-4606 上益城郡甲佐町横田327	096-235-8040 235-8041
県	菊池支援学校 高等部山鹿分教室 (鹿本商工高等学校内)	知的障がい者に対する教育		●	●	●			864-0032 荒尾市増永字西長浦2299-3	0968-62-1131 69-1064
県	小国支援学校			●	●	●			869-1235 菊池郡大津町室1381	096-293-0486 293-8052
県	球磨支援学校			●	●	●			861-1101 合志市合生4300	096-242-0069 242-0200
県	天草支援学校			●	●	●			861-0304 山鹿市鹿本町御宇田312	0968-46-5638 46-5641
市	平成さくら支援学校					●			869-2501 阿蘇郡小国町宮原2635-2	0967-46-4370 46-5980
市	八代支援学校			●	●	●			868-0501 球磨郡多良木町多良木4217	0966-42-3792 42-6938
国	熊本大学教育学部 附属特別支援学校			●	●	●			863-0005 天草市本町新休972	0969-23-0141 22-5673
県	松橋支援学校(肢) 高等部専門学科(知) 高等部氷川分教室(知)	知的障がい者及び肢体不自由者に対する教育		●	●	●		○	860-0833 熊本市南区平成2丁目20-1	096-245-6232 245-6242
県	芦北支援学校(肢) 高等部佐敷分教室(知) (芦北高等学校内)			●	●	●			866-0014 八代市高島町1-6	0965-32-3251 39-5007
県	熊本かがやきの森 支援学校 江津湖療育医療 センター分教室	肢体不自由者に対する教育		●	●	●			860-0862 熊本市中央区黒髪5丁目17-1	096-342-2956 342-2950
県	松橋東支援学校			●	●	●			869-0543 宇城市松橋町南豊崎252	0964-32-0729 32-0565
県	苓北支援学校			●	●	●			869-4201 八代市鏡町鏡村937	0965-52-3611 52-5161
県	熊本かがやきの森 支援学校 江津湖療育医療 センター分教室			●	●	●			869-5461 葦北郡芦北町芦北2829-8	0966-82-4627 82-4606
県	松橋東支援学校			●	●	●			869-5431 葦北郡芦北町乙千屋20-2	0966-61-3303 61-3304
県	苓北支援学校			●	●	●			860-0046 熊本市西区横手5丁目251	096-319-2000 319-2111
県	黒石原支援学校	病弱者に対する教育		●	●	●			862-0947 熊本市東区画図町重富575	096-379-4420 379-4420
計		20校	3	19	19	26	2	5		

関係機関一覧

【熊本県・熊本市の相談機関】

名称	郵便番号	所在地	電話
熊本県立教育センター(教育相談室)	861-0543	山鹿市小原	0968-44-6655
熊本大学教育学部附属教育実践総合センター	860-0081	熊本市中央区京町本丁5-12	096-325-3282
九州ルーテル学院大学附属発達心理臨床センター	860-8520	熊本市中央区黒髪3-12-16	096-343-1600
熊本市教育相談室(あいぱるくまもと2F)	862-0971	熊本市中央区大江5-1-50	096-362-7070
熊本市障がい者福祉相談所(あいぱるくまもと1F)	862-0971	熊本市中央区大江5-1-50	096-362-6500
熊本県福祉総合相談所〔中央児童相談所〕	861-8039	熊本市東区長嶺南2-3-3	096-381-4411 〔096-381-4451〕
八代児童相談所(総合庁舎)	866-0811	八代市西片町1660総合庁舎内	0965-32-4426
熊本市児童相談所(あいぱるくまもと3F)	862-0971	熊本市中央区大江5-1-50	096-366-8181
熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」	869-1235	熊本県菊池郡大津町室213-6 さくらビル2階	096-293-8189
熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」	866-0885	八代市永碓町1297-1 森内ビル201号室	0965-62-8839
熊本市発達障がい者支援センター 「みなわ」(ウェルパルクまもと2F)	862-0971	熊本市中央区大江5-1-1	096-366-1919
熊本県精神保健福祉センター	862-0920	熊本市東区月出3-1-120	096-386-1166
熊本市こころの健康センター (ウェルパルクまもと3F)	862-0971	熊本市中央区大江5-1-1	096-366-1171 (相談電話)
熊本県こども総合療育センター	869-0524	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143
熊本市子ども発達支援センター(ウェルパルクまもと2F)	862-0971	熊本市中央区大江5-1-1	096-366-8240
熊本県聴覚障害者情報提供センター	861-8039	熊本市東区長嶺南2-3-2	096-383-5595

【就労関係機関】

名称	郵便番号	所在地	電話
熊本障害者就業・生活支援センター(くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」)	862-0959	熊本市中央区白山2丁目1-1 白山堂ビル104号	096-288-0500
熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」	866-0898	八代市古閑中町3036	0965-35-3313
熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」	861-1331	菊池市隈府469-10 総合福祉センターコムサール2F	0968-25-1899
熊本県有明障害者就業・生活支援センター「きずな」	865-0013	玉名市中46-4	0968-71-0071
熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター「みなよし」	867-0000	水俣市大黒町2丁目3-18 エムズシティ4F	0966-84-9024
天草障害者就業・生活支援センター	863-0031	天草市今釜新町3667	0969-66-9866
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市中央区大江6-1-38 熊本公共職業安定所4F	096-371-8333
くまもと若者サポートステーション	862-0904	熊本市東区栄町2-15 県営健康軍団地1F	096-365-0117
たまな若者サポートステーション	865-0064	玉名市中48-4	0968-74-0007
うき若者サポートステーション	869-0502	宇城市松橋町松橋1131-4	0964-33-7896
ひとよし若者サポートステーション	868-0008	人吉市中青井町299 田上ビル1F	0966-22-2770

【地域療育センター】

名称	郵便番号	所在地	電話
宇城地域療育センター	869-0524	宇城市松橋町豊福1786	0964-33-5406
有明地域療育センターすまいるきっず	865-0005	玉名市玉名字西原2185-2 たまきな荘内すまいるきっず	0968-71-1050
鹿本圏域地域療育センター	861-0514	山鹿市新町801-2	0968-44-2244
菊池圏域地域療育センター輝なっせ	861-1331	菊池市隈府497-2	0968-24-5667

【地域療育センター】

名称	郵便番号	所在地	電話
阿蘇地域療育センター	869-2302	阿蘇市黒川406 くわ地域生活支援センター内	0967-35-5211
上益城地域療育センター	861-3203	上益城郡御船町高木4494-46 わいわいなかま内	096-282-4180
八代圏域地域療育センター	866-0863	八代市西松江城町2-17 八代市のぞみ母子センター内	0965-35-4766
水俣芦北地域療育センター	867-0011	水俣市平町1-3-3	0966-84-9540
人吉球磨圏域地域療育センター	868-0081	人吉市上林町1178-7	0966-24-3288
天草圏域地域療育センター	863-0024	天草市川原町7-46すくすく園内	0969-23-7049

【福祉型障害児入所施設】

施設名	設置主体	定員	〒	住 所	電 話
大江学園	法人	70人	862-0970	熊本市東区渡鹿8丁目16番46号	096-364-0070
愛育学園	法人	80人	861-8084	熊本市北区清水新地1丁目3-1	096-344-8705
熊本ライトハウス	法人	20人	862-0908	熊本市東区新生1丁目23-11	096-368-2013
陽光学園	法人	30人	861-0822	玉名郡南関町上坂下790番	0968-53-9126
大津町若草児童学園	法人	50人	869-1233	菊池郡大津町大津214番地の1	096-293-2467
サポートセンター第一悠愛	法人	30人	869-2501	阿蘇郡小国町宮原2617	0967-46-2616
多良木町立多良木学園	町	30人	868-0502	球磨郡多良木町黒肥地6525-38	0966-42-2692
天草学園	法人	40人	863-0006	天草市本町下河内680	0969-22-3873

【医療型障害児入所施設】

施設名	設置主体	定員	〒	住 所	電 話
熊本県こども総合療育センター	県	60人	869-0524	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143
くまもと江津湖療育医療センター	法人	86人	862-0947	熊本市東区画図町重富575	096-370-0501
くまもと芦北療育医療センター	法人	200人	869-5461	葦北郡芦北町芦北2813	0966-82-2431
はまゆう療育園	法人	170人	863-2503	天草郡苓北町志岐1059	0969-35-1258

【福祉型児童発達支援センター】

施設名	設置主体	定員	〒	住 所	電 話
熊本県こども総合療育センター	県	30人	869-0524	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143
熊本県ひばり園	県	20人	861-8039	熊本市東区長嶺南2丁目3-2	096-382-1939
済生会なでしこ園	法人	30人	861-4112	熊本市南区白藤3丁目2-71	096-357-6615
三気の家	法人	24人	861-8072	熊本市北区室園町20-40	096-346-3323
児童発達支援センター輝なっせ	法人	20人	861-1331	菊池市隈府字古町497-2	0968-24-5667
くまもと芦北通園センター	法人	15人	869-5461	葦北郡芦北町大字芦北2813	0966-82-2431

【医療型児童発達支援センター】

施設名	設置主体	定員	〒	住 所	電 話
熊本県こども総合療育センター	県	20人	869-0524	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143

【指定発達支援医療機関】

施設名	設置主体	定員	〒	住 所	電 話
熊本再春荘病院	独立 行政 法人	80人	861-1102	合志市須屋2659	096-242-1000
菊池病院	法人	80人	861-1116	合志市福原208	096-248-2111

【情緒障害児短期治療施設】

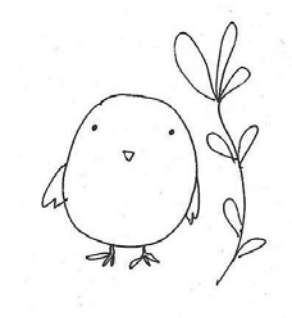
施設名	設置主体	定員	〒	住 所	電 話
こどもL.E.C.センター	法人	50人	861-2234	上益城郡益城町古閑73	096-331-0210

《参考文献・引用文献等》

- ◇特別支援学校幼稚部教育要領特別支援学校
小学部・中学部学習指導要領 文部科学省
2009
- ◇特別支援学校学習指導要領解説総則等編
文部科学省 2009
- ◇特別支援学校学習指導要領解説自立活動編
文部科学省 2009
- ◇小学校学習指導要領 文部科学省 2008
- ◇中学校学習指導要領 文部科学省 2008
- ◇「特別支援教育の推進について」 文部科
学省初等中等教育局長通知 平成 19 年 4
月
- ◇「共生社会の形成に向けたインクルーシブ
教育システム構築のための特別支援教育の
推進」 中央教育審議会初等中等教育分科
会報告 平成 24 年 7 月
- ◇「障害のある児童生徒等に対する早期から
の一貫した支援について」 文部科学省初
等中等教育局長通知 平成 25 年 10 月
- ◇「小学校、中学校、高等学校及び特別支援
学校等における児童生徒の学習評価及び指
導要録の改善等について」 文部科学省初
等中等教育局長通知 平成 22 年 5 月
- ◇通級による指導の手引 (株)佐伯印刷
2012
- ◇学校安全資料「生きる力をはぐくむ学校で
の安全教育 文部科学省 2010 改訂
- ◇教科書制度の概要 文部科学省初等中等教
育局 2016
- ◇生徒指導提要 文部科学省 2010
- ◇特別支援教育ハンドブック 第一法規
2014
- ◇小学校・中学校管理職のための特別支援学
級の教育課程編成ガイドブック - 試案 -
独立行政法人特別支援教育総合研究所
2017
- ◇特別支援学級経営の手引き 岩手県立総合
教育センター 2015
- ◇管理職と担任のための特別支援学級の手引
- 平成 27 年度版 - 山形県教育センター
2015
- ◇自閉症・情緒障害特別支援学級教育課程の
在り方について 東京都教育委員会 2016
- ◇特別支援学級担任・通級志度教室担当者の
ための特別支援教育ハンドブック改訂版
香川県教育委員会事務局特別支援教育課
2015
- ◇特別支援学級及び通級指導教室教育課程編
成の手引 長崎県教育委員会 2016
- ◇特別支援学級担任のためのハンドブック
岡山県総合教育センター 2012
- ◇特別支援学級及び通級指導教室経営の手引
き(実践編) 大分県教育センター 2016
- ◇特別支援学級担任のための「ハンドブック」
宮崎県教育研修センター 2015
- ◇特別支援学級担任・通級指導教室担当のた
めの手引 岐阜県教育委員会 2016
- ◇通級による指導の手引 秋田県教育委員会
2008
- ◇通級指導の手引 埼玉県教育委員会 2008
- ◇通級による指導ハンドブック 福岡県教育
センター 2014
- ◇初めて通級による指導を担当する先生のため
のハンドブック 栃木県総合教育センタ
ー 2015
- ◇自閉症・情緒障害特別支援学級を中心とし
た自立活動の指導ガイドブック 山梨県総
合教育センター 2014
- ◇自立活動ハンドブック 岡山県総合教育セ
ンター 2015
- ◇自立活動の指導の手引き 山口県教育委員
会 2013
- ◇支援者のための発達障がいにある方のため
の支援の引継等に関する手引き 大阪府
2015
- ◇教師と親のための弱視レンズガイド 五十
嵐信敬他 コレール社 2003
- ◇視覚障害教育に携わる方のために 香川邦
生 慶應義塾大学出版会 2005
- ◇視力の弱い子どもの理解と支援 大川原潔
他 教育出版 1999
- ◇視力 0.06 の世界 見えにくさのある眼で
見るということ 小林一弘 ジアース教育

新社 2003

- ◇見えにくい子どもへのサポート Q&A 氏間和仁 読書工房 2013
- ◇病気の子どもの理解のために 全国特別支援学校病弱教育校長会、全国立特別支援教育総合研究所 2010
- ◇病気の子どものガイドブック 全国特別支援学校病弱教育校長会 ジアース教育新社 2012
- ◇病気の子どもの教育入門全国病弱教育研究会 クリエイツかもがわ 2013
- ◇特別支援学校の学習指導要領を踏まえた病気の子どものガイドブック病弱教育における指導の進め方 全国特別支援学校病弱教育校長会 ジアース教育新社 2012
- ◇高機能自閉症・アスペルガー症候群及びその周辺の子どもたち 尾崎洋一郎他 同成社 2015
- ◇子どもたちの抱える行動上の問題への挑戦 肥後祥治 明治図書 2010



検討委員・作成委員名簿

《 検討委員 》

所 属	職 名	氏 名
県立教育センター	指導主事	松原 弘治
県立熊本かがやきの森支援学校	校 長	五瀬 浩
県立熊本聾学校	指導教諭	林田 利郎
県立熊本かがやきの森支援学校	指導教諭	井上 礼治
菊池市教育委員会	指導主事	小夏 雅義
産山村立産山小学校	教 頭	井 正成
八代市立八竜小学校	教 頭	堤 秀崇
球磨村立渡小学校	教 頭	内場 真由美

《 作成委員 》

所 属	職 名	氏 名
県立教育センター	指導主事	堀川 和則
県立盲学校	教 諭	松岡 しおり
県立盲学校	教 諭	林 淳子
県立熊本聾学校	教 諭	雑賀 美智
県立熊本聾学校	教 諭	齊藤 尚美
県立熊本支援学校	教 諭	木下 敏英
県立熊本かがやきの森支援学校	教 諭	近藤 智治
県立松橋支援学校	教 諭	山口 徹
県立黒石原支援学校	教 諭	佐伯 恵子
県立黒石原支援学校	教 諭	西 正幹
県立球磨支援学校	教 諭	平川 幸代
宇土市立鶴城中学校	教 諭	小野 加名子
宇城市立松橋中学校	教 諭	本村 ゆかり
玉名市立八嘉小学校	教 諭	本島 隆浩
山鹿市立菊鹿小学校	教 諭	迎田 千恵子
山鹿市立鹿北中学校	教 諭	今本 みゆき
天草市立本渡南小学校	教 諭	赤城 理恵

【事務局】 熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課
 課 長 藤田 泰資 審議員（兼課長補佐） 吉田 道広
 [特別支援教育指導班]
 主 幹 前川 美穂子
 指導主事 桜井 祐子 西村 敬史 西坂 紀彦
 田崎 弘明 中山 武也 前田 和代

※表紙等のイラストは、熊本県立熊本かがやきの森支援学校
 弘 こずえ教諭にご協力いただきました。



「特別支援学級担任及び

通級による指導担当教員のためのハンドブック」

平成29年3月

〔発行元〕 熊本県教育委員会

〔問合せ先〕 熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL：096-333-2683

